

令和8年3月27日
山口県報号外第21号
監査公表第3号別冊

令和7年度 包括外部監査の結果報告書

人口減少を克服する産業・地域振興関連施策に係る
財務事務の執行について

令和8年3月
山口県包括外部監査人
村 田 治 子

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象期間	2
5. 外部監査の対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等	2
6. 監査対象とする財政的援助団体等の概要	3
(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団	3
(2) 地方独立行政法人山口県産業技術センター	4
(3) 公益財団法人やまぐち農林振興公社	5
7. 外部監査の実施期間	6
8. 外部監査の方法	6
(1) 監査要点	6
(2) 主な監査手続	6
9. 包括外部監査人及び監査補助者	7
10. 利害関係	7
第2 外部監査対象の概要	8
1. やまぐち未来維新プランの概要	8
(1) 策定の趣旨	8
(2) 性格と役割	8
(3) 計画の期間	8
(4) 県づくりの基本目標	8
(5) 基本方針	8
2. 山口県の人口減少の状況	9
(1) 山口県の人口の推移・推計	9
(2) 25歳から39歳の女性人口	9
(3) 年齢別人口の社会増減の状況	10
3. 「やまぐち未来維新プラン」における「3つの維新」の概要	10
(1) 産業維新	10
(2) 大交流維新	10
(3) 生活維新	11
4. やまぐち未来維新プラン 115の成果指標一覧	12

5. 予算の概要	20
6. 監査対象事業	21
(1) 監査対象事業の選定方法	21
(2) 事前ヒアリングの概要	21
(3) 監査対象事業の一覧	21
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	24
1. 結果（指摘）及び意見の判断基準	24
2. 指摘及び意見の件数	24
3. 指摘及び意見の項目一覧	26
4. 指摘及び意見の総評	34
【総合所見】	34
【各論】	38
(1) 関係団体を介した補助金執行スキームの在り方について	38
(2) 委託・再委託構造における効率化と統制について	38
(3) 公金投入の経済的合理性及び自立化について	39
(4) 制度趣旨・仕様内容の拡大解釈による統制毀損について	40
(5) 事業実施の地理的偏在と受益機会の均衡について	40
(6) 魅力発信広報の戦略性・有効性・持続性への課題	41
【全体総括】	42
【終わりに】	43
第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）	44
【産業維新】	44
◆新たな価値を創造する産業 DX プロジェクト	44
1. 中小企業デジタル経営転換支援事業	44
1-1. 中小企業デジタル経営転換支援事業業務	52
2. やまぐち中小企業物流 DX 促進事業	58
2-1. やまぐち中小企業物流 DX 促進事業業務	66
3. 中小企業 DX 等促進支援事業	69
3-1. 中小企業 DX 等促進支援事業	75
4. IoT ビジネス創出促進事業	80
◆未来へ挑戦するグリーン成長プロジェクト	92
5. 地域イノベーション拡大推進事業	92
5-1. 地域イノベーション拡大推進事業	99
6. 再生医療等実用化・産業化推進事業	111
7. ヘルスケア関連産業創出事業	116

◆時代を勝ち抜く産業強化プロジェクト	124
8. 半導体・蓄電池産業集積強化事業	125
8-1. 半導体・蓄電池産業集積強化事業	137
8-2. 半導体・蓄電池産業集積強化事業	140
9. 企業立地推進強化事業	144
10. 企業立地サポート事業	154
11. やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	164
◆強い農林水産業育成プロジェクト	175
12. 地域農業資源リノベーション促進事業	175
12-1. 「地域農業資源リノベーション促進」業務	182
13. 中核経営体育成支援事業	185
14. 集落営農法人連合体形成加速化事業	197
15. 未来へ「つながるノウフク」応援事業	204
16. やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	211
16-1. やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	221
16-2. 山口県農山漁村発イノベーションサポート事業	224
17. 県産飼料生産・利用拡大促進事業	226
18. やまぐち型養殖業推進事業	234
19. 持続可能な漁業経営モデル創出事業	247
【大交流維新】	255
◆国内外での市場拡大プロジェクト	255
20. やまぐちスタイル情報発信事業	255
21. 海外展開総合支援事業	265
21-1. 海外展開総合支援事業実施業務	274
21-2. ベトナム南部経済交流促進事業実施業務	279
22. 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	281
23. やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業	288
23-1. やまぐちの農林水産物等輸出推進業務	296
◆新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト	304
24. やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	305
24-1. やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	311
25. 「住んでみいね！ぶちええ山口」YY ターン推進事業	315
25-1. 「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	322
26. テレワーク移住支援事業	337
27. 県外キャリア人材確保応援事業	345

28. 県外人材県内就職促進事業	358
29. 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業	369
29-1. 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業実施業務	379
【生活維新】	383
◆人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト	383
30. やまぐち元気生活圏活力創出事業	383
31. まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業	391

【数値について】

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

【数値等の出所について】

- ・報告書中の数値は、山口県が公表している資料及び監査対象機関から入手したものであり、また、それらを監査人が加工しているものである。

【法人格の表記について】

- ・報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[株式会社：(株)、有限会社：(有)、地方独立行政法人：(地独)、国立研究開発法人：(国研)、公益財団法人：(公財)、一般財団法人：(一財)、一般社団法人：(一社)、特別非営利活動法人：(特非) または NPO 法人 等]

【元号の表記について】

- ・報告書中の元号は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[平成：H、令和：R]

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

人口減少を克服する産業・地域振興関連施策に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

我が国では、諸外国に先んじて急速な勢いで人口減少、少子高齢化が進展し、それに伴う生産年齢人口の減少及び都市部への過度な人口集中が進行していることから、持続可能な社会の実現のために地方公共団体は独自性と責任を持って積極的に有効な政策を構築し、推進・実現化することが益々重要となってきた。

山口県においても、令和6（2024）年度当初予算は、「人口減少の克服と本県のさらなる発展に確かな道筋をつける予算」と位置付け、「やまぐち未来維新プラン」¹に掲げた「3つの維新」²をアップデートし、少子化対策をはじめとする様々な困難かつ克服すべき課題に対して果敢に挑戦し、行政DXの推進による業務効率化などにより、持続可能な財政運営を推進することを目指して策定された。

人口減少の要因には「自然減」と「社会減」の2つがあるが、特に、「自然減」の対策については、個々の自治体の努力には限界があると言われている。しかし、両者は独立の関係にあるのではなく、互いに密接に関わっており、人口減少の克服は産業振興の成否と連動すると考えられる。

本県においては、最大の強みである「ものづくり」を中心とした高度技術や産業集積を活かした産業戦略が、人口減少や少子高齢化等を克服するための、高い生産性及び付加価値を有する産業モデルの構築を促す政策となっているか否かが、極めて重要である。

また、県土の7割が中山間地域である本県では、農林水産業が、食料の安定供給をはじめ、県民の健康と健全で豊かな暮らしを支えており、商工業と共に産業の大きな柱となっていることから、担い手の確保や生産性の向上など、農林水産業の成長産業化が実現しているかという視点も、不可欠である。

これまで本県の各施策についてのKPI（重要業績評価指標）は概ね順調に進捗しているものの、加速している少子化と女性を中心とした若者の県外流出により、令和5（2023）年8月には人口は130万人を切るなど、まさに本県においても人口減少は深度を増している。

¹ 令和4（2022）年12月に策定された県政運営の指針としての最上位総合計画

² 「産業維新」「大交流維新」「生活維新」

人口減少が本県経済の縮小を呼び、本県経済の縮小が更なる人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高く、人口減少・少子高齢化の社会にあっても、長期的に経済成長を遂げ、活力みなぎる安心・安全な山口県となるためには、生産性の向上、労働参画拡大、出生率の向上を通じて本県の潜在成長率を高め、成長と配分の好循環により持続可能な社会を実現する必要がある。

こうした現状を踏まえ、「社会減」を要因とする人口減少対策に資する産業振興の事業に着目して監査を実施することは、多くの県民にとって非常に有益かつ極めて関心が高い分野であると考え。加えて、産業の担い手確保のため、県外からの人の流れを拡大し、地域を活性化させる取組についても監査対象とし、これらの財務事務に関する合规性、経済性・効率性及び有効性の観点から監査を実施することは大いに意義があると判断した。

以上のことから、「人口減少を克服する産業・地域振興関連施策に係る財務事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 外部監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5. 外部監査の対象機関

（1）部署及び所管課

部 局	所管課
総合企画部	広報広聴課、中山間・地域振興課
産業労働部	産業政策課、企業立地推進課、経営金融課、イノベーション推進課、労働政策課、産業人材課
農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課、農業振興課、畜産振興課、水産振興課

（2）関連する出先機関及び財政的援助団体等

部 局	出先機関及び財政的援助団体等の名称
総合企画部	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議
産業労働部	（公財）やまぐち産業振興財団、（地独）山口県産業技術センター
農林水産部	（公財）やまぐち農林振興公社、やまぐちの農林水産物等輸出推進会議

6. 監査対象とする財政的援助団体等の概要

(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団³

①設立目的

山口県の産業技術の高度化、中小企業等の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与することを目的とする。

②沿革

平成 12（2000）年（財）山口県中小企業振興協会と（財）山口県産業技術開発機構を統合し、（財）やまぐち産業振興財団となり、平成 24（2012）年 4 月に公益財団法人として設立された。

③組織

理事 10 名 監事 2 名 評議員 8 名
経営企画部、事業管理室、事業支援部

④主な事業

- (1) 経営課題に係る相談・支援に関する事業
- (2) 経営・技術等に係る情報の収集・提供及び情報化の支援に関する事業
- (3) 経営・技術等の人材育成に関する事業
- (4) 設備投資の支援に関する事業
- (5) 創業及び事業化の促進に関する事業
- (6) 新商品・新技術等に係る販路開拓の支援及び下請取引のあっせん等に関する事業
- (7) 技術研究開発等の支援に関する事業
- (8) 損害保険代理事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤県の出資（出捐）金額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1,360,000 千円（総額 2,334,854 千円に占める割合 58.2%）

³ 出所：（公財）やまぐち産業振興財団定款及び（公財）やまぐち産業振興財団ホームページ
なお、当該団体名については、以下、「産業振興財団」、「振興財団」及び「財団」と表記している場合がある。

(2) 地方独立行政法人山口県産業技術センター⁴

①設立目的

産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

②沿革

明治 35(1902)年設置の山口県染織講習所(のちの山口県染織試験場)を始まりとし、その後、山口県工業試験場、山口県醸造試験場、山口県窯業試験場、県中小企業指導室との統合により、昭和 42(1967)年、山口市朝田に山口県商工指導センターとして設置され、昭和 63(1988)年の改組で、山口県工業技術センターとなる。

平成 11(1999)の改組により、宇部市あすとぴあに山口県産業技術センターとして設置され、県内中小企業の「中核的技術支援拠点」として、企業ニーズに対応できる機動的な組織体制を構築するとともに、自律的マネジメントシステムを確立し、サービスの一層の向上や効率的な業務執行を図るために、平成 21(2009)年 4 月から、独立した法人格を持つ地方独立行政法人へ移行した。

③組織

理事 3 名 監事 1 名

経営管理部、技術支援部、プロジェクト推進部、水素実証推進センター

④主な事業

- (1) 産業技術に関する試験研究を行うこと
- (2) 産業技術に関する試験研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること
- (3) 産業技術に関する照会及び相談に応じ、並びに助言その他の支援を行うこと
- (4) 試験研究設備その他の設備及び施設を一般の利用に供すること
- (5) (2)から(4)までに掲げるもののほか、(1)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

⑤県の出資（出捐）金額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

6,375,046 千円（総額 6,375,046 千円に占める割合 100%）

⁴ 出所：(地独) 山口県産業技術センター定款及び(地独) 山口県産業技術センターホームページ
なお、当該団体名については、以下、「産業技術センター」、「技術センター」及び「センター」と表記している場合がある。

(3) 公益財団法人やまぐち農林振興公社⁵

①設立目的

山口県において、農業経営基盤の強化促進並びに農林水産業の担い手の確保・育成及び農山漁村への定住の促進並びに森林の整備及び緑化の推進等の事業を行うことにより、農林水産業の持続的かつ健全な発展並びに農地及び森林の有する多面的機能の発揮を図り、もって農産漁村の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

②沿革

昭和 41(1966)年に設立された（財）山口県林業公社を始まりとしている。

その後、（財）山口県農林開発公社、（財）やまぐち森と緑の公社、（社）山口県新規就農支援センターと再編・統合され、平成 16(2004)年に（財）やまぐち農林振興公社となり、平成 25（2013）年 4 月に公益財団法人として設立された。

③組織

理事 9 名 監事 2 名 評議員 9 名 会計監査人 1 名
総務部、農地中間管理事務部、担い手・新事業支援部、森林部

④主な事業

- (1) 農地の中間管理及び売買等に関する事業
- (2) 畜産基盤の整備による担い手の育成に関する事業
- (3) 農林水産業への就業者の確保及び経営安定までの支援に関する事業
- (4) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の支援に関する事業
- (5) 分収造林に関する事業
- (6) 市町が行う森林経営管理制度等に係る業務の支援に関する事業
- (7) 緑の基金及び緑と水の森林ファンドによる緑化の推進等に関する事業
- (8) 緑の募金の推進及び緑の募金による森林の整備、緑化の推進に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤県の出資（出捐）金額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

90,000 千円（総額 313,433 千円に占める割合 28.7%）

⁵ 出所：（公財）やまぐち農林振興公社定款及び（公財）やまぐち農林振興公社ホームページ
なお、当該団体名については、以下、「農林振興公社」及び「公社」と表記している場合がある。

7. 外部監査の実施期間

令和7年4月4日から令和8年2月20日まで

8. 外部監査の方法

(1) 監査要点

① 合规性

産業・地域振興関連施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

② 有効性

産業・地域振興関連施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか。

事業の有効性を適正に評価しうる体制となっているか。産業・地域振興をもって人口減少対策の一層の推進を図るための合理的な目標を設定し、その効果が適切に検証されているか。

検証された結果は次年度以降の事業へ反映、または見直しを実施しているか。また、それらの体制を整え、運用しているか。

③ 経済性・効率性

産業・地域振興の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、最小の経費で最大の効果を挙げているか。すなわち、無駄な経費がないか。

事務手続及び事業の実施は最善の方法で効率的に実施されているか。

補助金の交付先や委託先が外郭団体等の場合、事業目的にかなった支出となっているか、県が直接事業を実施する場合に比べて成果とコストの関係が合理的であるか。

(2) 主な監査手続

① 実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令並びに条例・規則等の閲覧を実施した。

② 財務事務（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切に執行されていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③ 上記①、②終了後、各事業別の結果報告を作成し所管課等へ提示しフィードバックを求め、事実誤認や認識違い等について相互確認を行い、見解が相違する論点については監査人の見解を再度説明し合意を得た。

また、既に改善していることや、改善の対策を実施中のものについては、県からのフィードバックを反映した。

④ 本年度監査対象の事業について、過年度の包括外部監査で「指摘」及び「意見」のあった事業については措置状況を確認し、関連事業の報告書にその結果を記載している。

⑤各個別事業について監査テーマである「社会減対策」との関係性を評価・整理し、重要な3点に絞って KPI（重点業績評価指標）を設定・整理した。

⑥その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

9. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公 認 会 計 士	村 田 治 子
補 助 者	公 認 会 計 士	品 川 充 洋
補 助 者	公 認 会 計 士	花 井 宏 行
補 助 者	公 認 会 計 士	山 田 康 雄
補 助 者	公 認 会 計 士	上 條 玲
補 助 者	公 認 会 計 士	蘭 顕 紹
補 助 者	公 認 会 計 士	崎 西 明 子
補 助 者	弁 護 士	内 田 邦 彦
補 助 者	弁 護 士	岡 田 卓 司

10. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. やまぐち未来維新プランの概要⁶

(1) 策定の趣旨

これまでの県づくりで、多くの成果を得ることができたが、県政の最重要課題である人口減少の克服は未だ道半ばであり、コロナ禍で足踏みを余儀なくされた取組もある。まずは、直面するコロナの危機を克服し、山口県の元気を取り戻す、そして同時に、人々の意識や価値観の変化、デジタル化や脱炭素化などの社会変革にしっかりと対応するため、「3つの維新」をさらに進化させ、新たな未来に向けた県づくりの取組を、力強く前へ進めていかなければならない。

市町はもとより関係団体や企業・大学、県民とともに、県の総力を結集して、これまで以上に「安心して希望と活力に満ちた山口県」を実現するために策定した。

(2) 性格と役割

プランは新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業・大学等、そして県民と共有し、共に取り組んでいくための指針となるものである。

(3) 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間

(4) 県づくりの基本目標

人口減少・少子高齢社会にあっても、活力に満ちた産業や、にぎわいに溢れ、安心・安全で持続可能性を備えた地域社会の中で、県民誰もが、山口県ならではの豊かさと幸福を感じながら、未来に希望を持って暮らせる「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指す。

(5) 基本方針

① 「3つの維新」のさらなる進化



⁶ 出所：令和4年12月「やまぐち未来維新プラン（概要版）」

②20 の維新プロジェクト・72 の重点施策・115 の成果指標

安心・安全、デジタル、グリーン、ヒューマンの「4つの視点」を踏まえ、産業維新、大交流維新、生活維新の「3つの維新」のさらなる進化を図る。

プロジェクトの重点施策について、未来志向で再構築し、20の「維新プロジェクト」、72の「重点施策」を設定する。

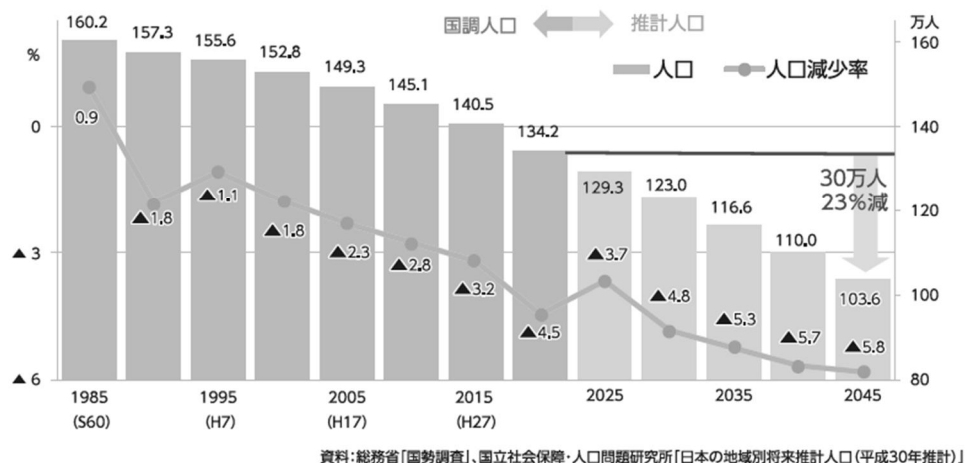
また、維新プロジェクトごとにプランの進捗状況を測るとともに、目指すべき具体的な成果目標として、115の「成果指標」を設定する。



2. 山口県の人口減少の状況⁷

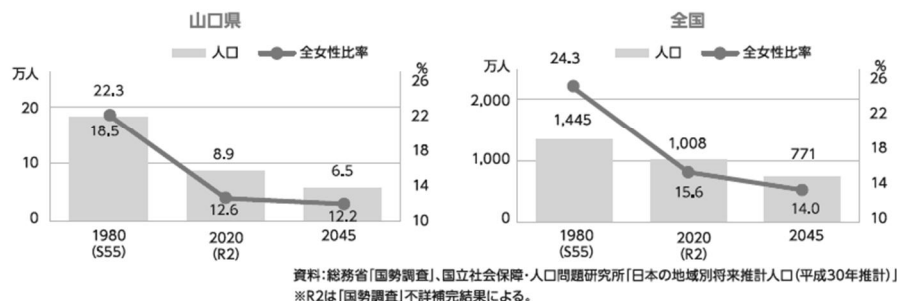
(1) 山口県の人口の推移・推計

- ・県人口は、1985年以降減少を続け、2020年には約134万人まで減少
- ・このまま推移すると、2020年から2045年までに約30万人減少する見込み



(2) 25歳から39歳の女性人口

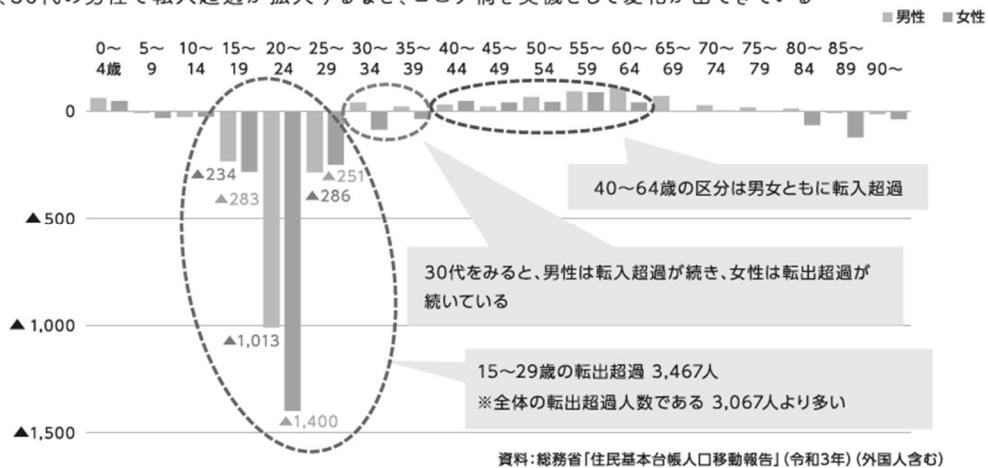
- ・1980年と比べて2020年には約52%減少しており、2045年にはさらに約27%減少する見込みで、全国に比べて女性人口に占める割合が低い
- ・若年層の女性は、移住に向けて、仕事に関する満足度を重視



⁷ 出所：令和4年12月「やまぐち未来維新プラン(概要版)」

(3) 年齢別人口の社会増減の状況

- ・15～29歳の若年層の県外流出が顕著
- ・一方で、30代の男性で転入超過が拡大するなど、コロナ禍を契機として変化が出てきている



3. 「やまぐち未来維新プラン」における「3つの維新」の概要

以下は、「やまぐち未来維新プラン」における「3つの維新」の概要を、社会減対策との関係性を踏まえて監査人が整理したものである。

(1) 産業維新

一雇用創出・所得確保を通じた社会減抑制一

産業維新は、県内産業の競争力強化や成長分野への挑戦を通じて、安定的かつ魅力ある雇用の創出を図ることを主眼とするものである。人口減少、とりわけ若年層を中心とした社会減の要因として、「希望する職がない」、「将来性を感じられない」といった就業環境面の課題が大きいことを踏まえ、本分野では、企業の成長力強化、人材育成・確保、付加価値向上を通じて、県内にとどまる・戻ってくる動機となる就業機会の創出を目指している。

本監査対象事業群においても、

- ・成長分野への投資・技術高度化
- ・企業の採用力・定着力の向上
- ・キャリア人材や専門人材の確保

といった取組が確認され、これらは直接的に雇用の量・質を高めることで、社会減の抑制に対して基礎的かつ不可欠な役割を果たす施策群と位置づけられる。

(2) 大交流維新

一人の流れを生み出し、社会減に“逆流”をつくる取組一

大交流維新は、国内外との交流拡大や人の流れの創出を通じて、人口移動そのものに働きかける施策分野である。産業維新が「働く場」を軸とするのに対し、本分野は、「訪れる」「関わる」「移り住む」といった多層的な関係人口・移住人口の形成を狙いとしている。

監査対象となった各事業では、

- ・市場拡大・販路開拓を通じた交流人口の増加
- ・UJI ターン就職・テレワーク移住等による人口還流
- ・新たな人の流れを生む制度設計

が展開されており、これらは社会減を“止める”のみならず、“流れを変える”試みと評価できる。特に、移住・就業・交流を一体として捉えた取組は、短期的な人口数値の増減にとどまらず将来的な定住・再移動を含む中長期的な社会減対策の土台形成という意味を有している。

(3) 生活維新

—「住み続けられる」地域をつくることで社会減を抑制—

生活維新は、人口減少下においても地域が機能し続けるための生活基盤・地域機能の維持・再構築を目的とする分野である。社会減の背景には、雇用や所得のみならず、「生活の不便さ」「地域の将来への不安」といった生活環境面の要因が存在しており、本分野は、そうした転出の動機そのものを低減する役割を担っている。

監査対象事業では、

- ・元気生活圏づくりによる生活機能の確保
- ・商業エリアの再生・にぎわい創出
- ・地域主体による持続的な取組支援

が進められており、これらは即効的な人口増を狙うものではないが、「ここで暮らし続けられる」という実感の醸成を通じて、社会減の抑制に対して中長期的・構造的に寄与するものと整理できる。

◆「3つの維新」の社会減対策としての位置づけ（整理）

産業維新	「働く理由」をつくり、社会減の“原因”にアプローチする
大交流維新	「動きの流れ」を変え、社会減に“逆方向の力”を与える
生活維新	「住み続けられる環境」を整え、社会減を“起こさせない”仕組みをつくる

この3分野は相互に補完関係にあり、単独ではなく、重なり合うことで初めて社会減対策としての実効性が高まる構造となっていると評価できる。

4. やまぐち未来維新プラン 115 の成果指標一覧

3つの維新		現状値		2026 年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成 果 指 標	数値	年/年度	
I 産業維新				
① 新たな価値を創造する産業 DX プロジェクト				
1	先導的プロジェクトによる未来技術導入件数	5 件	2021 年度	25 件（2022～2026 年度累計）
再	企業誘致件数	25 件	2021 年	125 件（2022～2026 年累計）
再	光ファイバの世帯カバー率	96.2%	2020 年度	100%
再	5G 人口カバー率	87.7%	2021 年度	90%超
2	中小企業の IoT 導入率	19.3%	2021 年度	28%
再	県内企業等に対する技術流出防止意識の浸透率	—	—	100%
3	水中次世代モビリティ関連プロジェクト化件数（累計）	—	—	15 件（累計）
4	航空機・宇宙機器産業での受注獲得金額	38,300 万円	2018～2021 年度	300,000 万円(2022～2026 年度累計)
② 未来へ挑戦するグリーン成長プロジェクト				
5	コンビナート連携によるカーボンニュートラル関連事業のプロジェクト化件数	—	2021 年度	6 件(2022～2026 年度累計)
6	環境・エネルギー、水素、医療、バイオ関連分野の事業化件数（累計）	123 件	2021 年度	180 件(累計)
再	山口県認定リサイクル製品数（累計）	506 件	2021 年度	582 件(累計)
7	燃料電池自動車等の導入台数（累計）	35 台	2021 年度	175 台(累計)
③ 時代を勝ち抜く産業力強化プロジェクト				
8	石炭・バイオマス共同輸送の実施回数	8 回	2021 年度	65 回(2022～2026 年度累計)
9	国道・県道の整備完了延長	—	—	50km(2022～2026 年度)
10	緩和する主要渋滞箇所数	13 箇所	2021 年度	18 箇所
11	県内企業等に対する技術流出防止意識の浸透率	—	—	100%

3つの維新		現状値		2026 年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成 果 指 標	数値	年/年度	
12	企業誘致件数	25 件	2021 年	125 件（2022～2026 年累計）
④ 中堅・中小企業の「底力」発揮プロジェクト				
13	地域経済牽引事業計画承認件数	12 件	2021 年度	75 件（2022～2026 年度累計）
14	経営革新計画目標達成件数（累計）	371 件	2021 年度	530 件（累計）
15	関係機関の支援による事業承継診断件数	519 件	2021 年度	7,500 件(2022～ 2026 年度累計)
16	関係支援機関の支援による創業数	862 件	2018～2021 年度	1,200 件(2022～ 2026 年度累計)
17	関係支援機関の支援による女性創業数	326 件	2018～2021 年度	440 件(2022～2026 年度累計)
18	建設産業の技術者・技能者の若年者比率	11.6%	2020 年度	14%以上
19	就職決定者数（山口しごとセンター登録者）	3,716 人	2021 年度	4,400 人
20	インターンシップ参加学生数	497 人	2021 年度	900 人
再	高校生等の県内就職割合	82.2%	2020 年度	85%以上
21	大学生等の県内就職割合（山口しごとセンター登録者）	55.8%	2021 年度	60.8%
再	山口県立大学の新規卒業者の県内就職割合	42.7%	2021 年度	50%超
⑤ 強い農林水産業育成プロジェクト				
22	中核経営体数	630 経営体	2021 年度	708 経営体
23	農林漁業新規就業者数	195 人	2021 年度	1,100 人(2022～ 2026 年度累計)
24	やまぐち農林漁業ステキ女子数	33 人	2021 年度	83 人
25	地産・地消推進拠点の新規設置数	—	—	100 施設(2022～ 2026 年度累計)
26	戦略作物の作付面積	6,366 ha	2020 年度	7,300 ha
27	県産木材供給量	30.1 万㎡	2021 年度	41.8 万㎡
28	基幹漁業及び養殖業の新興件数	1 件	2021 年度	4 件
29	国際水準 GAP の認証件数	40 件	2021 年度	50 件

3つの維新		現状値		2026年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成果指標	数値	年/年度	
30	有機農業面積	119 ha	2020 年度	165 ha
31	再造林率	28.5%	2016～2020 年度平均	50%以上(2022～ 2026 年度平均)
32	森林バイオマス利用量	64.2 千 t	2021 年度	94.0 千 t
33	漁港施設を有効活用した藻場造成箇所	—	—	6 箇所
34	農林漁業でのデジタル技術を活用した 社会実装件数	6 件	2021 年度	30 件(2022～2026 年累計)
35	鳥獣による農林業被害額	3.9 億円	2021 年度	3 億円
Ⅱ 大交流維新				
⑥ 交流拡大による活力創出プロジェクト				
36	山口きらら博記念公園年間利用者数	160 千人	2021 年度	800 千人
37	山口宇部空港の国内定期便の年間利用者数	36.0 万人	2021 年度	100 万人
	山口宇部空港の国際便（チャーター便 を含む）の年間利用者数	0 万人	2021 年度	2 万人
38	岩国錦帯橋空港の国内定期便の年間利 用者数	13.2 万人	2021 年度	52 万人
再	国道・県道の整備完了延長	—	—	50km(2022～2026 年度)
⑦ 新たな観光県やまぐち創造プロジェクト				
39	観光客数（年間）	2,260 万人	2021 年	3,700 万人以上
40	延べ宿泊者数（年間）	330 万人	2021 年	550 万人以上
41	観光消費額（年間）	1,098 億円	2021 年	1,600 億円
42	キャンプ場利用者数（年間）	36 万人	2021 年度	41 万人
43	県立美術館の入館者数	17 万人	2017～2021 年度平均	20 万人以上(2022～ 2026 年度平均)
44	外国人延べ宿泊者数（年間）	2.0 万人	2021 年	20 万人
45	クルーズ船寄港回数	32 回	2018～2021 年平均	50 回以上(2022～ 2026 年平均)
⑧ 国内外での市場拡大プロジェクト				
46	ぶちうま産直市場の販売額	3,614 千円	2021 年度	20,000 千円
47	県公式 SNS のフォロワー数	13,357 人	2021 年度	50,000 人

3つの維新		現状値		2026年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成果指標	数値	年/年度	
48	中小企業の海外展開成約件数	56 件	2018～2021 年度	100 件(2022～2026 年度累計)
49	県版エクスポーターによる県産農林水 産物等の輸出額	270,000 千円	2021 年度	700,000 千円
⑨ 新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト				
50	転入者アンケート等による「YY! ター ン」実績数（移住者数）	3,588 人	2021 年度	2.5 万人(2022～ 2026 年度累計)
51	テレワーク移住者数	18 人	2021 年度	150 人(2022～2026 年度累計)
52	県外人材（大学生含む）の県内就職者 数（山口しごとセンター登録者）	941 人	2018～2021 年度合計	1,200 人(2022～ 2026 年度合計)
53	県外在住者からのふるさと納税寄附件数	3,352 件	2021 年度	5,000 件
Ⅲ 生活維新				
⑩ 結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクト				
54	やまぐち結婚応援センターの引き合わ せ実施件数（累計）	7,961 件	2015～2021 年度	14,000 件
55	こども家庭センター設置市町数	—	—	19 市町
56	保育所等利用待機児童数	15 人	2021 年度	0 人
57	放課後児童クラブ待機児童数	378 人	2021 年度	0 人
58	里親委託率	22.4%	2021 年度	38.0%
59	「子ども食堂」箇所数	117 箇所	2021 年度	200 箇所
⑪ やまぐち働き方改革推進プロジェクト				
60	テレワーク導入企業の割合	14.6%	2020 年度	30.0%
61	男性の育児休業取得率	10.9%	2019 年度	30.0%
62	25 歳から 44 歳までの働く女性の割合	77.4%	2020 年度	80.0%
63	65 歳から 69 歳までの働く男女の割合	48.6%	2020 年度	58.0%
64	民間企業における障害者実雇用率	2.60%	2021 年度	2.75%
⑫ 次代につなげる持続可能な社会づくり推進プロジェクト				
65	再生可能エネルギーの発電出力	178 万 kW	2021 年度	246 万 kW
66	山口県認定リサイクル製品数（累計）	506 件	2021 年度	582 件(累計)
67	犬猫の引取り数	863 頭	2021 年度	減少させる

3つの維新			現状値		2026 年/年度 目標値
プロジェクト					
No.	成 果 指 標	数値	年/年度		
⑬ 豊かで利便性に優れた暮らしづくり推進プロジェクト					
68	Y-BASE における課題解決件数	6 件	2021 年度	500 件(2022～2026 年度累計)	
69	オンライン利用率（県関係手続）	29.2%	2020 年度	50%超	
70	光ファイバの世帯カバー率	96.2%	2020 年度	100%	
71	5G 人口カバー率	87.7%	2021 年度	90%超	
72	デジタル技術を活用できるリーダー人材の育成人数	77 人	2021 年度	570 人(2022～2026 年度累計)	
再	山口きらら博記念公園年間利用者数	160 千人	2021 年度	800 千人	
73	通学路合同点検に基づく交通安全対策完了率	50%	2021 年度	100%	
再	国道・県道の整備完了延長	—	—	50km(2022～2026 年 度累計)	
再	緩和する主要渋滞箇所数	13 箇所	2021 年度	18 箇所	
⑭ 新たな時代の人づくり推進プロジェクト					
74	県主催の保育者対象の研修会等において研修の目標が達成できた参加者の割合	72.1%	2021 年度	100%に近づける	
75	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合（公立小・中学校）	小 50.6% 中 47.9%	2021 年度	70.0%	
76	学習者用端末を活用した学習活動に、情報活用能力の向上に効果があると感じている生徒の割合	86.2%	2021 年度	100%に近づける	
77	全国学力・学習状況調査正答率の全国平均との差（公立小・中学校）	小国 64% （全国 64.7%） 小算 69% （全国 70.2%） 中国 65% （全国 64.6%） 中数 58% （全国 57.2%）	2021 年度	全国平均を 3 ポイント上回る	

3つの維新		現状値		2026 年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成 果 指 標	数値	年/年度	
78	いじめの解消率（公立小・中・高等学校、総合支援学校）	96.3%	2020 年度	100%に近づける
79	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の県平均点（公立小・中学校）	小 5 男 51.3 点 小 5 女 53.5 点 中 2 男 40.6 点 中 2 女 48.2 点	2021 年度	全国平均を上回る
80	高校生等の県内就職割合	82.2%	2020 年度	85%以上
81	山口県立大学の新規卒業者の県内就職割合	42.7%	2021 年度	50%超
82	大学等が実施する PBL 取組件数	149 件	2019～2021 年度	325 件(2022～2026 年度累計)
⑮ 誰もがいきいきと輝く地域社会実現プロジェクト				
83	「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数	1,292 人	2018～2021 年度累計	1,500 人(2022～2026 年度累計)
84	若年層の参加割合が3割以上を占める県民活動団体の割合	16.5%	2021 年度	増加させる
85	プロボノワーカーバンクの登録者数（累計）	—	—	100 人（累計）
86	やまぐち女性の活躍推進事業者数（累計）	205 事業者	2021 年度	330 事業者(累計)
再	25 歳から 44 歳までの働く女性の割合	77.4%	2020 年度	80.0%
再	65 歳から 69 歳までの働く男女の割合	48.6%	2020 年度	58.0%
87	地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数（累計）	33 クラブ	2021 年度	300 クラブ
再	民間企業における障害者実雇用率	2.60%	2021 年度	2.75%
88	若年あいサポーターの養成数（累計）	12,329 人	2015～2021 年度	30,000 人
89	文化人材バンク登録者の発表機会の創出件数	6 件	2021 年度	30 件
再	県立美術館の入館者数	17 万人	2017～2021 年度平均	20 万人以上(2022～2026 年度平均)
90	県立スポーツ施設の年間利用者数	818 千人	2021 年度	1,700 千人

3つの維新		現状値		2026 年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成 果 指 標	数値	年/年度	
⑯ 安心を支える医療と介護の充実・強化プロジェクト				
91	県内の専門研修プログラム新規登録者数（5 年間の合計人数）	266 人	2017～2021 年度	300 人(2022～2026 年度累計)
92	訪問診療を行う診療所・病院数	300 箇所	2021 年度	327 箇所
93	認定薬局（知事が認定した特定の機能を有する薬局）の数	19 箇所	2021 年度	70 箇所
94	住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」への参加率	6.0%	2020 年度	8.0%以上
95	県福祉人材センターの有効求職登録者数（年間の月平均）	320 人	2021 年度	360 人
⑰ 生涯を通じた健康づくり推進プロジェクト				
96	健康寿命 [日常生活に制限のない期間の平均] [日常生活動作が自立している期間の平均]	男性 73.31 年 女性 75.33 年	2019 年	延伸させる
		男性 79.94 年 女性 84.27 年	2019 年度	
97	特定健康診査実施率	49.6%	2019 年度	70%
98	市町、職域等を含むがん検診受診率	【胃がん】 男性 44.7% 女性 28.8%	2019 年度	全ての部位で 50%以上
		【肺がん】 男性 50.0% 女性 38.9%		
		【大腸がん】 男性 41.4% 女性 30.2%		
		【子宮頸がん】 35.4%		
		【乳がん】 35.4%		
再	県立スポーツ施設の年間利用者数	818 千人	2021 年度	1,700 千人
99	山口県健康エキスパート薬剤師数	221 人	2021 年度	600 人
⑱ 災害に強い県づくり推進プロジェクト				

3つの維新		現状値		2026 年/年度 目標値
プロジェクト				
No.	成 果 指 標	数値	年/年度	
100	指定避難所における「避難所運営の手引き」作成数（累計）	131 箇所	2021 年度	400 箇所以上 （累計）
101	防災重点農業用ため池の整備箇所数（累計）	1,693 箇所	2021 年度	1,868 箇所（累計）
102	洪水浸水想定区域の指定河川数（累計）	67 河川	2021 年度	350 河川（累計）
103	高潮浸水想定区域の指定カバー率	0%	2021 年度	100%
104	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	482 橋	2021 年度	600 橋(累計)
105	橋梁の耐震補強実施数（累計）	127 橋	2021 年度	160 橋(累計)
106	住宅の耐震化率	81.2%	2018 年度	90%以上
107	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	72.1%	2021 年度	耐震性が不十分な 建築物を概ね解消
再	国道・県道の整備完了延長	—	—	50km (2022～2026 年度)
⑱ 暮らしの安心・安全確保プロジェクト				
108	消費者安全確保地域協議会の設置市町数	11 市	2021 年度	全 19 市町
109	うそ電話詐欺の被害件数(年間)	108 件	2021 年	60 件
110	交通事故重傷者数	401 人	2021 年	減少させる
再	通学路合同点検に基づく交通安全対策完了率	50%	2021 年度	100%
111	サイバー空間の違法有害情報に対する無害化措置件数	402 件	2021 年	500 件
⑳ 人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト				
112	立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町の数	1 市	2021 年度	11 市町
113	やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数（累計）	70 地域	2021 年度	100 地域（累計）
114	地域経営を担う法人組織の設立件数（累計）	2 件	2021 年度	6 件（累計）
115	農山漁村交流滞在人口	11.6 万人	2021 年度	70 万人（2022～ 2026 年累計）

5. 予算の概要

本県の総合計画である、「やまぐち未来維新プラン」関連事業費の令和 6 年度予算概要は以下の通りである。

(単位：百万円)

3つの維新・プロジェクト名		当初予算額
(1) 産業維新		130,166
①	新たな価値を創造する産業 DX	401
②	未来へ挑戦するグリーン成長	1,522
③	時代を勝ち抜く産業力強化	15,343
④	中堅・中小企業の「底力」発揮	99,988
⑤	強い農林水産業育成	12,912
(2) 大交流維新		4,106
⑥	交流拡大による活力創出	1,988
⑦	新たな観光県やまぐち創造	984
⑧	国内外での市場拡大	617
⑨	新たな人の流れ創出・拡大	517
(3) 生活維新		86,821
⑩	結婚、妊娠・出産、子育て応援	12,613
⑪	「やまぐち働き方改革」推進	567
⑫	次代につなげる持続可能な社会づくり推進	3,434
⑬	豊かで利便性に優れた暮らしづくり推進	4,757
⑭	新たな時代の人づくり推進	17,220
⑮	誰もがいきいきと輝く地域社会実現	728
⑯	安心を支える医療と介護の充実・強化	6,091
⑰	生涯を通じた健康づくり推進	145
⑱	災害に強い県づくり推進	38,313
⑲	暮らしの安心・安全確保	2,717
⑳	人口減少を克服する地域づくり推進	236
合 計		221,093

6. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

令和6年度「やまぐち未来維新プラン」関連事業費の中から監査テーマである「社会減」に特に関連した事業の内、事業内容や予算規模2千万円以上の質的かつ量的重要性を鑑み事前ヒアリングを実施し、監査対象事業を選定した。なお、「産業維新」のプロジェクトの内、「④中堅・中小企業の「底力」発揮プロジェクト」については、令和3年度包括外部監査の対象が「中小企業者等の振興に関する施策」であったため除外した。

(2) 事前ヒアリングの概要

主な事前ヒアリングの項目	ヒアリングの目的
担当部局	監査対象機関の確認
事業の概要	やまぐち未来維新プランにおける施策区分、事業実施の背景、事業目的（達成時期）、目指すべき将来像、事業内容等の把握
事業の実施主体	財務事務手続の実施主体の確認（本庁または出先機関での執行や令達先の確認等）
令和6年度取組と成果の概要	具体的な事業の取組内容、事業の結果（アウトプット）と事業の効果（アウトカム）及び次期計画を含む事業評価の確認
関連する県の計画や基本方針等	県の総合計画や個別計画等との関連性を確認
予算及び決算額	事業の量的規模、主要な項目（節）の確認
事業の財源内訳	一般財源等の占める割合等の把握

(3) 監査対象事業の一覧

上記（1）、（2）を踏まえ、監査対象事業は No.1 から No.31 の枝番を含んだ 46 事業とした。

（単位：千円）

No	事業名	所管部局	所管課	当初予算額
産業維新				
新たな価値を創造する産業 DX プロジェクト				
1	中小企業デジタル経営転換支援事業	産業労働部	経営金融課	169,504
1-1	中小企業デジタル経営転換支援事業業務	（公財）やまぐち産業振興財団		162,973
2	やまぐち中小企業物流 DX 促進事業	産業労働部	経営金融課	33,826
2-1	やまぐち中小企業物流 DX 促進事業業務	（公財）やまぐち産業振興財団		33,825
3	中小企業 DX 等促進支援事業	産業労働部	産業人材課	58,222

No	事業名	所管部局	所管課	当初予算額
3-1	中小企業 DX 等促進支援事業	(公財) やまぐち産業振興財団		57,566
4	IoT ビジネス創出促進事業	産業労働部	経営金融課	38,680
未来へ挑戦するグリーン成長プロジェクト				
5	地域イノベーション拡大推進事業	産業労働部	イノベーション推進課	132,597
5-1	地域イノベーション拡大推進事業	(地独) 山口県産業技術センター		129,723
6	再生医療等実用化・産業化推進事業	産業労働部	イノベーション推進課	31,485
7	ヘルスケア関連産業創出事業	産業労働部	イノベーション推進課	24,965
時代を勝ち抜く産業強化プロジェクト				
8	半導体・蓄電池産業集積強化事業	産業労働部	産業政策課	181,266
8-1	半導体・蓄電池産業集積強化事業	(公財) やまぐち産業振興財団		30,127
8-2	半導体・蓄電池産業集積強化事業	(地独) 山口県産業技術センター		23,440
9	企業立地推進強化事業	産業労働部	企業立地推進課	39,756
10	企業立地サポート事業	産業労働部	企業立地推進課	1,448,499
11	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	産業労働部	企業立地推進課	26,835
強い農林水産業育成プロジェクト				
12	地域農業資源リノベーション促進事業	農林水産部	農業振興課	63,400
12-1	「地域農業資源リノベーション促進」業務	(公財) やまぐち農林振興公社		13,500
13	中核経営体育成支援事業	農林水産部	農業振興課	156,042
14	集落営農法人連合体形成加速化事業	農林水産部	農業振興課	74,099
15	未来へ「つながるノウフク」応援事業	農林水産部	農業振興課	24,560
16	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	68,199
16-1	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	(公財) やまぐち農林振興公社		9,731
16-2	山口県農山漁村発イノベーションサポート事業	(公財) やまぐち農林振興公社		10,814
17	県産飼料生産・利用拡大促進事業	農林水産部	畜産振興課	62,768
18	やまぐち型養殖業推進事業	農林水産部	水産振興課	29,000
19	持続可能な漁業経営モデル創出事業	農林水産部	水産振興課	50,000
大交流維新				
国内外での市場拡大プロジェクト				

No	事業名	所管部局	所管課	当初予算額
20	やまぐちスタイル情報発信事業	総合企画部	広報広聴課	45,774
21	海外展開総合支援事業	産業労働部	イノベーション推進課	60,037
21-1	海外展開総合支援事業実施業務	(公財) やまぐち産業振興財団		50,360
21-2	ベトナム南部経済交流促進事業実施業務	(公財) やまぐち産業振興財団		4,106
22	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	産業労働部	イノベーション推進課	20,900
23	やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業	農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	478,000
23-1	やまぐちの農林水産物等輸出推進業務	やまぐちの農林水産物等輸出推進会議		48,000
新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト				
24	やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	総合企画部	中山間・地域振興課	92,866
24-1	やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議		83,666
25	「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	総合企画部	中山間・地域振興課	71,397
25-1	「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議		71,397
26	テレワーク移住支援事業	総合企画部	中山間・地域振興課	32,589
27	県外キャリア人材確保応援事業	産業労働部	産業人材課	45,087
28	県外人材県内就職促進事業	産業労働部	労働政策課	35,823
29	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業	産業労働部	産業人材課	71,167
29-1	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業実施業務	(公財) やまぐち産業振興財団		59,117
生活維新				
人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト				
30	やまぐち元気生活圏活力創出事業	総合企画部	中山間・地域振興課	68,650
31	まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業	産業労働部	経営金融課	80,500
合 計 (No. の内、枝番除く)				3,816,493

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1. 結果（指摘）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘	監査の結果 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項	【合規性】 ・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当 【有効性、経済性・効率性】 ・有効性、経済性・効率性の観点から是正改善を要するもの
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項	・指摘以外で監査対象の合理化のために是正改善を要望するもの

2. 指摘及び意見の件数

指摘（46 件）及び意見（100 件）の各事業別件数は下表のとおりである。

（単位：件）

No	事業名	所管部局	所管課	指摘	意見
産業維新					
新たな価値を創造する産業 DX プロジェクト					
1	中小企業デジタル経営転換支援事業	産業労働部	経営金融課	0	2
1-1	中小企業デジタル経営転換支援事業業務	（公財）やまぐち産業振興財団		2	2
2	やまぐち中小企業物流 DX 促進事業	産業労働部	経営金融課	0	5
2-1	やまぐち中小企業物流 DX 促進事業業務	（公財）やまぐち産業振興財団		2	0
3	中小企業 DX 等促進支援事業	産業労働部	産業人材課	1	3
3-1	中小企業 DX 等促進支援事業	（公財）やまぐち産業振興財団		2	1
4	IoT ビジネス創出促進事業	産業労働部	経営金融課	1	1
未来へ挑戦するグリーン成長プロジェクト					
5	地域イノベーション拡大推進事業	産業労働部	イノベーション推進課	1	1
5-1	地域イノベーション拡大推進事業	（地独）山口県産業技術センター		1	7
6	再生医療等実用化・産業化推進事業	産業労働部	イノベーション推進課	0	2

No	事業名	所管部局	所管課	指摘	意見
7	ヘルスケア関連産業創出事業	産業労働部	イノベーション推進課	2	3
時代を勝ち抜く産業強化プロジェクト					
8	半導体・蓄電池産業集積強化事業	産業労働部	産業政策課	0	2
8-1	半導体・蓄電池産業集積強化事業	(公財)やまぐち産業振興財団		0	2
8-2	半導体・蓄電池産業集積強化事業	(地独)山口県産業技術センター		0	0
9	企業立地推進強化事業	産業労働部	企業立地推進課	0	3
10	企業立地サポート事業	産業労働部	企業立地推進課	0	2
11	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	産業労働部	企業立地推進課	1	4
強い農林水産業育成プロジェクト					
12	地域農業資源リノベーション促進事業	農林水産部	農業振興課	0	2
12-1	「地域農業資源リノベーション促進」業務	(公財)やまぐち農林振興公社		0	1
13	中核経営体育成支援事業	農林水産部	農業振興課	5	1
14	集落営農法人連合体形成加速化事業	農林水産部	農業振興課	2	1
15	未来へ「つながるノウフク」応援事業	農林水産部	農業振興課	0	3
16	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	0	3
16-1	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	(公財)やまぐち農林振興公社		1	0
16-2	山口県農山漁村発イノベーションサポート事業	(公財)やまぐち農林振興公社		0	1
17	県産飼料生産・利用拡大促進事業	農林水産部	畜産振興課	0	3
18	やまぐち型養殖業推進事業	農林水産部	水産振興課	1	2
19	持続可能な漁業経営モデル創出事業	農林水産部	水産振興課	1	1
大交流維新					
国内外での市場拡大プロジェクト					
20	やまぐちスタイル情報発信事業	総合企画部	広報広聴課	1	2
21	海外展開総合支援事業	産業労働部	イノベーション推進課	2	3
21-1	海外展開総合支援事業実施業務	(公財)やまぐち産業振興財団		2	1
21-2	ベトナム南部経済交流促進事業実施業務	(公財)やまぐち産業振興財団		0	0
22	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	産業労働部	イノベーション推進課	1	2

No	事業名	所管部局	所管課	指摘	意見
23	やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業	農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	1	1
23-1	やまぐちの農林水産物等輸出推進業務	やまぐちの農林水産物等輸出推進会議		3	2
新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト					
24	やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	総合企画部	中山間・地域振興課	0	3
24-1	やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議		1	1
25	「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	総合企画部	中山間・地域振興課	0	3
25-1	「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議		2	2
26	テレワーク移住支援事業	総合企画部	中山間・地域振興課	0	4
27	県外キャリア人材確保応援事業	産業労働部	産業人材課	5	7
28	県外人材県内就職促進事業	産業労働部	労働政策課	1	2
29	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業	産業労働部	産業人材課	2	3
29-1	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業実施業務	(公財)やまぐち産業振興財団		0	1
生活維新					
人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト					
30	やまぐち元気生活圏活力創出事業	総合企画部	中山間・地域振興課	0	3
31	まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業	産業労働部	経営金融課	2	2
合 計				46	100

3. 指摘及び意見の項目一覧

指摘及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（詳細は「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照）。

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
産業維新						
新たな価値を創造する産業 DX プロジェクト						
1	中小企業デジタル 経営転換支援事業	意見	委託事業における利用者視点の評価導入の必要性について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
1-1	中小企業デジタル 経営転換支援事業 業務	指摘	仕様書と異なるセキュリティ研修実施業務の内容について	○	○	
		指摘	補助対象経費に係る消費税等の扱いについて	○		
		意見	中小企業者の確認について			○
		意見	補助事業における利益排除について	○		
2	やまぐち中小企業 物流 DX 促進事業	意見	コーディネータによる企業訪問における成果の検証について		○	
		意見	コーディネータによる企業訪問における事業の成果指標について		○	
		意見	委託契約における契約額と確定額との乖離について		○	○
		意見	当初予算額と決算額の乖離要因の把握の必要性について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
2-1	やまぐち中小企業 物流 DX 促進事業業務	指摘	起案書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		指摘	補助金交付申請書の日付不備に対する内部統制について	○	○	
3	中小企業 DX 等促進 支援事業	指摘	業務仕様書と再委託先の選定について		○	
		意見	検査報告について			○
		意見	補助金の執行状況について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
3-1	中小企業 DX 等促進 支援事業	指摘	再委託先の選定について		○	
		指摘	業務委託検査の確認について		○	○
		意見	補助金の執行状況について		○	
4		指摘	再委託契約における承認申請について	○		

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
	IoT ビジネス創出 促進事業	意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
未来へ挑戦するグリーン成長プロジェクト						
5	地域イノベーション 拡大推進事業	指摘	再委託の承認手続について	○		
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
5-1	地域イノベーション 拡大推進事業	指摘	成果報告書の記載について	○	○	
		意見	組成した地域コンソーシアムに対するフォローアップについて		○	
		意見	外部アドバイザーの活動の把握について		○	
		意見	単独応募となったプロポーザル方式における競争性確保及び委託先選定について		○	
		意見	プロポーザル方式における応募事業者確保及び競争性担保の取組について		○	○
		意見	出展事業者の選定の在り方について	○		
		意見	出展事業実施後のアンケートについて		○	
		意見	(2) -11 における予算の設定の在り方について			○
6	再生医療等実用 化・産業化推進 事業	意見	補助金対象事業が雇用創出に与える効果について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
7	ヘルスケア関連 産業創出事業	指摘	予定価格算出根基について		○	○
		指摘	業務委託検査結果の反映について		○	○
		意見	やまぐちヘルスラボの自立化に向けた実効性のある事業展開について《措置状況含む》		○	○
		意見	全県下への展開について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
時代を勝ち抜く産業強化プロジェクト						
8	半導体・蓄電池 産業集積強化事業	意見	再委託先との契約金額変更時における手続の妥当性について	○	○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
8-1		意見	委託先に対して契約額が50%近く減額となる場合について			○
		意見	再委託契約書における契約額と確定金額との乖離について		○	○
9	企業立地推進強化事業	意見	事業の成果指標について		○	
		意見	会費金額の検証について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
10	企業立地サポート事業	意見	山口県本社機能等移転促進補助金の効果測定指標について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
11	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	指摘	再委託の承認手続について	○		
		意見	成果報告書の記載内容について	○	○	
		意見	山口県企業立地 PR 動画掲出業務の履行場所について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
		意見	令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況について		○	
強い農林水産業育成プロジェクト						
12	地域農業資源リノベーション促進事業	意見	検査時のヒアリング結果の記録の必要性について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
12-1	「地域農業資源リノベーション促進」業務	意見	「アグリレー」へのリンクについて		○	
13	中核経営体育成支援事業	指摘	予定価格決定の際の見積書の入手について	○		
		指摘	委託契約や補助金に係る実績報告の内容確認について	○		
		指摘	補助金の再交付の解消について	○		
		指摘	実質的な再委託の解消について	○		
		指摘	委託業務の実施状況の確認について	○	○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
14	集落営農法人連合 体形成加速化事業	指摘	補助金に係る消費税等の扱いについて	○		
		指摘	実績報告書の事業終了前提出及び提出期日超 過について	○		
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
15	未来へ「つながる ノウフク」応援 事業	意見	補助金額の確定審査について	○		
		意見	農福連携事業について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
16	やまぐち 6 次産業 化・農商工連携 推進事業	意見	山口グッと製品の販路開拓のターゲットにつ いて		○	○
		意見	山口グッと製品の商品 PR について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
16-1		指摘	見積書提出段階での人件費の算定について		○	○
16-2	山口県農山漁村発 イノベーションサ ポート事業	意見	経営改善の数値目標について		○	○
17	県産飼料生産・利 用拡大促進事業	意見	専門家の能力の明確化及び確認について		○	
		意見	補助金交付対象事業者からの作付面積の報告 の必要性について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
18	やまぐち型養殖業 推進事業	指摘	稟議書等における決裁日等の記入漏れについて	○		
		意見	試験に対する計画と進捗状況の把握について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
19	持続可能な漁業経 営モデル創出事業	指摘	補助金に係る消費税等の取扱いについて	○		
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
大交流維新						
国内外での市場拡大プロジェクト						
20	やまぐちスタイル 情報発信事業	指摘	起案書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	県公式 LINE アカウントの継続について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
21	海外展開総合支援 事業	指摘	再委託の把握漏れによる所定の手続の未実施 について	○		
		指摘	実績報告書検査手続の適正性について	○		
		意見	事業の成果指標について		○	
		意見	当初予算額と決算額の乖離要因について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
21-1	海外展開総合支援 事業実施業務	指摘	助成金対象経費の計算の正確性の確認につい て		○	○
		指摘	委託業務における計上科目の適切性について	○		
		意見	切れ目のないサービス提供のための対策につ いて		○	
22	山口発！水産イン フラ輸出構想展開 支援事業	指摘	成果報告書における内容の不十分について	○		
		意見	全額県が費用負担をしている本事業の在り方 について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
23	やまぐちの農林水 産物等輸出力強化 支援事業	指摘	再委託の承認手続について	○		
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
23-1	やまぐちの農林水 産物等輸出推進 業務	指摘	再委託の承認手続について	○		
		指摘	補助金実績報告書の記載内容について		○	
		指摘	起案書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	事業内容の変更申請について	○		
		意見	山口県農林水産物の販路拡大について		○	○
新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト						
24	やまぐち創生テレ ワーク・ワーケー ション推進事業	意見	やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助 金に対する返還事由の確認について	○		
		意見	やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助 金に対する返還事由について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
24-1		指摘	再委託の申請要件である金額の把握について	○		○

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
	やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業	意見	山口型ワーケーションの推進に関する業務委託の金額の妥当性について			○
25	「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	意見	剰余金の精算の必要性について	○		○
		意見	予算の不一致について	○		
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
25-1	「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業	指摘	委託料支払請求書の日付記載漏れについて	○		
		指摘	コンサルジュ業務の相談件数の偏りについて		○	○
		意見	地域おこし協力隊へ提供する活躍の場の適切性について		○	
		意見	定着しなかった地域おこし協力隊の原因分析の必要性について		○	
26	テレワーク移住支援事業	意見	事業の効果の測定について《措置状況の確認を含む》		○	
		意見	テレワーク移住者が移住支援金を受給した市町村から転出した場合の補助金の返還の在り方	○		
		意見	18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算補助金について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
27	県外キャリア人材確保応援事業	指摘	山口県県外キャリア人材確保応援事業補助事業における「県外転職フェア出展料等支援事業」の補助金の在り方について	○	○	○
		指摘	「県外キャリア人材確保応援事業実施業務仕様書」の記載について	○	○	○
		指摘	委託業務の不履行及び報告書の不提出について	○		
		指摘	委託事業①オンランセミナー運営の適切性について	○	○	○
		指摘	委託事業①オンランセミナーにおける実績報告書提出日について	○		
		意見	オンラインセミナー事業の有効性の向上について		○	
		意見	委託事業の設定の在り方について		○	○

No	事業名	区分	表 題	合規性	有効性	経済性 効率性
		意見	委託先選定スケジュールの適切性について		○	
		意見	見積書の徴求の仕方について	○		
		意見	委託契約に基づく報告書の記載の在り方について		○	
		意見	委託費の支払いの在り方について			○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
28	県外人材県内就職 促進事業	指摘	補助金の履行確認について	○		
		意見	委託業務成果報告書の記載内容について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
29	首都圏等プロフェ ッショナル人材還 流促進事業	指摘	検査報告の正確性に関する確認について			○
		指摘	仕様書の人件費について	○		
		意見	一般管理費の取扱いについて			○
		意見	協議会の開催について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
29-1	首都圏等プロフェッ ショナル人材還流促 進事業実施業務	意見	仕様書の人件費について	○		
生活維新						
人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト						
30	やまぐち元気生活 圏活力創出事業	意見	委託契約書等の作成に対する指導について	○		
		意見	元気生活圏づくりの更なる発展について		○	
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
31	まちなかにぎわい 創出プロジェクト 推進事業	指摘	データマーケティング実施事業の目的の達成を確認するための実施効果報告の報告回数について		○	
		指摘	データマーケティング実施事業に関する人流増加率の設定方法について		○	○
		意見	本事業の人流増加率の評価方法について		○	○
		意見	社会減対策との関係性に関する評価整理		○	
合 計				47	100	36

4. 指摘及び意見の総評

令和 7 年度の包括外部監査は、「人口減少を克服する産業・地域振興関連施策に係る財務事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として実施したものであり、社会減対策という本県の最重要課題に対し、産業振興施策及び県外からの人の流れ創出施策等が、財務事務の適正性のみならず、有効性、経済性・効率性の観点からどのように機能しているかに主眼を置き検証を行った。各事業別の結果については、「第 4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」に詳述しているので参照されたい。

【総合所見】

監査対象とした各事業に係る財務事務の執行は、関係法令、条例、規則等に照らし、概ね適正に処理されているものと認められた。一方で、委託契約事務、補助金交付事務、実績報告の確認手続、再委託承認手続等において、一部に内部統制上の不備や事務処理の厳格性を欠く事例が確認され、「指摘」として是正改善を求めたところである。これらは制度設計そのものに起因するというよりも、運用管理及びチェック体制の強化により改善可能な性質のものであり、速やかな対応が求められる。

次に、事業の有効性の観点からは、多くの事業において企業支援、販路開拓、人材確保、移住促進、地域活性化等に向けた取組が着実に実施され、アウトプットベースでは一定の成果が認められた。特に、成長分野産業への投資促進、専門人材の還流施策、交流人口創出事業等は、社会減対策に対し基礎的かつ重要な役割を担う施策として評価できる。しかしながら、社会減対策という政策目的との関係性に着目した場合、いくつかの構造的課題が認められた。

第一に、成果指標（KPI）の多くが参加者数、支援件数、開催回数等のアウトプット指標にとどまり、雇用創出効果、定住率、人口還流への寄与度等のアウトカム指標との連動が十分に整理されているとは言い難い。社会減対策としての実効性を把握するためには、事業成果が人口動態へどのように波及しているかを検証可能とする評価枠組みの高度化が求められる。

第二に、産業振興施策、人材還流施策、移住促進施策、生活環境整備施策等は、それぞれ個別には推進されているものの、社会減対策という政策目的の下での体系的連携や統合的効果検証の仕組みは必ずしも明確ではなかった。人口減少は雇用、所得、生活環境、地域機能等が複合的に影響する構造的課題であるため、施策横断的なロジック整理及び効果測定の仕組み構築が必要である。

第三に、補助事業・委託事業の一部において、事業実施後のフォローアップ、効果検証、成果の横展開に係る取組が限定的なものも見受けられた。単年度事業の積み重ねにとどまらず、中長期的視点に立った政策効果の蓄積・検証プロセスの確立が求められる。

以上を踏まえると、本県における産業・地域振興関連施策は、個別事業レベルでは着実に実施され、財務事務の適正性も概ね確保されているものの、社会減対策としての政策効果を最大化する観点からは、政策マネジメント面での改善余地が認められる。具体的には、次のとおりである。

- ・アウトカム指標を重視した KPI 設定の推進

- ・施策横断的な連携強化の推進
- ・効果検証及びフィードバック機能の高度化の推進

人口減少問題は短期的に解決し得る課題ではなく、産業、雇用、人材、交流、生活基盤といった多層的施策を重層的に推進して初めて抑制効果が発現するものである。今後は、個別事業の適正執行及び改善にとどまらず、社会減対策としての政策体系全体の有機的連携及び効果検証の高度化を図ることにより、より実効性の高い施策展開がなされることを期待する。

以上のとおり、各事業は個別には一定の成果を挙げているものの、社会減対策という政策目的に対する寄与の在り方は多様であり、その作用点を横断的に整理する必要がある。このため、本監査では、監査対象事業を施策区分別に整理するにとどまらず、社会減対策上の機能的役割に着目し、監査対象とした No.1～No.31 の事業について、次の3視点からマッピングを行った。

- ・雇用・所得機会の創出等による「事業環境の進化」
- ・交流人口・関係人口・移住者の創出等による「人・交流・流入」
- ・定住促進・生活機能維持等による「定着・生活基盤」

本マッピングは、施策の重複、空白領域及び連携余地を把握し、社会減対策としての政策体系の構造を可視化することを目的として整理したものである。なお、本整理は、各事業の目的・KPI・実施内容・対象者等の記載及びヒアリング内容を基に、社会減対策への作用点を相対的に評価したものである。整理結果は以下のとおりである。

◆ No.1～No.31 事業マッピング一覧表

— 社会減対策（3つの維新横断）視点 —

No.	事業群（簡略）	①事業環境の進化 （産業・挑戦）	②人・交流・流入 （大交流）	③定着・生活基盤 （生活維新）	社会減対策としての 主機能
産業維新					
1	産業 DX①	◎	△	△	雇用の質向上
2	産業 DX②	◎	△	△	成長分野創出
3	産業 DX③	◎	△	△	生産性向上
4	産業 DX④	◎	△	△	若者就業機会
5	グリーン成長①	◎	△	△	新産業育成
6	グリーン成長②	◎	△	△	技術革新
7	グリーン成長③	◎	△	△	雇用創出
8	産業強化①	◎	△	△	企業競争力
9	産業強化②	◎	△	△	事業継続
10	産業強化③	◎	△	△	地域雇用
11	産業強化④	◎	△	△	中小企業基盤

No.	事業群（簡略）	①事業環境の進化 （産業・挑戦）	②人・交流・流入 （大交流）	③定着・生活基盤 （生活維新）	社会減対策としての 主機能
12	農林水産業育成①	○	△	○	地域就業維持
13	農林水産業育成②	○	△	○	担い手確保
14	農林水産業育成③	○	△	○	地域定着
15	農林水産業育成④	○	△	○	生業継続
16	農林水産業育成⑤	○	△	○	次世代育成
17	農林水産業育成⑥	○	△	○	地域経済
18	農林水産業育成⑦	○	△	○	人材循環
19	農林水産業育成⑧	○	△	○	定住基盤
大交流維新					
20	市場拡大①	○	◎	△	外需獲得
21	市場拡大②	○	◎	△	交流人口
22	市場拡大③	○	◎	△	関係人口
23	市場拡大④	○	◎	△	移住人口
24	人の流れ①	△	◎	○	移住促進
25	人の流れ②	△	◎	○	定着誘導
26	テレワーク移住	○	◎	○	社会減抑制
27	キャリア人材	○	◎	○	人材還流
28	UJI ターン就職	○	◎	○	若者回帰
29	プロ人材還流	◎	◎	○	中核人材
生活維新					
30	元気生活圏	△	○	◎	定住基盤
31	まちなかにぎわい	△	○	◎	若者定着

※ ◎：主効果（当該軸が事業の中心成果に直結）

○：副次効果（当該軸に一定の寄与が見込まれる）

△：間接効果（波及的・補助的に寄与）

◆ 横断的整理から見える「相対的に弱いゾーン（空白）」について

上記のマッピングの結果、相対的に取組が薄い領域（以下、「弱いゾーン」という。）が認められた。主な論点は次のとおりである。

① 産業施策と人の流入との接続の弱いゾーン

「産業維新」に分類される事業群（No.1～No.19）は、県内産業の高度化、生産性向上、競争力強化等の観点から整合性が高く、事業環境の整備として一定の成果が認められる。

他方で、県外人材、若者、海外人材等の流入を直接的に生み出す導線との結び付きが必ずしも明確ではなく、産業基盤強化が雇用の「質」の向上には寄与しても、社会増（転入超過）に直結しにくい構造となっている可能性がある。

② 人の流入から定着に至るまでの「中間段階」の弱いゾーン

「大交流維新」に位置付けられる事業群（No.24～No.29）は、移住・就職・人材還流の入口として明確な成果を上げており、社会減対策の「流入局面」を担う施策として評価できる。また、「生活維新」に位置付けられる事業群（No.30、No.31）は、生活基盤や地域の持続性を支える施策として、定着段階を下支えする役割を果たしている。

一方で、移住・就職後 1～3 年程度の期間における定着支援（キャリア形成、地域での役割獲得、生活満足度の向上等）を直接的に担う施策が限定的であり、施策構造上の“谷”が存在する。これは、定着に至る前段階で再転出するリスクを内包している。

③ 若者を主語とした政策設計の相対的に弱いゾーン

若者が対象として含まれる事業は多いものの、若者の価値観や行動特性を起点に設計され、若者を「政策を動かす主体」として位置付ける施策は限定的である。にぎわい、挑戦できる環境、横のつながり、文化・表現・居場所といった要素が政策全体の中核として十分に位置付けられているとは言い難い。

④ 世界・海外との接続に関する視点の不足

一部には海外展開やインバウンドを意識した取組も見られるが、施策全体としては県内・国内循環を前提とした構成が中心である。海外人材、海外投資、国際的な人流を中長期的に呼び込む視点は、体系的に整理されているとは言い難い。

以上を踏まえると、No.1～No.31 の各事業を社会減対策として俯瞰した場合、以下の点について、今後さらに補強・再設計の余地があると考えられる。

- ・ 産業施策と人流の接続
- ・ 人の流入から定着までの連続性
- ・ 若者を主語とした政策設計
- ・ 世界・海外との構造的接続

これらの「弱いゾーン」を意識した施策展開により、既存施策の効果を高め、社会減対策としての実効性を一層向上させることが期待される。

【各論】

以下では、監査対象事業に共通して現れた構造的論点を、(1) 資金執行（補助金）、(2) 契約統制（委託・再委託）、(3) 公費負担の合理性、(4) 制度解釈・予算統制、(5) 受益機会の均衡、(6) 魅力発信（政策基盤）の6つの観点から整理する。

(1) 関係団体を介した補助金執行スキームの在り方について

中核経営体育成支援事業（No. 13）においては、補助金の再交付及び補助金を通じた実質的な再委託と評価し得る資金・契約構造が認められたことから、補助金交付事務の透明性及び効率性の観点から指摘を行ったものである。

これに対し、県においては当該問題を認識し、令和7年度より一部手続の見直しを実施するとともに、令和8年度に向けて直接交付・直接補助への移行を含めた制度改善の検討が進められているところであり、是正に向けた取組は適切に講じられているものと評価できる。

しかしながら、委員会、協議会等の関係団体を介した事業執行スキームは他事業にも見受けられることから、同様の構造的課題が生じていないか横断的に検証するとともに、補助金執行の透明性及び効率性の確保に努められたい。

(2) 委託・再委託構造における効率化と統制について

海外展開総合支援事業（No. 21、No. 21-1）は、再委託を前提とする事業において、令和7年度から県との委託業務契約書に再委託先を明記する手続を採用した。これにより、契約開始時期のタイムラグを解消し、切れ目のないサービス提供を実現した点で、行政サービスの継続性確保の観点から評価できる運用改善であり、制度的工夫として意義を有するものと認められる。このような運用上の改善措置を踏まえ、他の「予め再委託先が決定している」契約については、同様の運用を横展開することが望まれる。

もっとも、当該手法を他事業へ展開するに当たっては、物品調達等審査会による決定のみをもって再委託先を事前に固定化する運用が常態化した場合、プロポーザル方式による競争的選定が行われないまま実質的な随意契約に近似する状態となり、競争性が形骸化するおそれがある点に留意が必要である。

さらに、契約書に再委託先を明記する運用は事務効率化の観点から有効である一方、再委託の合理性、すなわち当該事業者を選定する必要性、他の履行可能事業者の有無、市場性の状況等についての検証が不十分となる場合には、契約統制の実効性が低下する懸念がある。

加えて、海外ビジネスサポートデスクのような継続設置型業務においては、同一事業者への長期固定化、契約更新の惰性化、価格妥当性の検証不足といったリスクが内在することから、一定期間ごとの選定手法の見直しや価格水準の検証を行うことが必要である。

また、事前決定型スキームを採用する場合には、業務品質の確保がより重要となることから、事業モニタリング、利用者アンケート、実績評価等を通じた履行状況の継続的検証を実施し、サービス水準の維持・向上を図る必要がある。

以上を踏まえ、本事例は切れ目のない行政サービス提供の観点から有効な運用事例と評価できるものの、横展開に当たっては、プロポーザル方式により再委託先の選定が適切に行われている場合以外には、競争性、合理性、品質確保及び固定化防止の観点から適切な統制措置を併せて講じることが重要である。

(3) 公金投入の経済的合理性及び自立化について

本監査において抽出された複数の事業を俯瞰すると、委託事業者又は支援対象団体の自立化の在り方及び長期にわたる県費投入の経済的合理性に関する共通の論点が認められた。

まず、やまぐちヘルスラボ運営業務（No.7）においては、当初より将来的な自立化を見据えた事業設計が想定されていたものの、実証事業の実績は特定事業者に偏在し、企業負担も実費相当部分に限定されるなど、運営収入の確保に至っていない状況が認められた。県による委託費がモニター募集、説明会運営等の事務的経費を広く負担している現状においては、事業者の関与度及び費用負担の在り方を見直し、段階的に収入構造を確立していくための自立化に向けた実効的取組が求められる。

また、山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業（No.22）においては、中小企業の海外展開という高リスク分野に対し県が一定の役割を担う意義は認められるものの、委託費や視察団の渡航・滞在費等の主要経費を県費が負担し、事業リスクの相当部分を公費が引き受けている構造が認められた。一方で、事業成果による直接的利益は特定企業に帰属する可能性が高く、県民全体への波及効果については定量的把握が十分とは言い難い状況にある。

このように、県が委託又は補助を通じて民間活動を支援する事業においては、事業初期段階における公的関与の必要性は一定程度認められるものの、支援が長期化する場合には、費用負担、リスク負担及び成果享受の配分が均衡しているかという観点から、経済的合理性を継続的に検証する必要がある。

これらの点を踏まえると、委託費及び補助金の段階的縮減、受益事業者による費用負担の導入、事業成功時の成果還元スキームの構築、並びに民間主導への移行時期の明確化等について、制度設計上整理しておくことが重要である。

したがって、委託先及び支援対象団体の自立性確保と県費投入の経済的合理性の両立を図る観点から、事業目的の達成度、受益と負担の均衡、県民への波及効果等を総合的に勘案し、適切な役割分担及び費用負担の在り方について検証を行われたい。

(4) 制度趣旨・仕様内容の拡大解釈による統制毀損について

本監査において抽出された複数の事業を通覧すると、仕様書、補助金交付要綱、事業定義等において本来明確に定められるべき制度趣旨や業務範囲について、拡大解釈又は曖昧な運用がなされている事例が認められた。

例えば、委託仕様書において明記された研修内容が広義に解釈され本来想定された内容と異なる形で実施されていた事例（No. 1-1）、補助事業の制度趣旨が県外人材確保に限定されているにもかかわらず対象範囲が実質的に拡張されていた事例（No. 27）、さらには事業名称の中核概念である用語定義を意図的に曖昧化することで対象範囲の解釈余地を広げていた事例（No. 27）が認められた。このような制度趣旨又は仕様内容の拡大解釈は、一見すると柔軟な事業運営を可能にする運用とも評価し得るが、実態としては、①本来遂行すべき業務内容の不履行、②事業目的達成に向けた有効性の低減、③業務責任範囲の曖昧化、④補助対象経費及び予算使途の逸脱、⑤県民に対する説明責任の希薄化といった複合的な統制リスクを内在させるものであると認められる。

とりわけ、事業予算は議会の議決を経て特定の政策目的に対して措置された公費であり、その執行に当たっては「限定性の原則」に基づき、承認された目的の範囲内で厳格に運用されなければならない。制度趣旨や対象範囲を事後的又は運用上の判断により拡張することは、予算統制の根幹を揺るがすものであり、財政運営の透明性及び民主的統制を損なうおそれがある。また、事業定義や用語概念を曖昧なまま執行することは、委託事業者及び参加事業者に対する制度理解の齟齬を生じさせ、結果として事業参加の低調化や成果未達を招くなど、事業の有効性及び効率性の観点からも看過し得ない影響を及ぼすものと認められる。各事業は、県全体の政策体系及び予算配分の下で相互に役割分担を持って設計されているものであり、個別事業における恣意的な解釈や対象拡張が常態化すれば、県全体としての資源配分の合理性及び政策効果の最適化を阻害する結果となるおそれがある。

以上を踏まえ、仕様書、補助要綱及び事業定義等の制度文書においては、事業目的、対象範囲、用語概念及び業務内容を可能な限り明確化するとともに、運用段階においても拡大解釈に依拠することなく、制度趣旨に即した厳格な執行を徹底されたい。

併せて、制度設計及び運用実態との乖離が認められる場合には、要綱改正又は事業再構築により制度面から整合性を確保することが望まれるところである。

(5) 事業実施の地理的偏在と受益機会の均衡について

本監査において抽出された複数の事業を俯瞰すると、事業実施場所、サービス提供機会、支援対象者の分布等において、県庁所在地である山口市及びその周辺地域に偏在する状況が認められた。

例えば、DX 機運醸成事業（No. 3、No. 3-1）においては、セミナー開催回数的大半が山口市内に集中しており、オンライン開催や県内各地域での実施機会が限定的であった。また、や

まぐちヘルスラボ運營業務（No.7）においても、健康づくりイベントの開催場所及び会員居住地が山口市周辺に偏在している実態が認められた。

県庁機能が山口市に所在することから、事業企画、委託先選定、関係機関との連携等が地理的に近接した範囲で完結しやすい構造的要因は一定程度理解し得るものの、県が実施主体となる事業においては、本来、県内全域を対象とした公平なサービス提供機会の確保が求められる。特に、DX 推進支援や健康づくり支援のように県民生活及び県内企業活動の基盤強化を目的とする施策においては、地域間格差が生じた場合、事業効果の最大化が阻害されるのみならず、受益機会の不均衡を招くこととなるおそれがある。

また、仕様書記載や再委託先の選定経緯が特定拠点との連携を前提とする構造となっている場合（No.3、No.3-1）には、事業実施手法自体が地理的偏在を助長する要因となり得ることにも留意が必要であると認められる。このような地理的偏在が常態化した場合、県域行政としての受益機会の均衡を損ない、事業効果の最大化を阻害するおそれがある。

以上を踏まえ、今後の事業展開に当たっては、オンライン開催の拡充、県内各地域での巡回型実施の導入、出張相談対応の実施、並びに会員・支援対象者の地域構成の均衡化等を通じ、全県的な波及効果が確保されるよう事業実施手法の見直しを図られたい。

併せて、事業計画策定段階において、地域バランスの観点から KPI 設定及び実施計画を検証するなど、県域行政としての公平性及び有効性を担保する仕組みの構築が望まれるところである。

（6）魅力発信広報の戦略性・有効性・持続性への課題

本監査において抽出された複数の事業を俯瞰すると、県産品の販路開拓、就農支援、移住促進、県産業の PR 等を目的とした各種施策において、魅力発信及び広報手法の在り方が事業効果を左右する基盤的要素となっていることが認められた。

例えば、中古農業施設の継承を促進する Web サイト「アグリレー」（No.12-1）については、県及び関係機関の公式ホームページからのリンク導線が未整備であり、制度自体の有用性に比して認知機会が十分に確保されていない状況が認められた。また、「山口グッと産品」

（No.16）においては、バイヤー向け情報提供機能は整備されているものの、一般消費者が直接購入可能な導線や常設販売拠点が限定的であり、県民自身による認知・消費拡大の機会が十分に確保されているとは言い難い。さらに、商品 PR に関しても、静的情報中心の発信に留まり、動画、SNS、レビュー等を活用した多面的な情報発信が十分に機能しているとは言い難く、商品の魅力を効果的に訴求する広報設計には改善の余地が認められた。加えて、若年層への情報到達手段として有効に機能している県公式 LINE アカウント（No.20）についても、事業終了に伴う情報発信停止が予定されており、継続的な情報接触機会の確保という観点からは再検討の余地があると認められる。また、農林水産物の海外販路拡大（No.23-1）におい

ては、個別品目の PR にとどまらず、多様な県産資源を総合的に発信していく視点が重要であり、広報対象の拡張が輸出力強化に資するものと認められる。

このように、各事業は個別目的の下に実施されているものの、魅力発信及び情報発信の導線設計、媒体選択、対象設定及び継続性の確保といった広報戦略の成熟度が、事業の有効性及び経済性・効率性に大きく影響している状況が認められる。とりわけ、人口減少、若者の県外流出、女性定着、関係人口の創出といった中長期的政策課題への対応においては、県の魅力を効果的かつ継続的に発信し続けることが不可欠な要素であり、単発事業としてではなく、広報資源を横断的に活用した統合的プロモーションの視点が求められる。人口減少対策をはじめとする地方創生施策においては、雇用、所得、産業振興と並び、県の魅力を効果的に発信する広報戦略が基盤機能としての重要性を増している。

今後は、各事業の広報機能を個別最適に留めることなく、魅力発信を人口政策を支える基盤的ツールと位置付けた上で、Web 導線整備、EC 機能強化、SNS 活用、動画発信、常設販売拠点の拡充、デジタルプラットフォームの継続運用等を組み合わせ、県内外に向けた魅力発信の実効性を高める仕組みの構築を図られたい。

併せて、広報施策が移住促進、就業促進、産業振興及び関係人口創出にどの程度寄与しているかについて KPI を設定し、効果検証を行うことで、魅力発信施策全体の戦略的高度化を推進されたい。

【全体総括】

なお、前記【総合所見】が監査対象事業全体の実施状況及び評価枠組みを総括したものであるのに対し、本【全体総括】は、各論で抽出した横断論点を行政統治構造の観点から再整理し、今後の政策マネジメントに向けた示唆を提示することを目的とするものである。

本監査においては、個別事業に対する合规性、有効性及び経済性・効率性の検証に加え、複数事業を横断的に分析することにより、県の政策執行及び行政資源配分の在り方について総合的な評価を実施した。その結果、補助金執行、委託・再委託契約、事業支援の自立化、公費投入の合理性、制度趣旨の解釈運用、事業実施の地理的配分、並びに魅力発信広報の戦略性等、行政運営の複数の側面において共通する構造的論点が認められた。これらの論点は、それぞれが独立した個別課題として存在するものではなく、行政資源の投入、契約手法の選択、受益機会の配分、政策効果の創出及び県民への利益還元といった行政統治プロセス全体に相互連関的に作用する構造を有するものである。

すなわち、本監査を通じて明らかとなったのは、個別事業の運用改善の必要性にとどまらず、県における政策執行基盤及び統治構造の最適化に向けた課題として位置付けられるものである。とりわけ、今後の行政運営における基盤的論点としては、次の 5 点が挙げられる。

- ・ 公費投入と成果享受の均衡
- ・ 契約競争性と行政効率性の両立

- ・制度趣旨と運用実態の整合性
- ・県域行政としての受益機会の均衡
- ・魅力発信の政策基盤化

これらの観点は、人口減少対策、産業振興、地域活性化等の中長期政策課題に対応していく上で、行政運営の質を左右する基盤的要素である。

今後は、個別事業単位での改善対応にとどまることなく、補助金制度、委託契約手法、広報戦略、事業評価指標等を横断的に再点検し、行政資源配分の透明性、合理性及び政策効果の最大化を志向する統治運営を推進することが求められる。その際、KPI 設計・評価周期・見直し基準（撤退・縮小・拡充）の明確化等、政策の更新可能性を担保する運用ルールの整備が望まれる。

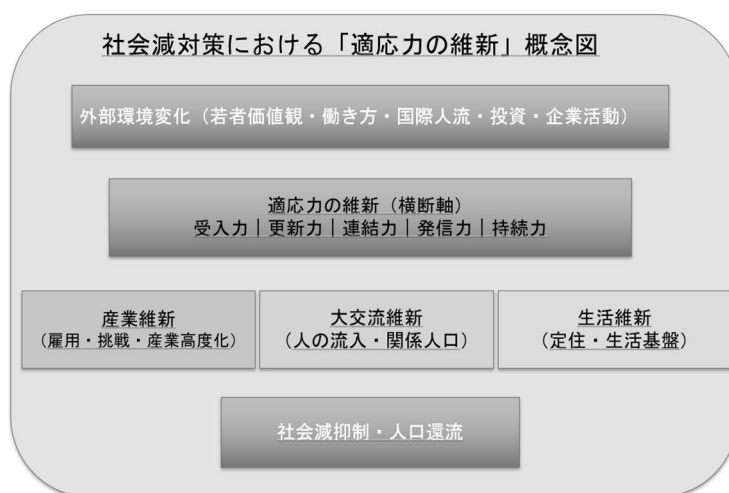
【終わりに】

人口減少を取り巻く状況は急速に変化しており、従来型施策の延長線上のみでは、社会減の流れを反転させることは困難である。若者の価値観、働き方の多様化、企業活動の高度化、国際的な人材移動の活発化など、外部環境は常に変容している。こうした変化に対し、地域・企業・行政が適切に対応し得るか否かが、社会減の抑制を左右する基盤要因となる。

この課題認識を踏まえ、本監査では、既存の「産業維新」「大交流維新」「生活維新」を補完し、かつ駆動させる横断的視点として、「適応力の維新」を提示したい。「適応力の維新」とは、新たな産業構造や働き方を受け入れる力、外部から人や投資を呼び込む柔軟性、住み続けるために生活を更新していく力を、地域全体で高めていく取組を意味するものである。これは施策分野を追加する提案ではなく、既存施策の連関を強め、変化への適応という観点から再構成するための整理軸である。

社会減の克服は短期間で成果が現れる課題ではない。しかし、適応力を高める方向に政策を積み重ねることで、流出を抑制し、流入を促し、定着へとつなげる循環を生み出すことは可能である。本監査が、変化の激しい時代に県が自ら「適応」し、なお成長し続けるための「維新」を完遂する契機の一つとなり、ひいては県民が実感できる社会減対策の深化へと結実することを期待するものである。

全庁的に業務ご多忙の中、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に深く感謝申しあげる。



図：監査人作成

第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）

【産業維新】

◆新たな価値を創造する産業DXプロジェクト

本プロジェクトは、デジタル技術の活用を通じて県内企業の生産性向上、新事業創出、競争力強化を図る基盤形成型施策群として整理できる。人口の社会減に直接作用する施策ではないものの、働く場の質的向上やデジタル人材の活躍機会創出を通じ、地域における就業環境の高度化に寄与している点は評価できる。特に、DX導入支援や伴走型支援により企業変革を後押ししている点は、産業持続性の確保という観点から一定の有効性を有する。

一方、成果指標は導入件数等の事業量把握が中心であり、雇用創出や人材定着への波及は必ずしも体系的に整理されていない。今後は、雇用・人材・地域経済への波及効果を補足的に把握することで、社会減対策としての位置付けをより明確化できる余地がある。

1. 中小企業デジタル経営転換支援事業

(1) 事業の概要

事業名	中小企業デジタル経営転換支援事業
担当部局課	産業労働部経営金融課
実施の背景（必要性）	
感染症や物価高騰、深刻な人手不足により、経営や経済が激変しており、企業活動に与える影響は非常に大きい現状において、近年特にその変化の度合いとスピードが高まっており、その変化は不可逆的であることから、中小企業もこうした変化に巻き込まれ、柔軟に対応していく必要がある。	
こうした先を見通すことが困難な時代において、企業が生き残っていくためには、生産性を向上させ、新たな価値創出を目指し、競争力を強化する取組として、「デジタル化」は極めて重要である。	
目的	
様々なデジタル技術の活用が図れるよう専門家による課題設定型の支援を実施し、デジタル化を通じた経営課題の解決を図るとともに、デジタル実装への投資が図れるよう企業の取組段階に応じた補助制度を設け、中小企業の持続的成長を後押しする。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
県内中小企業のデジタル化を図ることで、多くの事業者が生産性を向上させる。	

概要（内容）

【デジタル対応型経営課題診断】

経営のプロである中小企業診断士等の専門家を県内中小企業に派遣し、自社の経営課題・業務課題を整理・見える化することで、デジタル技術活用による経営課題解決に向けた取組を支援する。

【中小企業 DX 推進補助金】

企業を取組段階（フェーズ）に応じた補助制度により、中小企業の持続的成長を後押しする。

[DX ツール導入型]

（補助率 1/2、上限金額 500 千円）

[情報処理システム構築型]

（補助率 1/2、上限金額 1,500 千円）

[先駆型]

（補助率 1/2、上限金額 5,000 千円）

【情報セキュリティ対策支援】

情報セキュリティ対策については対策方法が不明瞭であることや、予算が確保できないといった課題に対応するため、セミナーや対策に係る経費の補助を実施し、県内中小企業のセキュリティレベル向上を図る。

[情報セキュリティ研修会]

- ・ 対象者：県内中小企業者（主に経営層向け）
- ・ 内 容：セキュリティ対策への取組を検討している企業がセキュリティ対策の入門として必要な基礎知識を紹介する

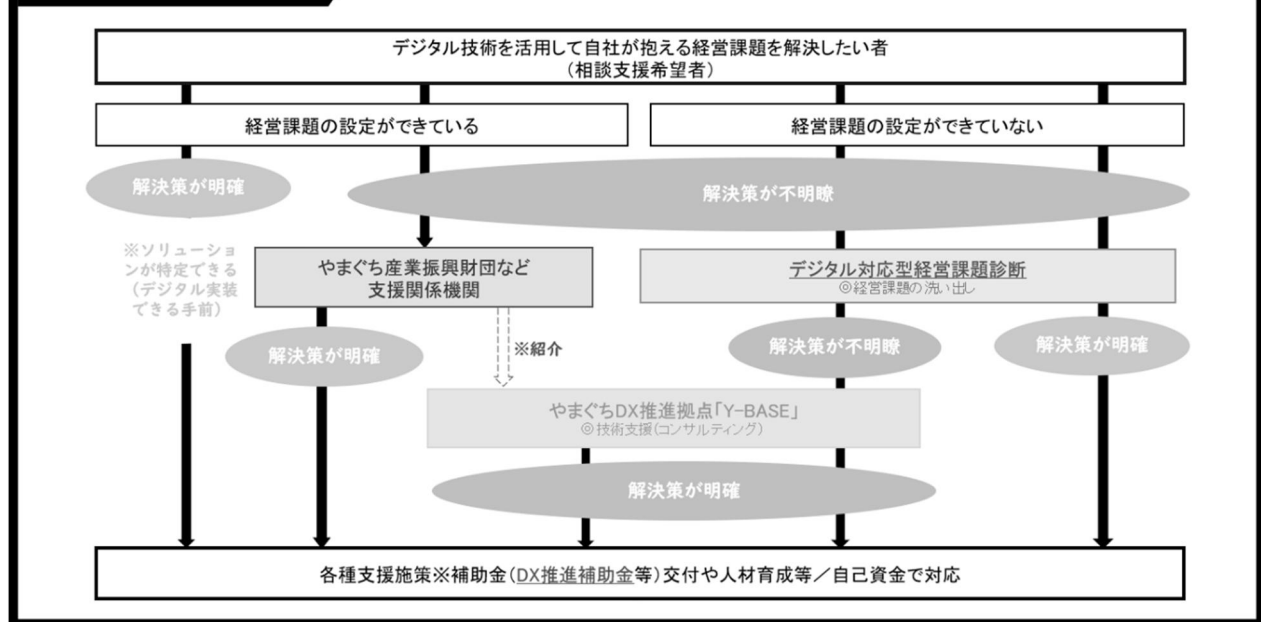
[サイバーセキュリティ講座]

- ・ 対象者：県内中小企業者
- ・ 内 容：サイバー攻撃の“疑似体験”を通じて、パソコンがウイルスに感染した場合に、どのようなことが起きるのか、またどのような対策をすべきかを学ぶ講座

[サイバーセキュリティ対策促進補助金]

- ・ ネットワーク脆弱性診断及びサイバーセキュリティ対策を実施するための設備等の導入に対する助成
- （補助率 1/2、上限金額 500 千円）

事業の全体像



主な実施主体

県

対象者

県民、事業者

令和6年度の取組

【デジタル対応型経営課題診断】

経営課題に対応するための診断・助言についてのノウハウを持つ中小企業診断士を企業へ派遣。最大3回までの面談で経営課題等について洗い出しを行い、全体最適の視点から取り組むべき経営課題を提案した。

【中小企業DX推進補助金】

- ・令和6年5月10日より募集を開始

[DXツール導入型]

- ・142件の応募

[情報処理システム構築]

- ・25件の応募

[先駆型]

- ・12件の応募

【情報セキュリティ対策支援】

[サイバーセキュリティ講座]

- ・令和6年9月17日にY-BASE現地及びオンラインにより開催

[情報セキュリティ研修会] ・令和6年10月1日にY-BASE 現地及びオンラインにより開催 [サーバーセキュリティ対策促進補助金] ・41件の応募	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
【デジタル対応型経営課題診断】 ・募集枠50件程度に対し、50件の診断を実施 【中小企業DX推進補助金】 [DXツール導入型] ・136件に補助 [情報処理システム構築] ・23件に補助 [先駆型] ・9件に補助 【情報セキュリティ対策支援】 [サイバーセキュリティ講座] ・49名の参加 [情報セキュリティ研修会] ・37名の参加 [サーバーセキュリティ対策促進補助金] ・40件に補助	
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
[補助対象事業者の一人当たりの付加価値額の向上（年率3%以上の向上）] 本事業の支援メニューにより生産性が向上し、経営革新計画における法定目標である「1人当たりの付加価値額が補助年度を含み3年間で年率3%以上の向上」を達成した企業の割合を目標として設定している。 具体的には、令和7年度に補助対象事業者のうち50%が達成していることを目標としている。 事業効果として付加価値の向上を計測する場合、事業年度の翌年度決算に反映されるため、現在、令和5年度に事業実施した事業者の効果を測定しているところである。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標	No.2 中小企業のIoT導入率 令和3年度 19.3% ⇒ 令和8年度目標 28%
関連する個別計画	・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略

根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 5 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	169,504	169,504
補正後予算額	—	140,062	130,433
決算額	—	120,712	127,706

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	127,706	下記（6）参照
合 計	127,706	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	33,636	26.3
その他	94,070	73.7
一般（県）	—	—
合 計	127,706	100.0

（その他財源の内容） 山口県デジタル実装推進基金

(5) 委託料の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	120,712	127,706
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	（公財）やまぐち産業振興財団 外 1 件	（公財）やまぐち産業振興財団 外 1 件

(6) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	中小企業デジタル経営転換支援事業（デジタル対応型経営課題診断業務除く）業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	①DX 推進補助事業の実施

	・デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等を目指した取組に係る経費補助を実施する。 ②情報セキュリティ対策支援事業の実施 ・情報セキュリティ対策に係る基礎を理解するための研修を実施する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財団
業者選定理由	(公財)やまぐち産業振興財団は、これまで様々な中小企業支援の実績から、県内企業情報や研修等のノウハウの蓄積があり、本事業の円滑な実施及び事業効果の早期発現が期待できる。 また、産業振興に関する中核的な支援機関として市町や民間企業、商工会議所等の関連機関との幅広い連携が可能であり、かつ、補助金の交付等による企業支援等の実績を有する団体である。
予定価格	162,973,000 円 (税込)
契約金額	162,973,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(株)SYNCHRO
再委託金額	1,270,500 円
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。 検査手法：実績報告書により、適正に業務が実施されているかについて確認した。 検査結果：合格（確定金額：121,197,181 円 (税込)）	

(6) -2

契約名	デジタル対応型経営課題診断事業実施業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 21 日
業務内容（仕様）	(1) 企業へ中小企業診断士を派遣し、デジタル経営転換に向けた課題診断を行わせること (2) 当該課題診断の周知及び関連事業の活用 (3) やまぐち DX 推進拠点 Y-BASE への情報提供、Y-BASE へ支援の橋渡し (4) 事業進捗状況の報告 (5) 実装件数の報告 (6) 上記のほか業務を円滑に実施するための必要な事務
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(一社) 山口県中小企業診断協会
業者選定理由	(一社) 山口県中小企業診断協会は、経営コンサルタント唯一の国家資格である「中小企業診断士」で構成されている県内唯一の専門家集団による法人で、これまでの様々な中小企業支援の実績から、県内企業情報や経営課題に対応するための診断・助言についてのノウハウの蓄積があり、本事業の円滑な実施及び事業効果の早期発現が期待できる。
予定価格	6,531,000 円 (税込)
契約金額	6,531,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。	
検査手法：実績報告書により、適正に業務が実施されているかについて確認した。	
検査結果：合格（確定金額：6,508,572 円 (税込)）	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・業務が委託契約および仕様書に従って実施されているかを確認した。 ・随意契約の締結に至った理由を確認した。
有効性	・実施報告書を閲覧し、事業が仕様書どおりに実施され、その結果有効であるか県が判断できるだけの内容であるか否かについて確認した。
経済性・効率性	・見積書の内容を閲覧し、業務の仕様書に沿った内容になっているか否かについて確認した。

(8) 確認した証憑書類等

見積書、委託契約書、仕様書、検査調書、進捗状況報告書、実装件数報告書、実績報告書、再委託契約書の承認資料

(9) 監査の結果

【意見】委託事業における利用者視点の評価導入の必要性について（有効性）

本事業では、報告事項として「進捗状況報告」、「実装件数報告」、「実績報告書」等が義務付けられており、受託者の事業実績は把握できるようになっている。しかしこれらの報告はあくまでも受託者側の活動実績に重点を置いた内容となっており、むしろ本事業の重要な成果として把握すべきサービスを受けた側の中小企業者の反応や評価を把握する視点が欠けている。そのため、現在は本

事業の成果検証が主に件数等の量的指標に偏り、本来の目的である「中小企業のデジタル経営転換の促進」の達成度、すなわち、利用者側の生産性が向上したのか否か、競争力が強化されたのか否か等を十分に把握できる質的指標が存在していない。

この問題を解決するため、実績報告書に利用者の声（簡潔なコメント等）を記載することが有効と考える。具体的には、受託者が診断終了時に利用者からアンケートを取り、利用者の一言コメント（役立った点、今後の改善点や希望等）を聴取・記録し、実績報告書に反映することで、従来の実施件数等に加え、利用者らの質的評価を把握できるようになる。更にその後も追跡調査を実施すれば、より有効性に富む情報も得られると考える。

このような取組を毎年度繰り返し実施することで事業成果をより多面的に評価することが可能となり、本来の事業目的の達成度を測ることができるようになるため、PDCAの精度も高まり、その結果本事業の質も高まることとなり、より有効性な事業が実施できると考える。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、感染症、物価高騰、人手不足といった急激かつ不可逆的な事業環境の変化に直面する中小企業に対し、デジタル化を通じた経営構造の転換を支援するものであり、社会減対策において極めて基盤的かつ間接的に重要な役割を果たす事業である。人口の社会減は、若者や現役世代が「働く場として選択できない地域」から流出することで加速する傾向がある。その背景には、賃金水準のみならず、生産性の低さ、成長機会の乏しさ、将来不安を伴う雇用構造が存在している。本事業は、デジタル技術の活用によって中小企業の生産性向上と付加価値創出を図り、こうした構造的課題に正面から対応しようとする点で、社会減の要因に対する本質的アプローチと評価できる。特に、専門家による課題設定型支援（デジタル対応型経営課題診断）を起点とし、企業の取組段階に応じたDX推進補助金へと接続する設計は、単なるツール導入支援にとどまらず、経営そのものの変革を促す構造となっており、事業の有効性は高い。また、情報セキュリティ対策支援を併せて実施している点は、デジタル化の持続性と信頼性を確保する観点からも妥当である。

一方で、本事業の社会減対策としての効果は、短期的に人口流入を直接生み出すものではなく、雇用の質の向上を通じた流出抑制に主眼が置かれている点に特徴がある。そのため、成果指標（KPI）が生産性や付加価値の向上に設定されていること自体は合理的であるものの、これらが将来的にどの程度「若者の定着」や「人材流出の抑制」に結びついているかについては、政策全体の中で補完的に可視化していく必要がある。

総じて、本事業は、社会減対策における「即効性のある施策」ではないが、地域の事業環境を変化に適応させ、人口流出の構造要因を是正するための中核的基盤施策として高く評価できる。今後は、雇用の質や人材定着との関係性をより明示的に捉え、他の人材流入・定着施策と有機的に接続していくことが期待される。

◆3KPI ロジック整理（No.1 中小企業デジタル経営転換支援事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
事業環境 適応	デジタル対応型経営 課題診断の実施件数	専門家による課題診断により経営課題が可視化される → 変化する事業環境を前提とした経営転換が進む → 適応力を備えた企業が地域に蓄積される → 地域経済の持続性が高まる → 社会減を生み出す構造要因の緩和に寄与する
雇用の質 向上	中小企業 DX 推進補助 金の採択・実装件数	デジタル技術の導入により業務の高度化・省力化が進む → 成長志向・挑戦志向の職場環境が形成される → 「働きたい企業」が地域内に増加する → 人材の定着が促進される
流出 抑制	補助対象事業者における一人当たり付加 価値額の向上（年率 3%以上）	デジタル化により生産性・付加価値が向上する → 企業の収益力・賃金支払能力が高まる → 雇用の安定性と将来展望が確保される → 若者・現役世代が県内で働き続ける選択が可能となる → 県外流出の抑制につながる

1-1. 中小企業デジタル経営転換支援事業業務

（公財）やまぐち産業振興財団

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託料収入	162,973	121,197
合計	162,973	121,197

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
補助金	160,000	118,674
委託料	1,298	1,270
事務費	700	277
人件費	844	844
一般管理費	129	129
合計	162,973	121,197

（2）令和6年度 委託契約の概要

契約名	セキュリティ研修実施業務
契約期間	令和6年7月23日～令和7年1月31日

業務内容（仕様）	情報セキュリティ研修（経営層向け）及びサイバーセキュリティ研修の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	㈱SYNCHRO
業者選定理由	公募型プロポーザルを実施し、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの分野において専門知識を有し、同様の事業で豊富な実績のある提案者の中から最高得点者である㈱SYNCHRO を選定。
予定価格	1,298,000 円（税込）
委託契約金額	1,270,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：ヒアリング及び書面審査	
検査結果：合格（確定額：1,270,500 円（税込））	

(3) -1 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	中小企業 DX 推進補助金（DX ツール導入型補助金）	
目的（趣旨）	デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等を目指した取り組みを支援	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	中小企業 DX 推進補助金交付要綱（DX ツール導入型補助金）	
創設年度	令和 5 年度	
交付対象事業	生産性向上に資するソフトウェア導入	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
買い切り型	ソフトウェア購入費及び初期導入費（機器等の購入費用は除く）	1/2（50 万円）
クラウドサービス・サブスクリプション型	ソフトウェア・クラウド利用料及び初期導入費（機器等の購入費用は除く）	1/2（50 万円）

交付先及び交付金額	
状況	
交付先名	交付金額（円）
136 件	44,167,267
（買い切り型 63 件）	（24,768,576）
（クラウドサービス・サブスクリプション型 73 件）	（19,398,691）
申請及び交付件数	申請件数：139 件（買い切り型 63 件、クラウド型 76 件） 交付件数：136 件（買い切り型 63 件、クラウド型 73 件） 差異については、事業中止 3 件
補助金の効果測定	
達成度の説明	
生産性向上に資する DX ツールの導入をもって成果とする。	

(3) -2

補助金等の名称	中小企業 DX 推進補助金（情報処理システム構築型、先駆型）	
目的（趣旨）	デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等を目指した取り組みを支援	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	中小企業 DX 推進補助金交付要綱（情報処理システム構築型補助金、先駆型補助金）	
創設年度	令和 5 年度	
交付対象事業	情報処理システム構築型：生産性向上や既存ビジネスの変革等を目指した情報処理システム構築の取り組み 先駆型：生産性向上や既存ビジネスの変革等を目指した設備導入及びシステム構築の取り組み	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
情報処理システム構築型	人件費又は委託費（※1）、その他事業に必要と認められる経費	1/2（150 万円）
先駆型	人件費又は委託費（※1）、機器設備費、消耗品費（※2）、その他事業に必要と認められる経費	1/2（500 万円）
（※1）委託費を計上する場合は人件費の計上を認めないものとする。		

(※2) 購入価格 1 台当たり 10 万円未満の物品を対象とし、消耗品費の補助上限額は 10 万円とする。

交付先及び交付金額

状況

交付先名	交付金額（円）
32 件	59,670,962
（情報処理システム構築型 23 件）	（25,084,562）
（先駆型 9 件）	（34,586,400）

申請及び交付件数

申請件数：情報処理システム構築型 25 件、先駆型 12 件
 交付件数：情報処理システム構築型 23 件、先駆型 9 件
 差異については、
 不採択件数：情報処理システム構築型 1 件、先駆型 3 件
 事業中止件数：情報処理システム構築型 1 件

補助金の効果測定

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移

（単位：者、％）

	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	29 者	32 者
実績値（B）	13 者	13 者
達成率（B/A）	44.8％	40.6％

達成度の説明

目標値（A）：付加価値額が年平均 3％向上を目指す補助事業者数

実績値（B）：付加価値額が年平均 3％向上を達成した補助事業者数

(3) -3

補助金等の名称	サイバーセキュリティ対策促進補助金
目的（趣旨）	情報セキュリティ対策に必要な設備導入等の取り組みを支援することで、中小企業のセキュリティレベル向上を図る。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	サイバーセキュリティ対策促進補助金交付要綱
創設年度	令和 5 年度
交付対象事業	サイバーセキュリティ対策に関する機器設備の導入

補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
サイバーセキュリティ対策促進補助金	機器設備費（セキュリティ対策に関するものに限る）、委託費、その他事業に必要と認められる経費	1/2（50万円）
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
40 件		14,836,353
申請及び交付件数		
申請件数：40 件 交付件数：40 件		
補助金の効果測定		
達成度の説明 サイバーセキュリティ対策機器を導入したことをもって成果とする。		

（4）監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 補助金交付要綱に従って補助金交付が行われているか否かについて確認した。 ・ 委託事業が仕様書に従って実施されているか否かについて確認した。
有効性	・ 実績報告書等を閲覧し、事業が有効に実施されているか否かについて確認した。
経済性・効率性	・ 補助金交付申請等を閲覧し、補助金の交付が経済性・効率性をもって行われているか否かについて検証した。

（5）確認した証憑書類等

補助金交付要綱、補助金交付申請書、募集案内、実績報告書、研修報告書

（6）監査の結果

【指摘】仕様書と異なるセキュリティ研修実施業務の内容について（合規性、有効性）

セキュリティ研修実施業務の委託仕様書の別紙にはサイバーセキュリティ研修の内容として、「サイバー攻撃の疑似体験を通じ、パソコンがウイルスに感染した際に生じる事象および対策について学ぶ研修」を実施することが明記されている。しかし、実施された疑似体験は「フィッシング詐欺のデモンストレーション」であり、これは「パソコンがウイルスに感染した場合」を想定した内容とは異なる。

このことについて、産業振興財団では研修内容を広義に捉えており、問題無いとの見解を示しているが、近年大企業であってもサイバー攻撃を受けており、中小企業であれば尚更セキュリティシステムの脆弱性の可能性もあると推察でき、ひとたびサイバー攻撃にあえば業務が滞り、またサプライチェーンから除外される等、企業にとって致命的な問題となり得る。実際にはサイバー攻撃に対する対策は、いわゆるイタチごっこ状態であるため、ウイルスに感染した場合における対策は日々パソコンを使用する者にとって非常に重要かつ有効な研修内容と解する。

当該委託業務は、特に県が実施するよりも専門業者に委託した方が有効と判断しての事業であり、仕様書に定められた業務内容については、その必要性及び有効性について真摯に受け取り、広義に捉えること無く、適切かつ確実に遂行する必要がある、また指導する必要がある。

【指摘】補助対象経費に係る消費税等の扱いについて（合规性）

中小企業 DX 推進補助金及びサイバーセキュリティ対策促進補助金の交付要綱には、補助金から消費税を減額する規定が設けられている。具体的には、申請者は補助金の交付申請に際し、補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税の内、仕入控除の対象となる部分（以下、「消費税等仕入控除税額」という。）を補助率に応じて減額して申請しなければならない。ただし、申請時点で当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない（第7条第2項）とされている。

産業振興財団はこの第2項の規定に基づき、補助対象経費を消費税抜で算定しているが、文理解釈上、この規定のみを根拠に補助対象経費を全て税抜で計算することはできない。したがって、現状の算定方法は交付要綱の規定内容と整合しているとは言い難い。

一方で、第1項に定める別記第1号様式では、補助対象経費を当初から消費税抜で申請する形式となっており、要綱の意図としては税抜での算定を前提としていると解釈できる。また、一般的に仕入税額控除を控除方式で処理する場合は、後日、控除額確定後に補助金に含まれる消費税を精算する旨の規定を設ける必要があるが、本要綱にはそのような規定が存在しない。

以上のことから、産業振興財団では当初から補助対象経費を消費税抜で算定する意図を有していたものの、交付要綱の規定内容がその意図に十分対応していない状態となっている。今後、補助対象経費の算定を税抜方式で行うのであれば、交付要綱自体を改正する必要がある。またその場合、免税事業者や簡易課税事業者に不利益が生じないよう、十分な配慮を行う必要がある。

【意見】中小企業者の確認について（経済性・効率性）

中小企業 DX 推進補助金及びサイバーセキュリティ対策促進補助金の交付要綱においては、交付対象者を「中小企業者」と規定している。ここでいう中小企業者とは、「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項」に基づく定義によるものである。

当財団では、中小企業者該当性の確認に際し、申請者からパンフレット等の資料を収集し、要件該当性の判断を行っている。なお、中小企業者の定義には資本金要件が含まれているため、法人の場合は登記事項証明書（登記簿謄本）を取得することで、迅速かつ確実に要件充足の有無を確認す

ることが可能である。今後、事務手続の効率化及び確認作業の正確性向上の観点から、登記事項証明書の提出を原則とする運用について検討されたい。

【意見】補助事業における利益排除について（合規性）

中小企業 DX 推進補助金及びサイバーセキュリティ対策促進補助金の交付要綱には、利益排除に関する規定が設けられている。すなわち、「補助事業において、補助対象経費中に補助事業者の自社製品、同一資本グループ又は系列企業からの調達がある場合、利益相当分が含まれることは補助金交付上望ましくないことから、次のとおり利益相当分を除外した額を補助対象経費とする。

（1）補助事業者が自社で調達する場合は、原価を補助対象経費とする。

（2）同一資本グループ又は系列企業からの調達の場合、取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できるときは、その取引価格を補助対象額とする。これを証明することが困難な場合は、調達先の利益率を取引価格から除外した額を補助対象額とする。」と規定されている。

しかし、当該要綱及び募集案内においては、「同一資本グループ」及び「系列企業」の定義が明確に示されていない。このため、産業振興財団では国の「利益排除に関する考え方」に基づき個別に判定を行っているが、判断に一定の幅が生じるおそれがある。したがって、これらの用語については、交付要綱又は募集案内において、資本関係や支配関係等の判断基準を明確に定義する必要がある。

また、利益相当分を除外する取扱いの内、「調達先の利益率を取引価格から除外した額」とする場合についても、100%同一資本に属するグループ企業からの調達と、補助事業者の関係会社からの調達等、資本割合で利益率の算定方法が異なる。しかし、これらの違いが要綱や募集案内上に明示されておらず、補助対象経費の算定における判断基準が不明確となっている。

以上のことから、利益率の算定方法や適用基準についても、要綱又は募集案内において明確化を図ることが必要である。

2. やまぐち中小企業物流 DX 促進事業

（1）事業の概要

事業名	やまぐち中小企業物流 DX 促進事業
担当部局課	産業労働部経営金融課
実施の背景（必要性）	
エネルギー価格や物価高騰等の影響により、県内の中小物流事業者等が厳しい経営環境に置かれる中、「物流 2024 年問題」への対応が喫緊の課題となっている。 こうした状況の中で、物流を安定的かつ持続可能なものとするために、県内企業の機会損失回避と企業価値の向上、生産性の向上に向けて物流業務の DX を推し進めていく必要がある。	

目的	
専門コーディネータによる伴走支援を実施し、デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等の取組を支援し物流業務の効率化を後押しする。	
達成時期	令和 6 年度
目指すべき将来像	
物流事業者の約 9 割を占める中小企業者に対して、単なるデジタル化・機械化ではなく、デジタル化・機械化を通じて業務改善や働き方改革を実現し、物流を安定的かつ持続可能なものとなるよう後押しする。	
概要（内容）	
【専門コーディネータによる伴走支援】 補助事業者の伴走支援や専門的助言（進捗管理、企業訪問、情報提供等） 【やまぐち中小企業物流 DX 促進補助金】 デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等に資するシステム導入等に係る経費を補助する制度により、物流業務の効率化を後押しする。 （補助率 1/2、上限金額 500 万円）	
概要図等	
新 やまぐち中小企業物流DX促進事業 33,826 千円 物価高騰等の影響により、特に運送事業者は経営状況の悪化が懸念されており、「物流2024年問題」への対応が喫緊の課題となっていることから、物流を安定的かつ持続可能なものとしていくため、県内運送事業者の「物流DX」に向けた取組を支援します。 【事業内容】 1 デジタル技術を活用した取組に対する補助 ▽補助率：1／2 ▽対象経費：物流効率化に資する設備等の導入に係る経費 2 専門コーディネータによる伴走支援 ▽企業の課題や取組に応じた指導・助言を実施 運輸システムの導入により 業務効率のアップ ポイント 補助制度の創設と専門家の伴走支援により、県内運送事業者の物流DXに向けた取組を後押しして、県民のくらしや産業を支える社会的インフラである物流を、安定的かつ持続可能なものとしていく。	
主な実施主体	県
対象者	県内に主たる事務所を有する中小企業者の運送事業者
令和 6 年度の取組	
【専門コーディネータによる伴走支援】 補助事業者の伴走支援や専門的助言（進捗管理、企業訪問、情報提供等） 【やまぐち中小企業物流 DX 促進補助金】	

・令和6年5月22日から募集を開始 ・5件の応募	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
【専門コーディネータによる伴走支援】 ・補助事業者の伴走支援や専門的助言（進捗管理、企業訪問、情報提供 等） ・補助金の周知と勧奨、企業ニーズの把握等 ⇒コーディネータが荷主企業や関係団体など70件の企業訪問を実施した。 【やまぐち中小企業物流DX促進補助金】 ・5件応募があり、5件に補助	
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
連絡作業の自動化による作業時間の短縮化や、配車や商品の入荷状況をシステム管理とすることにより、ヒューマンエラーの削減及び対応時間の削減を実現し、補助事業者の物流業務を効率化する。 事業効果の指標として、残業時間、配車や出荷の人的ミスの件数について測定する見込みであるが、事業実施翌年度に計測するため現在、令和6年度に事業実施した事業者の効果を測定中である。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標	該当無し
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	単年事業

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	33,826
補正後予算額	—	—	21,826
決算額	—	—	17,574

（決算額及び予算額の著増減事項等） オーダーメイド性のシステム開発等の高額な設備導入といった案件もあると想定していたが、既存システムを活用した機能拡張等といった少ない投資で効果が期待できる提案が多く、補助金相当部分について当初予算額に対し、交付決定額が下回ったことにより減額となった。

（3）令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	17,574	下記（6）参照
合 計	17,574	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	—	—
その他	—	—
一般（県）	17,574	100.0
合 計	17,574	100.0

（5）委託料の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	—	17,574
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	（公財）やまぐち産業振興財団

（6）令和6年度 委託契約の概要

契約名	令和6年度やまぐち中小企業物流DX促進事業業務
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	① コーディネータの設置 ・ 中小物流事業者等の支援ニーズの掘り起こしや荷主側の情報収集、支援制度の広報、補助事業の伴走支援など、本事業を円滑に実施するため、コーディネータの設置を行う。 ② 物流DX促進補助 ・ 県内の中小物流事業者等が実施する物流業務の効率化に資するシステムの導入に係る経費の一部を補助する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	（公財）やまぐち産業振興財団
業者選定理由	（公財）やまぐち産業振興財団は、これまで様々な中小企業支援の実績から、県内企業情報や研修等のノウハウの蓄積があり、本事業の円滑な実施及び事業効果の早期発現が期待できる。また、産業振興に関する中核的な支援機関として市町や民間企業、商工会議所等の関連機関との幅広い連携

	が可能であり、かつ補助金の交付等による企業支援等の実績を有する団体である。
予定価格	33,825,000 円（税込）
契約金額	33,825,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。	
検査手法：実績報告書により、適正に業務が実現されているかについて確認した。	
検査結果：合格（確定額：17,573,969 円（税込））	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・ 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。
有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検証した。 ・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・ 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検証した。 ・ 直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、業務委託契約事務取扱要領、業者選定理由書、委託検査調書、請求書、支出負担行為、実績報告書

(9) 監査の結果

【意見】コーディネータによる企業訪問における成果の検証について（有効性）

本事業では、デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等の取組を支援し、物流業務の効率化を後押しするという目的を達成するため、産業振興財団に委託し、中小物流事業者等の支援ニーズの掘り起こしや荷主側の情報収集、支援制度の広報、補助事業の伴走支援等を目的としてコーディネータを配置し、企業訪問を実施している。

企業訪問による情報収集にて物流事業者の現状や問題点及び今後の課題等が明らかとなり、今後の本事業全体の方向性を定めるに当たり、有益となった等、相当程度の業務の有効性は確認された。しかし、企業訪問における各個社にとっての有益性等、個別における成果については詳細な分析・検証はなされていないなかった。

確かに当該企業訪問には情報収集という目的もあるため、必ずしも各個社にとって有益、成果があるとは限らないが、物流業務の効率化を後押しするという本事業の目的に鑑みると、企業訪問を行った各個社においても物流業務の効率化を真剣に検証してもらい、企業訪問が有益であったと感じてもらふことは重要である。そのため少なくとも各個社が当該企業訪問をどのように感じ、どのような点で有益であったか等を県が分析検討することは必要なことであり、事業の成果を適切に把握するうえでも重要と考えられる。

そのため、例えば訪問企業各個社へアンケート等を実施し、その結果に基づき内容を分析・検証すること等の積極的な個別対応が必要である。

【意見】コーディネータによる企業訪問における事業の成果指標について（有効性）

本事業は、業務の成果指標として、コーディネータの年間企業訪問件数を採用し、令和6年度は目標30件に対し、実績70件を達成しており、高く評価できる。

しかし、本事業の目的を「専門コーディネータによる伴走支援を実施し、デジタル技術を活用した生産性向上や既存ビジネスの変革等の取組を支援し物流業務の効率化を後押しする」ものと考えらるならば、単に年間企業訪問件数のみを成果指標とすることが最適であるとは言い難い。なぜなら、たとえ多くの企業を訪問したとしても、企業の物流業務の効率化に貢献できていなければ、本事業の目的は達成されたとはいえず、逆に訪問する企業数が少ない場合でも、企業の物流業務の効率化に貢献することができたのであれば、本事業の目的は達成されたと評価できる。

そのため、成果指標は企業訪問件数に加えて、物流業務の効率化に貢献した成果を表す他の指標も併用して総合的に判断すべきである。ここでその他の指標としては、やはり上記同様、訪問企業

への個別アンケートを実施し、その結果を記録として残し、さらに訪問企業の要望等を基に利活用することが有効と考える。

【意見】委託契約における契約額と確定額との乖離について（有効性、経済性・効率性）

本事業では、当初予算額 33,826 千円に対して、決算額は 17,574 千円（当初予算比△16,252 千円、△48.0%）と大きく乖離した結果となったが、契約額について変更契約を締結する等の追加手続は行われていなかった。

県の規定上では、金額についての変更は仕様書の変更ではなく、変更契約の締結は要求されていないため合规性には問題無いと考えられる。しかし本契約のように契約額と実際の確定額との乖離率が 48% と高い場合には、たとえ合规性に問題が無いとしても、予算の適切な配分という観点から考慮すると、委託契約締結後精算まで何んら検討及び手続が行われないことは適切であるとは言い難い。補助金の申請があった時点でおおよその確定額を判断することは容易であり、予算に対する迅速かつ機動的な対応を可能にするためにも、さらに事務的負担に対する経済性を考慮した上でも変更契約の必要性はあると考える。

【意見】当初予算額と決算額の乖離要因の把握の必要性について（有効性、経済性・効率性）

上記意見で述べたように、本事業の契約額は当初予算額の通り 33,826 千円であり、確定額は 17,574 千円であった。乖離の主な要因は、オーダーメイド性のシステム開発等の高額な設備導入といった案件もあると想定し、予算段階では限度額である 500 万円の補助金 5 件（総額 2,500 万円）を想定していたが、実際は既存システムを活用した機能拡張等といった少ない投資額でも波及効果が期待できる提案が多く、当初の予算額に対し補助金の交付決定額（5 件、総額 10,772 千円）が下回ったことが原因である。

確かに補助金の交付については公募による案件であり、必ずしも予算策定段階で補助金額を正確に見積もれる事案ではないため、予算額と決算額に乖離が生じる可能性があることは理解できる。しかし上記のように当初予想される 5 件につき全てにおいて補助限度額である 500 万円であると想定し、結果決算額が当初予算比半額以下であるという状況は、結果だけを見ても当初の予算想定が適切であったとは言い難い。

予算の適切な配分及び有効な執行という観点から、予算は可能な限り正確に一つ一つ積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。そのため県としては今後、産業振興財団とこれまで以上に密に連携を取り、公募対象企業の情報や状況などを事前に検証・分析を行うとともに、より慎重な調査に基づき予算を積算し、予算化した事業をいかに有効に実施するかという、公金の適切配分に対してより慎重な姿勢で臨む必要がある。当初から情報収集等により適切な予算額で契約をすれば、上記意見で述べた様な変更契約の必要も無くなり、結果的に事務の効率化にも資することとなる。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、社会減に直接的に対応する施策ではないものの、県内物流事業者、とりわけ中小物流事業者が直面する構造的課題への対応を通じて、地域経済の持続性と雇用の安定を下支えする点において、社会減抑制に資する基盤的施策であると評価できる。物流分野は、エネルギー価格や物価高騰に加え、いわゆる「物流 2024 年問題」に象徴される労働時間規制や人手不足といった制約を強く受けており、対応を誤れば事業縮小や撤退に直結しやすい分野である。本事業は、こうした厳しい事業環境の下で、専門コーディネータによる伴走支援と DX 投資への補助を組み合わせることで、物流業務の効率化と業務構造の見直しを促しており、事業継続力の強化を通じて雇用喪失リスクの低減に一定の効果を有している。特に、配車や連絡業務の自動化、システム管理の導入によるヒューマンエラー削減や作業時間短縮は、単なるコスト削減にとどまらず、長時間労働の是正や働き方改革につながる取組である。これは、物流分野において深刻化している人材確保難への対応としても重要であり、「過酷な職場」というイメージの緩和を通じて、既存人材の定着や将来的な担い手確保に寄与する可能性がある。

また、物流は地域産業全体を支えるインフラ的機能を有しており、物流の停滞や不安定化は、製造業・農林水産業・小売業等、他産業への波及的影響が大きい。本事業による物流機能の安定化は、個々の事業者にとどまらず、地域経済全体の持続性を高める効果を持つ点で、社会減対策の「間接的だが重要な土台」と位置付けることができる。

一方で、社会減対策の観点からみると、本事業は単年事業であり、成果指標も業務効率化やミス削減といった業務改善効果に主眼が置かれているため、雇用の維持・改善や人材定着との関係性が、定量的には十分に可視化されていない面がある。物流 DX による効果は中長期的に表れる性質を有しており、単年度で社会減への影響を測定することには一定の限界がある点にも留意が必要である。

このため、今後は、本事業を「物流業界における適応力を高め、雇用の持続性を確保するための構造転換支援」として位置付けた上で、支援事業者における労働時間の改善状況、人材定着の動向等を補足的に把握していくことが望ましいと考える。こうした視点を加えることで、本事業の社会減対策としての意義がより明確となり、産業基盤強化施策全体の実効性向上につながるものと考えられる。

◆3KPI ロジック整理（No.2 やまぐち中小企業物流 DX 促進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
流出抑制	物流 DX 促進補助金の採択・実装件数	物流業務の DX 実装 → 作業効率向上・長時間労働の是正 → 事業継続力が高まる → 廃業・縮小リスクが低減 → 雇用喪失による人口流出を抑制
雇用環境改善	残業時間削減・人的ミス削減の達成事業者数	業務の自動化・システム化 → 労働負荷軽減・働き方改革の進展 → 働き続けやすい職場環境の形成 → 人材定着の促進

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
事業環境 適応	専門コーディネータによる 伴走支援件数・企業訪問数	外部専門家の伴走支援 → 変化する物流環境への適応力向上 → 物流機能の安定化 → 地域産業全体の持続性向上 → 間接的に社会減の構造要因を緩和

2-1. やまぐち中小企業物流 DX 促進事業業務

（公財）やまぐち産業振興財団

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託金	33,825	17,574
合計		

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
補助金	25,000	10,771
謝金	5,251	5,156
旅費	1,917	619
補助金プロモーション経費	300	44
賃料	265	297
事務費	288	66
一般管理費	802	618
合計	33,825	17,574

（2）令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	物流 DX 促進補助
目的（趣旨）	県内の中小物流事業者等が物価高騰等の影響を受け厳しい経営環境に置かれる中、物流 2024 年問題に対応するため、中小物流事業者等の物流 DX の促進を支援し、物流業務の効率化を図る。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	やまぐち中小企業物流 DX 促進補助金交付要綱
創設年度	令和 6 年度
交付対象事業	やまぐち中小企業物流 DX 促進事業

補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
物流 DX 促進補助	システム構築に係る人件費又は委託費（人件費の計上を認めない）、機器設備費、消耗品費（購入価格 1 台当たり 10 万円未満の物品を対象とし、消耗品費の補助上限額は 10 万円）、その他事業に必要と認められる経費	1/2（500 万円）
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
トクヤマ海陸運送(株)		5,000,000
(株)宇部スチール		750,000
キチナンロジスティックス(株)		692,700
(株)チルドエクスプレス		1,592,000
防府通運(株)		2,737,000
申請及び交付件数		申請件数：5 件 交付件数：5 件
補助金の効果測定		
効果測定方法：定期訪問にて、導入後の効果やその後の課題などを聴取		
測定結果：配車システムの導入で効率化が完了し、ボタン一つで FAX・メールの自動送信機能などにより属人化の解消や効率化を図った現場を、全社視察した。導入効果は出ている様子であることを確認した。		

(3) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。

監査要点	実施手続
	・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(4) 確認した証憑書類等

起案書、やまぐち中小企業物流 DX 促進補助金交付要綱、補助金実施要領、補助金申請者一覧、交付申請書、事業計画書、審査書類、実績報告書、交付決定書、確定通知書、補助金チェックシート、見積書、請求書、決算書

(5) 監査の結果

【指摘】起案書等における決裁日の記入漏れについて（合规性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続きに則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載が無い起案書があり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。

起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日にてその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載が無ければ、その起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日は必ず適切に記入する必要がある。

【指摘】補助金交付申請書の日付不備に対する内部統制について（合规性、有効性）

補助金交付申請書の補助事業完了予定日について、令和7年2月28日と思われる申請書が、令和6年2月28日となっていた。単純な日付の記載誤りと判断できるが、不備がある書類については修正後の適正な書類の再提出を求める必要がある。

特に補助金の申請に係る日付については、軽微な単純ミスと考えられても、請求書等の添付書類の日付との整合性が図れない、更に、申請日期限後の日付となっていれば受理することが出来ない

等、書類に対し重要かつ基本的な信頼性に疑義が生じるのみだけでなく、補助金交付事務に対する信頼性にも疑義が生じることとなる。

したがって、書類の不備に対するチェック体制の内部統制を再確認し、適正な運用を実施する必要がある。

3. 中小企業 DX 等促進支援事業

(1) 事業の概要

事業名	中小企業 DX 等促進支援事業
担当部局課	産業労働部産業人材課
実施の背景（必要性）	
中小企業では、継続して競争優位性を確立していくためには、急速に要請が進むデジタル化や、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化への対応が必要となっている。	
目的	
県内企業が継続して競争優位性を確立していくために、自社のビジネスや組織を深く理解し、デジタル技術を活用したビジネスの実現を主導する人材等の育成を図ることにより、中小企業の DX 等への取組を促進する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
県内の中小企業が DX に関する全体像や本質を理解するとともに、デジタル技術を活用したビジネスの実現を主導する人材等の育成が図られることで、中小企業の DX 等の取組を加速し、競争優位性を確立する。	
概要（内容）	
1 支援体制の整備 2 個別事業の実施 ① DX 推進人材等育成事業（DX 研修（経営層等向け）、デジタル人材等育成支援補助金）、②DX 専門家派遣事業 ③DX 機運醸成事業	

概要図等

■支援体制の整備

- ・地域活性化雇用創造プロジェクトの各事業の企画・進捗管理を行う事務統括者の配置
- ・個別事業の運営管理、一貫した伴走支援等を行うコーディネータの配置

■個別事業の実施

①DX推進人材等育成事業

■経営層等向けDX研修

- ・企業の経営層等がDXに関する全体像や本質を理解し、DX推進、戦略策定へと繋げる研修の実施

■デジタル人材等育成支援補助金

- ・中小企業が活用する個別のデジタル技術等に関する、短期の民間研修受講費用等の補助
補助率3/10
上限30千円/人（150千円/社）

②DX専門家派遣事業

- ・専門コンサルタント等による、DX戦略策定と実行についての指導・助言

③DX機運醸成事業

- ・DXへの取組の動機付けとなるセミナー等の実施

主な実施主体

県

対象者

県内に事業所を有する中小企業者

令和6年度の取組

1 支援体制の整備

2 個別事業の実施

- ① DX 推進人材等育成事業（DX 研修（経営層等向け）、デジタル人材等育成支援補助金）、②DX 専門家派遣事業 ③DX 機運醸成事業

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

●DX 研修（経営層等向け）の実施

- ・セミナー（企業にとって必要なDXビジョンとは） 22社参加
- ・集合研修（全3回：マネジメントDX・オペレーションDX・マーケティングDX）
延べ30社参加
- ・個別研修 5社へ実施（各2回実施）

●デジタル人材等育成支援補助金

6件交付

●DX 専門家派遣の実施

10社支援

●機運醸成セミナー

セミナー等71回、Web配信22回の全93回実施 延べ699名参加

成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）

中小企業団体中央会が県内の中小企業の経営者等に対して実施したアンケート調査によると、令和3年度の調査で「DXを推進している」と回答した事業者は全体の13.4%、デジタル化に「積極的に取り組んでいる」及び「取り組んでいる」と回答した事業者は全体の46.9%であったところ、令和6年度のアンケート調査で「DX・デジタル化に既に取り組んでいる」と回答した事業者は全体

の 59.4%となっており、本事業による中小企業の DX への取組の支援も寄与したものと考えられる。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No.2 中小企業の IoT 導入率 令和 3 年度 19.3% ⇒ 令和 8 年度目標 28%
関連する個別計画	・やまぐち産業労働プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 3 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	286,853	95,770	58,222
補正後予算額	208,704	84,642	55,928
決算額	185,424	77,713	54,455

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和 4 年度事業の中小企業 DX 推進総合支援事業（所管：経営金融課）より、令和 5 年度からは、中小企業 DX 人材育成事業（所管：産業人材課）と中小企業デジタル経営転換支援事業（所管：経営金融課）の 2 事業に再整理、令和 6 年度から中小企業 DX 人材育成市場から一部事業を再整理・見直しのうえ、事業名変更し、中小企業 DX 等促進支援事業として実施のため。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	54,398	下記（6）参照
旅費	51	職員出張旅費
需用費	2	コピー代、用紙代他
使用料及び賃借料	2	高速道路使用料
合 計	54,455	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	43,518	79.9
その他	—	—
一般（県）	10,936	20.0
合 計	54,455	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	185,424	77,713	54,398
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(公財)やまぐち産業 振興財団	(公財)やまぐち産業 振興財団	(公財)やまぐち産業 振興財団

(6) 令和6年度 委託契約の概要

契約名	中小企業 DX 等促進支援事業
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容(仕様)	中小企業の DX 等の取組の支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財団
業者選定理由	これまで様々な中小企業支援の実績から、県内企業情報や研修等のノウハウの蓄積があり、本事業の円滑な実施及び事業効果の早期発見が期待できること。 また、産業振興に関する中核的な支援機関として市町や民間企業、商工会議所等の関係機関との幅広い連携が可能であり、かつ、補助金の交付やコーディネータによる企業支援等の実績を有する団体であることから、効果的な支援を期待できるため。
予定価格	57,566,901 円(税込)
契約金額	57,566,901 円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	① 経営層等向け DX 研修：(株)タナベコンサルティング ② DX 専門家派遣事業：(株)フォーバル ③ DX 機運醸成事業：女性創業応援やまぐち(株)
再委託金額	① 5,377,720 円(税込) ② 8,990,300 円(税込) ③ 12,514,751 円(税込)
検査の概要	
検査対象：仕様書の示す業務が適切に実施されたか、否かについて検査	
検査手法：提出された実績報告書による書面検査	
検査結果：合格 確定額：54,398,958 円(税込)	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適正に実施されているか検証した。 ・ 不適切な再委託がされていないかについて検証した。 ・ 業務仕様書に基づき、適正に業務が行われているか検証した。 ・ 委託契約書に基づき、委託料が適正に精算されているか検証した。
有効性	・ 指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 ・ 活動内容や取組内容について検証した。
経済性・ 効率性	・ 予定価格が適切に積算されているか検証した。 ・ 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、業務仕様書、競争入札等審査会書類、業務委託検査調書等、業務完了報告書、概算見積書、請求書、再委託承認書類

(9) 監査の結果

【指摘】業務仕様書と再委託先の選定について（有効性）

本事業で実施している DX 機運醸成事業は、業務仕様書により、「DX への取組の動機付けとなるセミナー等を計 90 回程度実施し、県内中小企業の DX に対する取組の機運を醸成する。」こととされている。この DX 機運醸成事業は委託先である振興財団において、競争入札ではなく随意契約で再委託されている。実施報告によれば、セミナーは山口市内 71 回（内、オンライン同時開催 7 回）、WEB 配信が 22 回の全 93 回の実施であった。本来の本事業の目的に沿うならば、県内全域に取組が行き渡るようオンライン開催数の増加や県内各所での開催をすべきである。このことについては、委任者としての県が産業振興財団へ年度途中の段階でフォロー（確認・助言）すべきであった。

また、DX 機運醸成事業が委託先で随意契約にて女性創業応援やまぐち㈱が再委託先として選定された理由としては業務仕様書の記載事項の業務実施上の注意点に「委託者が実施する女性起業家創出成長支援事業（やまぐち創業応援スペース運営業務）、国、県、市町等が実施する関連事業との連携を図り、相乗効果の発揮に努めること」と記載されている部分（やまぐち創業応援スペース運営業務は、女性創業応援やまぐち㈱が受託）が深く影響したためと思われる。

仕様書上で実質的な再委託先の指定となる記載により本来の目的達成が妨げられるべきではない。委託先と事業実施の最適な方法を検証して、進めるべきである。

【意見】検査報告について（経済性・効率性）

本事業の検査は令和 7 年 3 月 31 日に実施され、評価として「業務成果報告書等の書類確認をしたところ、仕様書どおりの内容を履行しており、特に問題はない。」と記載されており、検査結果は合格となっている。業務委託検査調書等を閲覧しても、具体的な検査内容については不明である。また確認の証跡やチェック項目等の資料は残っていない。業務が問題なく遂行されたかの検査には、当然ながら精算についての確認も入っており、経費の計上についてより深度のある確認が必要である。例えば、謝金対象のコーディネータの勤務実績、旅費の日付と旅行先の一致確認や対象職員給与については給与明細や源泉徴収票との一致や他事業との按分計算の正確性、経費に他事業分が入っていないことの確認や重複がないことの確認等である。そして、検査の確認内容を適正に検査調書に記載すべきである。

さらに、本事業は精算額をもって確定額とする精算規程があり、その場合にはより厳密に検査を実施する必要がある。

【意見】補助金の執行状況について（有効性）

デジタル人材等育成支援補助金は予算額 150 万円（1 社あたり上限 15 万円）、補助率 3/10 に対し、実績は 6 社で 171,000 円となっている。ここ数年、実績は予算を下回り、予算も年々削減されている。補助対象経費の見直し等デジタル人材の育成により効果的な方策を委託先と議論を重ねながら、より効果が見込める補助体制にして頂きたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

中小企業 DX 等促進支援事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、県内中小企業における DX を主導する人材の育成や、デジタル技術を活用したビジネス変革の促進を通じて、企業の競争力及び事業継続力の強化に寄与し、結果として地域経済の持続性や雇用の安定を下支えする間接的施策であると評価できる。特に、急速に進展するデジタル化や脱炭素化への対応が中小企業にとって大きな経営課題となる中、経営層を含む DX 推進人材の育成や専門家派遣による伴走支援を行う本事業は、企業自らが変革を主導する体制づくりを支援するものであり、DX の取組が進みにくい中小企業にとって一定の有効性を有している。中小企業団体中央会のアンケート調査において、DX・デジタル化に既に取り組んでいると回答した事業者の割合が増加していることから、本事業が県内中小企業の DX 機運の醸成や取組促進に一定程度寄与しているものと考えられる。

一方で、本事業の成果は、DX やデジタル化への取組意識の向上や人材育成といった段階にとどまっており、それらが雇用の維持や人材の定着、さらには人口流出の抑制といった社会減対策の観点において、どのような効果をもたらしているかについては、必ずしも明確に整理されていない。社会減対策としての説明力を高めるためには、DX 人材の育成や企業内での役割発揮が、雇用の安定や働き方の改善、若年層を含む人材の定着にどのように結び付いているかを併せて検証する視点の補強が求められる。

また、人材育成や意識変革を主眼とする本事業の性質上、その効果は短期間で顕在化するものではなく、中長期的に企業経営や雇用環境に影響を及ぼすものである。このため、単年度の実績や参加者数のみで評価することには限界があり、DX 推進人材が企業内でどのような役割を果たしているか、DX の取組が継続・深化しているかといった点について、一定期間を通じたフォローアップを行うことが必要と考える。

◆3KPI ロジック整理 (No.3 中小企業 DX 等促進支援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
人材育成	DX 推進人材の育成・配置企業割合	DX を主導できる人材の確保・育成 → 事業変革の継続 → 企業の持続性向上
経営・業務変革	DX 取組の継続・深化企業割合	デジタル活用による業務改善・付加価値創出 → 競争力強化 → 雇用維持
雇用・定着	雇用維持または若年・専門人材定着企業割合	働きがい・成長機会の創出 → 人材流出抑制 → 地域に人がとどまる

3-1. 中小企業 DX 等促進支援事業

(公財) やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料収入	57,566	54,398
合計	57,566	54,398

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託費	27,899	26,882
人件費	23,129	22,332
旅費	1,102	1,381
需用費	681	77
賃借料	2,614	3,222
役務費	638	330
補助金	1,500	171
合計	57,566	54,398

(2) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	やまぐち創業応援スペース運営業務及び DX 機運醸成事業
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	DX への取組の動機付けとなるセミナー等を実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規定第 29 条 2 項第 2 号
委託業者名	女性創業応援やまぐち㈱
業者選定理由	施設運営やイベントの実施、他機関等との連携において積極的に創業者への支援を実施しているため、国、県、市町等との連携を図り、DX の機運醸成を効果的に行うことができる見込みがあるため選定した。
予定価格	12,514,751 円（税込）DX 機運醸成事業のみ
委託契約金額	12,514,751 円（税込）DX 機運醸成事業のみ
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（確定額：12,514,751 円（税込））DX 機運醸成事業のみ	

※「やまぐち創業応援スペース運営業務」については、23,993,490 円、合計 36,508,241 円の契約となっている

(2) -2

契約名	DX 研修（経営層向け）実施業務
契約期間	令和 6 年 9 月 5 日～令和 7 年 2 月 28 日
業務内容（仕様）	中小企業が抱える課題解決に向けて、経営層等が最適な DX 推進に関する全体像や本質を理解し、DX 経営戦略の策定へと繋げる集合形式の研修を実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規定第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	㈱タナベコンサルティング
業者選定理由	公募型プロポーザルを実施し、企業の経営層等が DX に関する全体像や本質を理解し、DX 推進、戦略策定へと繋げる研修を実施するための専門性を有する提案者の中から最高得点者である㈱タナベコンサルティングを選定した。
予定価格	5,377,720 円（税込）

委託契約金額	5,377,720 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（確定額：5,377,720 円（税込））	

(2) -3

契約名	DX 専門家派遣業務
契約期間	令和 6 年 6 月 25 日～令和 7 年 2 月 28 日
業務内容（仕様）	DX の方向性を定めた県内企業に対し、専門家によるメンタリング（相談・助言・指導）とともに、ITベンダーとのマッチングを実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規定第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	(株)フォーバル
業者選定理由	公募型プロポーザルを実施し、メンタリングからマッチングまでの一貫支援を実施するための専門性を有し、同様の事業で豊富な実績のある提案者の中から最高得点者である(株)フォーバルを選定した。
予定価格	8,990,300 円（税込）
委託契約金額	8,990,300 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（確定額：8,990,300 円（税込））	

(3) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	デジタル人材等育成支援補助金
目的（趣旨）	中小企業のデジタルトランスフォーメーション等の推進のために、民間研修等を活用した際等に費用の一部を補助する。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	デジタル人材等育成支援補助金交付要綱
創設年度	令和 3 年度

交付対象事業		中小企業 DX 等促進支援事業
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
研修受講に関する費用（一般型）	受講料、教材費	3/10（3 万円/人） ※同一の対象者につき、複数回の交付可能。同一の年度における補助対象企業一社あたりの上限額は 15 万円
研修受講に関する費用（外部講師招へい型）	謝金、旅費	3/10（3 万円/人） ※同一の企業につき、複数回の交付可能。同一の年度における補助対象企業一社あたりの上限額は 15 万円
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
キチナングループ(株)		18,000
富士高圧フレキシブルホース(株)		45,000
(株)ミヤベ		60,000
桧山事務器(株)		9,000
山口視聴覚機器(株)		9,000
山西水産(株)		30,000
合計		171,000
申請及び交付件数	申請件数：6 件 交付件数：6 件	
補助金の効果測定		
効果測定方法：補助金の交付決定を行った企業から提出される実績報告書において、「身に付いた力」の記載を求めている。		
測定結果：中小企業が活用する個別のデジタル技術について研修費用を補助することで、中小企業の DX 化のためのデジタル人材の育成に寄与している。		

(4) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・業務仕様書に基づき、適正に業務が行われているか検証した。 ・不適切な再委託がされていないかについて検証した。

監査要点	実施手続
	・委託契約書に基づき、委託料が適正に精算されているか検証した。 ・補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか検証した。 ・補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	・活動内容や取組内容について、事業目的を達成できているか検証した。
経済性・ 効率性	・見積内容が適切に積算されているか検証した。 ・業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。 ・補助対象経費の内容について不適切な項目がないか、計上金額は妥当かについて検証した。

(5) 確認した証憑書類等

委託契約書、業務仕様書、競争入札等審査会書類、業務委託検査調書等、業務完了報告書、概算見積書、再委託承認書類、補助金交付要綱、補助金交付申請書、事業実績報告書

(6) 監査の結果

【指摘】再委託先の選定について（有効性）

DX 機運醸成事業の業務内容は、仕様書に、「DX への取組の動機付けとなるセミナー等を計 90 回程度実施し、県内中小企業の DX に対する取組の機運を醸成する。」ことと明記されている。本事業は競争入札ではなく、随意契約で女性創業応援やまぐち㈱に再委託されている。実施報告によれば、セミナーは山口市内のみで 71 回開催されていたが、本来の目的によれば、県内各所で開催すべきである。また実施回数が予定の 90 回に到達していない部分についても、再委託をした責任をもってモニタリングを実施し、途中経過でフォローすべきである。

さらに、本事業は、No.3「中小企業 DX 等促進支援事業」において振興財団に委託している「DX 機運醸成事業」に加えて「やまぐち創業応援スペース運営業務」とともに一つの契約となっている。これは、事業 No.3 で指摘した仕様書の記載事項の業務実施上の注意点に「委託者が実施する女性起業家創出成長支援事業（やまぐち創業応援スペース運営業務）、国、県、市町等が実施する関連事業との連携を図り、相乗効果の発揮に努めること」と記載されているためである。

「相乗効果の発揮」を安易に捉えることなく、本来の目的達成のための「相乗効果」とは如何なるものかを委託者である県と協議し、事業実施の最適な方法を検証すべきであると考え。したがって、本事業と「やまぐち創業応援スペース運営業務」は切り離して検証すべきであり、他の事業同様に「DX 機運醸成事業」についてもプロポーザル方式等で再委託先を選定すべきである。

【指摘】業務委託検査の確認について（有効性、経済性・効率性）

上記指摘で記載しているように「DX 機運醸成事業」は「やまぐち創業応援スペース運営業務」とともに一つの契約として行われている。この契約に対して、全体の収支がどうなっているのかが不明である。実績報告書を確認しても、2つの事業の委託費に対する支出額が記載されているだけであり、担当者も全体の収支状況は把握していなかった。

今回の監査対象事業ではないが、契約書が一つのため、「やまぐち創業応援スペース運営業務」についての契約内容を確認したところ、「やまぐち創業応援スペース運営業務」の方は収入基準額が定められ、収入基準額を超えた額については「8割以上を施設の利用促進のために使用したうえで、その残額を受託者の収入とすることができる」とあり、検査結果を確認すると、「委託事業の経理処理として、収入については、利用料収入を全て含めたうえで収支管理されている。令和6年度の実績としては、支出（費用）のうち一般管理費は当初契約時の額（未満）に据え置かれており、収入基準額を超える額については全て「施設の利用促進」に活用されたと判断できる。」と記載されているが、全体の収支状況がわからない以上、判断を下せないのではないかと思います。

また、振興財団が当該事業の経済的合理性を把握するために、事業を実施するにあたり、運営にかかる必要人員やその給与額、実際の運営経費やセミナー等の開催経費を正確に把握し、収入状況を加味した上で、見積額との乖離額を確認することは重要な手続であり、それを次年度以降の予定価格に反映させることは事業の有効性、経済性・効率性をより一層高めるためには必須の作業となる。

検査では、委託費に対応する支出額を見るだけでなく、事業にかかる実際の収支状況等を確認し、次年度以降の事業へフィードバックできる体制を整える必要がある。

【意見】補助金の執行状況について（有効性）

事業 No.3 の意見の再掲となるが、デジタル人材等育成支援補助金は予算額 150 万円（1 社あたり上限 15 万円）補助率 3/10 に対し、実績は 6 社で 171,000 円となっている。ここ数年、実績は予算を下回り、予算も年々削減されている。補助対象経費の見直し等、デジタル人材の育成により効果的な方策を県と議論を重ねながら、より効果が見込める補助体制を県に提言して頂きたい。

4. IoT ビジネス創出促進事業

（1）事業の概要

事業名	IoT ビジネス創出促進事業
担当部局課	産業労働部経営金融課
実施の背景（必要性）	
IoT をはじめとする第 4 次産業革命の技術は、あらゆる産業分野における革新を促し、急速な導入、市場開発が進められており、とりわけ AI などの技術進歩は目覚ましく、新たなソリューションを生み出す大きな可能性とチャンスが生まれている一方で、IoT を活用できる人材・技術の	

不足や具体的なアイデアが不明であることが課題となっており、事業アイデアや技術を試行・検証できる環境の提供やサポートなど支援体制の充実を図る必要がある。

また、事業化に向けた研究開発には大きな投資リスクを伴うことから、資金面でのリスク軽減を図ることにより、取組を加速する必要がある。

目的

第4次産業革命の進展を踏まえ、IoTを活用した新たなビジネスの創出や生産性の向上に向け、山口県産業技術センターに支援拠点を整備するとともに、研究開発に対する支援を行い、県内企業等によるIoTビジネスの創出促進を図る。

達成時期

令和8年度

目指すべき将来像

IoTビジネスの創出・産業イノベーションの促進を図ることで事例等を全県へ展開・波及させることで、有効なIoT普及率が底上げされる。

概要（内容）

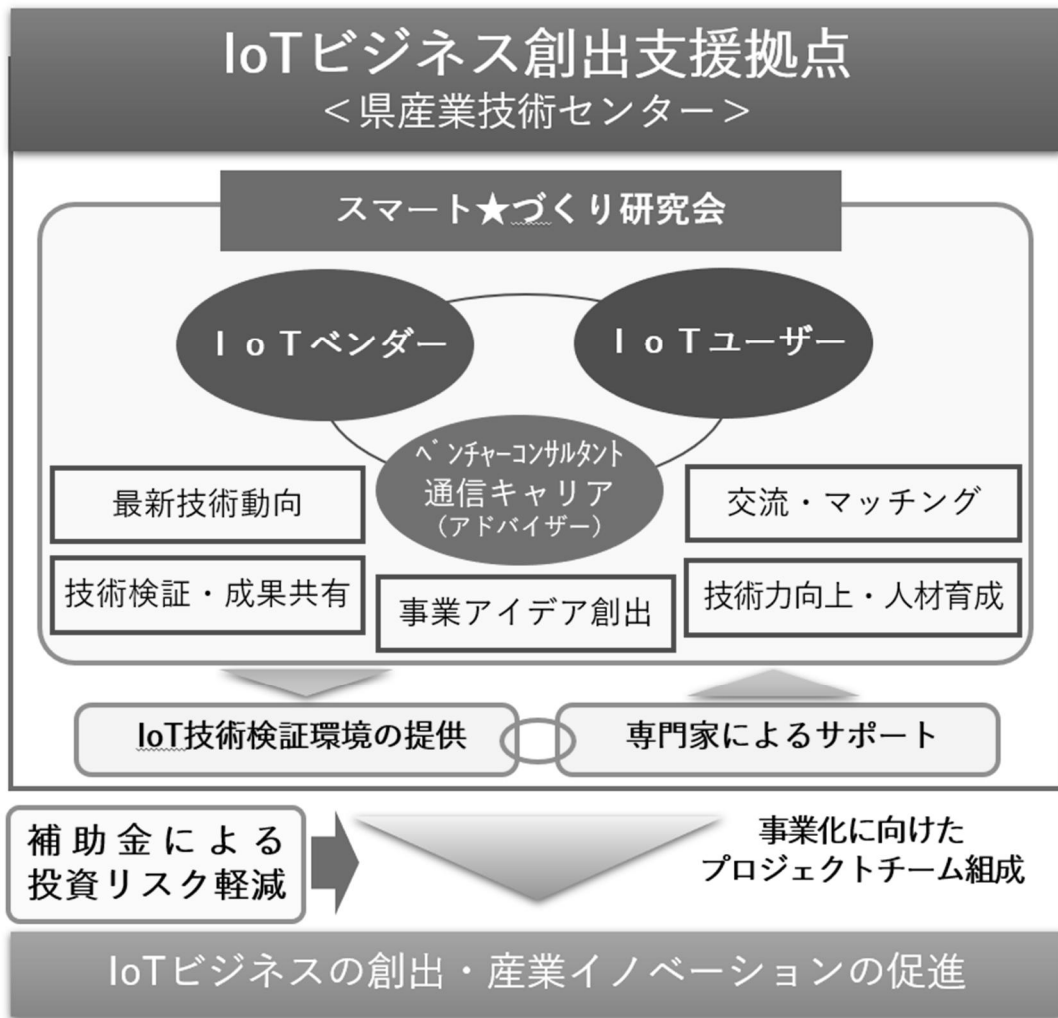
【「スマート★づくり研究会」の運営】

多様な業種・業態の企業等の交流や技術の試行・検証等を通じて、事業アイデアの創出や事業化に向けたプロジェクトチームの組成等を支援し、IoTを活用した新たなビジネスの創出を促進する。

【やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）】

未来技術関連分野において、県内企業等による先導的、先進的な研究開発等の取組を支援することにより、未来技術を活用した新たなビジネスの創出を促進し、県内における産業の育成・集積を図る。

区 分	研究開発促進枠	通常枠
対象事業	次年度意向の「通常枠」への申請に向けた研究開発・実証試験	事業化が見込まれる研究開発・実証試験
補 助 限 度 額	5,000 千円 (下限 1,000 千円)	15,000 千円 (下限 5,000 千円)
採択件数	1 件	1 件
事業期間	1 年	1～2 年 (1 年ごとに継続審査)
補 助 率	2/3	
補 助 対 象 者	県内中小企業単独または県内中小企業を含む 2 者以上による研究開発グループ	県内中小企業を含む 2 者以上による研究開発グループ



主な実施主体

県

対象者

県民、事業者

令和6年度の取組

【「スマート★づくり研究会」の運営】

・研究会の開催

技術動向等に関する講演やワークショップにおける研究成果の共有、会員企業との交流・マッチング等（2回）

・ワークショップの運営

IoTに関するテーマ毎のワークショップを開催し、事業アイデアの創出を図るとともに、アイデアや技術を共同で試行・検証できる環境を提供し、事業化に向けた取組を促進（参加数：7テーマ（45社4機関））

【やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）】

<公募期間> 令和6年4月8日～5月24日
 <応募件数> 通常枠4件、研究開発促進枠：1件
 <採択件数> 通常枠2件、研究開発促進枠：1件

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

【「スマート★づくり研究会」の運営】

・研究会の開催

	開催日	参加者
第12回 スマート★づくり研究会	令和6年9月4日	56名
第13回 スマート★づくり研究会	令和7年3月7日	62名

・ワークショップの運営

「生成AI 業務活用ワークショップ」（参加会員13社/開催回数：9回）

生成AIを具体的な業務へ活用することを目指した取組を実施。具体的には、外部アプリケーション（Excelなど）と連携したデータ分析や業務の効率化、プログラム作成支援（Pythonなど）に関する取組を実施。

「機器制御ワークショップ」（参加会員6社/開催回数：5回）

IoT機器による「見える化」に加えて、モノの「制御」に興味を持つ会員を対象に、機器の制御をリモート化する実証実験を実施。

工場やオフィスの機器を電磁開閉器や遠隔スイッチ等で制御を行い、省人化や使用電力の削減、遠隔制御に伴う安全設計などについて意見交換を実施。

「パズルde 見える化ワークショップ」（前期）

（参加会員：3社、1機関/開催回数：5回）

パズル感覚でIoTによる見える化システムを構築できるプログラミングツール（Node-RED）を用いて、見える化システムを構築、実証実験（運用）を実施。

「DX 寺子屋 in やまぐち」（参加会員7社/開催回数：5回）

IoTビジネスモデルの社会実装を目指し、DX推進による経営変革や生産性向上について学ぶ。

「パズルde 見える化ワークショップ」（後期）

（参加会員：2社、1機関/開催回数：5回）

前期から継続し、パズル感覚でIoTによる見える化システムを構築できるプログラミングツール（Node-RED）を用いて、見える化システムを構築、実証実験（運用）を実施。

「農業×IoT オンラインサロン」(参加会員：12 社、2 機関/開催回数：9 回)

農業支援に必要なデータの収集や農業従事者が利用しやすいデータの見える化などに関し、オンラインで情報交換するとともに、農業分野で使えるような IoT デバイスを設置し、動作検証を実施。

「工場セキュリティ診断」(参加会員：2 社/開催回数：4 回)

中小企業（工場）のセキュリティ対策について、東大グリーン ICT プロジェクトサイバーセキュリティワーキンググループ及び情報処理安全確保支援士（セキュリティスペシャリスト、通称セキスペ）の協力を得て、参加企業のセキュリティ診断を行った。

・やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）

(通常枠1)

(単位:百万円)

申請者 (◎:代表申請者)	事業概要	事業費 (補助金額)
◎新立電機㈱ (下松市) ツバメエンジニアリング㈱ (岩国市)	【事業の名称】 自在なレイアウトが可能な協働型パレタイジングロボットシステムの開発 【事業内容】 生産ラインの工程におけるダンボールの荷積み(パレタイズ) 作業において、大きなスペースの確保と固定化を要する既存のシステムとは異なり、①省スペース②レイアウト変更の容易さと自由度の高さを満たすロボットシステムの開発を行う。	令和6年度： 17(11)

<採択事業概要>

(通常枠2)

(単位:百万円)

申請者 (◎:代表申請者)	事業概要	事業費 (補助金額)
◎エコマス㈱ (宇部市) 日進工業㈱ (下松市)	【事業の名称】 複合現実 (MR: Mixed Reality) と時空間データ基盤による統合型点検情報管理システムの開発 【事業内容】 IoT センサによるデータ収集や保守・点検業務の AI 支援が注目され、点検業務のデジタル化が望まれているが、点検や検品などの現場では目視作業を必要とすることも多く、業務全体のデジタル化を阻んでいる。 本事業において、スマートグラスを用いて目視作業に適用できる複合現実 (MR: Mixed Reality) を開発し、各種IoTセンサと合わせて情報の一元管理が可能となる点検情報管理システムを開発する。ま	令和6年度： 19(13)

	た、複数の検証ターゲットを設定して実証実験を行うことで、幅広い分野に適用できる拡張性を備えたシステムの開発を行う。	
(研究開発促進枠)		(単位:百万円)
申請者	事業の概要	事業費 (補助金額)
(株)電創技研 (下関市)	【事業の名称】 設備の予知保全に資するエッジ AI ユニットの開発 【事業内容】 設備保全において省人化が期待できる「予知保全」の技術を具現化する手段として、現場の端末(エッジ)で収集した設備の稼働データをAI(人工知能)によって分析する制御ユニット(エッジAIユニット)を開発する。	令和6年度:6(4)
成果(アウトカム)及び評価(次期計画を含む)		
[中小企業の IoT 導入率] 平成 29 年版情報通信白書(総務省)によると、内閣府の中期経済予測に基づくベースシナリオでは、国内企業の IoT 導入率は 2016 年度(平成 28 年度)の 7.0%が 2025 年度(令和 7 年度)に 27%になると推計されている。県としては県内中小企業の IoT 普及率を高めることにて生産性を底上げし、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等を抱える地方において、将来に向けて経済の持続的成長・発展を図ることを目的として国の予測値と同等以上の水準を目標としている。 平成 30 年度に実施した調査では県内中小企業の IoT 導入率は 10.1%であったが、毎年着実に向上しており、令和 6 年度に実施した調査では県内中小企業の IoT 導入率は既に目標値(令和 8 年度)を若干ではあるが上回る結果の 27.3%となっている。 これまで採択した事業は、IoT や AI を活用した先導的、先進的な製品及びサービスを創出するモデルとして県内の意識醸成に寄与しており、近年の県内中小企業における IoT 導入率は全国平均(予測値)を上回ることから、競争力の底上げが図られているものと判断できる。引き続き、令和 8 年度の目標を達成すべく継続した支援が必要である。		
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No.2 中小企業の IoT 導入率 令和 3 年度 19.3% ⇒ 令和 8 年度目標 28%	
関連する個別計画	・ 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・ やまぐち産業イノベーション戦略	

根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和２年度～）

(2) 予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
当初予算額	45,634	44,610	38,680
補正後予算額	29,475	41,689	35,050
決算額	29,409	41,596	31,488

(3) 令和６年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	3,280	下記（６）参照
負担金、補助及び交付金	28,071	下記（８）参照
旅費	100	委員及び職員旅費
報償費	37	審査会委員謝金
合 計	31,488	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	9,387	29.8
その他	20,461	65.0
一般（県）	1,640	5.2
合 計	31,488	100.0

（その他財源の内容） やまぐち産業イノベーション基金

(5) 委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	10,186	9,210	3,280
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（地独）山口県産業技術センター	（地独）山口県産業技術センター	（地独）山口県産業技術センター

(6) 令和６年度 委託契約の概要

契約名	IoT ビジネス創出促進事業実施業務
契約期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日

業務内容（仕様）	IoT ビジネス創出支援拠点として、「スマート★づくり研究会」を運営するとともに、IoT 基盤の整備により、県内企業等の IoT を活用したビジネス創出に向けた取組を総合的に支援する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	（地独）山口県産業技術センター
業者選定理由	県産業技術センターにおいては、県の中核的技術支援拠点として、IoT に関する高度な専門知識と多くの技術支援の実績があり、また、本県の公設試験研究機関として高い信用力を有しており、本県において上記の契約要件を全て満たす者は他にないため。
予定価格	3,280,000 円（税込）
契約金額	3,280,000 円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	①(株)GUTP コンサルティング ②エコマス(株)
再委託金額	①330,000 円 ②2,551,230 円
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が適切に実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：実績報告書により、適正に業務が実施されているかについて確認した。	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	19,098	32,217	28,071
補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）	やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）	やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）
交付先名	(株)ユーティス 外 1 件	(株)ユーティス 外 2 件	新立電機(株)外 2 件

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）
目的（趣旨）	やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、今後の成長が期待される 5G、AI、IoT 及びその他の Society5.0 の実現に向けた技術に関連する分野

	において、補助金の交付の対象となる者が行う研究開発等補助金の交付の対象となる事業に係る経費の一部を補助することにより、県内企業等による未来技術を活用した新たなビジネスの創出を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 [未来技術関連分野] ・やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領 [未来技術関連分野]		
創設年度	平成 30 年度		
交付対象事業	IoT ビジネス創出促進事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
未来技術を活用した 新商品・サービス等 の研究開発事業 [通常枠]	人件費、補助人件費（賃金）、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、研修費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費その他		2/3 以内 (15,000 千円)
未来技術を活用した 新商品・サービス等 の研究開発事業 [研究開発促進枠]	人件費、補助人件費（賃金）、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、研修費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費その他		2/3 以内 (5,000 千円)
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
新立電機(株)		11,500,000 円	
エコマス(株)		12,577,000 円	
(株)電創技研		3,993,511 円	
申請及び交付件数	申請件数：5 件 交付件数：3 件 差異については、不採択 2 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			(単位：％)
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	22.0	24.0	26.0

実績値 (B)	22.2	25.7	27.3
達成率 (B/A)	100.9%	107.1%	105.0%

達成度の説明：中小企業の IoT 導入率を本件事業の効果測定しているところ、ここ 3 年度間について若干ではあるが目標値を上回る水準で推移している。

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検証した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書及び補助金の額の確定書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(10) 確認した証憑書類等

起案書、競争入札審査会資料、委託契約書、仕様書、業務委託検査報告書、再委託契約書、見積書、請求書、スマート★づくり研究会アンケート、やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱、補助事業計画書、交付申請書、やまぐち産業イノベーション促進補助金審査資料、審査書類、事業実績報告書、補助金額の確定について、補助金チェックシート

(11) 監査の結果

【指摘】再委託契約における承認申請について（合規性）

産業技術センターは、IoT ビジネス創出促進事業において、エコマス㈱との委託契約を結んでいたが、県へ再委託の承認申請を行っていなかった。

再委託については、一般に責任の所在が曖昧となり易く、品質確保の観点から再委託先が適正な業務遂行能力を有しているか、また業務の範囲が適切かつ内容に見合った金額であるか等の観点から慎重に検討されなければならない。更に、再委託を必要とする業務については、それらを検証することをもって当初の委託契約の経済的合理性を判断する必要がある。

本件のように、システム保守のような每期同業者と随意契約をしている場合等は、以下を参照し、県との委託契約において再委託先を明記し事務の効率化を図る必要もある。

会計管理局長名で発出されている（平 23 会計第 321 号）「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」（以下、「適正化通知」という。）の「4 再委託の取扱い（建設工事に係るものを除く）」において、次のように記載されている。

競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称及び所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結伺に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手を省略することができるものとする。

また、適正化通知の「5 外郭団体等に対する指導又は要請（建設工事に係るものを除く）」の項目において次のとおり記載されている。

県が一定の政策目的を達成するために設立された団体（外郭団体）と契約を締結している場合において、当該外郭団体が第三者と行う契約のうち、恒常的に再委託を行う必要がある契約については、県との契約書等において、再委託に係る業務の契約手法を明記するとともに、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについては、その理由も明示すること。

すなわち、当事業の委託先が県の外郭団体に該当する（地独）山口県産業技術センターであることからすれば、事務の効率化及び委託事務手続の適正化の観点から適正化通知の 5 の記載内容についても契約手続において反映する必要がある。

本論点については前年度（令和 6 年度）監査においても指摘及び提言しているところであり、本年度（令和 7 年度）の産業振興財団と県の委託契約（事業 No.21-1）において改善事例が認められることから、当事業においても同様の対応を図られたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

IoT ビジネス創出促進事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、IoT や AI 等の先端技術を活用した新たなビジネスの創出や生産性向上を通じて、県内企業の競争力及び事業継続力の強化に寄与し、結果として地域経済の持続性や雇用の維持を下支えする間接的施策であると評価できる。

特に、IoT 人材や技術の不足、事業アイデアの具体化が課題となる中小企業に対し、試行・検証の場を提供する「スマート★づくり研究会」の運営や、研究開発段階から事業化を見据えた補助制度により、リスクを抑えつつ新規事業に挑戦できる環境を整備している点は評価できる。実際に、IoT 導入率が継続的に向上し、令和 6 年度には目標値を上回る水準に達していることから、本事業が県内中小企業における IoT 活用の裾野拡大や意識醸成に一定程度寄与しているものと判断できる。

一方で、本事業の成果は、IoT 導入率の向上や先導的事例の創出といった技術・産業面の効果を中心に把握されており、それらが雇用の維持・創出や人材の定着、さらには人口流出の抑制といった社会減対策の観点でどのような影響を及ぼしているかについては、必ずしも明確に整理されていない。社会減対策としての説明力を高めるためには、新規事業の創出や生産性向上が、雇用の安定や成長分野における人材確保にどのようにつながっているかを併せて検証する視点の補強が求められる。

また、IoT ビジネスの創出や研究開発成果の社会実装には一定の時間を要することから、単年度の成果のみで事業効果を評価することには限界がある。このため、研究開発の進捗状況や事業化の動向、継続的な雇用への波及といった点について、中長期的な視点でフォローアップを行うことが必要である。

◆3KPI のロジック整理（No.4 IoT ビジネス創出促進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
技術・事業創出	IoT・AI 等を活用した新規事業・研究開発案件数	新規ビジネスの創出 → 企業の成長機会拡大 → 事業継続力向上
生産性・競争力	県内中小企業の IoT 導入率	業務効率化・付加価値向上 → 競争力強化 → 雇用維持
雇用・人材	成長分野における雇用維持・専門人材確保状況	成長分野での働く場の創出 → 人材流出抑制 → 地域に人がとどまる

◆未来へ挑戦するグリーン成長プロジェクト

本プロジェクトは、脱炭素・GX といった社会的要請を成長機会として捉え、新産業創出及び既存産業の高度化を図る基盤形成型施策として整理できる。人口の社会減に直接作用する施策ではないものの、成長分野における雇用創出や専門人材の呼び込みを通じ、中長期的に地域産業の持続性向上に寄与し得る点は評価できる。特に、技術導入支援や実証支援は企業変革の契機となっている。

一方、成果は技術導入件数等により把握されており、雇用・人材定着への波及整理は限定的である。今後は産業・人材双方の波及効果を補足的に把握することが期待される。

5. 地域イノベーション拡大推進事業

(1) 事業の概要

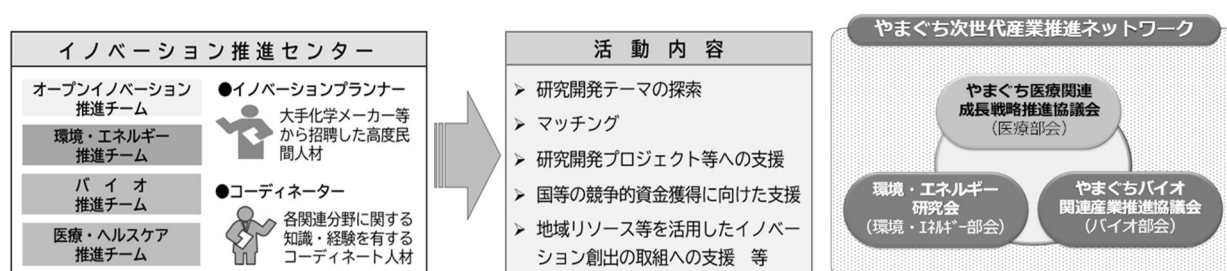
事業名	地域イノベーション拡大推進事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
実施の背景（必要性）	
本県の特性を活かした付加価値の高い産業を育成・創出するため、これまでの取組により培われた産学公金連携や大企業・中小企業連携、医療・環境エネルギー関連企業の集積などをベースに新たな成長産業やビジネスの創出に挑戦している。	
目的	
本県産業の持続的な成長に向け、企業、大学、行政、関係機関等の地域内外の多様な主体が相互に関与し、先端的な研究開発の社会実装や地域課題の解決等を目指すプロジェクトを支援することにより、本県における地域イノベーションの拡大を推進する。	
達成時期	令和 6 年度
目指すべき将来像	
医療や環境・エネルギー、バイオ分野の関係企業の集積が進み、こうした企業の持つ技術等が関連産業の更なる創出・集積に繋がるなど、本県の特性を活かした新たな産業の持続的な成長を目指す。	
概要（内容）	
令和 5 年度の包括外部監査での指摘を踏まえ、令和 6 年度に、以下の 3 事業を統合し、「地域イノベーション拡大推進事業」として再編・拡充 （統合前事業～令和 5 年度） ・やまぐち R&D ラボ等推進事業 ・次世代産業イノベーション推進体制整備事業 ・次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業 <地域イノベーション拡大推進事業の概要> 【イノベーション推進センターの設置運営】	

山口県産業技術センターに、高度な知識と経験を有するイノベーションプランナーを核とする4つの推進チーム（オープンイノベーション、環境・エネルギー、バイオ、医療・ヘルスケア）から構成される「イノベーション推進センター」を設置。同センターでは、研究開発テーマの発掘から研究プロジェクト支援、技術交流の推進及びインテリジェンス機能の発揮等により、地域コンソーシアムの組成を推進し、県内産業のイノベーションの創出を促進する。

【やまぐち次世代産業推進ネットワーク運営等】

やまぐち次世代産業推進ネットワークの運営、マッチング・交流支援、首都圏展示会等への出展等を通して、ネットワークを通じた交流や、研究開発・事業化等を促進する。

概要図等



主な実施主体

県（委託）

対象者

県内中小企業など

令和6年度の取組

- ・民間企業から招聘したイノベーションプランナーとコーディネーター等が連携し、研究開発テーマの発掘やマッチングなど研究開発のフェーズや課題に応じた支援を実施するとともに、オープンイノベーション推進チームによる技術交流の推進等の取組を実施
- ・マッチング・交流支援としての各種セミナーの開催や、首都圏大規模展示会への出展支援を実施

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- ・企業、大学等訪問した技術研究シーズ調査等 延べ1,080回
- ・競争的資金獲得に係る支援事案 21件
- ・セミナー及び技術交流講座開催 8回 参加人数 延べ526名
- ・首都圏大規模展示会出展支援 3回 商談件数 延べ3,302件

成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）

環境・エネルギー、水素、医療、バイオ関連分野の事業化件数 169件（累計）

地域コンソーシアムの組成件数 2件

年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業化件数（累計）	109	123	137	152	169
地域コンソーシアム組成数	—	—	—	—	2

(評価) 事業化件数については、目標（10 件/年）を大きく上回るペースで順調に推移し、事業化した製品・サービスは、バラつきはあるものの、安定した売上や新たな雇用の創出につながっている。 地域コンソーシアムの組成についても、目標（2 件/年）を達成し、企業間連携による製品の事業化につながるなど、着実に成果につながっている。 (次年度以降) 事業化や地域コンソーシアムの組成のさらなる促進により、地域におけるイノベーションを加速させることで、関連産業の育成・集積を図る。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No.6 環境・エネルギー、水素、医療、バイオ関連分野の事業化件数 令和 3 年度 123 件 ⇒ 令和 8 年度目標 180 件（累計）
関連する個別計画	やまぐち産業イノベーション戦略
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（拡充）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	① 50,793 ② 67,244 ③ 28,433	① 46,619 ② 66,733 ③ 25,771	132,597
補正後予算額	① 34,343 ② 54,379 ③ 11,969	① 39,964 ② 64,543 ③ 16,233	116,208
決算額	① 33,370 ② 53,152 ③ 10,867	① 39,602 ② 63,938 ③ 14,485	112,499

(決算額及び予算額の著増減事項等) ※令和 6 年に事業の統合を行ったため、事業ごとに決算額を記載するものとする。

- ① やまぐち R&D ラボ等推進事業
- ② 次世代産業イノベーション推進体制整備事業
- ③ 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

(3) 令和 6 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	110,784	下記（６）参照
旅費	854	職員出張旅費
需用費	94	コピー代、用紙代他
役務費	68	電話代
使用料及び賃借料	79	高速道路利用代
償還金利子及び割引率	620	国庫償還金
合 計	112,499	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	48,360	43.0
その他	43,795	38.9
一般（県）	20,344	18.1
合 計	112,499	100.0

（その他財源の内容）企業版ふるさと納税、やまぐち産業イノベーション基金、過年度戻入

（５）委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	① 19,723 ② 51,843 ③ 9,948	① 35,196 ② 62,200 ③ 13,368	110,784
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（地独）山口県産業技術 センター	（地独）山口県産業技術 センター	（地独）山口県産業技術 センター

※令和６年に事業の統合を行ったため、事業ごとに決算額を記載するものとする。

- ①やまぐち R&D ラボ等推進事業
- ②次世代産業イノベーション推進体制整備事業
- ③次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

（６）令和６年度 委託契約の概要

契約名	地域イノベーション拡大推進事業
契約期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日
業務内容（仕様）	【イノベーション推進センターの運営】

	イノベーション推進センターにおける各分野（オープンイノベーション、環境・エネルギー、バイオ、医療・ヘルスケア）の推進チーム体制の構築（各分野推進チームの業務内容） ・企業及び大学等との総合調整 ・研究開発テーマの選定等 ・国等の競争的資金の提案書作成支援 ・インテリジェンス機能 ・技術交流会の開催 等 【市町と連携した地域コンソーシアムに対する支援】 ・地域コンソーシアムによる取組であり、かつ高い波及効果等が見込まれる研究開発プロジェクトを発掘し、事業化等に向けた支援を実施 【次世代産業イノベーション推進ネットワークによる支援】 ・マッチング・交流支援等として、専門分野の技術セミナーやテーマ別研究会の開催、外部アドバイザー招聘等により研究開発を促進 ・首都圏大規模展示会等に出展し、研究開発成果の事業化、販路拡大等を促進
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(地独)山口県産業技術センター
業者選定理由	企業の研究開発に深く関わるため、これらの企業と競合せず、かつ公的な立場で専門的な知識やノウハウが必要なことから、競争入札には適さないため、専門的な知識やノウハウを有するものを選定した。
予定価格	129,723,000 円（税込）
契約金額	129,723,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	①有限責任監査法人トーマツ ②宇部市 ③(株)エヌ・エイチ・ケイ・アート 3 件 ④大嶺日の丸燃料(株) ⑤アン・プランニング ⑥(株)平和医療器械 ⑦(株)平和医療器械 ⑧(株)DGC テクノロジー ⑨片倉コープアグリ(株)

再委託金額	① 5,999,400 円（税込） ② 5,000,000 円（税込） ③ 4,986,300 円（税込） ④ 992,200 円（税込） ⑤ 220,000 円（税込） ⑥ 353,100 円（税込） ⑦ 243,533 円（税込） ⑧ 356,950 円（税込） ⑨ 187,110 円（税込）
検査の概要	
検査対象：成果報告書、業務収支決算書	
検査手法：書面検査及び実地検査	
検査結果：合格（額の確定：110,783,623 円）	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合规性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・競争入札等審査会の資料を閲覧し、契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。
有効性	・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し確認した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか、否かについて確認した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。
経済性・ 効率性	・委託業務の内容に照らして予定価格の積算内容が妥当か、否かについて確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積りありきで請求されていないか、否かについて確認した。

(8) 確認した証憑書類等

・競争入札等審査会（業務委託契約）、委託契約書、仕様書、伺（決裁）文書、予定価格調書、成果に関する報告書、業務収支決算書

(9) 監査の結果

【指摘】再委託の承認手続について（合规性）

令和 6 年 4 月 1 日付で作成された当事業に係る委託契約書の第 12 条（再委託の制限）において、受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、予め書面にて県の承認を得た時はこの限りではない旨が規定されている。

当事業においては契約締結段階から一定の再委託が予定されており、実際に 8 先（同一先の重複分を除く。）に対して再委託が実施されていたが、県は当事業に係る委託契約締結の段階で既に再委託について認めているという認識であったことから、書面にて予め再委託の承認が行われているのは 2 先のみであり、他の 6 先については委託契約書第 12 条に規定されている文書による事前承認手続が実施されていなかった。再委託が実施される場合には、委託契約書の規定に基づき、予め書面にて県の承認を得る手続を実施する必要がある。

なお、再委託が当初から予定され、かつ再委託先や業務内容が具体的に想定されている場合には、事業 No.4 の指摘と同様、適正化通知に基づき、再委託先の名称及び所在地、再委託金額、業務範囲を契約書案に記載の上、再委託理由を契約締結伺いに明記し決裁することで、承認手続の省略を可能とし、業務を合理化することが認められている。

「委託契約の段階で既に再委託について認めているという認識であった」のであれば、具体的な再委託先等が明確になっている再委託契約については、業務の効率化に鑑み、当初から委託契約書に再委託の内容を盛り込むべきである。

また、当事業の委託先である（地独）山口県産業技術センターは県が設立した法人であることから、事務の効率化及び委託事務手続の適正化の観点から適正化通知の 5 の記載内容についても契約手続において反映する必要がある。

本論点については前年度（令和 6 年度）監査においても指摘及び提言しているところであり、本年度（令和 7 年度）の産業振興財団と県の委託契約（事業 No.21-1）において改善事例が認められることから、当事業においても同様の対応を図られたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

地域イノベーション拡大推進事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、産学公金連携や企業間連携を基盤とした研究開発の社会実装、地域課題の解決に資するプロジェクト支援を通じて、県内産業の付加価値向上と成長分野の育成・集積を促し、結果として雇用の維持・創出や人材の定着を下支えする基盤的・間接的施策であると評価できる。特に、イノベーション推進センターを核に、研究開発テーマの発掘、競争的資金獲得支援、技術交流の推進、首都圏展示会出展支援等を一体的に実施することで、研究開発から事業化・販路拡大までを見据えた支援を行っている点は評価できる。事業化件数が累計で着実に増加し、地域コンソーシアムの組成も目標を達成していることから、本事業は地域イノベーションの拡大に向けて一定の成果を上げているものと判断できる。

一方で、本事業の成果は、事業化件数や商談件数等の成果指標を中心に把握されているが、これらが雇用の維持・創出や人材定着、さらには人口流出の抑制といった社会減対策の観点でどの程度の効果をもたらしているかについては、必ずしも体系的に整理されていない。社会減対策としての

説明力を高めるためには、事業化の「件数」だけでなく、事業化による売上・付加価値の増加、雇用の創出・維持、地域内への波及といった成果の質を併せて把握し、社会減との関係を検証する視点の補強が求められる。

また、研究開発の社会実装や産業集積の形成は中長期の取組であり、単年度の活動量や商談件数のみで評価することには限界がある。このため、事業化後の成長状況（売上の持続性、追加投資、雇用への波及）や、地域コンソーシアムを起点とした波及効果について、一定期間を通じたフォローアップを行うことが必要と考える。

◆3KPI のロジック整理（No.5 地域イノベーション拡大推進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
事業化・社会実装	成長分野における事業化件数 （累計・前年差）	研究開発の社会実装 → 付加価値の創出 → 産業の持続性向上
連携・集積	地域コンソーシアム組成件数 （件数・継続状況）	企業間・産学連携の強化 → 新規プロジェクト創出 → 地域内循環の強化
雇用・波及	事業化案件に伴う雇用維持・創出（人数 または雇用増加企業割合）	成長分野での雇用の維持・創出 → 人材定着 → 地域に人がとどまる

5-1. 地域イノベーション拡大推進事業

（地独）山口県産業技術センター

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託料収入	129,723	110,783
合計	129,723	110,783

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
人件費	70,693	72,404
報償費	480	804
旅費	7,729	3,495
需用費	5,779	1,865
役務費	946	247
委託料	19,036	15,036

使用料及び賃借料	9,830	3,687
負担金	—	236
小計	114,495	97,779
一般管理費（3%）	3,434	2,933
消費税	11,793	10,071
合計	129,723	110,783

(2) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	再生医療等の実用化・産業化に資する地域コンソーシアム推進業務
契約期間	（当初）令和 6 年 8 月 27 日～令和 7 年 2 月 28 日 （変更後）令和 6 年 8 月 27 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	地域コンソーシアムの組成、活動推進、広報に向けた取組
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 1 号
委託業者名	宇部市
業者選定理由	宇部市には山口大学医学部、医療関連企業が所在することで、地域コンソーシアムの組成や展開が期待できることから 上記の者を選定した。
予定価格	5,000,000 円（税込）
委託契約金額	5,000,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	コンソーシアム内の関係者との調整に時間を要したこと。また、「地域コンソーシアムの組成と活動の推進」及び「取組のプロモーション」に係る経費に変更が生じ、消費税及び地方消費税が減額となったことによる。
変更後契約金額	5,000,000 円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	国立大学法人山口大学
再委託金額	946,000 円（税込）
検査の概要	
検査対象：地域コンソーシアムの組成、活動推進、広報に向けた取組	
検査手法：成果報告を仕様書と突合	
検査結果：合格 額の確定：5,000,000 円（税込）	

(2) -2

契約名	再生医療 EXP0 小間装飾業務
契約期間	令和 6 年 6 月 19 日～令和 6 年 6 月 28 日
業務内容（仕様）	展示会における山口県産業技術センターブースの装飾
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 1 号
委託業者名	(株)エヌ・エイチ・ケイ・アート
業者選定理由	プロポーザル審査委員会において上記業者を選定した。
予定価格	880,000 円（税込）
委託契約金額	880,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：山口県産業技術センターブースの小間装飾	
検査手法：展示会場で仕様書と突合	
検査結果：合格 額の確定：880,000 円（税込）	

(2) -3

契約名	BioJapan2024 小間装飾業務
契約期間	令和 6 年 9 月 19 日～令和 6 年 10 月 11 日
業務内容（仕様）	展示会における山口県産業技術センターブースの装飾
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 1 号
委託業者名	(株)エヌ・エイチ・ケイ・アート
業者選定理由	プロポーザル審査委員会において上記業者を選定した。
予定価格	1,320,000 円（税込）
委託契約金額	1,320,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	出展業者の増により、出展社専用ブースを増設したこと等
変更後契約金額	1,389,300 円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：山口県産業技術センターブースの小間装飾	
検査手法：展示会場で仕様書と突合	
検査結果：合格 額の確定：1,389,300 円（税込）	

(2) -4

契約名	第 23 回 H ₂ &FCEXP0【春】小間装飾業務
契約期間	令和 7 年 1 月 14 日～令和 7 年 2 月 21 日
業務内容（仕様）	展示会における山口県産業技術センターブースの装飾
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 1 号
委託業者名	(株)エヌ・エイチ・ケイ・アート
業者選定理由	プロポーザル審査委員会において上記業者を選定した。
予定価格	2,640,000 円（税込）
委託契約金額	2,640,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	ブース内の照度不足により、照明器具を増設したこと等
変更後契約金額	2,717,000 円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：山口県産業技術センターブースの小間装飾	
検査手法：展示会場で仕様書と突合	
検査結果：合格 額の確定：2,717,000 円（税込）	

(2) -5

契約名	県内産竹炭を用いた環境浄化資材の試作及び評価業務
契約期間	令和 7 年 1 月 27 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	竹炭等を環境浄化資材として成形し、2 価鉄イオンの溶出量、比表面積の測定及び異臭低減効果の検討
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 7 号
委託業者名	大嶺日の丸燃料(株)
業者選定理由	県内産の竹炭を使用して環境浄化資材を試作し、製品としての可能性調査を行うため、県内では唯一竹炭を使用した環境浄化資材を製造することができる上記業者を選定した。
予定価格	992,200 円（税込）
委託契約金額	992,200 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	

検査対象：山口県産竹炭を使用した環境浄化資材の製品としての可能性評価
検査手法：成果報告書と仕様書の突合
検査結果：合格 額の確定：992,200 円（税込）

(2) -6

契約名	肝流入血遮断クリップ試作業務
契約期間	令和 7 年 3 月 6 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	無外傷片葉流入血遮断デバイスの試作
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 7 号
委託業者名	㈱平和医療器械
業者選定理由	県内の医療機器製造販売業の取得企業 4 社のうち、上記業者が唯一、消化器外科領域の製品製造・販売を主体としている業者であることから上記業者を選定した。
予定価格	353,100 円（税込）
委託契約金額	353,100 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：肝流入血遮断クリップ試作品 6 点	
検査手法：試作品と仕様書の突合	
検査結果：合格 額の確定：353,100 円（税込）	

(2) -7

契約名	硬製内視鏡外科手術用鉗子立て試作業務
契約期間	令和 7 年 3 月 6 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	硬製内視鏡外科手術用鉗子立ての試作
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 7 号
委託業者名	㈱平和医療器械
業者選定理由	県内の医療機器製造販売業の取得企業 4 社のうち、上記業者が唯一、消化器外科領域の製品製造・販売を主体としている業者であることから上記業者を選定した。
予定価格	243,533 円（税込）
委託契約金額	243,533 円（税込）

変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：硬製内視鏡外科手術用鉗子立ての試作品	
検査手法：試作品と仕様書の突合	
検査結果：合格 額の確定：243,533 円（税込）	

(2) -8

契約名	医療機器該当性に係るコンサルタント業務
契約期間	令和 7 年 3 月 6 日～令和 7 年 3 月 19 日
業務内容（仕様）	・ 医療機器に係る法令等規制に係る相談 ・ 一般的名称の選定と相談資料の作成支援 ・ ソフトウェア医療機器の該当性コンサル ・ PMDA 全般相談準備 ・ PMDA 対面助言等相談準備 ・ 当該機器の薬事戦略（案）の提案
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 7 号
委託業者名	アン・プランニング 上原彩弓
業者選定理由	「患者と医療者が神経回復の状態を客観的に評価できる小型加速度・圧力センサを用いた測定機器」について医療機器該当性に係る相談を PMDA に行うプロジェクトに発案当初から参画し、研究開発グループと秘密保持契約を締結していることから、秘密保持の観点で上記業者を選定した。
予定価格	220,000 円（税込）
委託契約金額	220,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：医療機器承認の可否についてのコンサルティング業務	
検査手法：成果報告書と仕様書の突合	
検査結果：合格 額の確定：220,000 円（税込）	

(2) -9

契約名	土壌分析評価業務

契約期間	令和 6 年 8 月 23 日～令和 7 年 2 月 28 日
業務内容（仕様）	竹堆肥含有土壌の成分調査
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 7 号
委託業者名	(株)DCG テクノロジー
業者選定理由	本契約の分析方法である「微生物による土壌中の有機物分解活性分析する評価法」は株式会社 DGC テクノロジー独自の方法であるため、他社では実施不可であることから上記業者を選定した。
予定価格	356,950 円（税込）
委託契約金額	356,950 円（税込）
契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：土壌微生物多様性・活性値（BIOTREX）報告書	
検査手法：報告書と仕様書の突合	
検査結果：合格 額の確定：356,950 円（税込）	

(2) -10

契約名	竹資材および廃菌床等を用いた人工培土の分析評価業務
契約期間	令和 7 年 2 月 3 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	分析試料：竹資材、廃菌床等および竹資材と廃菌床との混合培土
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第 27 条第 3 項第 7 号
委託業者名	片倉コープアグリ(株)つくば分析センター
業者選定理由	見積合わせにより上記業者を選定した。
予定価格	187,110 円（税込）
委託契約金額	187,110 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：分析結果証明書	
検査手法：成果品と仕様書の突合	
検査結果：合格 額の確定：187,110 円（税込）	

(2) -11

契約名	地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務委託
契約期間	令和6年7月1日～令和7年3月14日
業務内容（仕様）	(1) イノベーション推進センター所属のイノベーション・プランナー（以下、「IP」という。）やコーディネーター（以下、「CD」という。）が実施する、企業ヒアリング、研究開発テーマ検討、事業化構想策定等の活動に対する次の支援を行う。 ・新規研究開発テーマの創出等に資する経済社会情勢、先進技術及び技術課題を解決 できる企業等の各種情報の提供や助言 ・企業等の調査への同行 ・地域金融機関等との連携 (2) 県内ものづくり企業等が取り組む研究開発等プロジェクト創出に向けた伴走支援により、具体的な研究開発プロジェクトを3件程度創出する。 (3) 研究開発等に取り組む県内ものづくり企業等の新規発掘をIP及びCDと連携して行う。 (4) その他、本業務に付随する業務を行う。
契約方法	公募型プロポーザル
契約の法令根拠	山口県産業技術センター会計規則第27条第3項第1号
委託業者名	有限責任監査法人トーマツ
業者選定理由	プロポーザル審査委員会において上記業者を選定した。
予定価格	6,000,000円（税込）
委託契約金額	5,999,400円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務報告書 検査手法：成果品と仕様書との突合 検査結果：合格 額の確定：5,999,400円（税込）	

(3) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・地域コンソーシアム推進業務委託契約関連証憑を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。

監査要点	実施手続
	・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。 ・成果報告書の記載の在り方等について検討を行った。
有効性	・地域イノベーション拡大推進事業業務委託仕様書における【「イノベーション推進センター」の体制構築】及び【市町と連携した地域コンソーシアムに対する支援】が仕様書通りに実施されていることを質問し確認した。 ・市町と連携した地域コンソーシアムに対する支援事業の効果をどのように評価しているか、また目指すべき将来像について質問し、検証した。 ・応募事業者が 1 社のみのプロポーザル方式の在り方や可能な限り複数の事業者に応募してもらうための工夫等について検証した。
経済性・効率性	・地域イノベーション拡大推進事業に係る見積書、業務収支決算書及び関連証憑を閲覧し、委託料の妥当性について検証した。 ・コンサルタント契約を委託する場合における予算限度額の設定の在り方等について検証した。

(4) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、見積書、成果報告書、業務収支決算書、小間装飾業務企画提案要領、企画書、提案辞退届、プロポーザル審査委員会議事録、審査結果、出展申込書、商談実績集計表、業者選定理由書、公募型プロポーザル応募要項、(地独) 山口県産業技術センター会計規則、物品購入・業務委託等審査会記録、契約締結伺、再委託申請書、再委託承認伺、検査調書、検査報告書、請求書

(5) 監査の結果

【指摘】成果報告書の記載について（合规性、有効性）

山口県と産業技術センター間の委託契約の第 6 条においては、受託者であるセンターは、委託業務を完了したときは成果報告書を提出しなければならないとされている。成果報告書は、受託者が、委託契約の趣旨に沿って委託事業を遂行したか否かを確認するための重要な報告書であり、委託者と受託者が緊張関係をもって委託関係を構築するためにも意義を有する。

成果報告書を確認したところ、(2) -5 から 10 の各事業の成果及び (2) -11 の業務の成果について、成果報告書に業務の成果が記載されていなかった。成果報告書には、委託事業の成果を漏れなく記載する必要があり、成果報告書の記載内容のチェック方法を改善する必要がある。

【意見】組成した地域コンソーシアムに対するフォローアップについて（有効性）

「市町と連携した地域コンソーシアムに対する支援」は令和 6 年度から開始した事業であり、1 件の地域コンソーシアムが組成されている。

初年度であったため、過去に組成した地域コンソーシアムに対するフォローアップについては令和7年度以降の取組となるが、地域コンソーシアムの組成は研究開発プロジェクトの事業化に向けたきっかけであり、組成自体がゴールではない。地域コンソーシアム組成後も事業化に向けた取組状況を把握し、必要な支援を継続して行っていただきたい。

【意見】外部アドバイザーの活動の把握について（有効性）

センターは、外部アドバイザーの招へい・派遣事業を実施しているが、外部アドバイザーの実際の活動内容（活動時間、派遣先企業に対しどのような助言を行ったかなど）については、外部アドバイザーからの復命書を求めているとのことであった。この点、センターの職員が外部アドバイザーに同行しているとのことであり、活動実績の正確な把握という観点からは問題はないと思われる。

しかし、外部アドバイザーの招へい・派遣事業の改善等を行うためには、外部アドバイザーがどのような助言等を求められ、実際にどのように助言等を行ったかについて、目に見える形でデータとして蓄積することが有用と考えられる。

また、外部アドバイザー派遣事業をブラッシュアップする上では、外部アドバイザーの派遣を受けた企業から、外部アドバイザーに何を期待したか（ニーズ）や、活用した結果、期待に応えるものであったか（アウトプット）等についてアンケートを実施するなどの工夫も求められる。

【意見】単独応募となったプロポーザル方式における競争性確保及び委託先選定について（有効性）

(2)-2 から4の3つの事業（以下、「出展事業」という。）と(2)-11の事業においては、委託する事業者が、いわゆるプロポーザル方式で選定されている。この内、複数の事業者が参加する形でプロポーザルが実施されたのは(2)-4のみで、それ以外の事業では、応募事業者は1者のみであった。

プロポーザル方式は、価格のみならず企画内容等を通じて事業者間の競争を確保することを制度趣旨とするものであることから、応募事業者が1者にとどまった場合には、企画内容を相対的に比較評価することができず、当該方式による選定効果は限定的なものとなる。それ故、なるべく企画内容の競争が可能になるよう、複数の事業者が応募するような工夫が必要であることは言うまでもない（この点は後述する）。

応募事業者が1者のみの場合にプロポーザル方式を行うことに全く意味はないかという点、そういうわけでもないと考えられる。すなわち、委託契約を締結する前に、委託者において、受託者の企画内容を審査することができるという意味では、単に随意契約を締結するのとは異なるからである。ただし、受託者の企画内容を審査できるということに意義を認めるためには、企画内容の審査が形骸化しないための工夫が必要不可欠である。

【意見】プロポーザル方式における応募事業者確保及び競争性担保の取組について（有効性、経済性・効率性）

応募事業者が1者のみとなった事業のうち、小間装飾業務の委託契約においては、「提案辞退届」が提出されており、提案辞退届における辞退の理由から、可能な限り複数の事業者に応募してもらうための工夫について検証することが有益であると考えます。

具体的には、まず、「提案書を作成するに際し、作業日（お盆）にかかり、間に合わない。」、「ご提出までの体制および日程調整が厳しい」との理由については、プロポーザル方式の場合、企画内容を事前に作成する必要があるが、そのための十分な準備期間が取れないというものである。この点、各出展イベントについて委託事業者への募集要項の発出と企画内容の提案の締切時期は以下の通りであった。

委託事業	(2) -2	(2) -3	(2) -4
発出	4月18日	7月29日	11月20日
締切	5月10日	8月19日	12月13日
開催期間	6月26日～6月28日	10月9日～10月11日	2月19日～2月21日

上記の表から分かるように、事業開催の2か月程度前に募集要項を発出し、準備期間も約1か月弱となっている。出展事業については、毎年度末に翌年度の実施計画を立てることができると考えると、各事業の開催期間の約2か月前に募集要項を発出するというのではなく、前倒しで事業者の募集を行い、応募事業者が企画を準備するための期間を確保することを検討いただきたい。

次に、「予算・業務内容を確認し、業務を確実に履行できない可能性がある」と判断したため、「ご提示予算内での金額調整が難しい」との理由については、予め募集要綱に予算額が設定されているところ、当該予算額では業務遂行が難しいことを理由に辞退したものと考えられる。

プロポーザル方式は、委託業務の内容が専門・技術的な要素が含まれている場合において、主として価格の優劣により受託事業者を選定することが予定されている一般競争入札の方法では必ずしも適切でない場合があるとの認識の下、応募事業者に企画書を提出させて、企画の内容の優劣をも含めた総合判断により、受託事業者を選定する方法である。繰り返しになるが、かかる方式による受託事業者の選定をより多いものにするためには、複数の事業者により、企画書が提出されることが望ましいことはいくまでもない。財源が有限である以上、どのような事業も一定の予算上の制約は存在することは当然であるが、他方で、受託事業者の提供するサービスの内容に注目するプロポーザル方式の下では、サービス内容に見合った適切な対価の設定も意図されているというべきであるから、昨今のインフレ率等も勘案し、企画書の内容が市場価格に見合ったものであることの検証等を行う工夫も必要と考える。

また、あくまでも一案で個人的見解となるが、予算額にランク（以下、「松」「竹」「梅」という。）を付けて、それぞれに対応する形で企画書を提出してもらうという方法がある。例えば、これまで

の予算の設定が、竹レベルに相当するものであり、事業者 A は松レベルの金額でしか応募しない方針を取っていた場合であっても、事業者 A に松レベルでの企画書を提出してもらうことにより、事業者 B の竹レベルの企画書と事業者 A の松レベルの企画書とを比較し、より適切と考えられる受託事業者を選定することが可能になると思われる。他の有効な方法もあると考えられるので、予算額と事業の有効性のトレードオフの関係についての課題と認識いただき、引き続き検討いただきたい。

【意見】出展事業者の選定の在り方について（合规性）

(2) -2 から 4 の事業において、出展事業者の選定過程が不透明と考えられる。すなわち、予め一定の事業者を出展事業者として確定した上で、当該事業者に対して出展申込書を送付して応募してもらうという方式が採用されていた。また、(2) -2 の事業については、締切後に事業者が追加で応募することが認められていた。このような出展事業者の選定過程に照らすと、いわゆる事前調整の形で出展事業者が選定されていると考えざるを得ない。

確かに、出展事業者数に限りがある以上、最終的には出展事業者の絞り込みが行われる必要はあるが、少なくとも、出展を希望する県内の関連企業に（締切経過後の申込をいかなる要件で認めるかを含め）応募の機会は公平に与えられるべきであるし、出展事業者の絞り込みについても、選考基準を明確化するなど出展事業者の選定の在り方については透明化が求められる。

【意見】出展事業実施後のアンケートについて（有効性）

(2) -2 から 4 の出展事業については、事業実施後に「商談実績集計表」を出展事業者に提出してもらう形で出展事業にて得られた成果を集約している。商談実績集計表は、「1 商談成約件数 成約金額」、「2 見積依頼件数」、「3 訪問約束」、「4 名刺交換」、「5 パンフレット配布」の 5 項目について回答を求めるものである。なお、気づきについての自由記載欄も設けられている。このような取り組みは、出展事業の効果を把握するとともに、今後の事業展開の改善に資するという意味で有益であると考ええる。

しかし、質問項目の内、商談に関する質問については成約した場合に限定されており、「商談件数」については質問がない。この点、トータルで商談が何件あり、そのうち成約に至ったものは何件あったのか、という情報の方が出展事業の効果を把握するのにより適切であり改善することが望ましいと考える。

なお、成果報告書には商談件数の記載があるが、これは出展ブースに来訪した件数と考えられるところ、ここで述べている「商談件数」は、ブースでの展示等を見て、具体的な取引を念頭においた商談の申込件数という意味である。

【意見】(2) -11 における予算の設定の在り方について（経済性・効率性）

(2) -11 の事業の応募要項における予算限度額は 600 万円とかなりの金額である。予算限度額を示してプロポーザルを募集することの是非については前述したので、ここではコンサルタント業務を委託する場合における予算の設定の在り方について述べる。

コンサルタント業務を委託する場合の適正な費用がどのくらいかということを事前にイメージすることは、委託する業務の内容にも左右されることであり性質上難しい。(2) -11 の委託先は大手監査法人の 1 つであり、例えば日本国内における同程度の監査法人から見積書を徴取することも、可能な限り適正な予算額を設定するという観点から有効と考える。

6. 再生医療等実用化・産業化推進事業

(1) 事業の概要

事業名	再生医療等実用化・産業化推進事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
実施の背景（必要性）	
再生医療、細胞治療、遺伝子治療は、これまで治療が困難であった疾患を治療しうる技術として世界的に大きな期待を集めている分野であり、市場も急速に拡大しており、産業上の重要度も高い。	
国においても、再生医療を含む健康・医療分野において、官民連携による科学技術投資の抜本的拡充を図ることとしており、こうした国の動きにも呼応しながら、県内における再生医療、細胞治療等の実用化・産業化を推進することが必要である。	
目的	
県内企業と大学等が共同で取り組む、再生医療、細胞治療、遺伝子治療等の実用化・産業化を目指す革新的プロジェクトを支援することで、その研究開発の結実である「再生医療等製品」の事業化を担う企業を創出する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
拡大する再生医療、細胞治療等の市場を取り込み、本県産業の持続的な成長に繋げていくため、再生医療・細胞治療等の研究開発を支援し、実用化・産業化を促進させることで、本県における再生医療等関連産業の育成・集積を目指す。	
概要（内容）	
急速な市場の拡大が見込まれる再生医療、細胞治療、遺伝子治療等の県内での実用化・産業化に向けた革新的な研究開発プロジェクトに対し、補助制度により支援する。	
〔補 助 率〕 1/2 〔補助上限〕 30,000 千円	

概要図等



主な実施主体

県

対象者

県内企業を含む研究開発グループ

令和6年度の取組

再生医療・細胞治療・遺伝子治療等の実用化・産業化を目指すプロジェクトに対する補助制度を創設し、採択事業者へ補助金による支援を実施

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

公募期間：4月3日～5月13日

審査委員会：2回開催（新規採択・継続採択）

再生医療等の実用化・産業化を目指す革新的プロジェクトの組成数 1件

成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）

（評価）

補助金への採択を契機として、実用化に向けたプロジェクトが本格化。

取組が加速化し、将来の県内での製造を視野に雇用や設備投資が期待できる。

（次年度以降）

新たに1件のプロジェクトを組成し、再生医療等産業の育成・集積を図る。

関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標

No.6 環境・エネルギー、水素、医療、バイオ関連分野の事業化件数

令和3年度 123件 ⇒ 令和8年度目標 180件

関連する個別計画

やまぐち産業イノベーション戦略

根拠法令（法律・条例）

該当無し

事業区分

新規事業

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	31,485

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補正後予算額	—	—	30,280
決算額	—	—	30,180

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	30,000	下記 (6) 参照
報償費	180	謝礼
合 計	30,180	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	15,000	49.7
その他	—	—
一般 (県)	15,180	50.3
合 計	30,180	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	—	30,000
補助金等の名称	—	—	やまぐち再生医療等実用化・産業化推進補助金
交付先名	—	—	セントラル硝子(株)

(6) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち再生医療等実用化・産業化推進補助金
目的 (趣旨)	医療関連産業の育成・集積に向け、県内企業と大学等が共同で取り組む再生医療、細胞治療、遺伝子治療等の実用化・産業化を目指す革新的なプロジェクトを支援
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	やまぐち再生医療等実用化・産業化推進補助金交付要綱
創設年度	令和 6 年度
交付対象事業	県内企業と大学等が共同で取り組む再生医療、細胞治療、遺伝子治療等の実用化・産業化を目指す研究開発等

補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	1/2（3,000 万円）	
器機設備に要する費用	機械器具設置費		
共同研究に要する費用	共同研究費		
委託に要する費用	委託料		
事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費		
その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの		
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
セントラル硝子(株)		30,000,000 円	
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：件）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	－	－	1
実績値（B）	－	－	1
達成率（B/A）	－	－	100.0%
達成度の説明：再生医療等の実用化・産業化を目指す革新的プロジェクトの組成数を毎年度 1 件組成することとしており、目標である 1 件のプロジェクトの組成につながった。 本補助金への採択を契機として、山口大学に共同研究講座を設置する等、実用化に向けたプロジェクトが本格化する等の成果が得られている。			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。

監査要点	実施手続
	・ 交付決定書を確認し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・ 要綱において要件が適切に定められているか確認した。 ・ 補助事業計画書及び事業実績報告書を閲覧し、本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について確認した。
経済性・ 効率性	・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。 ・ 予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

公募要領、交付申請書、交付決定書、補助事業計画書、事業実績報告書、委嘱状（審査員）、経費支出伺、支出調書、検査調書、請求書

(9) 監査の結果

【意見】補助金対象事業が雇用創出に与える効果について（有効性）

本事業においては、補助事業者であるセントラル硝子㈱に、3,000万円の補助金が交付されている。事業内容は、再生医療製品の開発であり、補助事業計画書では、将来的に本県に大きな雇用を生むとされている。しかし、当該補助事業に関する計画書を精査したところ、県内での雇用創出効果は12名に過ぎない計画となっている。

加えて、県内企業との提携についても、「現段階では県内企業との連携は想定していないが、必要に応じて本事業への参画を依頼する」とのことであり、具体的な連携は想定されていない。

事業内容からは、山口大学とも協働することから、高度な専門性を有する人材の育成及び経済効果には期待できるが、雇用創出による人口減少対策としては効果が小さい。人口減少対策としては、より雇用創出に資する事業を選定すべきであると考ええる。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

再生医療等実用化・産業化推進事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、将来的な成長が見込まれる再生医療・細胞治療等の先端分野において、県内での研究開発から実用化・産業化までを一体的に支援することにより、高付加価値産業の創出と専門性の高い雇用機会の形成を通じて、社会減を抑制する基盤を構築する重要な間接施策であると評価できる。

本事業は、県内企業と大学等との共同研究を起点として、再生医療等製品の事業化を担う企業の創出を目指すものであり、これは単なる研究支援にとどまらず、将来的な製造拠点の県内立地や関連投資、専門人材の定着につながる可能性を有している。特に、医療・バイオ分野は高度な知識・

技術を要することから、当該分野における産業集積は、若年層や高度専門人材が県内でキャリアを形成する選択肢を拡大する点で、社会減対策上の意義が認められる。

一方で、本事業は新規事業であり、現時点での成果指標は「プロジェクト組成数」といった初期段階のアウトカムにとどまっている。これらの成果が、雇用創出や人材定着、さらには人口動態の改善にどのように波及していくかについては、今後の進捗を踏まえた中長期的な検証が不可欠である。

このため、社会減対策としての実効性をより明確に説明するためには、本事業によって創出される事業や研究開発拠点が、県内雇用の維持・創出や高度人材の定着にどの程度寄与しているかを把握・整理するとともに、「やまぐち未来維新プラン」に掲げる成長産業の育成・集積という施策体系の中で、本事業の役割と限界を明確に位置付けていくことが重要と考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.6 再生医療等実用化・産業化推進事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
産業創出	再生医療等の実用化・産業化プロジェクト組成数	成長分野における事業創出 → 高付加価値産業の形成 → 雇用機会の創出
人材基盤	共同研究講座設置・研究拠点形成件数	大学・企業連携の深化 → 専門人材の育成・定着 → 若年層流出抑制
雇用波及	事業化に伴う県内雇用・設備投資の発生状況	研究開発から製造・事業化への展開 → 安定的雇用確保 → 地域定着促進

7. ヘルスケア関連産業創出事業

(1) 事業の概要

事業名	ヘルスケア関連産業創出事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
実施の背景 (必要性)	
本県の高齢化率は全国に比べて著しく高水準にあり、医療や介護の負担が増大している。また、ヘルスケア関連産業の国内市場規模は、2021 年の約 24.8 兆円から、2050 年には約 76.5 兆円と拡大する見込みであり、今後成長が期待される産業分野となっている。	
目的	
健康寿命の延伸に向け、山口市産業交流拠点施設を核に、企業のヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援や県民の健康づくりを通じて、今後成長が期待されるヘルスケア関連産業の創出・育成を図る。	
達成時期	令和 9 年度

目指すべき将来像	
ヘルスケア関連企業の集積が進み、こうした企業の持つ技術や製品・サービス等が更なる産業の創出・集積に繋がるなど、本県のヘルスケア関連産業の持続的な成長・発展を目指す。	
概要（内容）	
1 やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会の運営 ヘルスケア関連企業や大学、支援機関、行政などを会員とするネットワーク組織として「やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会」を運営し、ヘルスケアに関する情報提供や交流・連携の場づくりを行い、新たな事業の創出や展開を促進する。 2 ヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援及び県民の健康づくり 企業の事業化支援や県民の健康づくりの拠点として、山口市産業交流拠点施設内に設置している「やまぐちヘルスラボ」の運営を民間事業者へ委託し、ヘルスケア関連製品・サービスの事業化に取り組む企業からの相談対応や、事業化に係るマネジメントを行うほか、健康イベントの開催や健康情報の発信を通じて、県民の健康づくりをサポートする。	
概要図等	
図は、やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会とやまぐちヘルスラボの連携と活動の概要を示している。協議会（事務局：県・山口市）は、企業、大学、支援機関等と連携し、ヘルスケア関連産業に係る情報提供や、会員相互の交流や連携の場の創出などを行う。ヘルスラボ（設置者：県・山口市）は、事業化支援と県民の健康づくりを推進し、企業からの相談対応、事業化に係るマネジメントやマッチング、実証事業の支援、ラボ会員の確保、健康イベントやセミナーの開催、健康関連情報の提供などを行う。また、企業と県民の間に製品・サービスの評価・検証に県民がモニターとして参画する場を提供している。	
主な実施主体	山口県、山口市
対象者	企業、県民など
令和6年度の取組	
1 やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会の運営及び活動の展開 (1) 幹事会の開催 (2) 会員の募集、情報の収集 (3) 会員相互の交流及び連携の場の提供 (4) 情報の提供 2 やまぐちヘルスラボを通じたヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援及び県民の健康づくり (1) 企業の事業化支援	

企業訪問等による案件掘り起こしや企業からの相談に対応し、事業化等に向けたマネジメント等を実施 (2) 県民の健康づくり 健康イベントの開催や健康に関する情報の発信
実施結果（アウトプット）及び進捗状況
1 やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会の運営及び活動の展開 (1) 幹事会の開催：1 回 (2) 会員の募集、情報の収集 ・地域の産業支援機関（商工会議所や商工会など）とも連携し、取組の積極的な周知を図り、企業のニーズ・シーズの把握、案件の掘り起こし、事業化支援に向けた情報収集を実施 ・会合等の場を活用した取組の周知：3 回 (3) 会員相互の交流及び連携の場の提供 ・やまぐちヘルスケア関連企業交流会の開催：1 回 (4) 情報の提供 ・協議会ホームページの充実や、協議会会員へのメール等により、企業が事業化したヘルスケア製品等の情報を積極的に発信し、社会実装を促進 ・会員向けメールマガジンの配信：10 回 2 やまぐちヘルスラボを通じたヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援及び県民の健康づくり (1) 企業の事業化支援 ・ラボ活用の働きかけに向けた企業訪問：48 回 ・相談対応：36 回 ・実証事業：2 件 (2) 県民の健康づくり ・健康イベントの開催：4 回 ・会員向けメールマガジンの配信：34 回 ・メディフィットラボスポーツクラブと連携した健康動画等の提供：38 回
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）
環境・エネルギー、水素、医療、バイオ関連分野の事業化件数 169 件（累計） （目標：事業化件数令和 6 年度 160 件 令和 7 年度 170 件 ※平成 26 年度からの累計） ヘルスケア関連企業による製品・サービスの実証事業件数 5 件（累計） （目標：実証事業件数 6 件 ※令和 3 年度からの累計） やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会会員数 132 企業・団体（R6 年度末） やまぐちヘルスラボ会員数 2,657 人（令和 6 年度末）

事業化件数については、令和 6 年度 17 件と目標（10 件/年）を大きく上回るペースで順調に推移しており、次年度も継続して事業化に向けた支援を行うことで、目標の達成を図る。

時点	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
事業化件数	123	137	152	169

やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会会員については、令和 6 年度は 14 企業・団体が増加し、年々、企業間の交流・連携の輪が広がってきており、次年度も引き続き会員の増加に向け取り組んでいく。

時点	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
協議会会員数	73	103	118	132

また、やまぐちヘルスラボ会員については、令和 6 年度 402 名が増加し、より多くの会員に健康イベント等の情報を幅広く提供するとともに、会員数が増加することで、実証事業のモニターの確保にも寄与している。次年度も更なる会員の増加に向け、引き続き取り組んでいく。

時点	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
やまぐちヘルス ラボ会員数	963	1,508	2,255	2,657

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No.6 環境・エネルギー、水素、医療、バイオ関連分野の事業化件数 令和 3 年度 123 件 ⇒ 令和 8 年度目標 180 件
関連する個別計画	やまぐち産業イノベーション戦略
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 2 年度～）

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	28,828	30,699	24,965
補正後予算額	28,183	24,331	22,704
決算額	28,130	24,259	22,630

（3）令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	21,949	下記（６）参照
旅費	314	職員出張旅費
需用費	195	コピー代、用紙代他
報償費	74	謝礼
使用料及び賃借料	98	会場使用料
合 計	22,630	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	5,506	24.3
その他	11,011	48.7
一般（県）	6,113	27.0
合 計	22,630	100.0

（その他財源の内容） 山口市からのやまぐちヘルスラボ運営等負担金

（５）委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	17,592	24,259	21,949
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（同）トラストリード 外１件	山口スイムサービス(株) 外１件	山口スイムサービス(株)

（６）令和６年度 委託契約の概要

契約名	やまぐちヘルスラボ運営業務
契約期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日
業務内容（仕様）	・ ラボの運営 ・ 企業の事業化支援 ・ 県民の健康づくり
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	山口スイムサービス(株)
業者選定理由	本業務は、山口市産業交流拠点施設内に設置している「やまぐちヘルスラボ」において、企業からの相談対応や事業化に係るマネジメントを行うほか、製品・サービスの評価・検証に県民がモニターとして参画する仕組み

	(実証事業)を活用して、事業化を支援するとともに、健康に関するイベントの開催や情報提供を通じて、県民の健康づくりを推進するものである。運営に当たっては、(公財)やまぐち産業振興財団や(地独)山口県産業技術センターなどの産業支援機関と協力関係を構築するとともに、ヘルスケアに係る知見や経験などのノウハウやネットワークを生かした効果的な事業実施が求められることから、こうした能力を有する事業者に委託する必要がある、競争入札には適さない。
予定価格	21,951,376 円(税込)
契約金額	21,948,800 円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(株)アワセルブス
再委託金額	再委託料は発生していない
検査の概要	
検査対象：業務報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格(額の確定：21,948,800 円(税込))	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適正に実施されているか検証した。 ・不適切な再委託がされていないかについて検証した。 業務仕様書に基づき、適正に業務が行われているか検証した。
有効性	・指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 ・活動内容や取組内容について検証した。
経済性・効率性	・予定価格が適切に積算されているか検証した。 ・業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、業務仕様書、競争入札等審査会書類、業務委託検査調書等、業務完了報告書、概算見積書、請求書、再委託承認書類

(9) 監査の結果

【指摘】 予定価格算出根基について(有効性、経済性・効率性)

運營業務仕様書によれば、

4 業務内容

(1) ラボの運営

ウ 体制

- ・総括マネージャー（略）1名及び事務局員（略）1名を常勤で配置すること
- ・それ以外の人員（略）を配置することは差し支えない。

とされている。

しかし、予定価格算出根基の人件費は、総括マネージャー1名、サブマネージャー1名、事務補助1名が計上されており、仕様書にはないサブマネージャー1名を含めた3名が積算に入っている。そのため、なぜ仕様書にないサブマネージャー1名が予定価格の積算に入るのかについて質問を行ったところ、担当課の回答は、「予定価格の項目名が書き方間違いで、仕様書上の事務局員がサブマネージャーである。」との回答を得た。

また事前に入手している随意契約の相手方からの見積書では、常勤職員2名と非常勤職員2名の計4名が計上されており、給与単価は予定価格と乖離している。下記の指摘事項にも関連するが、予定価格算出においては、仕様書との整合性、業務に対する必要人員の人員数及びその給与額の妥当性を慎重に考慮し、毎年度、業務内容と実績額を比較検証し、仕様書及び予定価格への反映を行い、有効性、経済性・効率性の観点から、さらには誤記等が無いように細心の注意を払って作成しなければならない。

【指摘】業務委託検査結果の反映について（有効性、経済性・効率性）

業務委託検査調書等では、実際に必要な人員やその給与額、実際の経費額はどの程度であったかといった具体的な検査内容については不明である。確かに委託業務で業務仕様書に基づく成果が成果報告書で確認できれば、委託業務の完遂は確認できる。

しかし、本業務は每期継続しており、上記指摘にもあるように、運営にかかる必要人員やその給与額、実際の運営経費やセミナー等の開催経費を正確に把握し、それを次年度の予定価格に反映させることや見積額との乖離額を確認することは、事業の有効性、経済性・効率性を高めるためには必須の作業である。

業務委託検査では事業にかかる実際の費用等を確認し、次年度の事業へフィードバックし、有効なPDCAが回せる体制を整える必要がある。

【意見】やまぐちヘルスラボの自立化に向けた実効性のある事業展開について《措置状況含む》（有効性、経済性・効率性）

令和3年度包括外部監査「事業名：AI技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業」において、本ヘルスラボ事業に対し、「自立化に向けた検討について」と題した意見として、「県として当

初の関りは必要であろうが、ヘルスラボが自立化できることが必要である。この点は担当者も認識しており、3年程度の支援の後には自立化へ向けた事業の再構築を予定している。」とある。

その後も県内企業の実証事業の実績はなく、実証事業の実績は令和3年度開始以降、毎年県外の特定の1社のみの実績で推移していたが、令和7年度からは、県内企業が実証事業を行う場合の補助金を新たに設けたことで、初めて県内企業が1社実証事業を行う予定となっている。しかし、現状では、自立化はまだ先の状態である。

ヘルスラボ運営の業務内容の内、企業の事業化支援の一つである実証事業の実施支援において、現状の企業の負担額は、実証事業における実費部分だけであり、モニターの募集や説明会の開催その他事務的作業に係る部分は、県からの委託費で賄われており、実証事業実施企業は負担していない。少なくともこの部分を実施企業が負担することとなれば、ヘルスラボは運営収入が得られ、自立化へ向けた体制が徐々に整うと考える。

今回、県内企業が補助金を活用することにより、実証事業を新規に行うことが決定した。県として事業を実施する以上、県内企業のヘルスケア関連産業の事業化の実現は必須である。実証事業の企業負担金を求めることにて、ヘルスラボへの委託費を減少させることができることはもとより、事業化への熱意がより高い事業者の選別も可能となり、事業化への確度も高まると考える。更に、減額した委託費部分を県内企業への補助金として活用することによりベンチャー企業等へも実証事業への参加を促すこともできる。

委託費と補助金の最適なバランスを検証し、今後はヘルスラボの収入確保とともに県内企業の事業化を目指し、適正な予算配分を行い、最終目的が事業化及びヘルスラボの自立化であることを念頭に有効な事業を実施していただきたい。

【意見】全県下への展開について（有効性）

本事業における健康づくりイベントやセミナーの開催場所、ヘルスラボ会員の居住地はほぼ山口市周辺となっている。県内企業の事業化支援という部分では、推進協議会の幹事の中にも、県内各地への出張サービスのようなものを考えたら良いという意見や、一方で、漠然とした情報発信ではなく重点的に取り組むために個々の事業者へ直接的な働きかけも重要である、という意見もある。

しかし、県民の健康づくりに資するという点では、山口市だけでの開催ではなく、県下全域、東部、西部、県北での健康づくりイベントの開催等を行うべきである。また、ヘルスラボ会員も全県的にばらつきのないような構成を目指して頂きたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

ヘルスケア関連産業創出事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、本県の高齢化という地域特性を成長機会として捉え、ヘルスケア関連産業の創出・育成を通じて、地域経済の持続性と雇用の創出を図ることにより、社会減を抑制する基盤を形成する間接的施策であると評価できる。

本事業は、やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会及びやまぐちヘルスラボを核として、企業の製品・サービスの事業化支援と県民の健康づくりを一体的に進める点に特徴がある。特に、県内企業によるヘルスケア関連製品・サービスの事業化が着実に進展しており、事業化件数や協議会会員数、ラボ会員数の増加といった成果は、関連産業の裾野拡大と企業間連携の深化に一定の効果をもたらしている。こうした産業基盤の形成は、ヘルスケア分野における新たな雇用機会の創出や、専門性を有する人材の県内定着につながる可能性を有しており、中長期的には、働く場の確保を通じて人口の県外流出を抑制する効果が期待される。また、県民の健康づくりの推進は、就業継続や労働参加の促進といった側面から、地域社会の持続性を下支えする要素として評価できる。

一方で、本事業における現行の成果指標は、事業化件数や会員数といった産業振興・活動量に関する指標が中心であり、これらの成果が雇用の維持・創出や人材の定着、さらには人口動態の改善にどの程度結び付いているかについては、必ずしも明確に示されていない。

このため、社会減対策としての実効性をより分かりやすく説明するためには、ヘルスケア関連産業の成長が、どのように雇用環境の改善や地域定着に波及しているのかについて整理するとともに、「やまぐち未来維新プラン」に掲げる成長産業の育成や健康づくりの推進といった施策体系の中で、本事業を社会減を抑制する基盤的・間接的施策として位置付け、その役割と限界を明確にしていく必要があると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.7 ヘルスケア関連産業創出事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
産業 創出	ヘルスケア関連製品・サービスの事業化件数	事業化の進展 → 成長産業の形成 → 雇用機会の創出
産業 基盤	ヘルスケア関連産業推進協議会会員数	企業間連携・集積の進展 → 産業の持続性向上 → 地域雇用の安定
定着 環境	ヘルスラボを活用した実証事業件数・会員数	実証環境の充実 → 人材・企業の県内定着促進 → 社会減抑制

◆時代を勝ち抜く産業強化プロジェクト

本プロジェクトは、既存企業の競争力強化と企業立地促進を通じ、雇用維持及び雇用創出を担う基盤施策として位置付けられる。特に企業立地・オフィス誘致は、県外人材の流入契機となり得る点で社会減対策上の意義を有する。各種支援は企業経営基盤の安定化に寄与しており、産業持続性確保の観点から評価できる。

一方、立地件数等の成果と雇用創出・定着状況との接続整理は十分とは言えない。今後は人材流入・定着効果を横断的に把握することが望まれる。

8. 半導体・蓄電池産業集積強化事業

(1) 事業の概要

事業名	半導体・蓄電池産業集積強化事業
担当部局課	産業労働部産業政策課
実施の背景（必要性）	
あらゆる電子システムの基盤デバイスである半導体は、新型コロナを契機としたデジタル化の進展や DX の必要性の高まり、5G 等の先端技術インフラの整備促進などにより急速に需要が高まり、世界的な供給不足を招く等、調達リスクが明らかとなっており、国内製造基盤の確保や次世代製造技術の国産化が急務となっている。 本県には、半導体製造装置や関連材料や部品製造等で高い技術力を有する企業が数多く立地しており、このポテンシャルを活かした戦略的な産業振興が必要となってきた。 蓄電池産業の分野についても、今後、市場の活性化が見込まれることから、県内のサプライチェーンの強化を図り、関連取引の需要増に的確に対応する体制を構築するため、事業化に至ったものである。	
目的	
半導体・蓄電池関連産業の集積を進め、本県の産業振興を図る。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
世界的な市場拡大が見込まれる半導体・蓄電池産業の集積に向けて、研究開発の促進や販路拡大、人材確保・育成の取組強化を図る。	
概要（内容）	
1 研究開発・事業化の促進 ○「次世代産業イノベーション促進補助金」について、「半導体・蓄電池分野」を別枠とし、関連企業のニーズを踏まえた制度として拡充し、研究開発・事業化を促進 ○県内中小企業における部材開発の裾野拡大が図られるよう、部材開発に係る補助制度を新たに創設 ○関連技術の情報提供・発信 2 台湾の関係団体との MOU（覚書）締結を契機とした販路拡大の促進 ○台湾の関連産業団体と山口県の産業支援団体（やまぐち産業振興財団、県産業技術センター）との MOU 締結を契機として、相互の連携による商談会・企業見学会等の実施により、県内企業の台湾への販路拡大を支援 3 産学官連携による人材確保・育成の推進	

- 企業、高等教育機関、行政、関係機関で構成する人材確保・育成検討会を設置し、多様なスキルが求められる半導体関連人材について、企業の人材ニーズを踏まえた人材育成手法を検討・実践

概要図等



主な実施主体

山口県

対象者

県内半導体・蓄電池関連事業者、関連学部等を有する高等教育機関及びその学生

令和6年度の取組

- 1 研究開発・事業化支援や企業の参入促進
 - ・やまぐち産業イノベーション促進補助金
 - ・部材開発推進補助金
 - ・関連技術の情報提供・発信
- 2 台湾の関係団体とのMOU締結を契機とした販路拡大の促進
 - ・県内企業と台湾企業による企業見学会や商談会等の開催
 - ・海外展開に向けた県内関連企業のシーズ調査、情報発信
- 3 産学官連携による人材確保・育成の推進
 - ・半導体・蓄電池分野に係る人材確保・育成に関する調査
 - ・新たな人材確保・育成対策の検討・構築
 - ・学生の理解促進を図るためのセミナー開催

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- 1 研究開発・事業化支援や企業の参入促進
 - ・やまぐち産業イノベーション促進補助金において、3事業を採択
 - ・令和6年12月に半導体・蓄電池分野の国際的な展示会「SEMICON JAPAN」に出展
 - ・半導体・蓄電池セミナーを開催し、97人が参加

2 台湾企業との交流・連携の拡大	
・令和6年11月に台湾からの訪問団が来県し、企業見学・商談会等を実施 ・県外企業向け周知ツール（日本語・英語・中国語対応）の整備	
3 産学官連携による人材確保・育成の推進	
・やまぐち半導体・蓄電池産業ネットワーク協議会会員を対象にアンケート・ヒアリング調査を実施 ・宇部工業高等専門学校において、セミナーを開催 ・ネットワーク協議会内に人材確保・育成に向けた検討会を設置し、上記の結果を元に今後の方策を検討	
成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）	
1 研究開発・事業化の促進	
・やまぐち産業イノベーション促進補助金採択事業者が、「SEMICON JAPAN」への出展を契機に受注を獲得し、事業化を実現した。 ・半導体・蓄電池セミナーの参加者が、半導体・蓄電池分野での新事業展開を目指し、県産業技術センターの伴走支援により、事業計画書を作成	
2 台湾企業との交流・連携の拡大	
・台湾側訪問時の商談会では、日本側及び台湾側からそれぞれ13者が参加し、合計6件の見積依頼等の成果があった。 ・県外企業向け周知ツールについては、28件を掲載した。	
3 産学官連携による人材確保・育成の推進	
・調査及びセミナーの開催結果に基づき、高専生について、県内からの進学率に比して、県内への就職率の乖離が大きいことが判明したことから、令和7年度は、高専生を主ターゲットとして「半導体・蓄電池業界への理解促進」と「県内関連企業の認知度向上」に向けた取組を進めることになった。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標	No.12 企業誘致件数 令和3年度 25件 ⇒ 令和4～8年度目標 125件（累計） やまぐち産業イノベーション戦略における目標 半導体・蓄電池関連分野の企業誘致件数 10件/3年
関連する個別計画	やまぐち産業イノベーション戦略
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	181,266

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補正後予算額	—	—	129,190
決算額	—	—	117,783

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和 6 年度の補正予算は事業実績見込みによるものである。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	64,957	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	52,015	下記 (8) 参照
旅費	594	職員出張旅費
役務費	2	電話代
報償費	214	審査委員謝金
合 計	117,783	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	58,744	49.8
その他	42,966	36.4
一般 (県)	16,072	13.6
合 計	117,783	100.0

(その他財源の内容) やまぐち産業イノベーション基金、ふるさと納税

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	—	64,957
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)YMFG ZONE プランニング 他 2 件

(6) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	半導体・蓄電池分野の人材確保・育成対策に関する調査・検討業務
契約期間	令和 6 年 4 月 24 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	(1) 企業への調査 半導体・蓄電池分野の県内企業 (やまぐち半導体・蓄電池産業ネットワーク協議会会員の企業等) に対し、文書及びヒアリングにより調査を行う。

	(2) 高等教育機関への調査 半導体・蓄電池分野へ人材を輩出する県内高等教育機関（やまぐち半導体・蓄電池産業ネットワーク協議会会員の教育機関等）に対し、文書及びヒアリングにより調査を行う。 (3) 先進事例等の調査 人材確保・育成に関する先進的な取組や学生の県内就職の状況等について調査を行う。 (4) 半導体・蓄電池分野への学生の理解促進等を図る取組の実施 半導体・蓄電池産業の魅力発信を図るとともに、県内に集積する関連企業についての理解を深めるための取組（セミナー形式）を実施し、取組効果の分析を行う。 (5) 調査結果の分析 (1)～(4)において実施した調査等の結果を踏まえ、分析を行う。 (6) 人材確保・育成対策の検討 (5)の分析結果を踏まえ、県内の高等教育機関が半導体・蓄電池分野で活躍できる人材を育成し、県内企業に対して輩出できるよう、企業・大学等での対策の実施・導入等に係る手続きの明確化、関係者調整を行う。 (7) 人材確保・育成に向けた検討会の設置・運営 「やまぐち半導体・蓄電池産業ネットワーク協議会」において、人材確保・育成を推進する会議体を設置し、運営を行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	㈱YMFG ZONE プラニング
業者選定理由	随意契約（プロポーザル方式）
予定価格	25,300,000 円（税込）
契約金額	25,300,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	（一財）山口経済研究所
再委託金額	2,816,000 円
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	半導体・蓄電池産業集積強化事業
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	(1) 県内企業における関連産業のシーズ調査の実施 関連産業の需要動向を踏まえ、これに対応する県内企業のシーズを企業訪問等により調査すること。 (2) 国内展示会への出展 国内における半導体又は蓄電池分野に関連する国際的な展示会等に県内企業と連携して山口県ブースを出展し、県内企業に対する販路開拓の機会の提供及び山口県の産業力のPRを行うこと。 (3) 県外企業向け周知ツールの整備 県外企業（国外含む）との取引促進を図るため、県内の企業情報（立地・主力商品・技術等）を紹介するサイトを構築すること。 (4) 山口県での企業見学会や商談会の実施 台湾の関連団体とのMOU締結を契機とした取引促進を図るため、山口県において、企業見学会及び商談会を実施すること。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	（公財）やまぐち産業振興財団
業者選定理由	本県において、県内の企業の情報に精通し、かつ関連分野の展示会等の出展を企画・運営した実績を有している事業者は当該団体以外に存在しないため。
予定価格	29,027,000 円（税込）
契約金額	29,027,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	事業実施見込みによる減額のため
変更後契約金額	21,000,000 円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	㈱コア
再委託金額	3,810,400 円
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（額の確定：19,215,220 円（税込））	

(6) -3

契約名	半導体・蓄電池産業集積強化事業
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	1 研究会・セミナー等の開催、マッチング支援に係る業務 県内半導体・蓄電池関連企業、県内中小・中堅企業向けの研究会・セミナーの開催等による技術ニーズ・シーズのマッチングを行うことにより、半導体・蓄電池関連製品に係る部材の発注等を促進する。 【研究会・セミナー等の概要】 ・開催回数：1回以上 ・開催内容：半導体・蓄電池関連企業等が有する技術ニーズの説明、半導体・蓄電池関連企業等と中小・中堅企業の個別面談会 2 技術開発等の支援に係る業務 ○技術開発に対する支援 県内中小・中堅企業等が行う半導体・蓄電池関連部材の技術開発等の企画・進捗管理・事業化等に対する支援を実施する。 ○補助金の交付事務 県内中小・中堅企業等が行う半導体・蓄電池関連部材の技術開発等に対する補助金交付事務を行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(地独)山口県産業技術センター
業者選定理由	本事業は、半導体・蓄電池関連製品の部材開発等に対する支援を行うことにより、半導体・蓄電池関連産業への県内中小企業等の参入を促進するとともに、関連製品の高性能化、製造コスト削減等による製品競争力の向上を図るために実施するものである。このため、本事業の適切かつ円滑な実施のためには、以下の要件を充たす者に事業を委託する必要がある。 ① 当該技術に精通した研究員、コーディネータ等が在籍し、その専門知識・ノウハウ、関係企業等との連携、調整能力を有している者であること。 ② 事業内容が、企業シーズ・ニーズといった企業秘密に関するものであり、これらの企業と競合しない者であること。 ③ 県の関与など公的な性格を有し、県内企業に対する高い周知性と信用力があること。 上記の要件を全て充たし、本県においてこれらの活動を遂行できる機関は、山口県産業技術センターの他に無いため。
予定価格	23,440,000 円（税込）
契約金額	23,440,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査及び実地検査	
検査結果：合格（額の確定：20,442,065 円（税込））	

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	—	52,015
補助金の名称	—	—	やまぐち産業イノベーション促進補助金 (半導体・蓄電池関連分野)
交付先名	—	—	東亜電子機材(株) 外2件

(8) 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金(半導体・蓄電池関連分野)	
目的（趣旨）	今後の成長が期待される半導体・蓄電池関連分野における県内企業による事業化を促進し、関連産業の育成・集積を図るため、「やまぐち産業イノベーション促進補助金」により、関連分野の研究開発に取り組む県内企業を支援する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱(半導体・蓄電池関連分野)	
創設年度	令和6年度	
交付対象事業	半導体・蓄電池関連分野に係る研究開発事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
【通常枠】		
区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (30,000 千円)
器機設備に要する費用	機械器具設置費	
共同研究に要する費用	共同研究費	
委託に要する費用	委託料	
事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費	
その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの	
【特別枠】		
区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (100,000 千円)
器機設備に要する費用	機械器具設置費	
共同研究に要する費用	共同研究費	

委託に要する費用	委託料	
事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費	
その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの	

交付先及び交付金額	
交付先名	交付金額（円）
東亜電子機材(株)	16,000,000 円
TD パワーマテリアル(株)	6,120,000 円
長州産業(株)	29,895,000 円

申請及び交付件数	申請件数：3 件
	交付件数：3 件

補助金の効果測定	
達成度の説明	
目標値：事業化件数	
実績値：事業初年度ではあるが、東亜電子機材(株)が事業化を達成	

(9) 監査要点と実施した手続の概要

委託契約

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ妥当であることを質問した。 ・随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。

監査要点	実施手続
	・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検証した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて確認した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。

補助金

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。 ・補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）否かについて確認した。

監査要点	実施手続
	・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。 ・ 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか、質問にて確認した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、業務委託契約事務取扱要領、業者選定理由書、委託検査調書、請求書、支出負担行為、実績報告書、再委託承認申請書 補助金交付要綱、交付申請書、審査書類、交付決定通知書、実績報告書

(11) 監査の結果

【意見】再委託先との契約金額変更時における手続の妥当性について（合规性、有効性）

半導体・蓄電池産業集積強化事業において、産業振興財団へ業務委託後、半導体・蓄電池産業関連企業紹介サイト構築業務については、(株)コアへ再委託している。再委託業務の当初契約額は7,370,000円であったものが、4,875,090円を経て最終的な確定額は3,810,400円となっていた。これは紹介サイトにおける登録予定企業数が100社から40社となり、さらに最終的に28社となったことによる、業務量の減少が主な原因である。

県と産業振興財団との委託契約は、台湾での企業見学会や商談会の中止などを主な原因とした仕様書の変更に伴い、変更契約（委託料を29,027,000円から21,000,000円へ変更）を締結しており、その委託料の変更には上記7,370,000円から4,875,090円に変更となった再委託契約金額の影響も含まれていた。しかしその際、県では再委託契約金額の変更に関して特段の手続きは行っておらず、また再委託契約金額の変更に関する具体的な経緯、要因、対応等についての記録もなかった。

再委託は原則禁止とされた上で、特に必要な場合は県の承認を得ることで認められる。この手続の一つに、再委託先の業務履行能力の確認があり、委託契約の適正な履行の確保のために履行体制を把握する等、必要な措置を講じることが要求されている（適正化通知4-(3)②、(4)）。そのため、少なくとも原委託業務に関する変更契約の締結段階で、その一因を構成する再委託契約金額に減額が生じることについての具体的な経緯、要因、相手方の履行能力に対し書面で報告を求める等の措置が必要であった。その上で、対応等の記録を残すとともに、変更契約書に再委託先との変更金額等の変更内容について明記する必要がある。

今回の再委託金額の減額理由を産業振興財団への往査において確認した結果、再委託先に要因は無く、委託先である産業振興財団に要因があったものであるが（詳細はNo.8-1に記載）、経緯についての詳細な記録が無いため、県での往査では客観的に確認できる資料が無かった。このように業

務遅延等による減額に伴う変更契約については、業務フォローに対する具体的な過程を含め記録を残す必要がある。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

半導体・蓄電池産業集積強化事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、県内に既に立地する関連企業の技術力を基盤として、研究開発、販路拡大、人材育成を一体的に進めることにより、成長産業の集積と雇用機会の創出を通じて、社会減の抑制に寄与する可能性を有する施策である。特に、世界的なサプライチェーンの不安定化を背景に、半導体分野における国内製造基盤の確保や、今後市場拡大が見込まれる蓄電池分野への対応を図る本事業は、県の産業構造の高度化と雇用の質の向上に一定の効果が期待される。

本事業では、研究開発・事業化支援、台湾とのMOUを契機とした販路拡大、産学官連携による人材確保・育成といった複数の施策を組み合わせ、県内企業が直面する参入、取引、人材の各段階における課題の緩和を図っている。展示会への出展を契機とした受注や事業化、台湾企業との商談会における見積依頼、高等教育機関でのセミナー開催等の取組は、産業集積に向けた初期的な成果として評価できる。

一方で、社会減対策の観点からみると、研究開発採択件数や商談件数といった産業面の成果が、県内における雇用の維持・創出、特に若年層や専門人材の県内定着にどの程度結び付いているのかについては、現時点では十分に整理されていない。とりわけ、本事業を通じた調査により、高専生について県内進学率に比して県内就職率が低いという構造的な課題が明らかになっていることから、この点を社会減との具体的な接点として位置付け、効果を把握していく余地があると考ええる。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、一般的な産業振興施策として捉えるだけでなく、企業誘致やサプライチェーンの強靱化を通じて、県内に高度で魅力ある就業機会を創出し、若年層の流出を抑制するという政策回路として整理すると、社会減との関係性がより明確になると考える。成長産業の集積を進めることにより、県内で働くことの合理性を高め、結果として人材の県内循環を促すという位置付けである。

したがって、今後は、本事業を社会減対策に直接対応する施策と位置付けるのではなく、成長産業の集積を通じて若年層・専門人材の定着に寄与する基盤的・間接的施策として整理した上で、研究開発や販路拡大の成果が雇用や人材定着へどのように波及しているかを段階的に把握していくことが、事業効果の説明力を高める上で有効であると考ええる。

◆3KPIのロジック整理（No.8 半導体・蓄電池産業集積強化事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
産業集積・取引	県内企業の受注・事業化件数（展示会・商談を契機とするものを含む）	取引拡大・事業化 → 成長産業での仕事の増加 → 就職期の県外流出抑制

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
研究開発・ 参入	半導体・蓄電池分野の研究開発採択件数・ 部材開発参入件数	技術開発の裾野拡大 → サプライチェーン 内での役割獲得 → 雇用の安定化
人材循環	高専等のターゲット層の県内就職率（また は就職希望企業認知度の改善）	産業理解・認知向上 → 県内就職の選択肢 増 → 若年層の定着促進

8-1. 半導体・蓄電池産業集積強化事業

（公財）やまぐち産業振興財団

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
県委託金	29,027	19,215
負担金収入	1,100	891
合計	30,127	20,106

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
人件費	8,800	8,859
旅費	2,486	1,008
賃借料	3,520	2,443
役務費	2,750	1,487
委託費	7,731	3,810
事務費	1,291	749
一般管理費	2,547	1,746
補助金	1,000	—
合計	30,127	20,106

（2）令和6年度 委託契約の概要

契約名	半導体・蓄電池産業関連県内企業紹介サイト構築業務
契約期間	令和6年9月9日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	（1）構築業務 本事業概要紹介、県内企業情報マップ、問い合わせ先及び関連リンクを含むサイトの構築

	(2) 運用業務 ①掲載項目の翻訳（英語と中国語（繁体字））、サイトへの掲載（修正含む） ②サイト・サーバーの運用・保守
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	㈱コア
業者選定理由	随意契約（プロポーザル方式）
予定価格	7,370,000 円（税込）
委託契約金額	7,370,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（額の確定：3,810,400 円（税込））	

(3) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検証した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。

監査要点	実施手続
	・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。 ・ 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・効率性	・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。 ・ 直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。

(4) 確認した証憑書類等

委託契約書、委託仕様書、業務報告（委託事業者の選定について）、審査要領、業務委託検査調査書、実績報告書、再委託承認申請書

(5) 監査の結果

【意見】委託先に対して契約額が50%近く減額となる場合について（経済性・効率性）

半導体・蓄電池産業集積強化事業において、県より委託された業務のうち半導体・蓄電池産業関連県内企業紹介サイト構築業務については、(株)コアへ再委託しており、当初契約額は7,370,000円であったものが、4,875,090円を経て最終的な確定金額は3,810,400円（税込）（当初契約比△3,559,600円、△48.3%）となっていた。このことについて、産業振興財団では何らの特別な手続は行っておらず、また委託金額の変更に係る具体的な経緯、要因、対応等の記録も残っていなかった。

委託先である(株)コアは、当然に当初の契約額である7,370千円を年度予算とし、事業計画を立てている。減額の要因は、(株)コアには無く、産業振興財団側が他業務の対応に追われ、企業募集開始時期が遅れたこと、当紹介サイトでは日本語、英語及び中国語による言語切り替え機能を有しており、外国語翻訳の掲載によるリスク（外国からのサイバー攻撃等）への懸念について応募予定企業が払拭できなかったことなどが挙げられる。

このような金額的に重要な変更について、産業振興財団が委託先業者へいつどのような対応を取ったのか、委託先業者の理解や了解は得られたのか等の記録は無く、産業振興財団側の事情により委託先への一方的な契約金額の減額についての対処の過程が明らかとなっていない。この事実から

くる懸念は、業者に一方的に振興財団側の事情を押しつけていないか、ということである。今後も県や外郭団体の仕事を受けようとする業者はそのまま不利益変更を受け入れるであろうことは容易に推察できるが、このようなことが頻繁に起きれば、今後、入札や随意契約に応じる業者が減少する可能性もある。しかし、そのような懸念事項に対する記録が無いため、何ら委託業者への配慮なく事業を実施しているのではないかと疑念が生じる。産業振興財団側としても他業務での不測の事態への対応に追われ、決して委託業者をおざなりにした訳ではないことは承知の上で、民間企業にとっては契約額の減額は重大事項であり、ましてや自らに原因が無い場合は尚更であるということに十分留意願いたい。

事業 No.8 の指摘においても記載したが、当該委託事業は、県からの委託事業の再委託であり、委託先に負担が生じないよう、県の協力も得ながら計画通りに事業を実施出来るよう努めることはもとより、委託業者に対して契約額を減額するという問題点を含め、適切に記録を残しておく必要がある。

【意見】再委託契約書における契約額と確定金額との乖離について（有効性、経済性・効率性）

半導体・蓄電池産業集積強化事業において、県より委託された業務のうち半導体・蓄電池産業関連県内企業紹介サイト構築業務については、(株)コアへ再委託しており、契約確定額は当初契約額より約 50% 近く的大幅な減額となったことは上述した通りである。

確かに当紹介サイトへの登録企業は応募によるものであり、必ずしも当初契約段階で応募数を正確に見積もれる案件ではないため、当初登録予定企業数と最終登録企業数に乖離が生じる可能性があることは理解できる。しかし上記のように当初の予定において登録企業数 100 件であったものが、最終的には 28 件と当初予定比 3 分の 1 以下となった状況は、結果だけを見ても当初予定が適切であったとは言い難い。

ここで予算の適切な配分という観点から考えると、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。そのため今後は応募対象企業の情報や状況、及び産業振興財団側の対応可能性などを事前に検証・分析するとともに、より慎重な調査に基づき登録予定企業数及び契約額を積算し、適正価格で予算化した事業を有効かつ効率的に実施する観点から、最終登録企業数及び最終確定額との乖離を最小限にするという適切な姿勢で臨む必要がある。

8-2. 半導体・蓄電池産業集積強化事業

(地独)山口県産業技術センター

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	23,440	20,443

科目	予算額	決算額
自己充当額	0	0
その他	0	0
合計	23,440	20,443

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
人件費	3,881	3,623
報償費	296	17
旅費	2,149	1,473
需用費	526	169
役務費	0	4
使用料及び賃借料	600	257
事務費小計	7,450	5,541
補助金	15,000	14,165
支出 小計	22,450	19,706
一般管理費（3%）	224	167
消費税及び地方消費税相当額	768	571
合計	23,440	20,443

(2) 事業概要

県内中小・中堅企業等を対象とした研究会・セミナーの開催や、技術ニーズとシーズのマッチングの推進、県内中小・中堅企業等による半導体・蓄電池関連部材の技術開発等への補助金支援を通じて、県内中小・中堅企業の同関連産業への参入を促進する。

- 半導体・蓄電池産業に関する最新の動向や関連企業等が有する技術ニーズの紹介を行うセミナーを開催するとともに、セミナーを通じて形成されたネットワークを活用し、技術提案書の提出機会の創出や個別相談会を実施
- 半導体・蓄電池関連部材の技術開発等に対する補助金交付業務

(3) 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	半導体・蓄電池産業集積強化事業（部材開発等推進）補助金
目的（趣旨）	この補助金は、半導体・蓄電池関連製品の部材開発等に対する支援を行うことにより、半導体・蓄電池関連産業への県内中小企業等の参入を促進するとともに、半導体・蓄電池関連製品の高性能化、製造コスト削減等による製品競争力の向上を図ることを目的とする。

公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	半導体・蓄電池産業集積強化事業（部材開発等推進） 補助金交付要綱	
創設年度	令和 6 年度	
交付対象事業	半導体・蓄電池関連製品の部材開発等に関する事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (5,000 千円)
器機設備に要する費用	機械器具設置費	
共同研究に要する費用	共同研究費	
委託に要する費用	委託料	
事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費	
その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの	
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
三和産業㈱		4,972,000
ファインマテリアルシステム(有)		4,193,000
リード㈱		5,000,000
申請及び交付件数		申請件数：3 件 交付件数：3 件 （申請件数と差異無し）
補助金の効果測定		
達成度の説明		
目標値：事業化件数		
実績値：事業初年度ではあるが、ファインマテリアルシステム(有)が事業化を達成		

（4）監査要点と実施した手続の概要

委託契約（補助金以外）

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。

監査要点	実施手続
	・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。 ・ 委託業務の成果報告が適正に行われていることを確認した。
有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・ 委託業務の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。 ・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約が無いのか、質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・ 請求書等を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。

補助金

監査要点	実施手続
合規性	・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・ 補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・ 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。

監査要点	実施手続
	・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。 ・ 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問にて確認した。

(5) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、技術提案書、見積書、請求書他、業務報告書、成果報告書、補助金交付要綱、交付申請書、事業収支計画書、審査書類、交付決定通知書、成果報告書

(6) 監査の結果

記載すべき指摘及び意見は無い。

9. 企業立地推進強化事業

(1) 事業の概要

事業名	企業立地推進強化事業
担当部局課	産業労働部企業立地推進課
実施の背景（必要性）	
産業構造の高度化を進め、地域経済の自立化や若者の県内定住促進を図るため、地域への多面的な波及効果が期待できる優良企業の誘致を積極的に推進する。	
目的	
市場拡大が見込まれる成長分野の企業誘致に向け、積極的な誘致活動を展開するとともに、企業誘致が順調に推移し、産業団地の残区画が減少していることから、企業にとって魅力のある事業用地の発掘に取り組む。	
達成時期	事業の終期末設定
目指すべき将来像	
社会経済の動向に応じた企業誘致活動を展開し、本県経済の活性化や雇用機会の創出に寄与する。	
概要（内容）	
・ 大都市圏で企業立地フォーラムを開催するとともに、パンフレットの作成、専用ホームページの運営等の情報発信に係る取組を実施。 ・ 東京・大阪企業誘致センターと一体となった、新規立地に向けたアプローチ活動や誘致企業のアフターケア等、積極的な企業訪問を展開。	

概要図等

一般情報収集
PR

分析・アプローチ

現地調査（視察）

方針決定

誘致決定・操業支援

アフターケア

主な実施主体

県、市町

対象者

民間企業

令和 6 年度の取組

情報収集・分析活動、積極的なアプローチ活動及びきめ細かなアフターケア活動等を行った。

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

令和 4 年度以降は年間 25 件以上の企業を誘致し、成果指標を達成している。

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

令和 4 年度は誘致件数過去最大、令和 5、6 年度は設備投資額 2 年連続過去最高を更新するなど、新規立地・拡大投資による雇用の拡大や地域経済の発展に成果があった。

引き続き県外企業の誘致、県内企業の投資拡大をサポートし、更なる雇用創出や地域経済の発展に努める。

○誘致件数・設備投資額

(件／百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
誘致件数	40	28	27
設備投資額	16,030	122,926	147,503

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標

No.12 企業誘致件数
令和 3 年度 25 件 ⇒ 令和 8 年度目標 125 件（累計）

関連する個別計画

・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略

・やまぐち産業イノベーション戦略

根拠法令（法律・条例）

該当なし

事業区分

継続事業（昭和 48 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	39,740	41,937	39,756

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補正後予算額	40,447	40,657	40,577
決算額	38,999	39,072	39,315

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	23,651	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	2,355	下記 (7) 参照
旅費	8,395	職員出張旅費
需用費	1,315	複写代他
役務費	2,902	広告料他
使用料及び賃借料	696	高速道路利用料
合 計	39,315	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	31,000	78.8
一般 (県)	8,315	21.1
合 計	39,315	100.0

(その他財源の内容) 工業用水道事業会計繰入金

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	24,719	25,272	23,651
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株) レッカスグループ 外 4 件	九州航空(株) 外 6 件	(株) 日本経済社 外 3 件

(6) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	「やまぐち企業立地フォーラム in 東京」企画・運営業務
契約期間	令和 6 年 9 月 2 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	「やまぐち企業立地フォーラム in 東京」開催に係る企画・運営業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

委託業者名	㈱日本経済社福岡支社
業者選定理由	「やまぐち企業立地フォーラム in 東京」企画・運営業務に係る審査会において、最優秀提案者に選出されたため。
予定価格	21,890,000 円（税込）
契約金額	21,890,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：完了報告書	
検査手法：検査員による確認	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	令和 6 年度産業団地販売促進 PR 業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	「山口県企業立地ガイド」HP の保守管理及び HP を活用した産業団地等の PR 活動の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	㈱レックスグループ
業者選定理由	本ホームページ（HP）は令和元年度にプロポーザル方式で事業者を選定し、当該事業者は HP のデザイン制作やシステム構築、プログラム開発等について委託したものである。サイトは 24 時間 365 日運用するものであり、円滑な運用を行うためにはシステムを熟知している㈱レックスグループに委託することが効率的かつ効果的である。
予定価格	1,098,000 円（税込）
契約金額	1,098,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：検査職員による確認	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	山口県企業誘致情報収集・提供業務
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	情報収集・報告、同行訪問等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	(株)産業タイムズ社
業者選定理由	本業務の目的を達するためには、設備投資動向等に関する情報収集能力の高さと信頼性を有し、かつ本県の企業誘致活動の支援を効果的かつ効率的に遂行できるノウハウやネットワークを有することが必要である。については、企業や各種関係機関との密接な関係性を築き、幅広いネットワークを構築することでエレクトロニクス業界を中心とした独自の取材ルートを確立しており、投資額1,000億円前後の大型案件を他報道機関よりも早く報道するなど、情報収集力について日本トップクラスを誇るとともに、IT産業を支える電子デバイス分野の設備投資動向に特化した国内唯一の週刊専門誌を発刊し、本県が産業集積を推進している「半導体関連分野」や「蓄電池関連分野」等の産業動向を幅広く網羅しているため。
予定価格	596,200円（税込）
契約金額	596,200円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	訪問先企業との調整のため
変更後契約金額	424,600円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書 検査手法：成果品の確認 検査結果：合格	

(6) -4

契約名	令和6年度産業団地等航空写真撮影業務
san 契約期間	令和6年5月1日～令和6年5月31日
業務内容（仕様）	令和6年度産業団地等航空写真撮影業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	九州航空(株)

業者選定理由	入札参加者名簿から、営業種目「大分類 08 写真・製図」「小分類 01 写真・製図」に第 1 希望第の 1 優先順位に登録している特 A 等級の業者から選定し、見積合わせを行った結果、最も安価であった業者。
予定価格	382,800 円（税込）
契約金額	237,600 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：成果品の確認	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	2,315	2,355	2,355
補助金等の名称	(1) (一財) 日本立地センター賛助会費 (2) 山口県企業誘致推進連絡協議会費及び負担金	(1) (一財) 日本立地センター賛助会費 (2) 山口県企業誘致推進連絡協議会費及び負担金	(1) (一財) 日本立地センター賛助会費 (2) 山口県企業誘致推進連絡協議会費及び負担金
交付先名	(一財) 日本立地センター 外 1 件	(一財) 日本立地センター 外 1 件	(一財) 日本立地センター 外 1 件

(8) -1 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	(一財) 日本立地センター賛助会費
目的（趣旨）	当該法人は、産業立地と地域振興に関わる総合的調査研究機関として、経済産業省・産業界・都道府県をはじめとした地方公共団体の賛同と支援を得て、発足した法人であり、設立されて以降、国等の要請を受け産業政策の立案のサポートなど、地域産業及び地域社会の健全な発展に寄与する活動をしてきている。
創設年度	昭和 37 年度
補助対象経費及び補助率（限度額）	
賛助会費 315,000 円/年	

補助金の効果測定
毎年約 60,000 社にも及ぶ企業に対する立地意向に関する調査を実施し、賛助会員には企業の立地意向に関する情報提供、適地照会（企業側からの要望に基づき全国に対して要件を附して照会を実施）、その他企業立地に関する研修会等を実施している。山口県においても、企業立地意向の情報収集、適地照会での情報提供、研修会への参加において活用している。

(8) -2

補助金等の名称	山口県企業立地推進協議会費・負担金
目的（趣旨）	本協議会は、山口県における商工業の振興発展を図り、住民の所得の向上と雇用の安定に資するため、山口県及び関係市町村が連絡協議し、企業誘致を推進することを目的としている。
根拠法令・要綱等	山口県企業誘致推進連絡協議会規約
創設年度	昭和 48 年
補助対象経費及び補助率（限度額）	
共回事業負担金：40 千円 特別事業負担金：1,880 千円	
補助金の効果測定	
○共回事業 ・進出企業懇話会（大阪・東京）の開催 大阪：30 社 33 名 東京：29 社 45 名 ・企業情報データベースの管理 ○特別事業 ・適地パンフレットの作成 ・企業立地フェア出展（令和 6 年 5 月 15 日～17 日）：114 社来場 ・帝国データバンク、TSR 企業情報ファイル ・日刊工業新聞への PR 広告掲載	

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。

監査要点	実施手続
	・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、業務委託契約事務取扱要領、業者選定理由書、委託検査調書、請求書、支出負担行為、委託検査調書、実績報告書

(11) 監査の結果

【意見】事業の成果指標について（有効性）

企業立地推進強化事業では、成果指標として企業誘致件数を採用しており、年間 25 件（県外からの新規立地件数：8 件/年、県内既存企業による拡大投資件数：17 件/年）以上の誘致を目標としている。令和 6 年度においては 27 件（県外からの新規立地件数：6 件、県内既存企業による拡大投資件数：21 件）と、県外からの新規立地件数は達成出来ていないものの、全体として 25 件以上の

誘致は達成出来ている。さらに令和 6 年度誘致実績の詳細を確認すると、誘致会社の各投資額は 3 億 2 千万円から 7 百億円と様々であるとともに、各計画雇用人数も 3 人から 150 人と様々であった。

本事業の目指すべき目的として企業誘致活動を展開し、本県経済の活性化や雇用機会の創出に寄与することであると考えれば、単に企業誘致件数のみを成果指標とすることが最適であるとは言い難い。それはたとえ数多くの企業を県内に誘致できたとしても、その企業が本県経済の活性化や雇用機会の創出にあまり寄与することがないならば、事業の本来の目的は達成できないと考えられ、また、逆に誘致企業が少なくとも、優良企業であり本県経済の活性化や雇用機会の創出に大きく寄与することができるのであれば、本事業の目的は達成できたと考えられるからである。

そのため、成果指標を企業誘致件数のみとするのではなく、その他の指標も併用して総合的に判断すべきであると考え。例えば、その他の有効と考える指標は上記投資額や計画雇用人数等が挙げられる。

【意見】会費金額の検証について（有効性、経済性・効率性）

企業立地推進強化事業では、（一財）日本立地センター（以下、「立地センター」という。）へ年間 315 千円の賛助会費を支払っている。立地センターは昭和 37 年に創設され、産業立地と地域振興に関わる総合的調査研究機関として、経済産業省・産業界・都道府県をはじめとした地方公共団体の賛同と支援を得て発足した法人であり、設立されて以降、国等の要請を受け産業政策の立案のサポート等、地域産業及び地域社会の健全な発展に寄与する活動をしている。本県においては賛助会費を支払うことで企業立地意向の情報収集、適地照会での情報提供、研修会への参加等において長期継続して活用してきた機関である。

立地センターを活用することによって、本事業では有益な情報収集等、県が利益を享受できることは明確ではあるものの、賛助会費金額が享受する利益に見合った金額であるか等の賛助会費金額の妥当性の検証に加え、当該業務について他機関・民間企業への委託という他の選択による有効性、経済性の議論等は特に実施していないとのことである。

確かに県と立地センターとの長期におよぶ関係性や、立地センターの設立の趣旨及び蓄積されたノウハウや情報量を考慮すると、当該業務について他機関・企業で簡単に代替できるものでないことは想像に難くない。しかし毎期、漫然と賛助会費を支払うことがただ慣習化し、効果による金額の妥当性や他の選択肢の検討が一切されていない状況は適切であるとは言い難い。そのため今後は、立地センターを毎期活用する上で、少なくとも波及効果に対して賛助会費金額が妥当であるか、及び他の選択肢は無いかについての検証が必要と考える。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

企業立地推進強化事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、成長分野を中心とした企業誘致や設備投資の促進を通じて、雇用機会の創出や地域経済の基盤強化を図るものであり、結果

として社会減の抑制に寄与する可能性を有する施策であると考え。特に、若年層の県外流出が就職期に集中している現状を踏まえると、県内に安定的かつ魅力ある雇用の受け皿を確保することは、社会減対策の重要な前提条件の一つである。本事業では、大都市圏におけるフォーラム開催や継続的な企業訪問、誘致後のアフターケア等を通じて、県外企業の新規立地や県内企業の拡大投資を後押ししており、誘致件数や設備投資額が近年高水準で推移している点は、一定の成果として評価できる。とりわけ、設備投資額が過去最高水準を更新していることは、将来的な雇用創出や関連産業への波及効果が期待される状況にあることを示している。

一方で、社会減対策の観点からみると、誘致件数や投資額といった成果指標は把握されているものの、それらが実際にどの程度の雇用創出につながり、若年層や転入者の定着に結び付いているのかについては、必ずしも明確に整理されていない。企業立地は、立地決定から操業、雇用の本格化までに一定の時間を要するため、単年度の成果のみで人口動態への影響を評価することには限界があると考え。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、企業誘致を通じた産業競争力の強化や地域経済の自立化を進める取組として位置付けられているが、社会減対策との関係をより明確にするためには、「雇用の受け皿づくり」という視点から整理することが有効であると考え。すなわち、成長分野の企業誘致により多様な職種・働き方を提供できる環境を整えることで、県内就職の選択肢を拡げ、結果として人が地域にとどまる、あるいは戻る条件を整えるという整理である。

したがって、今後は、本事業を社会減対策に直接対応する施策と位置付けるのではなく、雇用創出を通じて社会減を抑制する基盤的施策として整理した上で、誘致企業における雇用状況や操業後の定着状況等を段階的に把握していくことで、事業効果の見える化を図ることが、社会減対策としての実効性をより明確にする上で有効であると考え。

◆3KPI のロジック整理 (No.9 企業立地推進強化事業)

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
企業誘致	企業誘致件数・設備投資額	成長分野の立地・投資→将来的な雇用機会の拡大
雇用創出	誘致企業における雇用創出人数（操業後）	新たな雇用の受け皿を整備→就職期の県外流出抑制
定着環境	誘致企業における操業後の定着状況（操業率・継続投資等）	安定した事業継続→雇用の継続性が高まる→人が地域にとどまる条件が整う

《措置状況についての検証（対象年度：令和3年度 事業名：同）》

【指摘事項】仕様書への準拠性について

業務内容に変更が生じていたにもかかわらず仕様書の改定が行われていなかったことから、結果として仕様書に基づかない業務が遂行されており、指摘に至ったものである。

その後の対応状況を確認したところ、令和 6 年度においては当該変更内容を踏まえた変更契約の手続が適切に実施されていることを確認した。

また、現在は各業務について担当者及び副担当者による二名体制の下、内容確認及び情報共有を行い、契約変更の要否を検討する体制が構築されている。

さらに、進行管理表を活用した履行状況の管理を通じて、業務内容の変更の有無及び契約変更の必要性を継続的に確認する運用が図られていることを確認した。

【指摘事項】委託業務内容について

「やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業」に計上すべき経費が、他事業の事業費として計上されていたことから、適切な経費区分が行われておらず、指摘に至ったものである。

その後の対応状況を確認したところ、令和 3 年度以降は「やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業」として適切に予算計上の上、事業実施されていることを確認した。

【指摘事項】契約情報の公表について

「適正化通知」において公表が義務付けられている 100 万円を超える業務委託契約について、所定の公表手続が行われていなかったことから、指摘に至ったものである。

その後の対応状況を確認したところ、令和 6 年度に締結された契約については適切に公表が行われていることを確認した。

また、現在は各業務について担当者及び副担当者による二名体制の下で契約内容の確認及び情報共有を行い、公表対象契約の把握漏れを防止する体制が構築されている。

さらに、進行管理表を活用した契約管理を通じ、公表時期及び公表内容の確認を行う運用が図られていることを確認した。

【意見】事業の成果指標について

企業誘致件数を新規立地と拡大投資に区分するとともに、雇用創出等の事業効果を反映した成果指標の設定が望まれる旨の意見が付されたものである。

事業の成果指標については、企業誘致件数 25 件／年の内訳として、県外からの新規立地件数 8 件／年及び県内既存企業による拡大投資件数 17 件／年が設定されていることを確認した。

以上を踏まえ、過年度監査指摘及び意見に対する措置は適切に講じられているものと認められる。

10. 企業立地サポート事業

(1) 事業の概要

事業名	企業立地サポート事業

担当部局課	産業労働部企業立地推進課
実施の背景（必要性）	
優遇制度により、誘致企業の初期投資負担の軽減を図ることは、県外企業の誘致や県内企業の内発展開を促進する大きなインセンティブとなり、誘致実績の原動力となる。	
目的	
産業構造の高度化・多角化及び雇用機会の創出を図り、本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上を図るため、充実した優遇制度により、企業の新規立地と拡大投資を促進する。	
達成時期	事業の終期末設定
目指すべき将来像	
社会経済の動向に応じた企業誘致活動を展開し、本県経済の活性化や雇用機会の創出に寄与する。	
概要（内容）	
(1)企業立地促進補助金 企業立地に係る設備投資、雇用に対する助成 (2)本社機能等移転促進補助金 県外から本県へ本社機能等を移転する企業に対する助成 (3)IT・サテライトオフィス誘致推進補助金 情報関連産業等やサテライトオフィスの新規立地に係る家賃、新規雇用、通信費等に対する助成 (4)産業団地取得補助金 一定要件を満たす立地企業への県関与団地取得費用に対する助成	
概要図等	
主な実施主体	県、市町
対象者	民間企業
令和6年度の取組	
充実した優遇制度により、企業の新規立地・拡大投資を促した。	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
令和4年度以降は年間25件以上の企業を誘致し、成果指標を達成している。	

成果(アウトカム)及び評価 (次期計画を含む)	
令和4年度は過去30年間で最高となる誘致件数を、また、令和5、6年度と2年連続で過去最高の設備投資額を実現することができた。	
引き続き県外企業の新規投資を後押しし、3年連続の設備投資額の更新による地域経済への貢献及び更なる魅力ある雇用の場の創出に努める。	
また、本社機能等移転促進補助金については、銀行等との連携を進め、制度の周知啓発を図ること、新規投資を後押しし、魅力ある雇用の場の創出に努める。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標	No.12 企業誘致件数 令和3年度 25件 ⇒ 令和8年度目標 125件(累計)
関連する個別計画	・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
根拠法令(法律・条例)	該当なし
事業区分	継続事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,039,066	1,207,128	1,448,499
補正後予算額	746,719	534,859	1,024,864
決算額	716,045	490,956	1,021,054

(決算額及び予算額の著増減事項等) 各年度の補正予算は交付を見込んでいた交付対象者の事業進捗状況の遅れ等によるものである。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	1,021,054	下記(6)参照
合 計	1,021,054	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	1,021,054	100.0
合 計	1,021,054	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	716,045	490,956	1,021,054
補助金等の名称	(1) 企業立地促進補助金 (2) 本社機能等移転促進補助金 (3) 山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金 (4) 産業団地取得補助金	(1) 企業立地促進補助金 (2) 山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金 (3) 産業団地取得補助金	(1) 企業立地促進補助金 (2) 山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金 (3) 産業団地取得補助金
交付先名	周南市外 21 件	山口市外 12 件	長門市外 13 件

(6) -1 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	企業立地促進補助金	
目的（趣旨）	県内で工場等を新設する事業者又は立地支援事業者に対し山口県企業立地促進補助金を交付することにより、本県における企業の立地を促進して、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	山口県企業立地促進補助金交付要綱	
創設年度	昭和 61 年度	
交付対象事業	企業立地サポート事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
工場等建設促進補助金	建物の建設及び事業用設備の設置に要する経費（超重点成長分野（GX・DX、医療等））	20/100（50 億円）
工場等建設促進補助金	建物の建設及び事業用設備の設置に要する経費（重点成長分野（基礎素材関連、輸送用機械、航空宇宙、バイオ、ヘルスケア等）、自然科学研究所）	15/100（30 億円）
工場等建設促進補助金	建物の建設及び事業用設備の設置に要する経費（一般製造業、産業支援サービス業、流通業）	5/100（4 千万円）
雇用奨励金	雇用に要する経費	—

交付先及び交付金額			
状況			
交付先名			交付金額（円）
3 件			335,980,000 円
申請及び交付件数		申請件数：3 件 交付件数：3 件	
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：件）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	4	4	4
実績値（B）	10	2	6
達成率（B/A）	250.0%	50.0%	150.0%
達成度の説明：当補助金の目標値を県外からの新規進出及び中山間地域への進出件数 4 件/年としている。令和 5 年度は、目標値を達成できなかったが、3 か年平均では達成率 150%であり、概ね達成できているものとする。			

(6) -2

補助金等の名称	本社機能等移転促進補助金		
目的（趣旨）	この補助金は企業の本社機能等の移転を促進することにて、産業構造の多角化及び多様な雇用機会の創出を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	山口県本社機能等移転促進補助金交付要綱		
創設年度	平成 27 年度		
交付対象事業	企業立地サポート事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
新規常用雇用に要する費用	新規常用雇用者の人数が 5 人（交付申請の日において中小企業である場合にあっては 1 人）以上であること。		新規常用雇用に要する費用
交付先及び交付金額			
※現在は、計画認定（2027 年度末までの計画）まで行われており、この計画期間中に新規常用雇用者を雇用し、1 年以上経過した日をもって交付申請が行える。			

交付先名		交付金額（円）
—		—
申請及び交付件数	申請件数：1 件	
	交付件数：0 件（計画認定：1 件）	
補助金の効果測定		
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移		
特定業務施設整備計画認定件数		（単位：件）
	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値（A）	2	2
実績値（B）	1	4
達成率（B/A）	50.0%	100.0%
達成度の説明		
特定業務施設整備計画認定件数 2 件/年（山口県活力向上地域特定業務施設整備プロジェクトにおいて設定）を成果指標としている。		
なお、本社機能移転促進補助金は特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、新規常用雇用者の人数が規定以上の場合対象となる。		

(6) -3

補助金等の名称	IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	
目的（趣旨）	この補助金は、本県に情報通信産業等を営む企業等の立地を促進し、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	山口県 IT・サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱	
創設年度	平成 30 年度	
交付対象事業	企業立地サポート事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
【通常地域】		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
各種使用料・賃借料	通信回線使用料及び不動産賃借料	市町 1/2 以内

		(年 2,500 万円又は事業に要した経費の 1/4 の額(年額)のうち、いずれか低い額)
雇用助成	従業員の新規雇用に要する経費	市町 従業員 1 人当たり 1/2 以内(新規雇用従業員 1 人当たり 15 万円)

【中山間地域】

区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)
実証実験に係る経費	市町が候補と見込む地域で実際に S0 (サテライトオフィス) 開設が可能なを検討するために行う実証実験に係る委託経費	市町 1/2 以内 (上限 250 万円) (下限 50 万円)
各種使用料・賃借料	通信回線使用料	市町 1/2 以内 (年 100 万円又は事業に要した経費の 1/3 の額(年額)のうち、いずれか低い額)
各種使用料・賃借料	不動産賃借料	市町 1/2 以内 (年 60 万円又は事業に要した経費の 1/3 の額(年額)のうち、いずれか低い額)
各種使用料・賃借料	車の借上げに係る経費	企業等 2/3 (※上限合計 160 万円)
各種使用料・賃借料	レンタルオフィス利用料等	企業等 2/3 (※上限合計 160 万円)
旅費	公共交通料金、宿泊費	企業等 2/3 (※上限合計 160 万円)
雇用助成	新規地元雇用者増に対する助成 (1) 期間の定めのない労働者 (2) 週 30 時間以上勤務する契約社員もしくはパート社員	企業等 定額 (1) 新規雇用従業員数×30 万円) (2) 新規雇用従業員数×15 万円)
施設改修経費	通信回線の改修 建屋等の改修	市町 1/2 以内 (上限 1,000 万円又は事業に要した経費の 1/3 の額(年額)のうち、いずれか低い額) (下限 100 万円)

交付先及び交付金額			
状況			
交付先名	交付金額（円）		
6 件	4,760,397 円		
申請及び交付件数	申請件数：6 件 交付件数：6 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：件）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	6	6	6
実績値（B）	7	6	10
達成率（B/A）	116.6%	100.0%	166.6%
達成度の説明			
当補助金の目標値を、IT・サテライトオフィス誘致件数 6 件/年としており、3 期間連続で達成している。			

(6) -4

補助金等の名称	産業団地取得補助金	
目的（趣旨）	産業団地で工場等を新設（増設を含む。）する事業者又は立地支援事業者に対し、補助金を交付することにより、本県における企業の立地を促進して、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	産業団地取得補助金交付要綱	
創設年度	平成 17 年	
交付対象事業	企業立地サポート事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
宇部新都市（テクノセンターゾーン）、小野田・楠企業団地に	工場等の用地の取得に係る経費	40％以内 （当該用地の取得に係る経費に対して市町から事業者等に交付された補助金額を上限とする。た

おける工場等の用地 の取得に係る費用		だし、山口県が単独で所有する用 地は 40%とする。)	
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
4 件		670,314,000 円	
申請及び交付件数	申請件数：4 件 交付件数：4 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：件）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	2	2	2
実績値（B）	2	2	4
達成率（B/A）	100.0%	100.0%	200.0%
達成度の説明：当補助金の目標値を、県関与団地の売却件数 2 件/年としており、3 期間連続で達成している。			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。

監査要点	実施手続
経済性・ 効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

（８）確認した証憑書類等

起案書、山口県企業立地促進補助金交付要綱、山口県本社機能等移転促進補助金交付要綱、山口県 IT・サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱、産業団地取得補助金交付要綱、補助金実施要領、交付申請書、審査書類、実績報告書、交付決定書、確定通知書、補助金チェックシート、請求書

（９）監査の結果

【意見】山口県本社機能等移転促進補助金の効果測定指標について（有効性、経済性・効率性）

企業の本社機能を山口県に誘致するため、県としては国の特定業務施設整備計画認定件数 2 件/年を当該補助金の効果測定指標として設定している。確かに、我が国は 2008 年（平成 20 年）をピークに人口が減少しているため、地方創生を目指している国の特定業務施設整備計画認定件数に準じた企業本社機能移転件数をそのまま山口県の目標とすることも考えられる。しかし、国の目標はあくまで国の目標であり、各都道府県によって本社機能等の移転の必要性等は異なるといえる。

当該補助金には国庫は含まれておらず、県独自の補助金交付事業として各年度に予算が充てられる以上、県が本気となって目指すべき指標を設定しなければ事業の明確な評価が行えず、予算配分の適切性を判断できないと考える。そのため、企業の本社機能等の移転補助金を交付するにあたり、県独自の効果測定指標について改めて積極的な成果指標を設定し、効果を挙げていただきたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

企業立地サポート事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、企業の新規立地や拡大投資に伴う初期負担を軽減することにより、立地判断を後押しし、結果として雇用機会の創出や地域経済の基盤強化に寄与する可能性を有する施策である。特に、設備投資や雇用に対する手厚い支援は、企業誘致推進強化事業による誘致活動を実行段階で支える実務的な施策として位置付けられる。

本事業では、企業立地促進補助金や IT・サテライトオフィス誘致推進補助金、産業団地取得補助金等を通じて、多様な立地形態や業種に対応した支援が行われており、近年、誘致件数や設備投資額が高水準で推移している点は、一定の成果として評価できる。とりわけ、設備投資額が 2 年連続で過去最高を更新していることは、将来的な雇用創出や関連産業への波及効果が期待される状況にあることを示している。

一方で、社会減対策の観点からみると、補助金の交付件数や投資額といった成果は把握されているものの、それらがどの程度の雇用創出につながり、若年層や転入者の定着に結び付いているのかについては、必ずしも体系的に整理されていない。本事業は、立地決定から操業、雇用の本格化ま

でに一定の期間を要する性質を有するため、単年度の成果のみで人口動態への影響を評価することには限界があると考ええる。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、企業誘致を通じた産業基盤の強化や雇用機会の創出を担う実行段階の施策として位置付けられているが、社会減対策との関係をより明確に示すためには、「雇用の受け皿を具体的に拡充する施策」という視点から整理することが有効であると考ええる。特に、IT・サテライトオフィス誘致や本社機能移転といった施策は、若年層や専門人材の県内定着、転入の促進に結び付く可能性を有しており、その点を明示することで、プラン全体との整合性がより分かりやすくなる。

したがって、今後は、補助金交付後の操業状況や雇用の発生・定着状況等について段階的に把握し、事業効果の見える化を図ることにより、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える

◆3KPI のロジック整理 (No.10 企業立地サポート事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
投資 誘発	補助金を活用した設備投資件数・投資額	初期投資負担の軽減により企業の立地・拡大投資を後押し → 事業活動の本格化を通じて雇用創出の前提条件を形成
雇用 創出	新規雇用者数 (操業開始後)	設備投資に伴う操業開始・事業拡大 → 新規雇用の発生により、就職期の県外流出抑制や転入促進に寄与
定着 基盤	IT・サテライトオフィス等の立地件数	多様な働き方・職種の受け皿を整備 → 若年層・専門人材が県内で働き続ける選択肢を拡大

11. やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業
担当部局課	産業労働部企業立地推進課
実施の背景 (必要性)	
若者・女性の人口流出が著しい山口県において、人口の社会減の流れを断ち切る一つ的手段として、若者等を主な求人先としている IT 関連企業やサテライトオフィスの進出を促進する。	
目的	
若者・女性の県内定住を図るため、情報発信の強化・人材の育成等により、魅力ある雇用の場の創出が期待できる IT 関連企業等の誘致活動を積極的に展開する。	
達成時期	事業の終期末設定

目指すべき将来像	
社会経済の動向に応じた企業誘致活動を展開し、本県経済の活性化や雇用機会の創出に寄与する。	
概要（内容）	
・ SNS の活用や展示会への出展などによる情報発信 ・ 都市部 IT 企業・教育機関と連携した IT 人材の育成 ・ 専用相談窓口の設置・運営 等	
概要図等	
主な実施主体	県、市町
対象者	民間企業
令和 6 年度の取組	
展示会出展による首都圏企業との接点づくり、個別企業訪問による営業活動、現地視察等の対面型の誘致活動に加え、オンラインイベント等の遠隔型での誘致活動を展開した。	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
令和 6 年度は 7 件の IT 関連企業・サテライトオフィスを誘致した。	
成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）	
県内進出した企業が地元の教育機関卒業生を雇用する等、人材の県内定着や地域経済の発展に成果があった。引き続き県外企業の誘致を進め、更なる魅力ある雇用の場の創出に努める。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 12 企業誘致件数 令和 3 年度 25 件 ⇒ 令和 8 年度目標 125 件（累計）
関連する個別計画	・ 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・ やまぐち産業イノベーション戦略
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	31,786	28,409	26,835
補正後予算額	18,187	26,571	24,941
決算額	17,338	23,965	24,450

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	14,301	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	4,047	下記 (7) 参照
旅費	2,445	職員出張旅費
役務費	57	通信料
使用料及び賃借料	57	レンタル機器代
報酬	2,213	専用窓口運営に係る人件費
職員手当	848	専用窓口運営に係る人件費
共済費	479	専用窓口運営に係る人件費
合 計	24,450	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	9,146	37.4
その他	18	0.0
一般 (県)	15,284	62.5
合 計	24,450	100.0

(その他財源の内容) 雇用保険負担金

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	11,041	13,726	14,301
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(大)山口大学 外 3 件	(株)レッカスグループ 外 3 件	(株)日本経済社福岡支社 外 4 件

(6) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	「やまぐち IT・サテライトオフィス企業誘致オンラインイベント」企画・運営業務

契約期間	令和 6 年 10 月 17 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	若者や女性にとって魅力ある雇用の場である I T 関連企業をターゲットに、山口県の魅力や進出メリット、デジタル関連施策の取組等について PR するためのオンラインイベントを開催。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	㈱日本経済社福岡支社
業者選定理由	「やまぐち IT・サテライトオフィス企業誘致オンラインイベント」企画・運営業務に係る審査会において、最優秀提案者に選定されたため。
予定価格	11,495,000 円（税込）
契約金額	11,495,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	①木村情報技術㈱ ②㈱フェイス・ツー・コミュニケーション
再委託金額	①2,288,304 円（税込） ②303,600 円（税込）
検査の概要 検査対象：成果報告書 検査手法：検査職員による確認 検査結果：合格	

(6) -2

契約名	令和 6 年度 IT サテライトやまぐち HP 保守関連業務
IT 契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	令和 6 年度 IT サテライトやまぐち HP 保守関連業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	㈱レックスグローヴ
業者選定理由	本 HP は令和 2 年度に、㈱レックスグローヴがシステム構築したものである。サイトは 24 時間 365 日運用するものであり、円滑な運用を行うためにはシステムを熟知している㈱レックスグローヴに委託することが効率的かつ効果的であるため。
予定価格	990,000 円（税込）
契約金額	990,000 円（税込）

変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：検査職員による確認	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	山口県企業立地 PR 動画掲出業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	宇部空港内 2 箇所に山口県が作成した PR 動画を掲出する
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	山口宇部空港ビル(株)
業者選定理由	山口宇部空港ビル(株)が維持管理する山口宇部空港ターミナル内に広告を掲出するため。
予定価格	440,000 円（税込）
契約金額	440,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果品	
検査手法：職員による履行確認	
検査結果：合格	

(6) -4

契約名	山口県 IT 人材育成業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	IT 人材育成のための実践プログラムの実施、学生と企業の交流機会の創出等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
委託業者名	(大)山口大学
業者選定理由	国立大学法人山口大学では、従来より、企業ニーズの高いデータサイエンス教育を推進しており、また、本事業が対象とする文系学生が多く在籍している等、親和性が高いため。

予定価格	440,000 円（税込）
契約金額	440,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	委託先において、業務の効率化を図ったため
変更後契約金額	377,650 円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：検査職員による確認	
検査結果：合格	

(6) -5

契約名	山口県 IT 人材育成コーディネート業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	IT 人材育成関係機関との各種調整、IT 企業等に関する情報収集等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
委託業者名	池田 弥生
業者選定理由	IT 業界と教育界に人脈があり、かつ、企業誘致活動の実績があるため。
予定価格	999,000 円（税込）
契約金額	999,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：検査職員による確認	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	2,095	3,866	4,047
補助金等の名称	・企業誘致推進連絡協議会 IT・サテライトオフィス部会事業負担金 ・展示会出展負担金	・企業誘致推進連絡協議会 IT・サテライトオフィス部会事業負担金 ・展示会出展負担金	・企業誘致推進連絡協議会 IT・サテライトオフィス部会事業負担金 ・展示会出展負担金
交付先名	山口県企業誘致推進連絡協議会 外1件	山口県企業誘致推進連絡協議会 外2件	山口県企業誘致推進連絡協議会 外2件

(8) -1 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	山口県企業立地推進協議会費・負担金
目的（趣旨）	本協議会は、山口県における商工業の振興発展を図り、住民の所得の向上と雇用の安定に資するため、山口県及び関係市町村が連絡協議し、企業誘致を推進することを目的としている。
根拠法令・要綱等	山口県企業誘致推進連絡協議会規約
創設年度	昭和48年
補助対象経費及び補助率（限度額）	
IT・サテライトオフィス部会事業：500千円	
補助金の効果測定	
○IT・サテライトオフィス部会事業 ・PRパンフレットの作成 ・IT・サテライトオフィス誘致専用サイトの運営 ・展示会への出展：246社来場 ・TSRの利用	

(8) -2

補助金等の名称	展示会出展負担金
目的（趣旨）	IT企業が多く集まる展示会にブースを出展し、業界のトレンド等を把握するために来場した企業に、本県の魅力や企業誘致の取組等をPRする。
補助対象経費及び補助率（限度額）	
Japan IT Week 2024：1,831,500円	
Interop Tokyo 2024：1,716,000円	

補助金の効果測定
展示会をきっかけに、自治体が地方進出を支援していることや、補助制度があることを初めて知る企業も多く、新たな選択肢として地方進出を提案できる貴重な場となっている。過去3年間では、8社の現地視察、4社の進出に繋がっている。

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 競争入札等審査会の資料を閲覧し、契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認した。
有効性	・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。
経済性・ 効率性	・ 委託業務の内容に照らして予定価格の積算内容が妥当か確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。

(10) 確認した証憑書類等

プロポーザルに係る提案書、競争入札等審査会（業務委託契約）、委託契約書、仕様書、伺（決裁）文書、予定価格調書、成果に関する報告書、業務収支決算書

(11) 監査の結果

【指摘】再委託の承認手続について（合規性）

（6）の『「やまぐち IT・サテライトオフィス企業誘致オンラインイベント」企画・運営業務』は、公募型プロポーザルによって選定した㈱日本経済社福岡支社との間で委託契約を締結している。当該業務に係る仕様書に記載の委託内容は、①「やまぐち IT・サテライトオフィス企業誘致オンラインイベント」の開催、②Web を活用したイベント告知の2項目であり、この内①にはオンラインイベントの企画・運営に係る業務一式などが含まれている。

ここで、令和6年10月16日付で作成された委託契約書の第12条（再委託の制限）で、受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、あらかじめ書面により県の承認を得たときはこの限りではない旨が規定されている。

受託者が県に提出したプロポーザル資料（提案書）を閲覧したところ、実施体制の項目において業務の遂行に関する体制図が記載されていた。当該体制図によれば、受託者が全体統括を行う一方で、「動画撮影 オンライン配信」の業務及び「事務局・リスト管理」の業務については、それぞれ別の事業者が行う体制となっていた。

上記に鑑みれば、当事業において委託された業務は、再委託が行われていたものと考えられ、そうであれば委託契約書第12条の規定に基づき、あらかじめ書面により再委託の承認を行う必要が

あったが、県は再委託の手続が必要となる場合に該当するという認識がなかったことから、書面による承認は行われておらず、その実態を把握していなかった。

業務の委託に際しては、委託先の事業者がどのような実施体制で業務を行うかを予め確認し、再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づき、事前に書面にて再委託の承認を行う必要がある。

さらに言えば、当初から再委託を予定している場合には、その手続として、「競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称及び所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結伺に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手続を省略することができるものとする。」（適正化通知）とあるように、プロポーザルによる選定の段階で受託者以外の事業者が実施体制に加わることが明確であったのであれば、業務の効率性を鑑み、当初から契約書に盛り込むことも考慮されたい。

本論点については前年度（令和 6 年度）監査においても指摘及び提言しているところであり、本年度（令和 7 年度）の産業振興財団と県の委託契約（事業 No. 21-1）において改善事例が認められることから、当事業においても同様の対応を図られたい。

【意見】成果報告書の記載内容について（合规性、有効性）

（6）-2 の「令和 6 年度 IT サテライトやまぐち HP 保守関連業務」に係る委託契約に関して、県は、当該委託契約の受託者から毎月委託業務の内容に関する成果報告書を受領している。

成果報告書を閲覧したところ、4 月から 3 月までの 12 か月間の成果報告書のいずれも、成果の項目には「サイト保守費（サーバー・ドメイン維持ほか、WEB サーバ公開維持）データバックアップ、ホームページ更新」という同一の記載のみであり、具体的な作業内容等が確認できる記載がなかった。

成果報告書の内容が抽象的である場合、成果報告書のみではその業務内容が実際に実施されたのか、否かについての確認が客観的に実施できないこととなり、委託業務が適切に実施されていたのか、否かについての判断が困難である。

成果報告書に記載される成果内容は、具体的に業務の実施内容が確認できる程度に詳細に記載するよう委託契約の受託者に指導を行うべきである。

【意見】山口県企業立地 PR 動画掲出業務の履行場所について（有効性）

（6）-3 の「山口県企業立地 PR 動画掲出業務」に係る委託契約は、宇部空港内 2 箇所に山口県が作成した PR 動画を掲出する内容となっている。

宇部空港の利用者に対しては一定の PR 効果があると考えられるが、そもそも山口県（宇部空港）を訪れていない人々に対しては全く PR できていない。

今後、広く効果的に PR を行うという観点からは、例えば羽田空港で PR 動画を掲出する等、より効果があると考えられる掲出場所や方法を考慮して頂きたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業は、若者・女性の県外流出が顕著である本県の人口構造を踏まえ、IT 関連企業やサテライトオフィスといった、比較的若年層や女性を主な雇用対象とする産業分野に焦点を当てた施策であり、社会減対策との関係性が比較的明確な事業であると考ええる。本事業は、企業誘致にとどまらず、SNS 等による情報発信、都市部 IT 企業や教育機関と連携した人材育成、専用相談窓口の設置などを組み合わせることで、「働く場の確保」と「働き手の育成・マッチング」を同時に進めている点に特徴がある。こうした取組は、就職や転職を契機とした若者・女性の県外流出を抑制するうえで、一定の効果を有すると整理できる。

令和 6 年度には 7 件の IT 関連企業・サテライトオフィスの誘致が実現しており、進出企業が地元教育機関の卒業生を雇用する事例も見られることから、雇用創出を通じた人材の県内定着に一定の成果が表れているものと評価できる。また、サテライトオフィスの誘致は、場所に縛られない柔軟な働き方を可能とする点で、従来の製造業中心の企業誘致とは異なる人口定着効果を期待できる取組であると考ええる。

一方で、社会減対策としての実効性をより明確に示すためには、誘致件数に加え、当該企業における雇用者数、年齢層、地元出身者の割合、定着状況等を段階的に把握していくことが有効であると考ええる。特に、本事業は「若者・女性の定住」を目的に掲げていることから、雇用の“量”だけでなく、“属性”や“定着”に着目した整理が重要となる。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、企業誘致件数の増加という成果指標への貢献にとどまらず、多様な働き方を可能とする雇用環境の整備を通じて、若者・女性が地域にとどまる選択肢を広げる施策として位置付けることが適切であると考ええる。そのうえで、事業効果の見える化を図ることにより、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.11 やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業)

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
雇用 創出	IT・サテライトオフィス誘致件数	IT・サテライトオフィスの進出 → 若者・女性を主対象とする雇用機会の創出 → 就職期を中心とした県外流出の抑制
人材 定着	誘致企業における県内人材の雇用状況	地元教育機関卒業生等の採用 → 県内就職の選択肢拡大 → 若年層の定着促進
働き 方	サテライトオフィス等による多様な就業形態の創出	柔軟な働き方の提供 → 都市部志向の緩和・U/I ターンの後押し → 社会減の抑制

《措置状況についての検証（対象年度：令和３年度 事業名：同）》

【意見】令和３年度包括外部監査の結果に基づく措置状況について（有効性）

令和３年度包括外部監査において、①「事業の成果指標について」及び②「随意契約の業者選定について」の２つが意見として挙げられていた。

①は、企業誘致実績と実施業務との因果関係について分析されておらず、当該事業における個別の目標を設定し、効果測定を可能としておく必要があるとともに、実際に誘致した企業についての追跡調査を実施すべきである旨の意見であった。

また、②は、山口県 IT 人材育成コーディネート業務について、委託契約の成果に対して委託料が適正水準であったかについて疑問が残り、委託料の妥当性について検討する余地がある旨の意見であった。

山口県監査委員は、令和４年１２月２日付で上記意見に対する措置の状況を公表しており、その中では次のとおり措置を実施した旨が記載されていた。

①については、進出企業に対する「進出の決め手」についてのヒアリングの実施や事業効果の検証を行う体制を整備したとされており、また業務の一部について効果発現や目的が達成されたことを踏まえ休止したこと、及び令和５年度以降は休止も含め検討を行うとされていた。

②については、令和４年度の契約にあたっては、委託料の妥当性を検討し、委託料の減額を行ったとされていた。

上記措置について、現状を県の担当者に質問したところ、次のとおりであった。

①については、進出企業に対する「進出の決め手」についてのヒアリングを実施しており、また、措置状況として公表されたとおり、業務の一部は休止となっていた。ただし、事業効果の検証を行う体制については、誘致した企業に対して雇用計画数のヒアリングや誘致後の定期訪問を実施しているものの、過去において誘致した企業の雇用実績についてヒアリングの実施やその結果をとりまとめた資料の作成までには至っていなかった。

②については、令和３年度の意見の中で記載されていた委託料が３,０００千円であったが、令和６年度（(6) -5の委託事業）においては９９９千円となっており、公表されたとおりの措置が実施されていることが確認できた。

①の事業効果の検証に関して、企業の誘致自体は一定の結果が得られているものの、当該事業の最終的な目標である若者・女性の県内定住を図れたかどうかを客観的に確認できるよう、進出企業における若者や女性の雇用実績について集計し、事業の効果の把握に務められたい。

◆強い農林水産業育成プロジェクト

本プロジェクトは、担い手確保、所得向上、経営持続性強化を通じ、地域で働き続けられる産業基盤を維持・再構築する施策群として整理できる。人口流入を直接目的とするものではないが、就業機会の維持や後継者確保を通じ、社会減を生じにくい地域構造形成に寄与している点は評価できる。特に新規就業支援や高付加価値化の取組は、産業の将来性確保に資する。

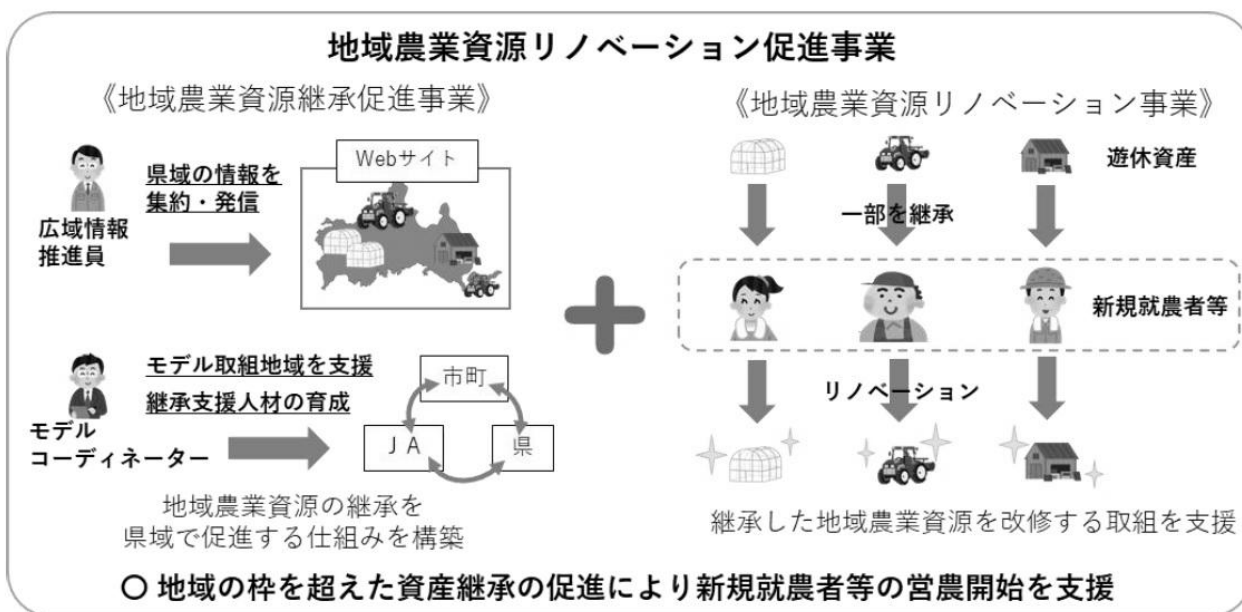
一方、就業定着率等との連動整理は限定的である。今後は複数年視点での定着把握が期待される。

12. 地域農業資源リノベーション促進事業

(1) 事業の概要

事業名	地域農業資源リノベーション促進事業
担当部局課	農林水産部農業振興課
実施の背景（必要性）	
本県では、新規就農者確保対策を実施してきた結果、一定数の新規就農者を確保している状況であるが、今後の団塊世代の大量離農を考えるとさらなる担い手の確保が急務である。一方、農業用資材や機械等の価格は高騰しており、初期投資のハードルが上がっている状況にある。また本県の基幹的従事者の平均年齢は全国で最も高く、経営耕地面積の減少とともに、使用されていないパイプハウス等の遊休資産が急増しており、その有効活用が課題となっている。	
目的	
遊休資産を利活用できる仕組みを構築し、営農開始時の初期投資のハードルを下げることで、新規就農者等の確保を促進する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
遊休資産の継承を県域で促進する体制づくりと、その実証をモデル的に行う取り組みの支援により、県域で遊休資産が継承される仕組みを確立し、県内外からの就農を促進する。	
概要（内容）	
・地域農業資源継承促進事業（広域情報推進員を設置、県内の遊休資産の情報を集約した Web サイトの構築・運営、モデルコーディネーターを設置、継承支援人材の育成） ・地域農業資源リノベーション事業（新規就農者等が中古の農機や施設を改修して営農開始するモデル的取組の実証経費の支援）	

概要図等



県内外からの就農を促進し、人口減少を防ぐ仕組みを構築

主な実施主体	県・市町
対象者	新規就農者等
令和 6 年度の取組	
広域情報推進員による、県内の遊休資産の情報を集約した Web サイトの構築とモデルコーディネーターによる継承支援人材の育成を図る。 新規就農者等が中古の農機や施設を改修して営農開始するモデル的取組の実証経費の支援を実施する。	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
・ 広域情報推進員 1 名とモデルコーディネーター 1 名を、（公財）やまぐち農林振興公社へ設置。県内の遊休資産の情報を集約した Web サイトの構築にむけて関係機関・団体との意見交換を実施。継承支援人材を育成するための研修会を 4 回実施。また、サイト構築にむけて各地域 6 カ所で意見交換を実施するとともに、先進地視察等の情報収集活動を 13 回実施した。 ・ モデル的取組として、県内 12 カ所で中古の農機や施設の改修の実証を支援。	
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
・ 県内の遊休資産の情報を集約した Web サイト「アグリレー」を開設（令和 7 年 4 月 15 日）。今後、サイトの運営を継続するとともに、サイトを活用したマッチングを拡大する。 ・ モデル的取組の実証支援を拡大。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 23 農林漁業新規就業者数
関連する個別計画	令和 3 年度 195 人 ⇒ 令和 4～8 年目標 1,100 人（累計）
	該当無し

根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	新規事業（令和 6 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	—	63,400
補正後予算額	—	—	34,807
決算額	—	—	33,766

（決算額及び予算額の著増減事項等） 補助金の要望件数が想定を下回ったため。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	13,500	下記（6）参照
負担金、補助及び交付金	19,321	下記（8）参照
旅費	214	職員出張旅費
需用費	594	コピー代、用紙代、事務用品
役務費	34	電話代
使用料及び賃借料	101	職員出張 ETC 料金
合 計	33,764	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	16,410	48.5
その他	—	—
一般（県）	17,355	51.3
合 計	33,766	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	—	13,500
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	（公財）やまぐち農林振興公社

(6) 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	「地域農業資源リノベーション促進」業務委託

契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	遊休資産情報利活用推進活動、遊休資産リノベーション・継承モデル推進活動、報告書作成及びその他業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	（公財）やまぐち農林振興公社
業者選定理由	就農相談を行う県域の一元窓口として、就農相談会を行っている県域唯一の組織であり、就農にあたっての資産および経営継承や就農支援に関する専門性を有することから、当該公社以上に効果的に当該事業を実施できる機関が他に無いため。
予定価格	13,500,000 円（税込）
契約金額	13,500,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	有限会社 CLEO
再委託金額	2,997,830 円（税込）
検査の概要	
検査対象：（公財）やまぐち農林振興公社	
検査手法：提出された実績報告書をもとにヒアリングを実施	
検査結果：合格	

（7）負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	—	19,321
補助金等の名称	—	—	農業振興対策事業補助金
交付先名	—	—	防府市 外 10 件

（8）令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	農業振興対策事業補助金（地域農業資源リノベーション事業）
目的（趣旨）	遊休資産を県域で利活用できる仕組みの構築に必要な中古農業用施設・機械の組合せや改修等の事例を収集することを目的として、遊休資産を利活用して営農する取組の実証経費を支援する。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	山口県補助金等交付規則 農業振興対策事業補助金交付要綱

創設年度	令和 6 年度		
交付対象事業	中古農業用施設又は機械の改修等		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
施設改修	農業用施設の改修経費 農業用施設の移設経費（解体・運搬・設置）		1/3（15,000 千円／支援対象者）
機械改修	農業用機械の修繕経費等		1/3（1,500 千円／支援対象者）
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
防府市		1,538,000 円	
田布施町		1,915,000 円	
岩国市（2 件）		3,912,000 円	
周南市		2,111,000 円	
平生町		1,495,000 円	
上関町		1,438,000 円	
柳井市		3,502,000 円	
萩市		500,000 円	
光市		1,763,000 円	
宇部市		104,000 円	
山陽小野田市		1,043,000 円	
申請及び交付件数		申請件数：12 件 交付件数：12 件	
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			（単位：件）
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	—	—	22
実績値（B）	—	—	12
達成率（B/A）	—	—	54.5%
達成度の説明：県内 11 の地域農業再生協議会（旧 JA 単位）ごとに継承事例を積み上げ、今後の新規就農者が参考にできるよう、11 地域×2 事例×3 年の計 66 のモデル実証を目標としている。			

令和6年は目標22件に対し、実績件数が12件となった。今後、アグリレーを活用したマッチングや、事業取り組みの効果に関する情報共有を通じて、取組を促進する。

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合规性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法かつ妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること及び交付目的・交付対象事業・補助対象経費等の適切性や公益性について確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務・補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 ・委託の効果を分析しているか確認した。 ・当該補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(10) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、山口県補助金等交付規則、地域農業資源リノベーション事業実施要領、地域農業資源リノベーション事業実施細則
 (地域農業資源リノベーション促進業務委託)
 仕様書、競争入札等審査会(業務委託契約)記録、業者選定伺、見積書、契約締結伺、委託契約書、支出負担行為票、概算請求書、支出票、実績報告書、検査調書、検査報告書、再委託承認申請書、再委託承認伺、再委託承認通知書
 (農業振興対策事業補助金(地域農業資源リノベーション事業))
 農業振興対策事業補助金交付要綱、交付申請書、審査チェックリスト、交付決定通知書、事業実績報告書、検査復命書、検査確認書、地域農業資源リノベーション事業の執行状況

(11) 監査の結果

【意見】検査時のヒアリング結果の記録の必要性について（有効性）

地域農業支援リノベーション促進業務委託の検査において、実績報告書をもとにヒアリングを実施したとのことであるが、このヒアリング記録はなかった。

担当者によると、農林振興公社とは打合せや協議を頻回に行い連携して事業を実施しているとのことであり、農林振興公社から提出された実績報告書にも複数の協議メモが含まれていた。ただ検査は1年間の活動を総括する機会でもあり、そこでのヒアリングでは次年度以降の事業に資する内容もコメントされている重要な書類と思われる。

検査の記録としては、様式7-2及び7-3が作成されており形式的には問題は無かったが、県及び農林振興公社の担当者間で共有した事項について検査を補完するものとして記録・保存し、次年度以降の事業に対するPDCAを有効に回すツールとして活用する必要がある。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

地域農業資源リノベーション促進事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、新規就農時の初期投資負担を軽減し、農業への参入障壁を下げることを通じて、県内外からの就農を後押しする取組であり、結果として社会減の抑制に寄与する可能性を有する施策であると考え。特に、若年層を中心とした就業機会の乏しさや、農業分野における高額な初期投資が定住の阻害要因となってきた現状を踏まえると、遊休資産を活用した就農モデルの構築は、地域に人を呼び込み、定着を促す上で一定の意義を有している。

本事業では、広域情報推進員やモデルコーディネーターの配置により、県内に点在する遊休資産の情報を集約するとともに、Webサイト「アグリレー」の構築や継承支援人材の育成を進めており、個々の地域や関係者に依存してきた資産継承を、県域で支える仕組みへと転換しようとする点に特徴がある。また、中古の農機や施設を活用したモデル的取組の実証を行っていることは、就農希望者にとって具体的なイメージを持ちやすくし、参入判断を後押しする効果が期待される。

一方で、社会減対策の観点からみると、現時点では遊休資産の活用件数や実証件数といった事業成果は把握されているものの、それらが新規就農者の定着や県外からの転入にどの程度結び付いているかについては、今後の検証が必要な段階にあるといえる。また、目標として掲げるモデル実証件数に対して実績が下回っている状況を踏まえると、制度の周知やマッチング機能の強化を通じて、取組の裾野を広げていくことが重要である。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、農林漁業分野における担い手確保や地域の基幹産業の維持を図る取組として位置付けられており、人口分野においては「働く場を通じた地域定着」という側面から社会減対策を支える施策であると整理することが適当であると考え。今後は、アグリレーを活用したマッチングの成果や、就農後の定着状況等を段階的に把握し、事業効果の見える化を図ることにより、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.12 地域農業資源リノベーション促進事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
就農促進	遊休農業資源の活用・継承件数	遊休資産の利活用 → 初期投資負担の軽減 → 新規就農の促進 → 人口流出の抑制
人材確保	新規就農者数 (関連指標)	就農環境の改善 → 県内外からの就農希望者の増加 → 農村部への定着促進
定着基盤	マッチング・モデル実証の件数	継承モデルの可視化 → 就農後の経営不安の軽減 → 継続就農 → 地域人口の維持

12-1. 「地域農業資源リノベーション促進」業務

(公財) やまぐち農林振興公社

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
業務委託料	13,500	13,500
合計	13,500	13,500

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
給料・法定福利費	7,020	6,696
旅費	842	988
謝金	451	15
印刷製本費	250	10
消耗品費	105	177
通信運搬費	150	312
広告宣伝費	720	0
委託料	3,000	2,997
使用料及び賃借料	610	505
支払負担金	330	1,117
租税公課	20	643
燃料費	0	14
雑費	0	10
合計	13,500	13,500

(2) 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	地域農業資源リノベーション促進事業のうち遊休施設情報のデジタル化業務
契約期間	令和 6 年 7 月 22 日～令和 7 年 2 月 28 日
業務内容（仕様）	遊休施設情報のデジタル化業務（Web サイトの構築） ※詳細は別添仕様書を参照
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(有)CLEO
業者選定理由	県内の農業産地や農業者等に密着した多くの取材実績があり、県内農業の情報に明るいととも、これまで作成した農業関係の各種 Web サイトで閲覧者に魅せるスキルに非常に長けた先駆的な企業である。
予定価格	3,000,000 円（税込）
委託契約金額	2,997,830 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：サイト基本システムの構築及びデザイン化 閲覧用サイトと管理画面の作成 管理画面操作マニュアルの作成 検査手法：委託業者事務所において現物確認 検査結果：合格（仕様書どおりの業務遂行を確認）	

(3) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・遊休施設情報デジタル化業務委託契約書類を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。
有効性	・本事業に係る（公財）やまぐち農林振興公社の実績報告書を閲覧し、業務の履行状況について質問にて確認した。 ・本事業の効果をどのように分析及び評価しているか、また本事業の目指すべき将来像について質問し、検証した。
経済性・効率性	・本事業に係る経費支出書及び関連証憑を閲覧し、委託料の妥当性について確認した。

(4) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、山口県補助金等交付規則、(公財)やまぐち農林振興公社財務規程、
「地域農業資源リノベーション促進」委託契約書、経費見積書、実績報告書
(遊休施設情報デジタル化業務)

再委託承認申請伺、契約締結伺、見積書、委託契約書、概算払請求書、概算払伺、実績報告書、
完了検査調書、精算払請求書、精算払伺

(5) 監査の結果

【意見】「アグリレー」へのリンクについて(有効性)

中古農業施設の円滑な継承のために構築した Web サイト「アグリレー」は、令和 6 年度に試作サイトを作成し、令和 7 年度に試作サイトの試験運用、令和 8 年度から本格運用の予定となっており、令和 7 年 4 月には県 HP にてサイト開設を発表している。またサイトに掲載する物件についての情報収集も進んでいる。

しかし監査日時点(令和 7 年 10 月 10 日)で、県及び公社 HP には「アグリレー」へのリンクがなく「アグリレー」へ移動することができない状態であった。検索エンジンに「アグリレー」と入力し検索すればアクセス可能であるが、これでは「アグリレー」というサイト名を知らなければアクセスすることができない。

公社では県内就農者を増やすための取組として、都市圏で開催される就農フェアに参加し、山口県での就農を PR している。担当者によると、当事業のような中古農業施設継承による就農時の費用負担を軽減する仕組みは他の自治体では見られないことから、当事業は他自治体との差別化、山口県での就農の優位性を PR する事業になっているとのことである。ただ山口県での就農を検討する人がまず閲覧するであろう県及び公社の就農関連 HP からサイトにアクセスできなければ、当事業を認識してもらうことができず、山口県の優位性を PR することができない。早急に相互リンクを可能にし「アグリレー」が県内就農を検討している多くの方の目に留まるようにしていただきたい。

《県からのフィードバック》

県 HP から「アグリレー」へのリンクは令和 7 年 11 月に実施済みである。

農林振興公社 HP からの「アグリレー」へのリンクは、HP 全体の改修と併せて令和 8 年 3 月末までに実施する予定である。

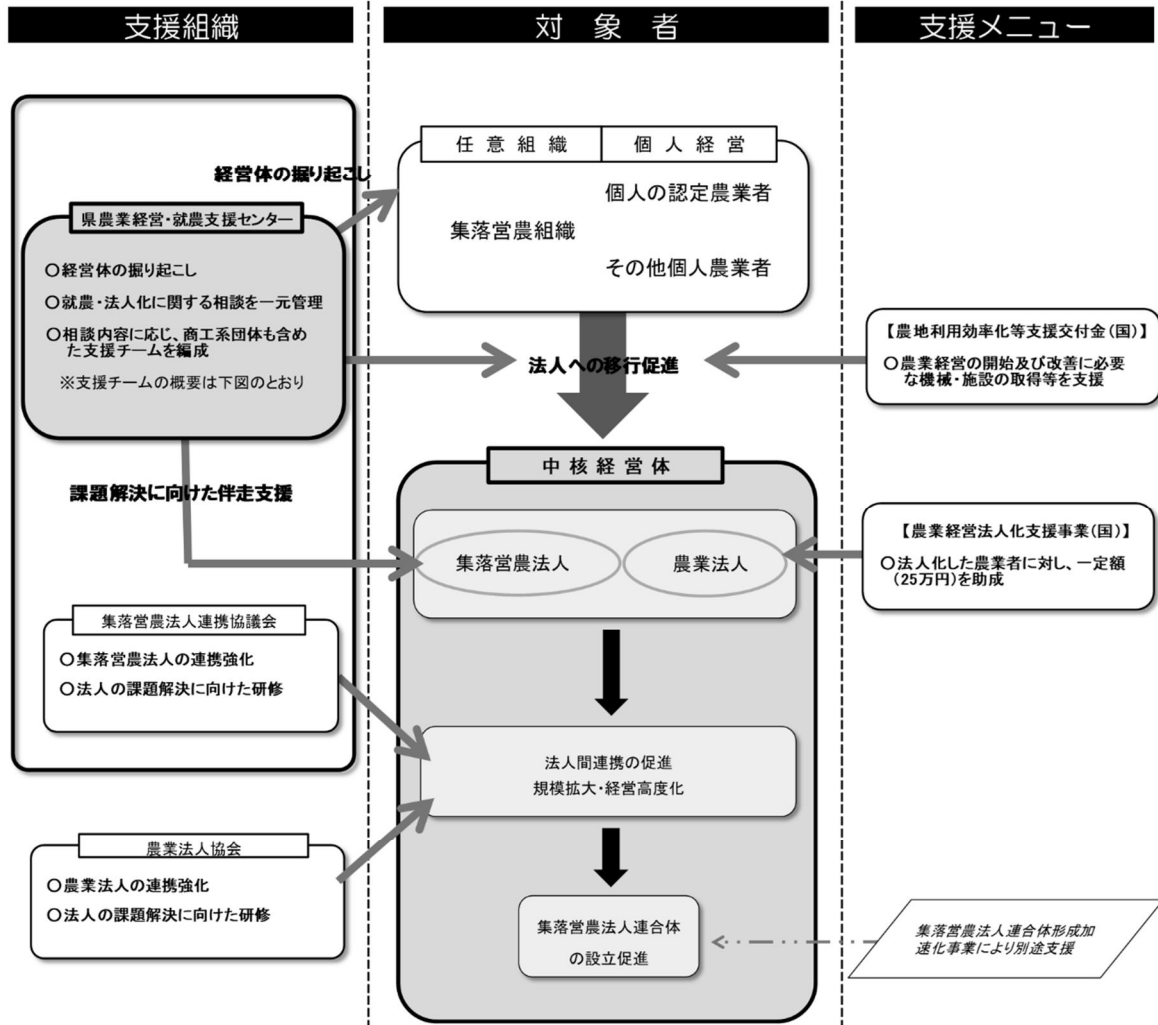
13. 中核経営体育成支援事業

(1) 事業の概要

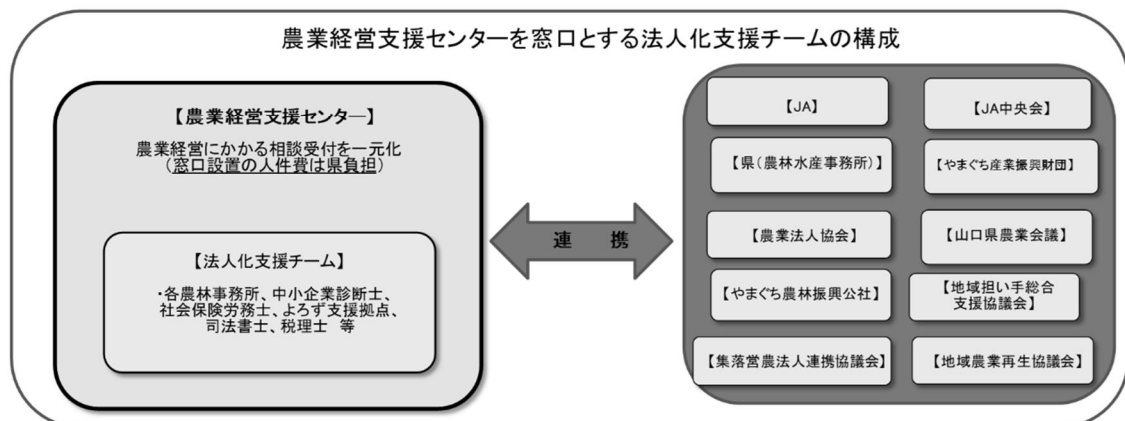
事業名	中核経営体育成支援事業
担当部局課	農林水産部農業振興課
実施の背景（必要性）	
本県農業の担い手の高齢化と減少が進むなか、集落営農法人をはじめとして、新たな人材の受入や農地集積、経営規模の拡大を目指す法人経営体の育成及び事業承継が喫緊の課題となっている。	
目的	
地域農業の核となる農業中核経営体の立ち上がりから経営力強化までを支援することで、本県農業の構造改革を推進する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
地域をけん引する農業中核経営体の育成と経営基盤強化を図るとともに、担い手支援策と連動した農業中核経営体への新規就業者の就業・定着を進めることにより、生産性と持続性を両立した強い農業の育成を目指す。	
概要（内容）	
【ソフト】 ○農業中核経営体の経営強化及び連携支援 ・集落営農法人等の経営力向上に係る活動支援 ・県農業経営・就農支援センターの運営を通じた経営課題等の解決を支援 【ハード】 農業中核経営体の規模拡大等のための機械・施設等の導入を支援	

中核経営体育成支援事業

～農業経営に関する相談窓口・支援チームの設置による中核経営体の育成加速化～



農業経営支援センターを窓口とする法人化支援チームの構成



主な実施主体

県

対象者

県内の農業中核経営体

令和 6 年度の取組

【ソフト】

○集落営農法人等の経営確立に係る研修会・セミナー等の開催支援

- ・対象法人数（集落営農連携協議会：226、農業法人協会：64）

○農業経営・就農支援センターによる就農希望者及び農業経営者の支援

- ・就農希望者に対する支援制度等の情報提供・相談対応（38 人）
- ・農業経営者の課題解決に係る指導（108 経営体を選定、うち 33 経営体を支援）

【ハード】

関係市町を通じて要望調査を実施し、要望のあった案件に対して計画承認申請等を支援。申請した 1 件は採択。

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

【ソフト】

○集落営農法人等の経営確立に係る研修会・セミナー等の開催支援

- ・会計処理研修会（42 名）、決算手続きに係る研修会（120 名）、農作業安全研修会（101 名）、経営管理研究会（69 名）の開催を支援
- ・法人による就業説明会（県内（農大生）：48 名、県外 67 名）を開催

○農業経営・就農支援センターによる就農希望者及び農業経営者の支援

- ・7 経営体に対し法人化を誘導し、うち 2 経営体の法人化を支援
- ・12 経営体で従業員の受入・定着に係る体制整備を支援

【ハード】

○山口市阿東徳佐地区の農業中核経営体である(株)あむ瀬に対して機械等導入支援

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

【ソフト】

（成果）

○担い手の高齢化が顕著に進むなか、本事業に取り組んだことで、中核経営体の育成が進み、農地の集積と規模拡大が進んだ。

区分	R3	R4	R5	R6
農業中核経営体数	497	508	517	516
うち集落営農法人数	299	302	303	303
集落営農法人の集積面積(ha)	7,551	7,823	8,200	8,378
法人当たり平均経営面積(ha)	25.6	25.9	27.1	28.2

○セミナー及び研修会等の開催により、直近 3 年間で計 21 法人が経営資源点検を行い、経営課題の解決に向けた行動計画の策定と実践に取り組むに至った。

○また、法人が自らリクルート活動に参画する体制が整い、集落営農法人における従業員の雇用・育成の流れが出来ている。

区分（単位：人）	R3	R4	R5	R6	合計
雇用された従業員数	18	16	20	19	73
定着している従業員数（R7.6 現在）	12	8	17	18	55

※定着率 75%

○農業経営・就農支援センターによる就農希望者及び農業経営者の支援

・法人化を支援した 7 経営体のうち、2 経営体の法人化を誘導できた。

（評価）

○高齢化による担い手の減少が進むなか、中核経営体数は目標の 9 割以上に達して、経営者及び従業員に対する取組による効果が出ていると評価できる。

【ハード】

（成果）

○(株)あむ瀬に対する機械等導入支援

・経営面積の拡大等に資するため、乾燥調製施設（乾燥機 6 台、粳摺機 1 台、色彩選別機 1 台）とコンバイン（4 条刈）1 台を導入。

（評価）

・山口市の中山間地域である阿東徳佐地区において、高齢化の進展に伴う担い手不足が懸念される中、地域の中心的な担い手として農地集積を進めており、地域の持続可能な農業に寄与していると評価できる。

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 22 中核経営体数（農林水産業） 令和 3 年度 630 経営体 ⇒ 令和 8 年度目標 708 経営体
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（平成 30 年度～）

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	164,000	163,353	156,042
補正後予算額	49,216	43,724	36,338
決算額	47,427	42,552	35,643

（決算額及び予算額の著増減事項等） 国庫補助金の採択数が減少したこと等により、決算額が当初予算比で減少した。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	11,904	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	22,641	下記(8)参照
旅費	452	職員出張旅費
需用費	360	コピー代、用紙代、事務用品
役務費	162	電話代、賞状筆耕料等
使用料及び賃借料	122	職員出張 ETC 利用料金
合 計	35,643	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	30,089	84.4
その他	—	—
一般(県)	5,554	15.5
合 計	35,643	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	11,226	11,575	11,904
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	JA 山口県	JA 山口県	JA 山口県 外 1 件

(6) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	「山口県農業経営支援センター」業務委託
契約期間	令和 6 年 4 月 8 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容(仕様)	農業者における農業経営の法人化、円滑な経営継承及び雇用就農者等の定着促進等の多様な経営課題に対応し、地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成するための業務 ・ 農業経営支援センター窓口の運営(相談対応、専門家派遣等) ・ 経営サポート活動(経営診断・戦略の検討、カルテ作成等) ・ 農業を担う者の確保及び育成活動(研修会の運営等)
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	JA 山口県

業者選定理由	本事業の推進には、農業者からの相談対応や高い知識を有する専門家及び市町等関係機関との調整が必要となる。JA 山口県は、経営と技術の両面から農業経営者を支援し続けてきた実績のある組織であり、農業経営者を支援した後の継続的なフォローアップもできる。このような観点から、JA 山口県以外に、効果的な事業遂行が可能な機関がない。
予定価格	20,350,000 円（税込）
契約金額	10,704,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：JA 山口県	
検査手法：提出された業務完了報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されていることを確認した。	
検査結果：合格（委託業務は適正に行われている）	

(6) -2

契約名	「山口県農業就農支援センター」業務委託
契約期間	令和 6 年 4 月 3 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	高齢化・人口減少が本格化する中において地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成していくため、就農希望者に対する適切な情報提供及び就農候補市町等との調整について、関係機関・団体と連携して行う取組に係る委託 ・農業就農支援センター窓口の運営（相談対応・情報発信等） ・農業を担う者の確保に係る活動（就農相談会の開催等）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	（一社）山口県農業会議
業者選定理由	本事業の推進には、就農及び就業に係る技術・農地・施策等に関する情報を随時取りまとめ、相談者の個人情報にも留意しつつ他機関との調整を図りながら、相談者のニーズに応える必要がある。就農・就業希望者と市町、農業法人等とのマッチング支援や就業後のフォローアップに係る実績のある（一社）山口県農業会議以外に、効果的な事業遂行が可能な機関がない。
予定価格	1,200,000 円（税込）
契約金額	1,200,000 円（税込）
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：（一社）山口県農業会議	
検査手法：業務完了報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されていることを確認した。	
検査結果：合格（委託業務は適正に行われている）	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	34,582	29,171	22,641
補助金等の名称	・農業振興対策事業補助金 ・農地利用効率化等支援交付金 ・担い手育成・確保等対策事業費補助金等	・農業振興対策事業補助金 ・農地利用効率化等支援交付金 ・担い手育成・確保等対策事業費補助金等	・農業振興対策事業補助金 ・担い手育成・確保等対策事業費補助金等
交付先名	山口県農業法人協会 外 20 件	山口県農業法人協会 外 6 件	山口県農業法人協会 外 2 件

(8) -1 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	農業振興対策事業補助金（中核経営体育成支援事業）	
目的（趣旨）	地域の核となる中核経営体の形成及び経営力強化に係る支援を行い、持続可能な力強い農業の実現を図る。	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	農業振興対策事業補助金交付要綱	
創設年度	平成 30 年度	
交付対象事業	中核経営体育成支援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
集落営農組織等のマネジメント支援	集落営農組織の法人化に向けた経営管理等の指導等	10/10
集落営農法人の経営強化・連携支援	研修会運営経費（謝金、旅費、会場使用料、借上料など）	1/2
農業経営・就農支援センター設置	農業経営・就農支援センターの設置及び運営に係る経費	10/10

交付先及び交付金額			
状況			
交付先名	交付金額（円）		
山口県農業法人協会	385,000 円		
山口県地域農業戦略推進協議会	4,071,000 円		
申請及び交付件数	申請件数：2 件 交付件数：2 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：経営体）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	550	550	550
実績値（B）	508	517	516
達成率（B/A）	92.4%	94.0%	93.8%
達成度の説明：農業中核経営体の育成に取り組むとともに、経営者が直面する経営課題の解決を支援することで、地域農業をけん引する担い手として育成し、就業希望者の雇用・受入機会の醸成にも寄与している（目標年次：令和 8 年度）。			

(8) -2

補助金等の名称	担い手育成・確保等対策事業費補助金等	
目的（趣旨）	地域の担い手の輸出・低コスト化・規模拡大等の意欲的な取り組みに必要なとなる農業用機械・施設の導入等を支援	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	・ 農業振興対策事業補助金交付要綱 ・ 中核経営体育成支援事業（農業機械等条件整備支援）補助金交付要綱	
創設年度	平成 30 年度	
交付対象事業	中核経営体育成支援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
担い手確保・経営強化支援対策	農業用機械・施設の導入経費	1/2 以内(法人 3,000 万円、個人 1,500 万円、市町村が認める者 100 万円)

地域農業構造転換支援対策	農業用機械・施設の導入農業用機械のリース導入経費	購入：3/10 リース導入：3/7 (1,500 万円、市町村が認める者 100 万円)
都道府県付帯事務費	給料、報酬、職員手当等、旅費、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、公課費	1/2 以内（総事業費 1.7%以内）
市町村付帯事務費	給料、報酬、職員手当等、旅費、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	1/2 以内（総事業費 0.4%以内）

交付先及び交付金額

状況

交付先名	交付金額（円）
(株)あむ瀬	18,185,000 円

申請及び交付件数

申請件数：1 件

交付件数：1 件

補助金の効果測定

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移

(単位：経営体)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値 (A)	550	550	550
実績値 (B)	508	517	516
達成率 (B/A)	92.4%	94.0%	93.8%

達成度の説明

地域の核となる中核経営体の育成・確保の取組等を促進するため、経営力強化を進める上で必要となる農業用機械等の導入を支援し、中核経営体数の増加に寄与している。

なお、当該事業では、中核経営体のうち農業生産に従事する農業中核経営体の育成を支援した（目標年度(令和 8 年度)における農業中核経営体数は 550）。

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。

監査要点	実施手続
	・競争入札等審査会の資料を閲覧し、契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されているかについて確認した。
有効性	・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。
経済性・効率性	・予定価格が適切に積算されているか検証した。

(10) 確認した証憑書類等

競争入札等審査会（業務委託契約）、委託契約書、仕様書、伺（決裁）文書、予定価格調書、成果に関する報告書、業務収支決算書、補助金交付要綱

(11) 監査の結果

【指摘】 予定価格決定の際の見積書の入手について（合规性）

県の担当者の説明によれば、「山口県農業経営支援センター」業務委託及び「山口県農業就農支援センター（就農サポート活動）」業務委託の予定価格は、委託予定先団体の担当者と打合せの上決定されているものの、予定価格算定の際には見積書が入手されていなかった。

予定価格の積算に際しては、算定根拠を客観的に確認できるようにするため、見積書を入手すべきである。

【指摘】 委託契約や補助金に係る実績報告の内容確認について（合规性）

県が提出を受けた「農業振興対策事業補助金（中核経営体育成支援事業）」に係る実績報告書を閲覧したところ、様式の一部が補助金交付申請時の添付書類である実施計画書の様式をそのまま使用しているものがあった。具体的には、令和6年度中核経営体育成支援事業実績報告書において「事業費及び補助金の内訳計画」という文言が含まれており、また、令和6年度農業振興対策事業補助金事業実績報告書（中核経営体育成支援事業）において「収支予算」の項目の記載があった。

上記の記載が実績報告書に含まれた状態が少なくとも令和4年度以降継続しており、実績報告の内容が十分に確認されたとは言えない。

また、実績報告書に記載されている補助事業の経費が補助金交付先の決算書等の金額と整合しているか否かについての確認が行われていなかった。

補助金の交付額が妥当であるか否かの確認を行うため、実績報告書の記載を慎重に閲覧するとともに、補助事業の経費の事後的な担保として、補助金申請団体等の総会資料に添付されている決算書等を確認し、補助対象とならない経費が含まれていないか検証できる体制を構築すべきである。

【指摘】補助金の再交付の解消について（新規性）

「農業振興対策事業補助金（中核経営体育成支援事業）」として山口県地域農業戦略推進協議会に4,071千円交付されているが、その内3,000千円は山口県集落営農法人連携協議会へ補助金として支払われており、実質4,071千円の補助金の内、3,000千円は山口県地域農業戦略推進協議会を通過しているだけとなっている。

当該補助金の実績報告書についても、山口県集落営農法人連携協議会から山口県地域農業戦略推進協議会へ提出され、これを基に山口県地域農業戦略推進協議会から県へ提出される流れとなっているが、県に提出されている実績報告書は、山口県集落営農法人連携協議会から山口県地域農業戦略推進協議会へ提出されている実績報告書ほど詳細な内容にはなっていない。

山口県地域農業戦略推進協議会を挟む合理的理由が無い限り、補助金交付事務の効率化及び透明性の観点から直接交付に切り替えるべきである。

《県からのフィードバック》

事務の効率化を目的とした運用によるものであったが、補助金の交付目的の透明化を図るため、令和7年度については、既に一部の手続について山口県地域農業戦略推進協議会を介さない運用としている。また、令和8年度からは山口県集落営農法人連携協議会に直接補助することを協議中であり、透明性確保のための改善に向けた準備をすすめている。

【指摘】実質的な再委託の解消について（新規性）

「農業振興対策事業補助金（中核経営体育成支援事業）」に係る補助金の交付対象となる経費には、山口県農業経営・就農支援センターコーディネーター設置業務に係る費用900千円が含まれており、全額が補助対象経費となっていた。

山口県農業経営・就農支援センターコーディネーター設置業務は、山口県地域農業戦略推進協議会から山口県農業協同組合へ委託されており、実質的には山口県農業経営・就農支援センターコーディネーター設置業務が再委託されているのと変わらない状態となっていた。

山口県農業協同組合は、「(6)-1『山口県農業経営支援センター』業務」を受託しており、900千円は同業務に係る委託費を事実上上乗せしている効果となっている。

補助金を通じて実質的な再委託の状態を解消するため、山口県農業経営・就農支援センターコーディネーター設置業務に係る補助金については、県から実質的な再委託先に直接支払われるようにすべきである。

《県からのフィードバック》

令和7年度からは、山口県地域農業戦略協議会を介さず、県から山口県農業協同組合へ直接補助する運用としている。

【指摘】委託業務の実施状況の確認について（合规性、有効性）

「山口県農業就農支援センター」業務に係る委託契約の仕様書には、具体的な活動内容として「ア 就農相談カルテ作成数：50人以上、イ 県内外における就農相談会への参加：3回以上、ウ 雇用就農者に対する相談活動・研修会：2回以上」が定められている。

実績報告書を閲覧したところ、上記の活動内容の内、イ及びウについては活動内容の記載があったが、アについては記載が無く、実績報告書において実際の活動が仕様書どおりに実施されたのか、否かについて確認できなかった。県の担当者によれば、就農相談カルテの現物を確認しているとの説明であった。

通常、実績報告書とは、仕様書に定められた活動についての報告を記載するものと解釈する。従って、就農相談カルテ作成数を記載し、仕様書に定められている活動が実施されたか否かについて明確になるように記載する必要がある。

また、仕様書に記載の活動の内、「雇用就農者に対する相談活動・研修会：2回以上」については、実施報告書によれば、2回開催を予定し、1回目は予定どおり実施されたが2回目は荒天により中止となっていた。

荒天による中止はやむを得ない部分もあるが、計画段階で代替案を用意しておく等、提案・指導し、単に中止ではなく、当初計画した事業が有効に実施されるよう努められたい。

《県からのフィードバック》

山口県農業経営支援センター及び山口県就農支援センターに対し、仕様書に定められた活動に係る内容を実績報告書内に明記するよう共有した。

また、荒天等により運営できない事業がある場合の代替案を策定し、万が一に備える体制を整えた。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

中核経営体育成支援事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、地域農業の中核となる経営体の育成と経営基盤の強化を通じて、農業分野における安定的な雇用の創出や就業環境の改善を図る取組であり、結果として社会減の抑制に寄与する基盤的施策であると考ええる。特に、中山間地域を含む農村部においては、雇用の場そのものが地域人口の維持に直結することから、本事業の意義は大きい。

本事業では、集落営農法人等を中心とした中核経営体に対し、経営力向上や法人化、規模拡大を支援するとともに、研修会や就業説明会の開催、就農希望者とのマッチング支援など、人材の受入

と定着を見据えた取組が行われている。実際に、農業中核経営体数や集積面積は着実に増加しており、また、雇用された従業員の定着率が高水準で推移している点は、一定の成果として評価できる。

社会減対策の観点からみると、本事業の特徴は、単に就農者数を増やすことにとどまらず、法人経営体を核として「雇用される農業」を成立させている点にあるといえる。農業を安定的な職業として選択できる環境が整うことは、若年層や U1 ターン希望者にとって、地域にとどまる、あるいは戻る判断材料の一つとなり得る。

一方で、現行の成果指標は、中核経営体数や経営面積といった構造的な指標が中心であり、それらが人口動態、とりわけ若年層の定着や地域内雇用の維持にどの程度結び付いているかについては、今後より丁寧な整理が求められると考える。例えば、雇用人数や定着率といった既存データを活用しつつ、中核経営体が地域人口の維持に果たしている役割を補足的に示すことで、社会減対策との関係性をより明確にできる余地がある。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、農林水産業分野における担い手確保と地域産業の持続性を支える取組として位置付けられており、人口分野においては、農村部における雇用創出と定着促進を通じて社会減を抑制する施策と整理することが適当であると考え。今後は、雇用・定着に関する成果を段階的に見える化することにより、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.13 中核経営体育成支援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
経営 基盤	農業中核経営体数	中核経営体の育成・維持 → 地域農業の持続性向上 → 農業を基盤とした地域存続
雇用 創出	雇用された従業員数	経営規模拡大・法人化 → 雇用機会の創出 → 地域内就業の確保 → 人口流出の抑制
定着 促進	従業員の定着率	就業環境の安定 → 長期雇用の実現 → 農村部への定住促進

14. 集落営農法人連合体形成加速化事業

(1) 事業の概要

事業名	集落営農法人連合体形成加速化事業
担当部局課	農林水産部農業振興課
実施の背景 (必要性)	
本県では、集落営農法人の育成を推進しているが、資材費の急激な高騰や米価下落等の影響から経営は厳しさを増している。また、中山間地域が7割を占め、農家人口の高齢化及び減少が差し	

迫る中、これまで進めてきた集落営農法人の設立と併せ、経営基盤が強固で、新規就業者の受入やサービス事業の展開も可能となる集落営農法人連合体の育成が急務となっている。

目的

集落営農法人の経営規模が小さい（平均 28ha）本県の実情を踏まえ、複数の法人が連携し、共同事業等を行う集落営農法人連合体を育成することで、経営規模の拡大やコスト削減を図り、主たる従事者の雇用・定着の実現と経営の生産性・継続性を高める。

達成時期

令和 8 年度

目指すべき将来像

県内集落営農法人の半数以上が参画する連合体（令和 8 年度目標：24 連合体）の形成により、共同事業を介したより一層のコスト削減が進み、新たな就業者の雇用・定着と経営規模の拡大を推進し、生産性と持続性を両立した強い農業の育成を目指す。

概要（内容）

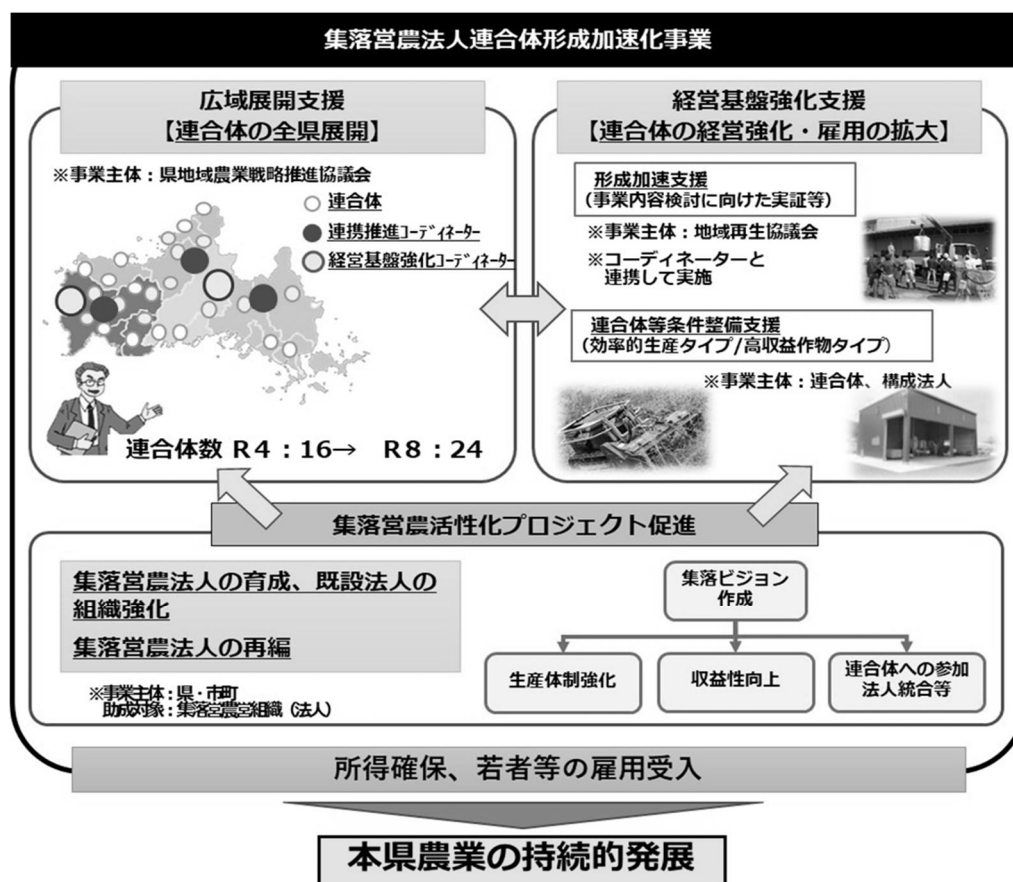
○広域展開支援

- ・コーディネーター（県下 5 名）と連携した連合体の形成及び新たな事業展開の支援

○経営基盤強化支援

- ・施設及び機械の導入による連合体の生産体制の強化

概要図等



主な実施主体	県
対象者	県内の集落営農法人等担い手
令和 6 年度 of 取組	
【ソフト】 ○新たな連合体の育成 ・県下のコーディネーターと連携し、新たな連合体の形成を支援 ○連合体の継続的な発展に向けた調査研究及び研究会の開催 ・13 連合体に対するヒアリング調査（令和 6.6～11）を実施するとともに、連合体の経営発展に向けた研究会を実施（令和 7.1：67 名） 【ハード】 ○経営基盤強化支援 ・7 連合体に対して、生産力向上に向けたハード事業を導入	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
○13 連合体に対して行ったヒアリング調査結果を分析（公表予定：令和 7.11） ○研究会の参加者（67 名：連合体の構成法人や市町、JA、普及指導員）と、法人間連携を推進する際のポイント等を共有 ○実績 ・新たな連合体を形成（山口市：1） ※13（令和 2 年度）⇒16（令和 4 年度）⇒18（令和 6 年度）	
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
（成果） コーディネーターや JA、市町と連携した連合体の掘起しに係る支援が功を奏し、新たな連合体を育成できた（令和 5 年度：17→令和 6 年度：18） （評価） 18 連合体が育成されたことで、集落営農法人が集積する農地のおよそ 4 割を連合体が占めている。法人の経営者及び構成員の高齢化が進むなか、連合体は集落営農法人を労力面でも補完しており、各法人の継続性を高める機能を有している。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	該当なし
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画 ※集落営農法人連合体育成目標数 令和 3 年度 14 連合体 ⇒ 令和 8 年度目標 24 連合体
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（平成 28 年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	69,680	74,030	74,099
補正後予算額	38,053	26,826	25,410
決算額	36,048	24,647	22,671

(決算額及び予算額の著増減事項等) 機械導入に係る見積額と決算額との差異が生じることや国庫事業に対する申請取り下げ等が重なり、決算額が当初予算額よりも少なくなった。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	22,671	下記(6)参照
合 計	22,671	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	9,501	41.9
その他	—	—
一般(県)	13,170	58.0
合 計	22,671	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	36,048	24,647	22,671
補助金等の名称	・農業振興対策事業補助金 ・集落営農活性化プロジェクト促進事業	・農業振興対策事業補助金 ・集落営農活性化プロジェクト促進事業	農業振興対策事業補助金
交付先名	アグリ南すおう(株) 外8件	(株)ファーム大道 外7件	(合)鹿野未来 外7件

(6) -1 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	農業振興対策事業補助金
目的(趣旨)	新たな連合体の掘起し・育成と、既存連合体による新たな事業展開を支援するコーディネーターの設置及び活動の支援
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	農業振興対策事業補助金交付要綱
創設年度	令和2年度

交付対象事業		集落営農法人連合体形成加速化事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
広域展開支援	連合体の育成及び運営支援に携わるコーディネーターの設置及び活動に係る経費		10/10
交付先及び交付金額			
広域展開支援			
交付先名			交付金額（円）
山口県地域農業戦略推進協議会			11,100,000 円
申請及び交付件数		・ 申請件数 1 件 ・ 交付件数 1 件	
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			（単位：連合体数）
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	24	24	24
実績値（B）	16	17	18
達成率（B/A）	66.7%	70.8%	75.0%
達成度の説明			
・ コーディネーターによる連合体候補法人の掘起しと運営の支援に取り組むとともに、連合体の経営・運営面での課題整理を進めることで、地域農業の核となる連合体の育成と発展に寄与している。			
・ なお、連合体育成目標は 24 連合体（目標年度：令和 8 年度末）となる。			

(6) -2

補助金等の名称	農業振興対策事業補助金
目的（趣旨）	集落営農法人連合体の広域展開の加速化や経営基盤の強化を進め、本県農業の持続的発展を図るための条件整備を支援
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	農業振興対策事業補助金交付要綱
創設年度	令和 2 年度
交付対象事業	集落営農法人連合体形成加速化事業

補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
形成加速支援 （ソフト）	共同事業の検討に必要な実証試験に係る資材費、 機械レンタル代等、その他知事が特別に認める経 費	1/3 以内
連合体条件整備支援 （ハード）	規模拡大、生産コスト低減、高収益作物導入、多 角化等に必要な機械・設備の整備に必要な経費の 補助	1/3 以内 上限 1,000 万円

交付先及び交付金額	
状況	
交付先名	交付金額（円）
（合）鹿野未来（周南市間接補助）	1,112,000 円
（有）アスクむつも（萩市間接補助）	869,000 円
（有）グリーンファーム旭（萩市間接補助）	97,000 円
（株）ファーム大道（防府市間接補助）	2,796,000 円
（有）ドリームファーム阿武（阿武町間接補助）	3,633,000 円
（株）長門西（長門市間接補助）	726,000 円
実穂あじす(株)（山口市間接補助）	2,338,000 円

申請及び交付件数	・ 申請件数 7 件 ・ 交付件数 7 件

補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			（単位：連合体数）
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	24	24	24
実績値（B）	16	17	18
達成率（B/A）	66.7%	70.8%	75.0%

達成度の説明			
・ 連合体の経営基盤を強化するために必要となる農業用機械の導入を支援し、地域農業の核と なる連合体の育成に寄与している。			
・ なお、連合体育成目標は 24 連合体（目標年度：令和 8 年度末）となる。			

（7）監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・農業振興対策事業補助金交付要綱及び要領に従って、補助金の交付が行われているかどうかについて検証を行った。
有効性	・実績報告書を閲覧して事業が有効に実施されているかどうかの検証を行った。
経済性・効率性	・実績報告書や交付申請書を閲覧し、補助体操事業が経済的に実施されているか同課について検証を行った。

(8) 確認した証憑書類等

交付申請書、実績報告書、概算払及び精算払請求書、補助金交付要綱及び交付要領

(9) 監査の結果

【指摘】補助金に係る消費税等の扱いについて（合規性）

農業振興対策事業補助金交付要綱第4条第3項は、控除可能な仕入消費税等が明らかな場合には当該額を減額して申請し、不明な場合はこの限りでない旨を定めている。

しかし、当該補助金申請において、控除可能性の有無に関わらず消費税等を一律に全額控除した額を基礎として申請が行われていた。申請者の中には免税事業者や簡易課税適用者等（仕入税額控除の対象外又は一部のみ控除）が含まれている可能性もあり、この場合、要綱の趣旨に照らせば控除とならない税相当分を含む額を基礎として補助額を算定する必要があり、補助額が過少となった可能性がある。

当該取扱いが過大交付の原因とはならないものの、交付要綱の規定に即した運用になっていない。

今後は要綱の趣旨に即し適正な処理が行われるよう、免税事業者や簡易課税制度適用事業者等に該当するか否かについてのチェックシートを作成する等を行い、申請手続の運用改善を図る必要がある。

【指摘】実績報告書の事業終了前提出及び提出期日超過について（合規性）

農業振興対策事業補助金交付要綱第8条第3項においては、「実績報告書は、事業が完了した日から20日を経過した日又は当該交付年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。」と規定されている。

しかし、期日までに実績報告書が提出されていない案件が確認された。また、事業終了日が3月28日（補助対象経費の最終支払日）であるにもかかわらず、実績報告書が3月25日に提出されているものもあった。

要綱に即した運用はもとより、業務の効率化の観点からも、事業者に対して適正な期日での実績報告書の提出を求める必要がある。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

集落営農法人連合体形成加速化事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、農業経営の安定化・高度化を通じて、農業分野における雇用の受け皿を維持・強化することにより、地域からの人口流出を抑制する基盤的施策として位置付けられると考える。

本県では、中山間地域を中心に農家人口の高齢化と減少が急速に進行しており、個々の集落営農法人単体では、経営継続や新規就業者の受入に限界が生じつつある。その中で、本事業は、複数法人の連携による経営規模の拡大やコスト削減を通じて、主たる従事者の雇用・定着を可能とする経営体制の構築を目指している点に特徴がある。実際に、連合体数は令和２年度の１３から令和６年度には１８へと着実に増加しており、集落営農法人が集積する農地のおよそ４割を連合体が担うまでに至っている。これは、個別法人の経営継続を補完するとともに、労力面・経営面の両面で地域農業の持続性を高める効果を有している状況であると評価できる。

一方で、社会減対策の観点からみると、連合体の形成や機械導入等の成果は把握されているものの、それがどの程度、雇用の創出や就業者の定着につながっているのかについては、定量的な整理が十分とは言い難い。連合体は雇用を「生み出す」というよりも、「受け入れ・維持しやすくする」機能を担う性格が強く、人口動態への影響は中長期的に現れると考えられる。

そのため、本事業については、社会減対策に直接的に寄与する施策として位置付けるよりも、農業分野における雇用の安定化と経営基盤強化を通じて、地域に人がとどまり続ける条件を整える施策として整理することが適当であると考え。あわせて、連合体における雇用人数や役割分担の変化等を段階的に把握していくことで、事業効果の見える化を図ることが、社会減対策としての実効性をより明確に示すことにつながると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.14 集落営農法人連合体形成加速化事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
経営 基盤	集落営農法人連合体数	連合体の形成促進 → 経営規模の拡大・共同化 → 個別法人の経営安定化 → 農業経営の継続性向上
生産 体制	連合体による農地 集積割合	農地の集約・共同利用 → 作業効率・生産性向上 → 主たる従事者の負担軽減 → 離農・流出リスクの低減
雇用・ 人材	連合体における雇用・ 受入体制	共同事業・機械共同利用 → 労力の平準化 → 雇用・受入が可能な体制整備 → 就業者の定着促進 → 社会減の抑制

15. 未来へ「つながるノウフク」応援事業

(1) 事業の概要

事業名	未来へ「つながるノウフク」応援事業
担当部局課	農林水産部農業振興課

実施の背景（必要性）	
農業分野において、担い手対策として農業法人等の設立等をしているが、高齢化過疎化が進み、農業労働力の確保は喫緊の課題となっている。一方で、福祉分野においては、障害者就業率が低いことや十分な工賃が得られないなどの課題を抱える中、新たな就労の場の確保が課題となっている。	
目的	
農業現場におけるさらなる労働力確保と福祉現場における障害者の就労機会創出の課題を解決するため、相互理解を醸成するとともに、双方に精通した専門人材によるマッチング体制を強化し、未来へ「つながるノウフク」の取組を、加速的に推進する。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
農福連携が進み継続的な連携となることにより、農業現場においては労働力確保の一助となり、福祉現場においては障害者の就労機会の創出がなされる。	
概要（内容）	
① 農業者と就労継続支援事業所の相互理解の醸成 - ア コーディネーターの設置 - イ つながるノウフク応援会議開催 - ウ 農福連携マッチング体制の構築・機能強化 - エ 農業・福祉現地見学ツアーの開催 - オ おためしノウフクの実施(令和6年度～) ② 障害者が働きやすい環境の整備 - ア 障害者が取組可能な農作業の洗い出しと細分化の実施 - イ デジタル技術等を活用したマニュアルの作成 ③ 専門人材の育成 農山漁村振興交付金(国庫)を活用 - ア 農福連携技術支援者育成研修の実施	
概要図等	
<pre> graph TD Title[「つながるノウフク」応援会議] subgraph Top [] direction LR A[農業 やまぐち農業労働力 確保推進協議会] B[福祉 NPO法人山口県 社会就労事業振興センター] end Title --- Top Top --> C([アグボンの マッチング機能強化]) Top --> D([専門人材の育成]) C --> E[農業現場における労働力確保] D --> F[障害者の更なる工賃向上] </pre>	
主な実施主体	県、やまぐち農業労働力確保推進協議会

対象者	農業者、福祉事業所等
令和 6 年度の取組	
○農業者と就労継続支援事業所の相互の理解促進 ・コーディネーター及び農福連携専用サイト「あぐぷく」を通じた農業者と事業所とのマッチングの促進 ・つながるノウフク応援会議の開催、農業・福祉現地見学ツアーの開催による、相互理解の促進 ・おためしノウフク（新たに農福連携に取り組みたい農家に対し、障害者の受け入れに係る不安解消・相互理解を目的とした、試用期間の指導や受け入れ準備に係る費用の助成）の実施 ○障害者が働きやすい環境整備 ・障害者が取組可能な農作業の洗い出しと細分化を実施 ・上記内容についてデジタル技術等を活用しマニュアルとして作成し、「あぐぷく」サイトに掲載 ○専門人材育成 ・農福連携技術支援者育成研修を実施し、農業・福祉分野に精通した専門人材を育成	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
○農福連携専用サイト「あぐぷく」を立ち上げ、コーディネーターと連携し、新たに 28 件のマッチングがなされた。 ○「あぐぷく」に、農作業を細分化した動画を掲載し、理解促進を図った。 ○農業者向け農福連携リーフレット、ハンドブックを作成し、理解促進を図った。 ○農福連携技術支援者が新たに 20 名育成され、県内の農福連携技術支援者は 38 名となった。	
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
福祉事業所との連携数は大きく増え、相互理解も進みつつあり、農業現場においては労働力確保の一助となり、福祉現場においては障害者の就労機会の創出となった。 今後は、マッチングした案件の継続と継承が課題となる。また、育成した技術支援者の調整役としての役割の発揮も課題となる。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 22 中核経営体数 令和 3 年度 630 経営体 ⇒ 令和 8 年度目標 708 経営体
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 5 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	24,560	24,560
補正後予算額	—	19,630	18,244
決算額	—	16,465	17,512

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	16,527	下記 (6) 参照
報償費	335	講師等謝礼
旅費	396	職員出張旅費
需用費	173	コピー代、用紙代、事務用品
役務費	15	電話代
使用料及び賃借料	63	研修用バス借上費、職員 ETC
合 計	17,512	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	8,828	50.4
その他	—	—
一般 (県)	8,683	49.5
合 計	17,512	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	15,239	16,527
補助金等の名称	—	令和 5 年度農業振興対策事業補助金 (未来へ「つながるノウフク」応援事業)	令和 6 年度農業振興対策事業補助金 (未来へ「つながるノウフク」応援事業)
交付先名	—	やまぐち農業労働力確保推進協議会	やまぐち農業労働力確保推進協議会

(6) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	令和 6 年度農業振興対策事業補助金 (未来へ「つながるノウフク」応援事業)

目的（趣旨）	農業現場におけるさらなる労働力確保と福祉現場における障害者の就労機会創出の問題を解決するため、相互理解を醸成するとともに、双方に精通した専門人材によるマッチング体制の機能強化を図り、未来へ「つながるノウフク」を加速度的に進めていく取組を応援する。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	農業振興対策事業補助金交付要綱		
創設年度	令和 5 年度		
交付対象事業	未来へ「つながるノウフク」応援事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
農業者と就労継続支援事業所の相互の理解促進	コーディネーターの設置		10/10
	つながるノウフク応援会議開催		1/2
	農業・福祉現地見学ツアー開催		1/2
	おためしノウフクの実施		1/2
障害者が働きやすい環境整備	障害者が取組可能な農作業の洗い出しと細分化・マニュアル作成		1/2
	県推進費		10/10
専門人材育成	農福連携技術支援者育成研修実施		－（※国庫）
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名			交付金額（円）
やまぐち農業労働力確保推進協議会			16,527,224 円
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：件）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	－	－	12
実績値（B）	－	3	31
達成率（B/A）	－	25.0%	258.3%
達成度の説明：令和 5 年～令和 7 年で「農福連携の取組を開始した件数」12 件を目標値とし、令和 6 年 3 月末時点で 31 件の実績（目標値及び実績値は、累積値）			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか検証した。 ・ 補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	・ 指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 ・ 活動内容や取組内容について検証した。
経済性・ 効率性	・ 補助対象経費の内容について不適切な項目がないか、計上金額は妥当かについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

補助金交付要綱、補助金交付申請書、事業実績報告書、補助金チェックシート、通常総会資料

(9) 監査の結果

【意見】補助金額の確定審査について（合規性）

補助金額の確定審査の際に、補助対象経費の支出実績額の内訳資料を入手しているが、その金額と証拠資料との突合等が行われ、金額の妥当性が確認された証跡等は残されておらず、提出された数字が適正な金額であるとの確認ができなかった。

補助金額の確定審査の際には、例えば、給与の支払いであれば、月々の給与明細や源泉徴収票、社会保険料等の支払額の確認、各団体への助成金の支払実績の確認、旅費等の領収書の確認が必要である。

また本補助金は同一事業者に対して、別事業の補助金も支払われているが、別事業の経費に対して、本事業の補助金が使用されていないか、否かの確認も必要である。具体的には、本事業のシステムは別事業のシステムの一部として稼働しているが、そのシステム管理費が、令和6年度事業では330,000円/月、令和7年度は15,000円/月となっており、金額の乖離が大きく、別事業のシステム管理費が含まれているのではないかという疑義が生じた。

結果的には、本監査時において内容を確認したところ、別事業の経費は含まれていない模様ではあるが、内容確認を依頼するまでその内容を担当課は把握していなかった。本事業のように他事業と補助対象経費が重複する恐れのある事案についてはより慎重に確定審査を実施する必要がある。

【意見】農福連携事業について（有効性）

農業分野においては、担い手の高齢化や農村の過疎化が進み、農業労働力の確保は大きな課題となっている。一方、福祉分野においては障害者就業率が低く、十分な工賃が得られないといった課題を抱えている。

農業分野と福祉分野とのマッチングによりこれらの課題の克服に向け、双方にとってメリットのある取組として最近注目されている農福連携事業は、食料の安定供給、生産性の向上につながり、農村の人口減少を克服するために有効な施策である。

令和5年度から令和6年度時点での、農福連携のマッチング作業件数は延べ31件と目標値である12件を大きく上回っている。

本事業は令和7年度までの予定であるが、農福連携は人口減少社会においても重要な施策である。引き続き有効な施策を講じて頂きたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

未来へ「つながるノウフク」応援事業は、農業分野と福祉分野の双方が抱える人材不足という構造的課題に同時に対応するものであり、社会減に直接対応する施策ではないものの、地域内における就労機会の拡大と定着条件の整備を通じて、社会減の抑制に寄与する可能性を有する施策であると考えられる。

本県においては、農業分野では高齢化や担い手不足が進行し、福祉分野では障害者の就労機会や工賃水準の確保が課題となっている。本事業は、農業現場の労働力確保と障害者の就労機会創出を一体的に進める点に特徴があり、地域内で人が「働き続けられる環境」を広げる取組として位置付けることができる。

令和6年度には、農福連携専用サイト「あぐぷく」を活用したマッチングやコーディネーターによる支援により、農福連携の成立件数が大きく増加しており、農業現場における労働力確保や福祉事業所における就労機会の拡大といった成果が確認されている。また、農作業の細分化やマニュアル化、専門人材の育成を進めることで、単発的な連携にとどまらず、継続的な取組につなげるための基盤整備が進んでいる点は評価できる。

一方で、社会減対策の観点からみると、マッチング件数や研修実績といったアウトプットは把握されているものの、それらが中長期的にどの程度の就労継続や地域定着につながっているのかについては、今後の整理が求められる。特に、農福連携は関係性の構築や現場への定着に時間を要する取組であるため、単年度の成果のみで評価することには一定の限界があると考えられる。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、農業の担い手確保や中核経営体の維持・強化を支える補完的施策として位置付けることが適当であり、農業経営の継続性を高めることを通じて、地域における雇用機会の確保と生活基盤の安定に寄与する取組であると整理できる。

したがって、今後は、農福連携の成立件数に加え、連携の継続状況や就労者の定着状況等を段階的に把握し、事業効果の見える化を図ることにより、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.15 未来へ「つながるノウフク」応援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
労働力 確保	農福連携マッチング件数	農福連携の成立 → 農業現場の労働力確保 → 営農継続・規模縮小の回避 → 農業就業の持続性向上
就労 機会	障害者の就労参加件数	農作業の細分化・環境整備 → 障害者の就労機会拡大 → 地域内での就労・生活の安定 → 地域定着の促進
体制 基盤	農福連携技術支援者数	専門人材の育成 → マッチング・定着支援の質向上 → 継続的な農福連携の定着 → 地域の雇用基盤強化

16. やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業
担当部局課	農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
実施の背景 (必要性)	
本県面積の 7 割を占める中山間地域においては、人口減少や高齢化が進む中、基幹産業である農林水産業をはじめとする地域産業の活性化や新たな雇用の創出が必要である。	
目的	
本県の魅力ある地域資源を活かした新商品開発を推進するため、農林漁業者による 6 次産業化と中小企業者と連携した農商工連携に一体的に取り組むことにより、農林漁業者と中小企業者の所得向上を図る。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値の創出に取り組むことにより、農林漁業者等の所得向上及び地域における雇用を創出。	
概要 (内容)	
1 6 次産業化・農商工連携の一体的な支援体制の整備 (1) やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進協議会の設置 ・構成員相互の連携と情報共有による 6 次産業化・農商工連携の一体的推進体制の整備 (2) やまぐち 6 次産業化・農商工連携サポートセンターの設置 ・事業者の相談から新商品開発、販路開拓に至るまでの総合的な支援 2 県補助制度による新商品開発等の支援 ・県産農林水産物を主原料とした新商品開発や施設等整備を支援 3 商品力向上及び販路開拓への支援	

(1) 流通専門家のアドバイスによる商品のブラッシュアップ

- ・個別相談会、商品講評会の開催

(2) 首都圏市場等を対象とした販路開拓

- ・首都圏等における展示会・商談会等への出展
- ・空港、道の駅等での販売支援

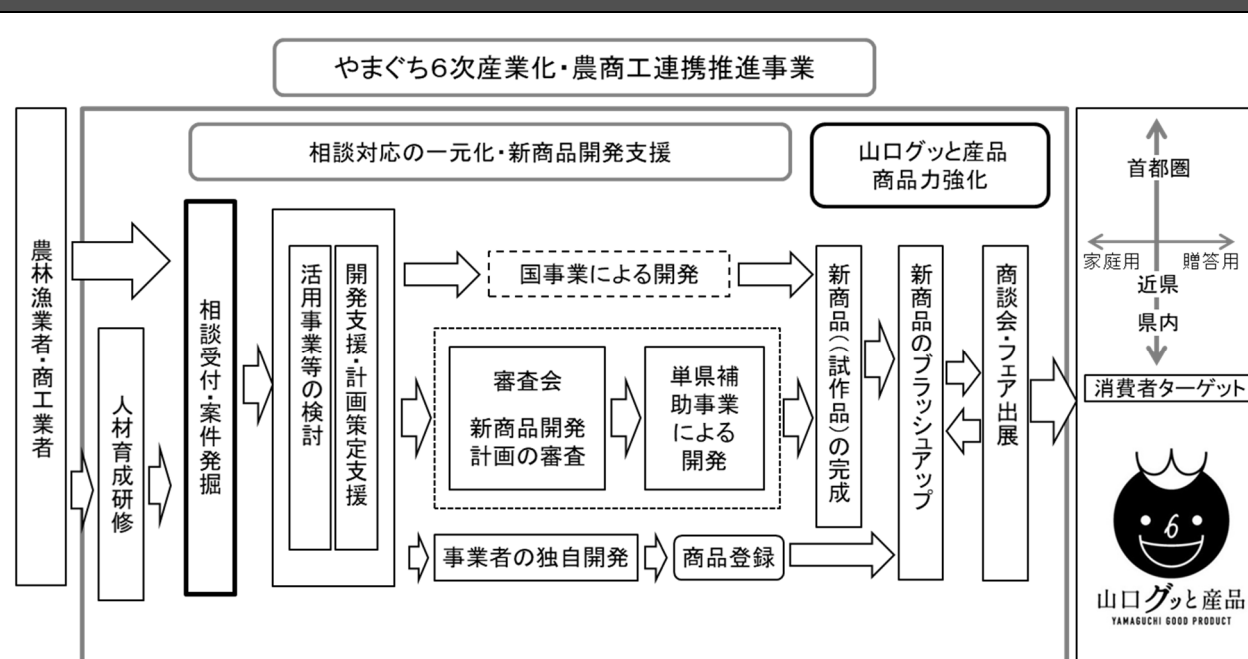
(3) 「山口グッと製品」登録制度

- ・県産農林水産物を主原料とした開発商品等の販路開拓支援

4 人材育成研修

- ・6次産業化や農商工連携事業を実践できる人材の育成

概要図等



主な実施主体

県

対象者

農林漁業者、中小企業者

令和6年度の取組

- 1 6次産業化・農商工連携の一体的な支援体制の整備
- 2 県補助制度による新商品開発等の支援
- 3 商品力向上及び販路開拓への支援
- 4 人材育成研修

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- 1 6次産業化・農商工連携の一体的な支援体制の整備
 - ・相談件数：397件
 - ・専門家派遣件数：198件

2 県補助制度による新商品開発等の支援		
・新商品開発件数：4 件		
3 商品力向上及び販路開拓への支援		
・6 次産業化・農商工連携による新規取引件数：122 件		
・山口グッと産品登録件数：25 商品		
4 人材育成研修		
・修了者数：13 名		
成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）		
1 成果		
・6 次産業化・農商工連携等による新規取引件数（累計）（件）		
令和 4 年度：353 件 → 令和 5 年度：539 件 → 令和 6 年度：661 件		
・6 次産業化・農商工連携等に取り組む事業者の経営改善計画（付加価値額の増加）の達成状況（％）		
令和 4 年度：33.3％ → 令和 5 年度：54.5％ → 令和 6 年度：53.8％		
2 評価		
・一連の支援により、新規取引件数は着実に増加している		
・経営改善計画の達成状況については約 3 割から 5 割以上へと向上している		
・必要に応じて支援内容を見直しつつ、取組を継続する		
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	該当なし	
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画	
	施策目標	目標値(2026)
	6 次産業化・農商工連携による新規取引件数（累計）	480 件
	6 次産業化・農商工連携に取り組む事業者の経営改善計画（付加価値額の増加）の達成状況	100％
根拠法令（法律・条例）	該当なし	
事業区分	継続事業（平成 26 年度～）	

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	472,923	72,923	68,199
補正後予算額	52,326	45,894	35,567
決算額	51,564	45,443	34,915

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和４年度の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業が当初想定していたほど要望が無かったため、当初予算額に対して決算額が大幅に減額となった。また、令和５年度から別事業となったことにより翌年当初予算額が減額となった。

（３）令和６年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	30,545	下記（６）参照
負担金、補助及び交付金	3,504	下記（８）参照
旅費	639	職員出張旅費
需用費	150	コピー代、用紙代他
役務費	20	電話代
使用料及び賃借料	57	高速道路利用代
合 計	34,915	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	15,889	45.5
その他	—	—
一般（県）	19,026	54.5
合 計	34,915	100.0

（５）委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	35,395	35,338	30,545
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（公財）やまぐち農林 振興公社 外１件	（公財）やまぐち農林 振興公社 外１件	（公財）やまぐち農林 振興公社 外１件

（６）-１ 令和６年度 委託契約の概要

契約名	やまぐち６次産業化・農商工連携推進事業
契約期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日
業務内容（仕様）	やまぐち６次産業化・農商工連携推進協議会の設置・運営、やまぐち６次産業化・農商工連携サポートセンターの設置・運営
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

委託業者名	(公財) やまぐち農林振興公社
業者選定理由	6 次産業化と農商工連携の一体的な取組を推進するに当たっては、県との密接な連携の下、商品開発から販路開拓・拡大までを一貫して支援できる体制が整備されており、サポートセンターを円滑に運営できる唯一の機関であること
予定価格	9,731,000 円 (税込)
契約金額	9,731,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(株)ニュージャパンナレッジ
再委託金額	620,000 円 (税込)
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査手法：提出された実績報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務が執行されている）	

(6) -2

契約名	山口県農山漁村発イノベーションサポート事業
契約期間	令和 6 年 4 月 5 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	山口県農山漁村発イノベーションサポートセンターの設置、地域検証委員会の開催等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(公財) やまぐち農林振興公社
業者選定理由	・山口県農山漁村発イノベーションサポートセンターを円滑に運営できる県内唯一の機関であること。 ・農林漁業者等からの相談は年度をまたぐ案件もあり、継続的な支援が必要である状況において、サポートセンター支援体制の変更は、6 次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、不利益を被ること。
予定価格	10,814,000 円 (税込)
契約金額	10,814,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	

検査対象：仕様書のとおり業務が実施されているか、否かについて確認した。
検査手法：提出された実績報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。
検査結果：合格（適正に業務が執行されている）

(6) -3

契約名	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業業務のうち商品力向上支援業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	商品力向上、販路開拓・拡大支援等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	山口県商工会連合会
業者選定理由	6 次産業化と農商工連携の一体的な取組を推進するに当たって、県との緊密な連携の下で整備された商品開発から販路開拓・拡大までの一貫した支援体制のうち、サポートセンターや県下の地域組織と連携して商品力向上及び販路開拓・拡大を支援できる唯一の機関であること。
予定価格	10,000,000 円（税込）
契約金額	10,000,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(有)良品工房
再委託金額	746,000 円
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された実績報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務が執行されている）	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	7,917	8,985	3,504
補助金等の名称	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業補助金	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業補助金	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業補助金
交付先名	(株)高村農園 外 3 件	(株)あぐりてらす阿知須 外 2 件	(株)がんね栗の里 外 3 件

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業補助金	
目的（趣旨）	県産農林水産物を活かした魅力ある商品の開発を積極的に推進することにより、本県独自の高品質商品の育成の加速化を図ることを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱	
創設年度	平成 26 年度	
交付対象事業	新商品開発等事業、施設等整備事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
新商品開発等事業	1 新商品開発費 試作品作成、パッケージデザイン開発、試作に必要な機器のレンタル、成分分析 2 市場評価経費 試験販売、アンケート調査 3 商談会等出展経費 商談会等出展料、旅費 4 販促資材費 パンフレット作成、商品 PR 資材の作成 5 その他知事が特に必要と認めるもの	1/3 以内 （事業費 100 万円 ～500 万円）
施設等整備事業	1 原材料保管施設整備費 倉庫、冷凍・冷蔵庫 2 加工処理施設整備費 加工施設・機器、包装機器、建物 3 その他 1 又は 2 の付帯施設	3/10 以内 （事業費 300 万円～ 2,000 万円）
交付先及び交付金額		
状況		
	交付先名	交付金額（円）
	(株)がね栗の里	749,000 円
	(同)さかえる	1,413,000 円
	(株)新光	510,000 円
	(有)鹿野ファーム	832,000 円
申請及び交付件数	申請件数：4 件	

交付件数：4 件

補助金の効果測定

（効果測定方法）

事業者による 6 次産業化や農商工連携の取組を継続的に支援するため、事業終了後から 3 年間、開発商品の販売状況の報告を求めている。

（測定結果）

順調に販売を伸ばしている事業者がある一方、販売が伸びていない事業者もある。課題のある事業者に対しては、必要に応じて専門家派遣を実施するなどフォローアップを行っている。

参考：平成 26 年度～令和 6 年度の実績（累計）

認定件数	69
開発商品数	146
開発商品売上金額（千円）※	268,163

※事業実施後 3 年間の累計金額

（9）監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	（補助金） ・補助金交付要綱等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。 （委託契約） ・委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか、否かについて検証した。 ・不適切な再委託がされていないか、否かについて検証した。 ・実施報告書の記載内容が適切であるか、否かについて検証した。
有効性	（補助金） ・要綱において要件が適切に定められているか、否かについて確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、否かについて確認した。 （委託契約） ・指標・目標が適切に設定されているか、また設定された仕様・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているか、否かについて検証した。
経済性・ 効率性	（補助金） ・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

監査要点	実施手続
	・ 予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。 (委託契約) ・ 予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。 ・ 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分か、否かについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

(補助金) 交付要綱、実施報告書、業務報告、事業計画書、請求書 (委託契約) 業務委託検査調書、業務委託検査報告書、見積書、業務成果報告書、経営改善状況調査、競争入札等審査会設置要綱

(11) 監査の結果

【意見】山口グッと製品の販路開拓のターゲットについて（有効性、経済性・効率性）

「山口グッと製品」は、県の補助制度等を活用して、山口県の農林水産物を使って開発した商品を販売に結びつけてゆくための制度である。山口グッと製品に登録された場合、フェアや商談会への出展等、県内外への販路開拓の支援を受けることができる。

山口グッと製品の HP（山口グッと製品展示会）では、商品一覧のページはあるが、当該 HP はバイヤーとメーカーの商談用に作られており、当該 HP から、一般消費者や県民が商品を購入することはできない。同 HP には、デジタルパンフレットが用意されているが、商品ごとにメーカーの HP やオンラインショップの URL と QR コードが掲載されているだけであるため、一般消費者や県民の利便性に乏しい。

また、フェアや商談会といった一時的なイベントは定期的には開催されているが、常設店舗は県庁と山口宇部空港の売店だけであり、取扱商品も限定的である。さらに県のアンテナショップである「おいでませ山口館」の HP においても、山口グッと製品の紹介はされておらず、オンラインショップである「おんらいん やまぐち館」でも、山口グッと製品の紹介はない。

メーカーとバイヤーを結びつけることで販路拡大を図ること自体は否定すべきものではないが、山口グッと製品のラインナップは、一般消費者を対象として開発された飲食品が中心となっている。このため、まずは、一般消費者に山口グッと製品の存在を周知する必要があると思われる。

特に、山口県内の一般消費者自体が商品を知って、購入することで商品の良さを知れば、個人から商品の良さが広がることも期待できる。このためには、常設で取り扱う店舗を増やしたり、山口グッと製品のホームページから一般消費者が直接購入できる仕組みを導入したりすることで、まずは山口県内の消費者の購入実績を上げる取組をする必要がある。

【意見】山口グッと商品の商品 PR について（有効性、経済性・効率性）

山口グッと商品には、「山口グッと商品展示会」という HP があり、商品の紹介がなされているが、簡単な商品説明と、「ターゲット（売り先）」「ターゲット（お客様）」「利用シーン」といった項目の説明があるだけである。

「日替わり PR ビデオ」と銘打って YouTube で 1 分 30 秒程度の商品紹介がなされているものもあるが、動画がある商品は限られている。このため、バイヤーに対しても、一般消費者に対しても、HP を通じて、事業者の商品開発への思いを伝えたり、商品の特徴を動画で感じとったりすることができない状態にある。

上述のとおり、当該 HP は、メーカーとバイヤーを結びつけることを主たる目的としていると思われるが、商品に関する情報が少ないため、魅力を十分に伝えることが出来ていない。YouTube のみに限らず、Instagram 等の SNS を活用したり、購入者からの評価（点数・コメントなど）を掲載したりすることで、より商品の魅力を身近に感じることができるようになるため、事業の有効性を鑑み実行していただきたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業は、人口の社会減に直接対応する施策ではないものの、農林漁業者の所得向上と地域内雇用の創出を通じて、地域に人がとどまり、事業を継続できる条件を整える点において、社会減の抑制に一定の効果を有する施策であると考え。特に、中山間地域を中心に人口減少と高齢化が進行する中で、一次産業に付加価値を付け、事業としての持続性を高める取組は、若年層や後継者にとって「地域で生計を立てられる選択肢」を拡げる点で重要な意義を持つ。

本事業では、相談対応や専門家派遣、新商品開発支援、販路開拓、人材育成までを一体的に実施しており、新規取引件数が着実に増加していることや、経営改善計画の達成割合が向上していることから、事業者の経営基盤強化に一定の成果が現れていると評価できる。こうした成果は、農林漁業者単体の収益向上にとどまらず、加工・流通・販売といった周辺分野への波及を通じて、地域内に複数の雇用機会を生み出す可能性を有している。

一方で、社会減対策の観点からみると、新規取引件数や付加価値額の増加といった経済指標と、地域における雇用の維持・創出、担い手の定着との関係性については、必ずしも明確に整理されていない。6 次産業化は事業化までに時間を要するケースも多く、短期的な成果のみで人口動態への影響を把握することには限界があると考えられる。

本事業と「やまぐち未来維新プラン」との関係については、地域資源を活かした産業振興として位置付けられているが、社会減対策との関係性をより明確にするためには、「所得向上を通じた地域定着」という視点で整理することが有効であると考え。

すなわち、農林漁業を基盤としながらも、加工・販売・連携によって事業の裾野を拡げ、複数の働き方や雇用形態を生み出すことで、地域に人が残る条件を整える施策として位置付ける整理である。

したがって、今後は、経済的成果に加えて、事業実施地域における雇用状況や担い手の動向を段階的に把握することにより、事業効果の見える化を図ることで、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.16 やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
所得・経営	新規取引件数	新商品開発・販路開拓 → 取引機会の拡大 → 事業収益の安定化 → 農林漁業の継続可能性向上 → 地域定着
人材	人材育成研修修了者数	実践人材の育成 → 事業の自走力向上 → 継続的な商品開発・経営改善 → 地域産業の持続性向上
雇用・波及	6 次産業化・農商工連携に伴う関連事業者数	農業×加工×流通の連携拡大 → 地域内の仕事の多様化 → 雇用機会の創出 → 若年層・就業者の流出抑制

16-1. やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業

(公財) やまぐち農林振興公社

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進事業	9,731	9,731
合計	9,731	9,731

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進協議会の運営	1,070	731
交流会の開催	1,397	834
サポート活動支援	1,910	2,019
サポートセンター設置・運営	5,352	6,145
合計	9,731	9,731

(2) 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	山口グッと産品展示会（オンライン商談システム）及びファイル共有システム保守・運用委託業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	非対面・非接触を基本とした事業者支援のシステム保守・運用等を行う。事業者や支援内容の情報を県等の関係機関と共有するファイル共有システムの保守・運用等を行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	該当無し
委託業者名	(株)ニュージャパンナレッジ
業者選定理由	両システムを構築した事業者であり、両システムに精通している最適な事業者であるため。
予定価格	633,600 円（税込）
委託契約金額	620,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されているか否かについて確認した。	
検査手法：提出された保守・運用状況報告書及び実績報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した	
検査結果：合格（適正に業務が執行されている）	

(3) 事業の概要

- 県内の 6 次産業化・農商工連携の取組を推進するため、やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進協議会及びやまぐち 6 次産業化・農商工連携サポートセンターを設置・運営し、事業者からの相談対応を行い、計画策定や新商品開発、商品力向上、販路開拓・拡大に至るまでを総合的に支援する。
- やまぐち 6 次産業化・農商工連携協議会の設置・運営
 - やまぐち 6 次産業化・農商工連携サポートセンターの設置・運営
 - 6 次産業化・農商工連携の推進に関する PR 等



やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進協議会



やまぐち 6 次産業化・農商工連携推大会

(4) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか検証した。 ・ 不適切な再委託がされていないかについて検証した。 ・ 実施報告書の記載内容が適切であるかについて検証した。
有効性	・ 指標・目標が適切に設定されているか、また設定された仕様・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。
経済性・ 効率性	・ 予定価格が適切に積算されているか検証した。 ・ 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分か、否かについて検証した。

(5) 確認した証憑書類等

委託契約書、請求書、見積書、業務委託検査調書、実績報告書、経費報告書、選定業者及び選定理由

(6) 監査の結果

【指摘】 見積書提出段階での人件費の算定について（有効性、経済性・効率性）

本事業における、農林振興公社に対する委託料は、見積書で 9,731 千円（税込）で、決算額も 9,731 千円（税込）と同額になっている。

その内、見積書と経費報告書の人件費に関する項目を比較したところ、以下のようになっている。

	見積書	経費報告書
総括企画等推進員人件費	1,191,360 円	830,925 円
企画推進員人件費	983,040 円	1,368,008 円
経費補助員人件費	計上なし	1,269,510 円
合 計	2,174,400 円	3,468,443 円

見積書の人件費－経費報告書の人件費＝▲1,294,043 円

このように、見積段階で計上されていなかった経費補助人件費分がほぼ人件費の差額（増額分）となっている。

担当者によると、見積りの際の計上漏れとのことであったが、本事業は継続事業であり、経費補助員が必要であることは見積段階から明らかであったと思われる。また、経費補助人件費が契約金額に占める割合も 13.0%と小さい。

最終的な決算額が、見積額と同額であることから、人件費以外の経費を調整することで見積額と決算額の総額が変わらないようにされているものと推察されるが、契約金額 9,731 千円のうち、100 万円以上の差異は見積りの信頼性を損ないかねない。県も農林振興公社も、見積段階での内訳の精査に注意し、計上漏れ等が発生しないよう内部統制を再構築し、今後、適切に運用すべきである。

16-2. 山口県農山漁村発イノベーションサポート事業

（公財）やまぐち農林振興公社

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
山口県農山漁村発イノベーションサポート事業	10,814	10,814
合計	10,814	10,814

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
地域検証委員会開催費	52	19
サポート活動実施費	1,836	2,746
事業推進費	3,895	4,114
事業管理運営費	2,899	1,833
人材育成研修の開催	2,129	2,100
合計	10,814	10,814

（2）事業の概要

6 次産業化・農商工連携を含む、農山漁村の地域資源を活用した新たな事業や雇用を創出する取組を推進し、これらに取り組む事業者の経営改善や付加価値向上の取組を支援する。

○山口県農山漁村発イノベーションサポートセンターの設置・運営

○地域検証委員会の開催

○人材育成研修の開催



人材育成研修（講義）



人材育成研修（模擬商談会）

（3）監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか、否かについて検証した。 ・不適切な再委託がされていないか、否かについて検証した。 ・実施報告書の記載内容が適切であるか、否かについて検証した。
有効性	・指標・目標が適切に設定されているか、また設定された仕様・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているか、否かについて検証した。
経済性・ 効率性	・予定価格が適切に積算されているか、否か検証した。 ・業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分か、否かについて検証した。

（4）確認した証憑書類等

業務成果報告書、経費報告書、委託契約書、検証委員会設置要綱、プランナー派遣等要領、支援計画書、経営改善支援調査、請求書、事業報告書

（5）監査の結果

【意見】経営改善の数値目標について（有効性、経済性・効率性）

本事業においては、地域プランナー等の支援を受けた支援対象者等に対して、支援実施年度の翌年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、経営改善戦略の実行状況等を含む経営改善状況の調査が行われている。具体的には、3～5年間の決算状況について調査が行われ、会計処理など細かな点まで経営改善のフォローがなされている。

経営改善の数値目標としては、付加価値額（＝経常利益＋人件費＋減価償却費）が用いられている。法人の経営改善の数値目標として、付加価値額は一般的に用いられる指標であり、付加価値額

を目標とすること自体の有効性を否定するものではないが、支援事業が支援対象事業者の経営の一部分のみの場合、付加価値額だけでは、支援の効果によるものか、判然としない。

当該事業は県が地域産業の活性化や新たな雇用の創出を目標に掲げての委託事業である。そのため、支援事業が支援対象事業者の経営の一部分のみの場合は、例えば、支援事業における利益率等や雇用人数の増加数（雇用創出に役立っているか）なども調査する等、県の目標達成に資する指標をもって評価する必要もあると考える。

17. 県産飼料生産・利用拡大促進事業

(1) 事業の概要

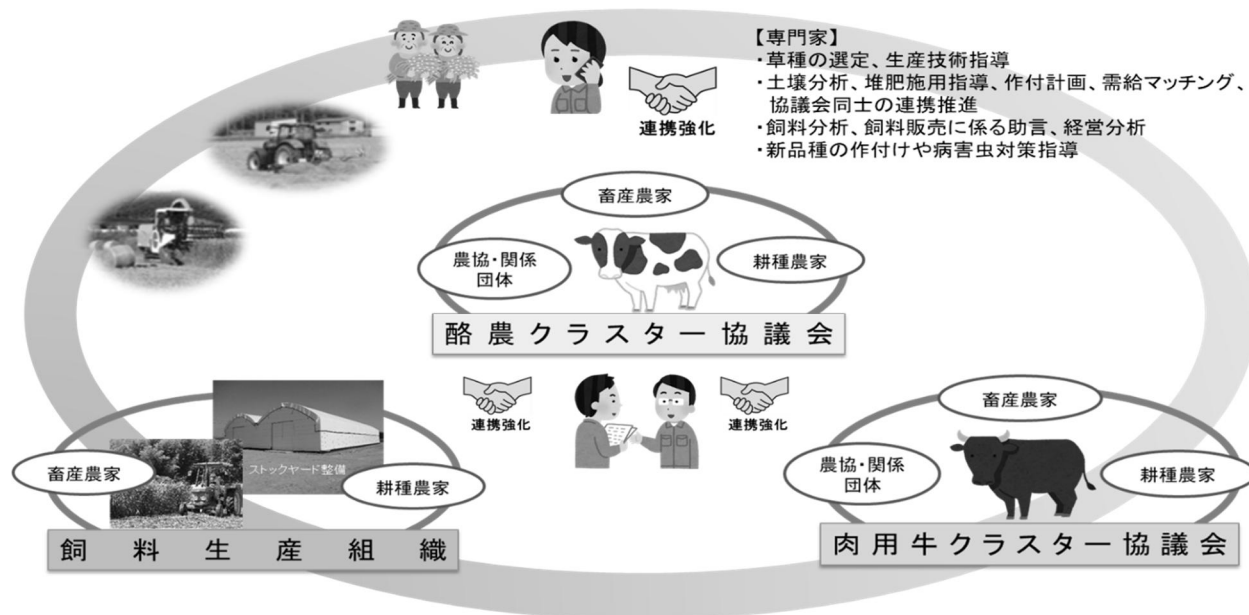
事業名	県産飼料生産・利用拡大促進事業
担当部局課	農林水産部畜産振興課
実施の背景（必要性）	
ウクライナ情勢等による飼料価格の高止まりが長期化し、畜産経営に甚大な影響を及ぼしており、食料安全保障強化の観点から、輸入飼料からの脱却は、喫緊の課題となっている。 畜産農家においては、県産飼料の生産・利用拡大の必要性を再認識し、耕種農家と畜産農家の連携強化に努めているところであるが、県産飼料の一層の生産・利用拡大に向けては、飼料作物専用の機器導入や技術向上による生産拡大とともに、地域を越えて連携した組織的な取組が重要である。	
目的	
県産畜産物の安定供給のため、本県の特徴を活かした飼料生産・利用及び広域流通体制を構築するとともに、病害に強い飼料作物を普及することで、国際情勢等の影響を受けにくい県産飼料への転換を図る。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
過度な輸入飼料依存から脱却し、飼料基盤に立脚した足腰の強い畜産経営	
概要（内容）	
（1）県産飼料の生産・利用体制の強化 畜産農家が必要とする飼料の生産・利用体制を強化するため、飼料の生産・流通・利用に必要な機器や設備導入に係る経費を一部支援 （2）飼料増産、需給連携に係るマッチング等支援 飼料生産・利用に係る技術指導やマッチング等を行う専門家をクラスター協議会等に派遣し、技術向上や協議会同士の連携等を支援	

(3) 環境負荷軽減に資する飼料の推進

病害に強い飼料用米新品種「あきいいな」の普及のため、実証ほ[※]設置、現地研修会開催及び技術資料の作成

※「あきいいな」の生育状況等を確認するための水田（ほ場）

概要図等



主な実施主体	畜産クラスター協議会、飼料生産組織

対象者	畜産クラスター協議会等の構成員

令和6年度の取組

- ・飼料の生産・流通・利用に必要な機器や設備の導入を支援
- ・専門家を派遣し、耕畜連携体制の強化を支援
- ・飼料用米「あきいいな」の普及に係る取組を実施

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- ・機器・設備導入支援 12 実施主体
- ・専門家派遣 20 件
- ・飼料用米「あきいいな」実証ほ設置 6 地域

成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）

- ・飼料作物収穫面積（R6）3,059ha

事業実施前（R4）2,859ha に比べ、R6 の飼料作物収穫面積は 200ha 拡大し、輸入飼料から県産飼料への転換が進み、飼料基盤に立脚した畜産経営につながった。

しかし国の水田政策の見直し等の影響が懸念されることから、次年度以降は国策に左右されない飼料作りを力強く後押しする対策を検討する必要がある。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	該当無し 「やまぐち農林水産業振興計画」による目標値 飼料作物収穫面積 令和 3 年度 2,794ha ⇒ 令和 8 年度目標 3,596ha
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 5 年度～）

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	81,000	62,768
補正後予算額	—	70,044	43,256
決算額	—	69,148	42,489

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和 5 年度限りで終了したメニューがあるため、令和 6 年度は令和 5 年度に比べ予算額及び決算額が減少した。当初予算額に対して決算額が少ないのは、補助事業の事業量が見込みより少なかったことによる。

（3）令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	12,000	下記（6）参照
負担金、補助及び交付金	25,672	下記（8）参照
旅費	654	職員出張旅費
需用費	2,257	コピー代、用紙代他
報酬	1,235	臨時職員給与
職員手当等	473	臨時職員手当等
報償費	110	実証ほ謝金
役務費	82	電話代
使用料及び賃借料	4	高速道路利用料
合 計	42,489	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率 (%)
国庫	16,461	38.7
その他	26,027	61.3
一般（県）	—	—
合 計	42,489	100.0

（その他財源の内容） 山口県脱炭素社会実現基金

（5）委託料の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	12,000	12,000
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	（公社）山口県畜産振興協会	（公社）山口県畜産振興協会

（6）令和6年度 委託契約の概要

契約名	県産飼料生産・利用拡大の取組等に係る業務委託
契約期間	令和6年4月1日～令和7年2月28日
業務内容（仕様）	・飼料の生産・利用に係る技術指導やマッチング等を行う専門家を地域に派遣 ・飼料用米新品種「あきいいな」の普及に向けた現地実証等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	（公社）山口県畜産振興協会
業者選定理由	当該業務を実行するには、専門的な知識や技術を持った専門家の人材確保から派遣調整、飼料用米「あきいいな」の普及に係る調整等多岐にわたる業務が必要となるが、当協会が有する多方面への人脈を生かすことで、これらの業務を確実に行うことができる。 また当協会は、県域の全畜種の畜産農家との接点があり、畜種を問わず、畜産農家の情報を吸い上げることができる団体は当協会以外にない。
予定価格	12,000,000円（税込）
契約金額	12,000,000円（税込）
確定金額	12,000,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：提出された成果報告書について、仕様書に基づき適正に実施されていることを確認。	

検査結果：合格

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	52,638	25,672
補助金等の名称	—	山口県畜産振興対策補助金	山口県畜産振興対策補助金
交付先名	—	岩国地域畜産クラスター協議会 外 22 件	祖生飼料用米生産協議会 外 11 件

(8) 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	山口県畜産振興対策補助金	
目的（趣旨）	県産畜産物の安定供給のため、飼料の生産・利用拡大を促進するとともに、広域流通体制を構築し、国際情勢等の影響を受けにくい県産飼料への転換を図る。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	山口県畜産振興対策補助金交付要綱 県産飼料生産・利用拡大促進事業実施要領	
創設年度	令和 5 年度	
交付対象事業	県産飼料生産・利用拡大促進事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
機器・設備導入 支援費	飼料の生産・流通に必要な機器や設備 導入に係る経費	1/2 以内（通常枠 100 万円、 広域流通推進特別枠 500 万円）
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
祖生飼料用米生産協議会		1,713,000
岩国地域畜産クラスター協議会		770,000
山口県防府酪農振興クラスター協議会		875,000
阿知須みらい畜産クラスター協議会		1,927,000
(株)ファーム 17		4,269,545
JA 山口県美祢畜産部会		4,138,454
山口県酪農振興クラスター協議会		1,389,545

長州どりブランド拡大協議会		895,682	
長門大津畜産振興協議会		4,946,134	
見島牛保存会		281,300	
(農)佐々並中央		4,323,000	
北部地域連携畜産クラスター協議会		143,500	
申請及び交付件数	申請件数：13 件 交付件数：13 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (単位：ha)			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (A)	—	3,061	3,328
実績値 (B)	—	3,294	3,059
達成率 (B/A)	—	107.6%	91.9%
達成度の説明			
飼料作物収穫面積の拡大を目標としており、目標面積との比較により、達成度を算出した。			

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法かつ妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した。 ・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること及び交付目的・交付対象事業・補助対象経費等の適切性や公益性について確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。 ・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。

監査要点	実施手続
	・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務及び補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 委託業務の内容に照らして予定価格の積算内容を確認した。 ・ 委託の効果を分析しているか、否かについて確認した。 ・ 当該補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(10) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、山口県補助金等交付規則、県産飼料生産・利用拡大促進事業実施要領 (県産飼料生産・利用拡大の取組等に係る業務委託) 執行伺、仕様書、競争入札等審査会(業務委託契約)記録、業者選定伺、見積書、契約締結伺、委託契約書、検査職員任命伺、支出負担行為票、前金払請求書、成果報告書、検査報告書、検査調書、精算払請求書、支出票 (山口県畜産振興対策補助金) 山口県畜産振興対策補助金交付要綱、交付申請書、交付決定通知書、事業変更等承認申請書、事業実績報告書、審査会の評価項目について(考え方)、審査表

(11) 監査の結果

【意見】専門家の能力の明確化及び確認について(有効性)

(公社)山口県畜産振興協会(以下、「畜産振興協会」という。)へ委託した県産飼料生産・利用拡大の取組等に係る業務内容の一つに「専門家の設置、派遣」があり、仕様書に専門家の定義及び4名程度の専門家を設置する旨が記載されている。成果報告書を確認すると、専門家として4名の氏名が記載されていたが、各専門家の専門分野や経歴についての記載は無かった。

専門家の経歴について担当者へ確認したところ、当業務は協会と協議しながら進めており、専門家の選定においても経歴は口頭にて確認を行い学識経験者やコンサルタント等、コーディネータ業務の遂行能力のある者が選ばれているとのことであった。この点、仕様書では専門家を「畜産をめぐり多方面の指導、助言や調整のノウハウを有する者」と定義しており、この要件を満たす専門家を設置する必要がある。畜産振興協会では、専門家が確実に仕様書の要件を満たしていることを証明する必要があり、例えば、専門家の選定段階で経歴等を入手し、選定基準チェックリスト等を作成し、明確にしておく必要がある。

また県はその指導をする必要があり、成果報告時には委託業務を仕様書通りに実施したことを検査する必要上、成果報告書とともに上述の選定基準チェックリストの添付を義務づける等実施し、確認する必要がある。

【意見】補助金交付対象事業者からの作付面積の報告の必要性について（有効性）

補助金の効果測定として県全体の飼料作物収穫面積を成果指標として利用しているが、県全体ではなく補助事業者の飼料作物収穫面積を成果指標とする必要があると考える。

現状、補助事業者に対するフォローアップ調査は行われていないとのことであったが、当補助金のような機器・設備導入は即座にその成果が得られるものではないため、翌年度以降も補助事業者の飼料生産・利用拡大への取組状況を把握し続ける必要がある。各地域の農林事務所が補助事業者を含む県内畜産農家とコンタクトを取っており、適宜状況を把握できる関係が築けているとのことであるから、作付面積についての定期的な報告及び機器・設備導入後の課題等の聞き取りにより、当該補助金がある後、目的達成のための効果的な施策となっているか検証し、県産飼料の利用拡大に向けより有効な施策の展開を行っていただきたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、国際情勢の影響を強く受ける輸入飼料への依存から脱却し、県内資源を活用した飼料基盤の確立を目指すものであり、畜産経営の安定化と持続性の確保という点で、極めて意義のある取組であると評価できる。特に、耕畜連携の推進や広域的な組織連携を通じて、県内で完結する生産・流通体制を構築しようとする方向性は、食料安全保障の観点のみならず、地域経済の自立性を高める施策としても先進的である。

社会減対策との関係においては、本事業は、直接的に人口流入を促す施策ではないものの、畜産経営の安定化 → 所得・雇用の下支え → 経営継続意欲の向上 → 地域からの人材流出抑制という構造を通じて、社会減の抑制に資する基盤整備型の施策と位置付けることができる。

実際に、飼料作物収穫面積が事業実施前から着実に拡大していることは、畜産経営が外部要因に左右されにくい体制へと移行しつつあることを示しており、中長期的には、畜産業を基幹産業とする地域における「働き続けられる環境」の形成につながる成果と捉えられる。

一方で、成果指標が「飼料作物収穫面積」に主として置かれているため、その先にある経営の安定度、雇用の維持・創出、及び後継者確保や新規就業への波及、といった社会減との関係性が、現状ではやや見えにくい面もあると考えられる。

今後は、例えば、飼料自給率向上による経営コスト削減効果、飼料基盤強化に取り組む畜産経営体の継続率、クラスター協議会における雇用人数の推移、などを補足的に把握・整理することにより、本事業が「地域に畜産を残す」ことを通じて社会減対策に寄与している構造を、より明確に示すことが可能になると考える。

総じて、本事業は、短期的成果を追うものではなく、県内畜産業の足腰を強くすることで、人口減少時代における地域の持続性を下支えする重要な取組であり、山口県が農林水産業を単なる産業施策ではなく、地域存続の基盤として捉えている点が高く評価できる。

◆3KPI のロジック整理（No.17 県産飼料生産・利用拡大促進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
経営 安定	飼料作物収穫面積 (ha)	県産飼料の生産拡大 → 輸入飼料依存の低減 → 飼料価格変動リスクの緩和 → 畜産経営の安定化 → 離農・廃業の抑制
産業 基盤	県産飼料を活用する 畜産クラスター数	耕畜連携・広域連携の強化 → 地域内での生産・流通体制の確立 → 畜産業の持続性向上 → 地域産業としての存続力強化
定着 環境	飼料基盤強化に取り 組む畜産経営体数	飼料基盤の確立 → 経営の先行き不安の軽減 → 後継者・従業員の就業継続意欲向上 → 人材流出の抑制

18. やまぐち型養殖業推進事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち型養殖業推進事業
担当部局課	農林水産部水産振興課
実施の背景（必要性）	
近年、国が「養殖業成長産業化戦略」、新たな「水産基本計画」の策定により養殖業の成長産業化を柱として位置付けるなど、養殖業振興の重要性は増大している。さらに、近年になり、環境変化による天然魚の分布の変化、資源管理の厳格化、燃油高騰、CO2削減の要求や人材不足など、漁船漁業に対する逆風が顕在化している。 県では地酒とコラボした「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」を開発・ブランド化しており、本県においても徐々に養殖振興の機運が高まっている状況にある。この追い風を捉え「山口県ならではの」養殖業への新規参入・転換を促すための養殖技術の開発、生産・販売力の強化が必要である。	
目的	
本県の特徴を活かした「山口県ならではの」養殖業対策を強力に講じ、県内外に誇れる地域に根付いたブランドとして振興、普及させていくことで、本県養殖業の成長産業化を図る。	
達成時期	令和8年度
目指すべき将来像	
やまぐち型養殖の本格普及に向けた生産・流通面の課題抽出、実証を行い、それらの解決を図ることで、養殖業への参入を加速化させ、本県の養殖業成長産業化を目指す。	
概要（内容）	
《やまぐち型養殖の普及強化》 ◆やまぐち型養殖の普及に向けた実証 ◇地域資源を活用した特色あるウニの生産試験 ・食品残渣（みかん皮等）を利用した特性付け ◇やまぐち型養殖ブランドの養殖現場における実証	

《やまぐち型養殖業のPR》

◆協議会運営、推進体制の推進

◇やまぐち型養殖業推進協議会の運営

- ・ブランド認定、PR
- ・養殖に係る研修会の開催

《新規参入支援》

◆やまぐち型養殖業参入スタートアップ支援

- ・やまぐち型養殖業に新規参入、転換する業者に対し、養殖開始に必要な資材等や省力化に対する経費を支援
- ・スマート化に資する経費を支援（補助率 1/2）
 - ①養殖業スタートアップ：上限 1,500 千円×3 件
 - ②養殖業スマート化：上限 500 千円×3 件

《やまぐち型養殖の本格普及に向けた体制構築》

◆（国研）水産研究・教育機構との共同研究

◇漁船漁業との複合経営化推進

- ・複合経営化に伴う課題の抽出及び検証

◇ブランド養殖魚生産・流通体制の構築

- ・ブランド養殖魚の流通実態調査、出荷手法の検証

概要図等

○ やまぐち型養殖業推進事業〔水産振興課〕

（26,500千円）

事業のポイント

本県の特徴を活かした「山口県ならではの」の養殖業対策を強力に講じ、県内外に誇れる地域に根付いたブランドとして振興、普及させていくことで、本県養殖業の成長産業化を図ります。

【事業概要】

▽ やまぐち型養殖業の普及に向けた実証

- ・地域資源を活用した特色あるウニの養殖試験等を実施（みかん皮などによる風味付け）

〔実施主体〕 県



ウニ身入り改善

▽ （国研）水産研究・教育機構との共同研究

- ・漁船漁業との複合経営化推進、養殖魚生産流通体制構築に向けた課題の抽出及び検証

〔実施主体〕 県



複合経営化検証

▽ やまぐち型養殖業推進体制整備

- ・やまぐち型養殖業（やまぐちほろ酔い養殖、新たなウニ養殖）推進に係る協議会の運営、PR実施等

〔実施主体〕 県

▽ 養殖業参入スタートアップ支援

- ・やまぐち型養殖業に参入する者等に対し、養殖開始に必要な資材や機器類の整備に係る経費を支援

〔対象経費〕 ①筏等資材(スタートアップ)
②機器類(スマート化)

〔実施主体〕 養殖業者等

〔負担割合〕 県1/2

（補助上限：①1,500千円 ②500千円）

主な実施主体	実証項目	実施主体
	①やまぐち型養殖の普及に向けた実証	県
	②協議会運営、推進体制の推進	県
	③やまぐち型養殖業参入スタートアップ支援	養殖業者等
	④（国研）水産研究・教育機構との共同研究	県
対象者	養殖業者等	
令和 6 年度の実証		
実証項目	取組	
①やまぐち型養殖の普及に向けた実証	・ 地域資源を活用した特色あるウニの生産試験の実施 ・ 海域別養殖条件の検証	
②協議会運営、推進体制の推進	・ やまぐち型養殖業推進協議会の運営 ・ ほろ酔いシリーズブランド PR・販売促進	
③やまぐち型養殖業参入スタートアップ支援	・ やまぐち型養殖業に新たにチャレンジする者への養殖業スタートアップ、養殖業スマート化支援	
④（国研）水産研究・教育機構との共同研究	・ やまぐち型養殖業の本格的普及を推進するためのモデル体制構築	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況		
実証項目	実施結果及び進捗状況	
①やまぐち型養殖の普及に向けた実証	・ 県内うどんチェーン店から提供された出汁がらコンブをムラサキウニに給餌し、身入りの改善を検証 ・ 野菜残渣や果物残渣を給餌したムラサキウニの身質改善を検証 ・ 県内 4 地区（萩市大島、長門市大浦、下関市蓋井島、周防大島東和）にて養殖試験を実施し、各地のウニ身入りの変化を確認	
②協議会運営、推進体制の推進	・ やまぐち型養殖業推進協議会の運営 ・ 道の駅や地域のお祭りでのイベント販売の実施 ・ ほろ酔いアユ PV の公開やほろ酔いシリーズパンフレットの制作や配布	
③やまぐち型養殖業参入スタートアップ支援	・ やまぐち型養殖業に新たにチャレンジする者への養殖業スタートアップ支援（2 件）	
④（国研）水産研究・教育機構との共同研究	・ 山口県ならではの養殖業と漁船漁業の複合経営化モデルの構築にかかる研究実施	

	・ブランド養殖魚の生産・流通体制モデルの構築にかかる研究実施
成果(アウトカム)及び評価 (次期計画を含む)	
実証項目	成果及び評価
①やまぐち型養殖の普及に向けた実証	・ウニ養殖普及におけるボトルネックであった餌の確保やコスト面の問題に目途が立つとともに、県内他分野との地域資源を繋げることができる素地を確立 ・ウニ養殖をあらたなやまぐち養殖ブランドとして普及するにあたり、明確なブランド基準の設定が必要
②協議会運営、推進体制の推進	・県、県漁協、関係する民間業者も含めた協議会が、やまぐち型養殖業推進事業の進行を管理 ・協議会がブランドの認定基準の策定や取り組む生産者の登録および管理 ・PRにより、ほろ酔いシリーズは飲食店やスーパー等から増産要望多数
③やまぐち型養殖業参入スタートアップ支援	・スタートアップ支援により、ほろ酔いシリーズの生産施設が増加 ・今後も継続してスタートアップ支援を実施する必要
④(国研)水産研究・教育機構との共同研究	○ 山口県ならではの養殖業と漁船漁業の複合経営化モデルの構築 ・養殖業者の育成現場において収集したやまぐち型養殖業の実施体制、それに関する技術的データの検証が必要 ・漁船漁業との複合経営実施における課題の抽出及び対応可能な体制の検証が必要 ・これらのデータ検証を基にした、複合経営化支援のモデル体制の基礎構築及び、データ抽出、課題の検証が必要 ○ ブランド養殖魚の生産・流通体制モデルの構築にかかる研究実施 ・県内外や都市圏からのニーズを正確に把握し、それらを集約、生産計画に反映させることができる体制の構築が必要

	・ 特に県外、都市圏への販路拡大にあたり、ブランドの特性を維持できる出荷手法の確立が必要
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 28 基幹漁業及び養殖業の新興件数 令和 3 年度 1 件 ⇒ 令和 8 年度目標 4 件（累計）
関連する個別計画	農林産業振興計画
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	21,000	29,000
補正後予算額	—	14,369	23,986
決算額	—	12,419	21,099

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和 6 年度に（国研）水産研究・教育機構との共同研究を開始したため、令和 6 年度当初予算が増加。

（3）令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	13,286	下記（6）参照
負担金、補助及び交付金	3,000	下記（8）参照
旅費	1,042	職員出張旅費
需用費	3,501	供試魚、試験用品他
役務費	102	電話代他
報償費	45	記念品他
使賃	123	通行料
合 計	21,099	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	9,026	42.8
その他	12,073	57.2
一般（県）	—	—
合 計	21,099	100.0

（その他財源の内容） 山口県脱炭素社会実現基金

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	4,551	13,286
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	山口県漁業協同組合 外1件	国立研究開発法人水産研究・ 教育機構 外2件

(6) -1 令和6年度 委託契約の概要

契約名	令和6年度やまぐち型養殖業推進事業における水産共同研究事業業務
契約期間	令和6年5月13日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	次に掲げる課題について、共同研究拠点（山口連携室）を核として、産学公による共同研究を行う。 (1) 山口県ならではの養殖業と漁船漁業の複合経営化モデルの構築 (2) ブランド養殖魚の生産・流通体制モデルの構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	国立研究開発法人水産研究・教育機構
業者選定理由	- 政府関係機関移転基本方針に基づき、(国研)水産研究・教育機構が水産大学校に設置した水産共同研究拠点「山口連携室」を核とした研究コーディネートにより第一期、第二期共同研究を実施してきているところであり、本県との綿密な連携体制が既に構築されている。 - 本県ならではの養殖業振興に向け、生産・流通面の課題を複合的に解決していくためには、全国レベルの技術、知見や施設、またこれらの研究を総合的にコーディネートして実施する必要があるが、このノウハウを有する者が(国研)水産研究・教育機構のみである。
予定価格	9,000,000円(税込)
契約金額	9,000,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：委託業務の実施内容を確認	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	令和 6 年度やまぐち型養殖業推進事業におけるムラサキウニの海面養殖試験委託業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
業務内容（仕様）	・ 養殖方法はカゴによる海中への垂下式で行う。 ・ カゴの大きさは 60 cm×50 cm×30 cm程度とする。（基準品：サンコーサンテナーブルーA#50-3（三甲株式会社）） ・ 1ヶ所あたり試験には 300 個のムラサキウニを使用する。 ・ ムラサキウニの入手は請負業者が試験養殖場所付近の海域より天然のムラサキウニを採取することで行う。 ・ ムラサキウニは殻長 5 cm以上のものを使用すること。 ・ 1 個のカゴに 30 個のムラサキウニを収容する。 ・ カゴの垂下水深は 2m 以深とする。 ・ ムラサキウニの餌は原則請負業者において準備する。 ・ 餌は海藻類（流れ藻または調理残渣等）または農業残渣とし、週に 1 度以上 700g/カゴ程度を投餌する。 ・ 餌の不足、または過剰が確認された場合、給餌量の調整、餌の変更を行う。 ・ 週に 1 度以上、死亡したムラサキウニをカゴから取り除き、死亡数を記録する。 ・ 必要に応じ、カゴの汚れ等の除去を行う。 ・ 委託業務に従事した場合、作業日誌（別紙）にその内容を記録する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	山口県漁業協同組合
業者選定理由	次の①～④の要件を満たす者は山口県漁業協同組合のみであるため単独随契を行うもの。 ① 過去ウニ養殖の実績のあるもの ② 試験実施地区すべてに拠点を有し、各地区で統一した方法で養殖を実施できること ③ 山口県各地の海域特性を熟知しており、各地区におけるウニ養殖適地を選定できること ④ 試験の実施に当たり、試験実施海域に関係する漁業者等との調整が可能であること
予定価格	2,100,000 円（税込）
契約金額	2,100,000 円（税込）

変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：委託業務の実施内容を確認	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	令和 6 年度やまぐち型養殖業推進事業における生物査定業務
契約期間	令和 6 年 12 月 17 日～令和 7 年 3 月 29 日
業務内容（仕様）	ムラサキウニの殻径、殻高、体重、生殖腺重量測定
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	マリノリサーチ(株)
業者選定理由	・ 当業務は各地域のムラサキウニの周年の成熟状況を把握するために行っている。 ・ 2023 年度（令和 5 年度）、2023 年（令和 5 年）6 月から 12 月までの各地域のムラサキウニの成熟状況を把握するため、マリノリサーチ株式会社が委託業務をうけてムラサキウニの生物査定業務を行った。 ・ この度、2024 年（令和 6 年）1 月から 10 月までの各地域のムラサキウニの成熟状況の把握のために、業務委託を行うもの。 ・ 当業務について、各月の成熟状況のデータを比較するために、同様の査定手法（同様の生殖腺摘出方法）でデータを出す必要がある。 ・ このため、今回の委託業務については、2023 年度（令和 5 年度）に同様の委託業務を行ったマリノリサーチ株式会社を選定した。
予定価格	1,386,000 円（税込）
契約金額	1,386,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：委託業務の実施内容を確認	
検査結果：合格	

(6) -4

契約名	令和 6 年度「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」パンフレット制作業務													
契約期間	令和 6 年 10 月 21 日～令和 7 年 1 月 31 日													
業務内容（仕様）	① ブランド養殖魚「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」のプロモーション動画制作業務において得た映像素材を活用し、現在 YouTube にて公開している当該プロモーション動画のイメージに基づき、「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」の認知度向上、販売促進に供するパンフレットを作成する。 ② パンフレットは、「ほろ酔いさば」、「ほろ酔いうまづらはぎ」、「ほろ酔いあゆ」それぞれの魚種において作成するものとする。 ③ パンフレットには、「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」の画像素材の他、ロゴマーク、プロモーション動画のリンク（QR コード）を必ず入れるものとする。 ④ パンフレットは、展開形 A4 サイズで三つ折りタイプのものとする。 ⑤ 受託者は、業務遂行にあたり、適宜、県と打合せを行うこと。 ⑥ パンフレットの完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。 ⑦ パンフレットは、以下の規格で作成すること。 <table><tr><th>魚種</th><th>規格</th><th>数量</th></tr><tr><td>ほろ酔いさば</td><td>100×210 mm（展開 A4）</td><td>2,000 枚</td></tr><tr><td>ほろ酔い うまづらはぎ</td><td rowspan="2">マットコート〈110K〉4/4c 巻三折</td><td>2,000 枚</td></tr><tr><td>ほろ酔いあゆ</td><td>2,000 枚</td></tr></table>			魚種	規格	数量	ほろ酔いさば	100×210 mm（展開 A4）	2,000 枚	ほろ酔い うまづらはぎ	マットコート〈110K〉4/4c 巻三折	2,000 枚	ほろ酔いあゆ	2,000 枚
魚種	規格	数量												
ほろ酔いさば	100×210 mm（展開 A4）	2,000 枚												
ほろ酔い うまづらはぎ	マットコート〈110K〉4/4c 巻三折	2,000 枚												
ほろ酔いあゆ		2,000 枚												
契約方法	随意契約													
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号													
委託業者名	tys テレビ山口(株)													
業者選定理由	・ 本業務の実施にあたっては、「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」のブランドロゴのイメージを活かしつつ、既に制作、公開している「ほろ酔いさば」「ほろ酔いうまづらはぎ」「ほろ酔いあゆ」のプロモーション動画と統一性のあるものとする必要がある。 ・ 本業者には令和 4 年度、令和 5 年度に「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」のプロモーション動画制作業務を委託しており、「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」3 魚種に関する映像素材を所有しているため、本業務の実施が可能な唯一の業者である。													
予定価格	800,000 円（税込）													
契約金額	800,000 円（税込）													

変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：作成されたパンフレット	
検査手法：パンフレットの内容確認	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	3,228	3,000
補助金等の名称	—	やまぐち型養殖業推進事業費補助金	やまぐち型養殖業推進事業費補助金
交付先名	—	長州ながと水産(株) 外 1 件	(有)小野水産 外 1 件

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち型養殖業推進事業費補助金	
目的（趣旨）	本県の特徴を活かした「山口県ならではの」の養殖対策を強力に講じ、県内外に誇れる地域に根付いたブランドとして振興、普及させていくことで、本県養殖業の成長産業化を図ることを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	やまぐち型養殖業推進事業費補助金交付要綱	
創設年度	令和 5 年 4 月 3 日	
交付対象事業	やまぐち型養殖業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
やまぐち型養殖業参入スタートアップ	やまぐち型養殖業への参入に必要な養殖設備等を導入する際に必要な経費	1/2（150 万円）
やまぐち型養殖業スマート化	やまぐち型養殖業実施のスマート化に必要な機器類等を導入する際に必要な経費	1/2（ 50 万円）

交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
長州ながと水産株式会社		1,500,000 円	
有限会社 小野水産		1,500,000 円	
申請及び交付件数	申請件数：2 件 交付件数：2 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
ほろ酔いシリーズの育成状況			(単位：尾)
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	—	16,500	21,500
実績値（B）	—	16,500	16,000
達成率（B/A）	—	100.0%	74.4%
達成度の説明			
スタートアップ支援により生産増大の見込みであったが、以下に事由により達成が出来なかった。また、以下の事由については、令和 7 年度に対策を実施予定。			
<夏期高水温の長期化によるサバの大量へい死>			
○ 令和 6 年 8 月、昨年度よりも表層水温が平均 1.2℃高い状態となり、この影響で今年度出荷予定であったサバ約 4,000～6,000 尾がへい死			
※ 8 月の紫津浦の平均表層水温 R6：29.2℃、R5：28.0℃			
○ 現在育成しているサバはほとんどが今年度導入したものであり、現在 200 g 前後まで成長(R7 冬以降に出荷見込み)			
<ウマヅラハギ種苗の入手不調>			
○ 日本海側の各種漁業において、ウマヅラハギの漁獲が低迷し、養殖用種苗として供給できるものがほとんどなかった状況			
○ この対応として、試験的に瀬戸内海側の漁業者からウマヅラハギ種苗を供給し育成。今後、新たな種苗供給体制としての構築を検証			

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 随意契約の場合、当該契約方法によることが可能であるか確認した。 ・ 補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか検証した。 ・ 補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し確認した。 ・ 調査研究業務の進捗状況について、問題無く遂行されているか、否かについて確認した。 ・ 委託事業の実績報告書を閲覧し、予定した目的を達成しているか、また県政に貢献しているか、否かについて確認した。 ・ 補助金の実績報告書を閲覧し、補助事業の効果及び、効果に対する測定方法、分析及び評価結果を確認した。
経済性・ 効率性	・ 委託業務の内容に照らして予定価格の積算内容が妥当か確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積りありきで請求されていないか、否かについて検証した。 ・ 随意契約について、固定的に継続していないか、経済性や効率性が阻害されていることはないか、また民間の競争を阻害していないか等について検証した。 ・ 補助対象経費の内容について不適切な費目がないか、計上金額は妥当か、否かについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

契約書及び仕様書、競争入札審査会（業務委託契約）関係書類、試験研究計画書、支出負担行為票、請求書、見積書、領収書、実績報告書及び業務委託検査調書、成果物（パンフレット） やまぐち型養殖業推進事業実施要領、令和6年度やまぐち型養殖業推進事業実施計画申請書、同補助金交付申請書、同補助金実績報告書

(11) 監査の結果

【指摘】 稟議書等における決裁日等の記入漏れについて（合規性）

実績報告書の起案書の決裁日及び作業日誌について日付の記載漏れがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日等は必ず適切に記入する必要がある。

【意見】試験に対する計画と進捗状況の把握について（有効性）

(6) -2 の委託業務は、ウニ養殖手法を開発するために海域特性を把握することを目的に実施されている。委託業務は、令和 6 年 9 月 30 日に完了しており、4 事業者からウニ各 30 個も受け取っている。しかし、その結果に対して県の研究所での取りまとめがなく、当該委託事業が目的とする海域特性の把握が未だされていなかった。

このことについて県からの回答は、当該研究は令和 5 年度から令和 8 年度を実施期間としており、試験計画書に従って実施しているため、とのことであった。また、令和 7 年度中にはマニュアルを完成させる計画となっており、令和 7 年 9 月現在データ等の整理中であるとのことであった。しかし、試験研究計画書を閲覧したところ、A4 用紙 2 ページに事業全体の概要と令和 5 年度から令和 8 年度までの大まかな計画と達成状況が記載されているのみで、令和 7 年度にマニュアルを作成するという記載もなければ、令和 8 年度に海域状況の把握についての報告書を完成させるとの計画も記載されていなかった。令和 6 年度の計画は、「今年度の計画」が数行記載されていたが、実績は計画書通りには遂行されていなかった。具体的には、試験を実施したウニについて身入りの改善等の調査を実施し、春から夏までの状況を把握することになっていたが、ウニを受け取った時点での写真や把握されている問題点等の記録も無いため、身入りの改善等を調査したか、否かについて客観的に判断できない状況であった。

当該試験は 4 年間という長期に渡って実施完了される計画であるが、詳細な計画書や報告書が作成されていないため、客観的な進捗状況が把握できず、したがって、令和 8 年度に計画通りの目的を達成できるのか、現状では判断できない状況にある。また、予算は単年度で配分されているため、適正な予算執行をするという観点からも、適正な執行から逸脱しているのか否かについて適切な判断ができない状況で事業が 2 年経過していることには問題があると考えます。

したがって、長期間に渡る試験研究については、詳細な事業計画を作成し、每期実績との乖離を修正し、確実に遂行できるという保証を客観視できるようにする必要がある。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、社会減対策に直接的に対応する施策ではないものの、人口流出の要因となりやすい一次産業分野において、「雇用の不安定さ」や「将来性への不安」といった構造的課題に正面から取り組むものであり、結果として社会減の抑制に資する可能性を有する基盤的施策であると考えます。

近年、漁船漁業を中心とする水産業は、資源管理の厳格化、燃油価格の高騰、環境変化による漁獲不安定化等により、就業継続や新規参入のハードルが高まっている状況にある。こうした中で、本事業は、地域資源を活用した「やまぐち型養殖」という新たな生産モデルを構築し、漁船漁業との複合経営を可能とすることで、収入構造の多角化と経営の安定化を図っている点が特徴的である。特に、酒粕や食品残渣等を活用した養殖技術の実証や、研究機関と連携した生産・流通モデルの構築は、単なる補助金による支援にとどまらず、県内において再現性のある新たな産業モデルを蓄積

しようとする取組として評価できる。これにより、養殖業への新規参入や業態転換の心理的・技術的ハードルを下げ、将来的な担い手確保につながる環境整備が進められている。

また、ブランド化を通じた高付加価値化の取組は、水産業を「生活を支える産業」から「選ばれる産業」へと転換する契機となり得るものであり、若年層を含む就業者が将来展望を描きやすい産業構造の形成に寄与すると考える。この点において、本事業は、社会減の背景要因である「地域における魅力的な生業の不足」に対する一つの有効なアプローチとなっている。

一方で、養殖業は気象条件や水温変動等の影響を受けやすく、短期的には生産量や成果が不安定となる側面もあることから、単年度の成果のみで人口動態への影響を評価することには限界がある。今後は、新規参入者数や複合経営への移行状況、経営継続年数等を段階的に把握することで、社会減対策としての位置付けをより明確に示していくことが有効であると考ええる。

総じて、本事業は、水産業の成長産業化を通じて地域に安定した雇用と将来性をもたらすことを目指す取組であり、社会減対策を支ええる中長期的な基盤施策として、高く評価できる。

◆3KPI のロジック整理 (No.18 やまぐち型養殖業推進事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
雇用・担い手	養殖業への新規参入・転換件数	養殖業への参入支援・スタートアップ支援 → 漁船漁業との複合経営が可能 → 収入の安定化・就業の選択肢拡大 → 若手・現役世代の定着 → 社会減の抑制
所得・経営安定	ブランド養殖魚の生産・出荷量	地域資源を活用した高付加価値養殖 (ほろ酔いシリーズ等) → 単価向上・収益性改善 → 水産業の持続可能性向上 → 生業としての魅力向上 → 流出抑制
地域産業の将来性	養殖業成長産業化に向けたモデル構築数	産学公連携による実証・データ蓄積 → 生産・流通モデルの確立 → 横展開・新規参入の再現性向上 → 地域に根付く産業化 → 長期的な人口定着

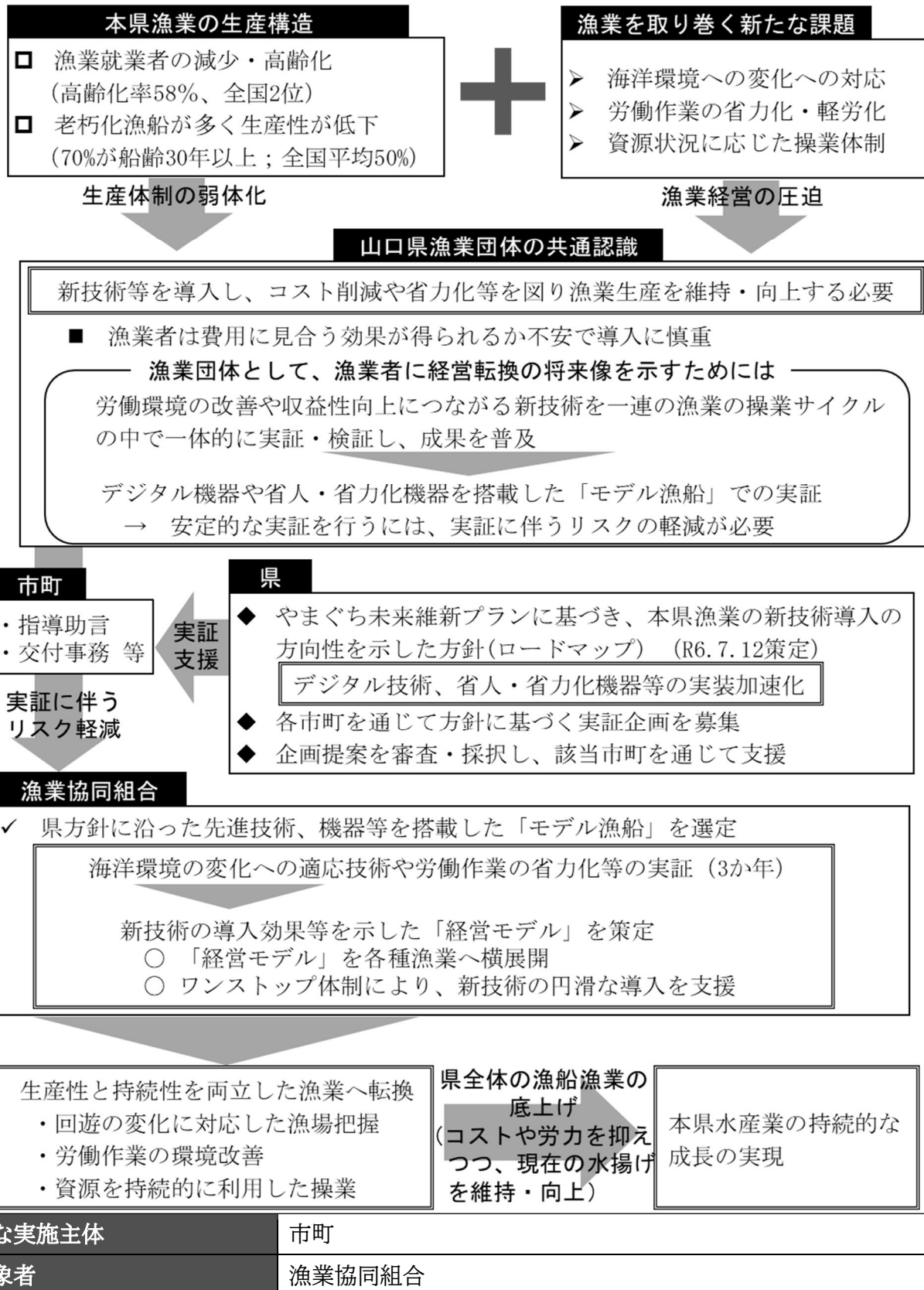
19. 持続可能な漁業経営モデル創出事業

(1) 事業の概要

事業名	持続可能な漁業経営モデル創出事業
担当部局課	農林水産部水産振興課
実施の背景 (必要性)	
本県漁業の生産構造は、漁業就業者の減少・高齢化 (高齢化率 58%; 全国 2 位) が進展するとともに、漁船の老朽化 (70%が船齢 30 年以上; 全国平均 50%) が進み、生産体制が弱体化している。	

特に近年、海洋環境の変化に伴う不安定な水揚げや、資源を持続的に利用する資源管理への対応等が必要になるなどの新たな課題が漁業経営を圧迫している。 急速に変化する海洋環境等の課題に対応していくためには、生産性と持続性を両立した漁業への転換を進め、コストや労力を抑えつつ水揚げを維持・向上させる漁業経営体を育成していくことが必要となっている。	
目的	
事業主体が行うスマート技術や省力化機器等の新技術を搭載したモデル船での実証について市町を通じて支援し、効果等を沖合底びき網漁業やまき網漁業等へ横展開することにより、生産性と持続性を両立する漁業経営体の育成を図る。	
達成時期	令和 8 年
目指すべき将来像	
新技術の導入に慎重な漁業者に漁業転換の将来像を示すため、労働環境の改善や収益性向上につながる新技術を一連の操業サイクルの中で一体的に実証・検証し成果を普及する。	
概要（内容）	
持続可能な漁業経営モデルの実証支援 本県漁業の新技術導入の方向性を示した方針（ロードマップ）に沿った先進技術、機器等を搭載した「モデル漁船」を選定し、各種実証の実施を支援 ・ 海洋環境の変化への適応技術の実証 ・ 漁労作業の省力化・軽労化技術の実証 ・ 資源状況に応じた操業体制の実証 <補助概要> [補 助 率]県 1/4、市町 1/4、事業者 1/2 [補助上限]50,000 千円(県負担上限) [対象経費]モデル実証に要する経費 [事業主体]漁業協同組合	

概要図等



令和 6 年度の取組	
○ 各市町に「実証企画公募」を行い、下関市から「沖合底びき網漁船をモデル漁船とした実証企画提案書」の提出。他の市町からは提出なし。 ○ 実証企画審査会で内容を審査し、「採択することについて異存はない」こととした。 ○ これを受け、下関市に採択通知し、あわせて下関市からの補助金交付申請書の提出後、交付決定通知を行い、実証事業開始。	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
実証項目	実施結果及び進捗状況
①海洋環境の変化への対応	マダラの漁場予測に必要なデータ収集・蓄積・解析を実施。
②漁労作業の省力化・軽労化	遠隔操作ウインチ導入による人員削減（20 人→18 名）の実証を実施。
③資源状況に応じた操業体制	主要魚種（アカムツ、アンコウ）のデータ収集・蓄積を実施。 データ解析に基づき、小型サイズ予測が多い海域を避けた操業実証を実施。
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
実証項目	成果及び評価
①海洋環境の変化への対応	新漁場では過去データがないこと、海洋環境の変化により単年のデータのみでは漁場予測精度が低いことから、更なるデータ収集・蓄積を重ね、予測精度の向上が必要。
②漁労作業の省力化・軽労化	人員を削減したことにより、時化等における海中漁具の形状回復作業や漁獲物の仕立て作業に遅れが生じるなど、生産面における課題が抽出されたことから、改善策の検討及び効果把握が必要。
③資源状況に応じた操業体制	漁獲物のサイズにバラツキがあり、更なるデータ収集・蓄積が必要。 市場評価や操業コストも踏まえた解析技術の改良が必要。
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 34 農林漁業でのデジタル技術を活用した社会実装件数 令和 3 年度 6 件 ⇒ 令和 8 年度目標 30 件（累計）
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	令和 6 年度新規

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	50,000
補正後予算額	—	—	50,000
決算額	—	—	50,000

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	50,000	下記(6)参照
合 計	50,000	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	50,000	—
合 計	50,000	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	—	50,000
補助金等の名称	—	—	持続可能な漁業経営モデル創出事業費補助金
交付先名	—	—	下関市

(6) 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	持続可能な漁業経営モデル創出事業費補助金
目的(趣旨)	事業主体が行うスマート技術や省力化機器等の新技術を搭載したモデル船での実証について市町を通じて支援し、効果等を沖合底びき網漁業やまき網漁業等へ横展開することにより、生産性と持続性を両立する漁業経営体の育成を図ることを目的とする。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	持続可能な漁業経営モデル創出事業費補助金交付要綱 持続可能な漁業経営モデル創出事業実施要領
創設年度	令和6年度
交付対象事業	先進技術等を搭載した「モデル漁船」での実証経費

補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	
負担金、補助及び 交付金	先進技術等を搭載した「モデル漁船」での実証経費	1/4(50,000 千円)	
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
下関市		50,000,000 円	
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：件）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	－	－	R6:0 R7:0 R8:10
実績値（B）	－	－	R6:0
達成率（B/A）	－	－	－
達成度の説明			
○ 目標値については「経営モデルの普及件数」。			
○ 山口県漁業の新技术導入に向けた方針（ロードマップ）に基づき、1 年目（令和 6 年度）は「データー収集・蓄積・解析」、2 年目(令和 7 年度)・3 年目(令和 8 年度)は「前年の取組に加え、課題抽出、改善」、と段階的に新技术や省力化機器等の効果や有効性を実証する計画としているため、令和 8 を目標とした 3 年間の事業期間としている。			
○ このため、目標値についても令和 6 年度:0 件、令和 7 年度:0 件、令和 8 年度:10 件としている。			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱、実施要領にそって補助金の交付等がなされているかどうか確認した。
有効性	・実績報告書を閲覧し、事業が有効であるか、否かについて確認した。

監査要点	実施手続
経済性・効率性	・経済性と効率性を有して、補助事業が実施されているかの、否かについて検証を行った。

(8) 確認した証憑書類等

補助金交付要綱、実施要領、実証企画審査会資料、補助金実績報告書、実証企画実績報告書

(9) 監査の結果

【指摘】補助金に係る消費税等の取扱いについて（合规性）

持続可能な漁業経営モデル創出事業費補助金交付要綱は、補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき仕入税額控除の対象となる部分を補助金から控除する仕組みを設けており、消費税と補助金による二重補填を防止することを制度趣旨としている。

具体的には、第 4 条第 3 項において、仕入税額控除額が明らかな場合には減額して申請することを義務付け、第 6 条第 3 項において、実績報告時に控除額が確定した場合には補助金から減額して報告することを規定し、さらに第 6 条第 4 項において、確定申告後に控除額が確定した場合には別記第 4 号様式により報告・返還することを求めている。また、同様式においては「補助事業者の消費税確定申告書や付表 2 の写し」の提出を義務付けており、制度が仕入税額控除の確定額を基準に精算させることを前提として制度設計されていると解される。

当初総事業費は 2 億円、県補助の上限額は 5,000 万円であったが、県は補助対象経費を税抜ベースで算定し、上限 5,000 万円を交付決定した。その後、実績報告において総事業費は 316,815,516 円に増加したものの、控除額に基づく減額報告は無く、補助金は上限額のまま確定している。

本来、本要綱は「申請時に仕入税額控除額が明らかなら減額、そうでなければ実績報告や確定申告後に必ず精算する」という三段階の仕組みにより二重補填を防止する構造となっている。しかし、本件では県が「税抜算定」を理由に精算を行わず、結果として仕入税額控除相当額を反映しないまま補助金を確定しており、要綱の条文、様式および制度趣旨に反する運用となっている。特に交付上限が設定されている場合、税抜算定方式と仕入税額控除額を用いた精算方式では最終的な補助額が異なる結果となり得るため、税抜算定をもって精算義務を免れることはできない。

また、市町への間接補助であることから、仕入税額控除が生じる事業体を市町であるとする事も考えられる。しかし、要綱の構造および制度趣旨を踏まえると、控除対象となるのは市町ではなく末端の事業主体である。要綱第 2 条においては、「事業主体が行う事業に要する経費」を補助対象経費としており、消費税も事業主体に帰属すると読むのが自然である。仕入税額控除は課税仕入れを行った者のみに発生し、市町は当事業において課税仕入れを行わない。別記第 4 号様式で確定申告書や付表 2 の提出を求めている点も、事業主体の控除額により精算する趣旨と整合する。

以上のことから、県は、要綱に従い、補助対象事業者の消費税申告書等を徴求し、仕入税額控除額を把握した上で、補助金から減額・返還させる必要性の有無を確認する必要がある、今後は申請時・実績報告時・確定申告後の三段階で控除額を確実に精算する体制を整備することが求められる。

なお、税抜算定方式を制度として採用する場合には、要綱改正により算定方法を明文化し、制度趣旨との整合を図ることが合理的である。その際には、免税事業者や簡易課税制度適用事業者、また課税売上割合が低く仕入税額控除が限定的となる事業者等、仕入税額控除が生じない又は一部に限られる事業者の取扱いをどのように設計するかについても検証が不可欠である。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、社会減に直接対応する施策ではないものの、人口流出が著しい沿岸・漁村地域において、就業継続が困難となりつつある漁業の構造的課題に正面から対応する取組であり、社会減の抑制に向けた基盤的施策として位置付けることができると思う。

本県漁業は、就業者の高齢化や漁船の老朽化に加え、海洋環境の変化や資源管理の高度化など、外的要因による経営リスクが拡大している状況にある。こうした中で、本事業は、スマート技術や省力化機器を搭載した「モデル漁船」を用いた実証を通じて、労働負荷の軽減と生産性向上の両立を目指しており、将来にわたって漁業を職業として選択・継続できる環境づくりに資する取組である。特に、漁場予測や資源状況に応じた操業判断に関するデータの収集・解析は、経験や勘に依存しがちであった操業を可視化・合理化するものであり、若年層や後継者にとって参入しやすい産業構造への転換を促す点で意義が大きい。また、省力化・軽労化の実証を通じて、少人数でも操業可能な体制の検証が行われていることは、将来的な人手不足への対応策として評価できる。

一方で、実証の結果として新たな課題が抽出されている点についても、本事業の特徴であり、評価すべき点であると思う。単に成果のみを強調するのではなく、生産面や操業面での課題を明確に整理し、次年度以降の改善につなげる設計となっていることは、モデル事業としての妥当性を高めている。

社会減対策の観点からみると、本事業は短期的に人口動態へ影響を与えるものではないが、「漁業は将来性のある産業である」というメッセージを具体的な技術実証を通じて示す点に意義がある。こうした取組の積み重ねにより、地域における就業継続や事業承継の選択肢が確保されることは、結果として若年層の流出抑制や定着条件の整備につながるものと思う。

今後は、モデル漁船で得られた成果や課題を整理し、他地域・他漁法へ横展開していく過程を段階的に把握することで、社会減対策を下支えする施策としての実効性を、より明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI ロジック整理表（No.19 持続可能な漁業経営モデル創出事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
就業継続性の確保	スマート技術・省力化技術を導入したモデル漁船による実証件数	労働負荷の高い操業形態 → 高齢化・後継者不足が進行 → 離職・廃業が増加 → 省力化・軽労化技術の実証 → 漁業の継続可能性向上 → 地域からの就業離脱の抑制
生産性・収益安定性の向上	海洋環境・資源状況データを活用した操業モデルの構築・普及件数	海洋環境変化・資源管理強化 → 漁獲量・収益の不安定化 → 経営不安が定住意欲を低下 → データ活用による操業最適化 → 収益安定化 → 漁業を基盤とした生活の維持 → 社会減リスクの緩和
次世代参入環境の整備	実証成果の横展開による新たな漁業経営モデル普及件数	漁業の将来像が不透明 → 若年層が参入を敬遠 → 地域人口の流出 → モデル漁船による「見える成功事例」提示 → 漁業の将来性可視化 → 新規参入・事業承継の促進 → 社会減の抑制

【大交流維新】

◆国内外での市場拡大プロジェクト

プロジェクトは、外需獲得を通じ県内産業の持続性を確保する戦略的施策として評価できる。直接的な人口誘導策ではないものの、所得向上及び雇用維持を通じ社会減抑制を下支えする役割を担っている。販路開拓支援やブランド化の取組は産業競争力強化に寄与している。

一方、産業成果と人口動態との接続整理は限定的である。今後は雇用・所得波及の把握を補足的に行うことが望まれる。

20. やまぐちスタイル情報発信事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちスタイル情報発信事業
担当部局課	総合企画部広報広聴課
実施の背景（必要性）	
依然として人口が減少しており、若者の県外流出が課題となる中、ワークライフバランスを重視する若者に対して、本県の強みである「暮らしやすさ」に関する情報を着実に届けることで、本県への定着促進を図る必要がある。	

目的	
若者に対して、本県の強みである「暮らしやすさ」に関する情報を着実に届けるため、各種データや外部専門人材の知見等を踏まえ、「暮らしやすさ」コンテンツ及び発信方法等の検討・ブラッシュアップを実施し、戦略的な情報発信を展開する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
様々な広報媒体をその特性に合わせて効果的に活用することにより、ワークライフバランスを重視する若い世代へ、本県の強みである「暮らしやすさ」などの情報が着実に届くようになり、本県への若者の定着促進につながっている。	
概要（内容）	
○暮らしやすさ PR 動画の制作・配信 Web 調査の実施結果や外部専門人材の知見等を踏まえて、本県の強みである「暮らしやすさ」を前面に打ち出した動画を制作し配信する。 ○SNS の活用（LINE の開設） 若者に対して、本県の強みである「暮らしやすさ」に関する情報を着実に届けるため、新たに LINE アカウントを開設。LINE を活用して、欲しい情報をカテゴリーごとに選択・入手できるシステムを構築し効果的に情報を発信する。 ○デジタル県外広報誌の発行及び魅力発信サイトの運用 県外の方々に、本県の「暮らしやすさ」に関する情報を届けるため、本県の魅力を分かりやすくトータルに紹介するデジタル県外広報誌を発行し、それをメインコンテンツとする魅力発信サイトを運用する。 ○山口ふるさと大使の活用 山口県にゆかりのある著名な方を「山口ふるさと大使」に委嘱し、大使の様々な活動を通じて本県の「暮らしやすさ」を広く県外に情報発信する。 ○こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発 こどもや子育てにやさしい「休み方改革」を県内全域に広げていくため、県民の日常生活に密着した地元テレビ局の情報発信力を活用して周知し、機運醸成を図る。	

概要図等

■やまぐちスタイル情報発信事業 → 戦略的な情報発信（活用する広報媒体）

↓ 本県への定着促進

本県の「暮らしやすさ」の発信

暮らしやすさ動画の制作・配信	動画サイト	YouTube
SNS の活用	SNS	LINE（R6.8.1～） Facebook Instagram X
デジタル県外広報誌の制作 魅力発信サイトの運用	県ホームページ（HP）	
山口ふるさと大使の活用	人的ネットワークの活用・県 HP で活動紹介	
休み方改革の機運醸成	民放テレビ局（KRY、TYS、YAB）	

主な実施主体

山口県

対象者

県内大学生及び県外在住の若者・子育て世代

令和 6 年度の取組

- 暮らしやすさ PR 動画の制作・配信
- 県公式 LINE アカウントの開設及び運用
- デジタル県外広報誌の発行及び魅力発信サイトの運用
- 山口ふるさと大使を活用した山口県の PR
- こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- 暮らしやすさ PR 動画の制作・配信
 - ・ロング動画（5 分程度）3 本
 - ・ショート動画（1 分程度）9 本
- LINE 公式アカウント運用開始（令和 6 年 8 月 1 日）
- デジタル県外広報誌「ふくの国 山口」を年 3 回発行（7 月、11 月、2 月）
- 魅力発信サイト「ふくの国 山口」の運用
- 山口ふるさと大使の活動の機会を通じた本県 PR の促進（令和 6 年度末：57 人・3 組）

・新規就任者（令和 6 年度 3 人） 久保修（切り絵画家）、廣瀬順子（柔道選手）、村重杏奈（モデル・タレント） ※いずれも令和 6 年 10 月 11 日付け ・年 4 回（6 月、8 月、11 月、2 月）情報提供し、本県の PR を要請 ○こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の趣旨や取組等の情報発信 ・県内テレビ各局とのタッグによる情報発信 自社番組内で特集企画の実施（年 3 回、各回 5 分程度） 自社ニュース番組での広報（通年）	
成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）	
県公式 SNS フォロワー数 37,862 人（6 年度末）	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 47 県公式 SNS フォロワー数 令和 3 年度 13,357 人 ⇒ 令和 8 年度目標 50,000 人
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	該当無し

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	—	45,774
補正後予算額	—	—	44,294
決算額	—	—	43,322

（3）令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	41,071	下記（6）参照
旅費	425	職員出張旅費
需用費	1,713	コピー代、消耗品代他
報償費	112	キャンペーン賞品代
合 計	43,322	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率 (%)
国庫	17,891	41.2
その他	753	1.7
一般（県）	24,678	56.9
合 計	43,322	100.0

（その他財源の内容） 企業広告収入：県ホームページ及び魅力発信サイト「ふくの国 山口」

(5) 委託料の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	—	41,071
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)電通西日本広島支社 外6件

(6) -1 令和6年度 委託契約の概要

契約名	やまぐちスタイル情報発信業務
契約期間	令和6年6月13日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	やまぐちスタイル情報発信業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)電通西日本 広島支社
業者選定理由	公募型プロポーザルによる最優秀提案者
予定価格	18,716,788 円（税込）
契約金額	18,716,788 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：やまぐちスタイル情報発信業務の委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(6) -2

契約名	山口県の暮らしやすさに関する調査業務
契約期間	令和6年6月18日～令和6年9月30日
業務内容（仕様）	山口県の暮らしやすさに関する調査業務
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(株)読売広告社 広島支社
業者選定理由	公募型プロポーザルによる最優秀提案者
予定価格	2,651,000 円 (税込)
契約金額	2,651,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：山口県の暮らしやすさに関する調査業務の委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(6) -3

契約名	県公式 LINE 開設・運用保守業務
契約期間	令和 6 年 5 月 22 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	県公式 LINE 開設・運用保守業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	トランス・コスモス(株)
業者選定理由	公募型プロポーザルによる最優秀提案者
予定価格	2,002,000 円 (税込)
契約金額	2,002,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：県公式 LINE 開設・運用保守業務の委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(6) -4

契約名	デジタル県外広報誌及び魅力発信サイト制作等業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	デジタル県外広報誌及び魅力発信サイト制作等業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

委託業者名	㈱ケイ・アール・ワイ・サービスステーション
業者選定理由	既存の Web サイトを維持管理し、広報誌デザインの構成等が可能であるため
予定価格	12,413,500 円（税込）
契約金額	12,413,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：デジタル県外広報誌及び魅力発信サイト制作等業務委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(6) -5

契約名	こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務
契約期間	令和 6 年 6 月 5 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	山口放送㈱
業者選定理由	県内全域をカバーした放送が可能で、知名度を有する自社番組での広報が可能であるため
予定価格	1,650,000 円（税込）
契約金額	1,650,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務の委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(6) -6

契約名	こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務
契約期間	令和 6 年 6 月 5 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

委託業者名	山口朝日放送(株)
業者選定理由	県内全域をカバーした放送が可能で、知名度を有する自社番組での広報が可能であるため
予定価格	1,650,000 円 (税込)
契約金額	1,650,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務の委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(6) -7

契約名	こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務
契約期間	令和6年6月5日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	テレビ山口(株)
業者選定理由	県内全域をカバーした放送が可能で、知名度を有する自社番組での広報が可能であるため
予定価格	1,650,000 円 (税込)
契約金額	1,650,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：こどもや子育てにやさしい「休み方改革」の普及啓発業務の委託契約	
検査手法：成果物及び業務実施報告書等による検査	
検査結果：適	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。

監査要点	実施手続
	・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・ 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・ 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・ 業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。
有効性	・ 委託契約の内容が実行可能かどうか確認した。 ・ 委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検証した。 ・ 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・効率性	・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検証した。

（8）確認した証憑書類等

起案書、競争入札等審査会資料、審査表、業者選定伺、委託契約書、仕様書、業務委託検査調書、完了報告書、契約締結伺、執行伺、提案書、見積書、請求書

（9）監査の結果

【指摘】起案書等における決裁日の記入漏れについて（合规性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続に則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載が無い起案書があり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。

起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず保存文書としては不完全となる。

したがって、責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日は必ず適切に記入する必要がある。

【意見】県公式 LINE アカウントの継続について（有効性）

県は、人口減少及び若者の県外流出の課題に向き合うため、やまぐちスタイル情報発信事業の一環として本県の強みである「暮らしやすさ」に関する情報を着実に届けるためのコンテンツ及び発信方法として県の公式 LINE アカウントを開設した。当該 LINE アカウントは本県での生活に必要な情報、例えば、観光、移住、医療・福祉、結婚・子育て、各種補助金に関する情報を LINE のフォロワーに提供している。

本事業は令和 8 年度の目標達成後に終了し、それに伴い当該 LINE アカウントによる情報の提供も終了する。しかし、LINE に親しみのある若者を中心にフォロワー数も順調に増加していることから、県民及び山口県に興味を持っているフォロワーのためにも LINE アカウントの継続について検討していただきたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

やまぐちスタイル情報発信事業は、人口の社会減に対して直接的に移住や就業を促す施策ではないものの、若者の意識形成や地域選択に影響を与える「前段階」に着目した基盤的施策として、社会減対策との関係性を有する事業であると考ええる。本県では、若年層の県外流出が継続する中で、「就職先」や「賃金水準」だけでなく、暮らしやすさやワークライフバランスといった生活価値が進路選択において重視される傾向が強まっている。こうした状況を踏まえ、本事業が「暮らしやすさ」を一貫したメッセージとして整理し、動画、SNS、デジタル広報誌、人的ネットワークなど複数の媒体を組み合わせで発信している点は、県の強みを的確に捉えた取組として評価できる。特に、LINE 公式アカウントの開設により、若者が自ら関心分野を選択して情報を取得できる仕組みを構築している点や、県外向けデジタル広報誌を通じて「暮らし」の全体像を提示している点は、単発的な広報にとどまらず、継続的な接点づくりを志向している点で有効性が高いといえる。また、「休み方改革」を含めた発信は、県内企業や地域社会の姿勢を可視化する効果を有しており、若者の不安感の軽減や定着意識の醸成につながる可能性を持つ。

一方で、社会減対策としての実効性をより明確に示すためには、県公式 SNS のフォロワー数といった情報接触量の指標に加え、情報に触れた若者の意識変化や行動変容との関係性を段階的に把握する視点を補完することが望ましいと考える。例えば、県内大学生や県外若者を対象とした意識調査との連動や、移住・就職関連施策との接点整理を行うことで、本事業が社会減の抑制にどのように寄与しているのかを、より立体的に説明することが可能になる。

したがって、本事業は、社会減対策を直接担う施策ではなく、「選ばれる地域であるための土台づくり」を担う基盤的施策として位置付けた上で、他施策との連動を意識した効果の見える化を進め

ることにより、社会減対策としての説明力と実効性をさらに高めていくことができる事業であると考ええる。

◆3KPI のロジック整理 (No.20 やまぐちスタイル情報発信事業)

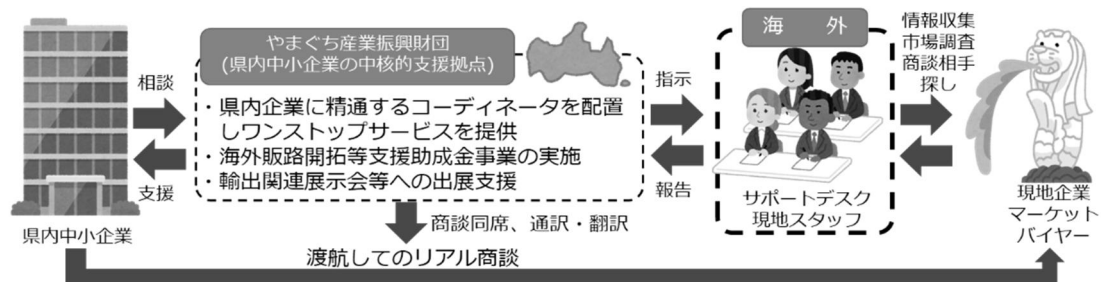
観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
情報接触	県公式 SNS フォロワー数	暮らしやすさ情報への接触拡大 → 県への関心醸成 → 進学・就職・移住時の選択肢として想起
意識形成	暮らしやすさ関連コンテンツの閲覧・利用状況	生活価値の具体的理解 → 地方生活への心理的ハードル低下 → 定着・回帰意識の形成
行動接続	若者・子育て世代向け情報への継続的接点数	継続的情報取得 → 地域との関係性維持 → 社会減の抑制につながる行動選択

21. 海外展開総合支援事業

(1) 事業の概要

事業名	海外展開総合支援事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
実施の背景 (必要性)	
少子高齢化や人口減少により、国内・県内市場の縮小が見込まれる中、海外での新たな市場開拓が不可欠となっている。	
目的	
本県の産業力の維持・強化を図るため、新たな市場の開拓に向け、ASEAN 等、アジア地域を中心に県内企業の海外展開を総合的に支援する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
県内中小企業の海外展開が進み、自立的なビジネスとして確立しており、本県の産業が堅調に成長できている。	
概要 (内容)	
海外販路開拓コーディネータ配置や「山口県海外ビジネスサポートデスク」設置による相談支援体制の整備、および輸出関連展示会への共同出展支援や海外販路開拓に係る経費の一部助成等	

概要図等



主な実施主体 県（やまぐち産業振興財団に委託）

対象者 県内中小企業

令和6年度の取組

(1) 海外展開支援拠点の機能強化

県の海外展開支援拠点であるやまぐち産業振興財団の海外展開支援機能を整備し、中小企業の海外展開の促進に繋げる。

① 海外販路開拓コーディネータの配置（2名）

業種に関わらず、海外展開の初期段階から既に取り組んでいる企業まで様々な段階にある企業の相談に幅広く対応

② 山口県海外ビジネスサポートデスクの運営

海外ビジネス展開に関する豊富な知見や、幅広いネットワーク等を有する専門家が、海外現地での事業展開に関する相談や情報収集・市場調査、取引先企業の発掘・紹介等を実施

③ 展示会出展支援

輸出関連展示会に山口県ブースを出展することで、県内企業に海外展開の機会を提供するとともに山口県をPR

〈出展展示会〉

・ SEMICON Taiwan 2024（台湾・台北市）

・ FHA-HoReCa 2024（シンガポール）

(2) 個別支援の実施

海外展開に係る基本構想再構築から実行段階までの個別ニーズに対応するため、海外販路開拓等支援助成金を活用し、中小企業の海外展開を支援

【助成上限】500千円

【助成率】1/2以内

【対象経費】海外販路開拓に必要な渡航費、通訳・翻訳代、資料作成費など

(3) ベトナムへの経済交流訪問団の派遣

ベトナム・ビンズン省との覚書締結 10 周年を契機として、同省及びホーチミン市を中心とするベトナム南部における情報収集及び現地ネットワークの構築を目的としてベトナムミッションを実施	
実施結果（アウトプット）及び進捗状況	
(1)(2)実施結果 支援活用企業数（延べ数）：64 社、商談件数：175 件	
(3)実施結果 ミッション参加企業数：12 社、現地企業とのマッチング件数：41 件	
成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）	
中小企業の海外展開成約件数：34 件 （評価）目標（20 件/年）を上回るペースで順調に推移している。 成約金額も投入金額（＝事業費）を大きく上回り、事業目的である「本県の産業力の維持・強化」に繋がっている。 （次年度以降）令和 7 年度には、海外販路のさらなる拡大に向け、新たにバイヤー招聘商談会を開催することを予定しており、引き続き目標を上回る成約を目指す。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 48 中小企業の海外展開成約件数 平成 30～令和 3 年度 56 件 ⇒ 平成 4～8 年度目標 100 件（累積）
関連する個別計画	やまぐち産業イノベーション戦略 （⑥海外ビジネス加速化プロジェクト）
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 30 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	46,348	50,209	60,037
補正後予算額	44,910	46,581	55,978
決算額	43,616	45,118	53,953

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和 5 年度のトップセールス、令和 6 年度のベトナムでの周年行事に係るミッション派遣のため、直近 3 年間で決算額は増加傾向である。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	50,315	下記（６）参照
旅費	3,329	職員出張旅費
需用費	259	コピー代、用紙代他
使用料及び賃借料	50	海外用 WiFi ルーター使用料
合 計	53,953	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	23,104	42.8
その他	—	—
一般（県）	30,849	57.2
合 計	53,953	100.0

（５）委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	41,706	42,441	50,315
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（公財）やまぐち産業 振興財団	（公財）やまぐち産業 振興財団 外１件	（公財）やまぐち産業 振興財団

（６）-１ 令和６年度 委託契約の概要

契約名	海外展開総合支援事業実施業務
契約期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日
業務内容（仕様）	(1) 海外展開支援拠点整備事業 ア 海外販路開拓コーディネータの配置 イ 輸出関連展示会等への出展 ウ 「山口県海外ビジネスサポートデスク」の設置・運営 (2) 個別支援事業
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	（公財）やまぐち産業振興財団
業者選定理由	本事業をこれまでの中小企業支援に係る取組と連携して実施することで、事業効果の早期発現を目指す観点から、中小企業を中心とした企業情報や

	経営革新・事業拡大支援の実績、販路開拓支援のノウハウの蓄積を有する 中小企業支援機関を選定する必要があるため
予定価格	50,360,000 円（税込）
契約金額	50,360,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	① (株)日本アシスト ② (株)昭栄美術
再委託金額	① 9,960,500 円（税込） ② 1,859,000 円（税込）
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査及び実地検査	
検査結果：合格（額の確定：46,209,114 円）	

(6) -2

契約名	ベトナム南部経済交流促進事業実施業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1) 山口県訪問団の結成 (2) ベトナム企業と県内中小企業とのビジネス交流の企画 ・運営 (3) 出張の運営・管理 (4) 現地通訳の手配 (5) 専用車両の手配 (6) 必要物品の手配
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財団
業者選定理由	本事業をこれまでの中小企業支援に係る取組と連携して実施することで、 事業効果の早期発現を目指す観点から、中小企業を中心とした企業情報や 経営革新・事業拡大支援の実績、販路開拓支援のノウハウの蓄積を有する 中小企業支援機関を選定する必要があるため
予定価格	4,106,000 円（税込）
契約金額	4,106,000 円（税込）
変更契約の有無	無し

再委託の有無	有り
再委託先	(株)JTB 山口支店
再委託金額	3,249,996 円（税込）
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査及び実地検査	
検査結果：合格	

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているかについて質問し、検証した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか、否かについて検証した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。

監査要点	実施手続
	・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。

（8）確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、業務委託契約事務取扱要領、業者選定理由書、委託検査調書、請求書、支出負担行為、実績報告書、再委託承認申請書

（9）監査の結果

【指摘】再委託の把握漏れによる所定の手続の未実施について（合规性）

産業振興財団に委託した海外展開総合支援事業実施業務における再委託について産業振興財団側が「委託料」ではなく「役務費」として処理していたため、県側では再委託と認識できておらず、再委託に係る所定の手続が実施されていなかった。（経緯等の詳細については、下記及び事業 No. 21-1 にて記載）

【指摘】実績報告書検査手続の適正性について（合规性）

「委託費」として計上すべき科目の節が「役務費」となっていたが発見されず、従って是正されていなかった。実績における検査手法は、書面審査及び実地検査となっており、契約書等証憑書類を確認すれば発見できる内容である。

「役務費」扱いとした場合、業務委託を契約する際に必要とされる手続を経ずに業務発注でき、規定を逸脱して契約することが可能となる。具体的には、競争入札や見積合わせによる業者選定の手続、再委託の承認手続等が「役務費」には求められていない。今回「役務費」として処理されていた契約については、発注時にプロポーザル審査を実施していたため、公平性や競争原理は確保されていたが、業者の選定に当たっては、相手方が固定しやすく公金の使途の不透明さに疑念が持たれぬよう、経済的合理性の働く環境下で透明性をもって行うことが必要である。

これらを担保するためにも、科目の適切性は重要であり、実績報告の検収は細心の注意をもって実施しなければならない。

【意見】事業の成果指標について（有効性）

海外展開総合支援事業では、山口県の産業力の維持・強化を図るため、新たな市場の開拓に向け、ASEAN 等、アジア地域を中心に県内企業の海外展開を総合的に支援することを目的としている。本事業の目的達成のための成果指標として、中小企業の年間海外展開成約件数を採用し、令和 6 年度は目標 20 件に対して、実績 34 件を達成しており、高く評価できる。

しかし、本事業の目指すべき将来像を、山口県の産業力の維持・強化を図るため、新たな市場を開拓することと考えるならば、中小企業の海外展開成約件数のみを成果指標とすることが、最適であるとは言い難い。

それはたとえ数多く海外展開成約を成立させたとしても、企業にとって成約 1 件限りで終了し、その後の継続的な取引が行われなかった場合には、新たな市場の開拓に寄与したとは言い難く、本事業の目的は達成できていないとの評価となる。逆に海外展開成約件数が少なくとも、その成約をきっかけに継続的な取引が開始され、県内中小企業が海外市場への本格展開を加速させることとなった場合には、本事業の目的は達成されたと評価できる。

そのため、成果指標を中小企業の海外展開成約件数のみとするのではなく、新たな市場の開拓に向け、ASEAN 等、アジア地域を中心に県内企業の海外展開の成果を表す他の指標も併用して総合的に判断すべきである。ここでその他の指標としては例えば、海外企業との継続取引契約数などが考えられる。

【意見】当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）

海外展開総合支援事業は、当初予算額 60,037 千円に対して、決算額は 53,953 千円と乖離した結果（当初予算比△6,084 千円、△10.1%）となっていた。

当該乖離の主な要因としては、海外販路開拓等支援助成金に関して、予算段階では限度額である 50 万円の助成金 15 件（総額 7,500 千円）を想定していたが、結果として当初想定よりも助成金額が少なくなり、交付確定額（18 件、総額 4,698 千円）が下回ったことによるものである。また本助成金（販路開拓枠）に関しては、公募において 25 件の応募があった内、審査を経て 10 企業へ交付されているが、追加の二次募集などは行われていなかった。

確かに助成金の交付については公募によるものであり、必ずしも予算策定段階で助成対象企業数及び助成金額を正確に見積もれるものではないため、予算額と決算額に乖離が生じる可能性があることは理解できる。しかし本助成金の公募における応募数は当初の想定件数を超えており、県内中小企業の求めている需要の高い助成金であると考えられることを考慮すると、二次募集など何らか追加の手続きを実施しなかったことは、事業として予算の適切な運用が行われたとは言い難い。

予算の適切な配分という観点から考えると、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。もちろん予算を無駄に運用することは許されないが、予算化した事業を有効に実施する観点から、需要の高い本助成金などの事業であれば、追加で二次募集を行うなどの必要に応じた適切な対応が必要であると考ええる。

《県からのフィードバック》

当該補助事業に関しては、海外との調整が必要となる特殊事情があったことから当初想定していた予算額と精算額に乖離が生じる結果となった。具体的には、周年行事に合わせて実施したベトナム南部経済交流促進事業に参加する企業を対象とした「ミッション支援枠(2,500 千円)」について、

ベトナムとの行程の調整等に時間を要し、募集の時期が令和 6 年 10 月と後ろ倒しになった上、参加企業数及び対象経費が想定より少なかった。通常であれば、販路開拓枠において二次募集を実施するところであるが、精算額確定時点が既に令和 7 年 1 月であったため、事業実施期間を十分に確保できないとの判断から二次募集は実施しなかった。

なお、令和 7 年度より助成金の名称を「戦略的海外ビジネス推進助成金」へ改め、企業の実行段階に応じて補助対象、上限額の異なる 3 枠（チャレンジ枠、ステップアップ枠、海外ビジネス牽引企業応援枠）を創設し、予算額 11,000 千円に対して令和 7 年 5 月に一次募集、令和 7 年 9 月に二次募集を実施し、予算満額を決定している。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

海外展開総合支援事業は、人口の社会減に直接的に対応する施策ではないものの、県内産業の競争力維持・強化を通じて、雇用の安定や地域経済の持続性を支える基盤的施策として、社会減対策と一定の関係性を有する事業であると考ええる。

少子高齢化や人口減少の進行により、県内市場の縮小が避けられない中、県内中小企業が国内市場のみに依存した経営を続けることは、中長期的には事業縮小や撤退、ひいては雇用減少につながるリスクを内包している。こうした状況において、本事業が ASEAN 等の成長市場を中心に海外展開を後押しし、新たな需要の獲得を支援している点は、県内企業の事業継続性を高める取組として評価できる。特に、海外販路開拓コーディネータの配置や海外ビジネスサポートデスクの運営により、海外展開の初期段階から実行段階までを一貫して支援する体制を整備している点は、中小企業にとって参入障壁の高い海外市場への挑戦を現実的な選択肢とする効果を有している。また、展示会出展支援やミッション派遣を通じて具体的な商談機会を創出し、成約件数が目標を上回って推移していることは、本事業の実効性を示す成果として評価できる。

社会減対策の観点からみると、海外展開による成約件数や金額といった成果は、直ちに人口動態に反映されるものではないが、企業の収益基盤強化 → 雇用維持・拡大 → 働く場の安定という連鎖を通じて、結果として若年層の県外流出抑制や定着環境の維持に寄与する可能性を有していると考え整理できる。

一方で、本事業の成果指標は主として「成約件数」に置かれており、海外展開が県内雇用や人材確保にどの程度波及しているのかについては、必ずしも明確に示されていない。今後は、海外展開に取り組む企業の事業拡大状況や雇用面での変化等を段階的に把握することで、産業支援施策としての成果と社会減対策との関係性をより分かりやすく説明できる余地があると考ええる。

したがって、本事業は、社会減対策に直接位置付ける施策ではなく、人口減少下においても地域経済と雇用を持続させるための基盤的施策として整理した上で、その波及効果を丁寧に可視化していくことにより、社会減対策としての意義をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No.21 海外展開総合支援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
事業 拡大	中小企業の海外展開成約件数	海外市場の獲得 → 売上・収益基盤の強化 → 事業 継続性の向上
雇用 基盤	海外展開支援活用企業数	事業規模の拡大・安定 → 雇用維持・拡大 → 働く 場の確保
地域 定着	海外展開を通じた企業成長事例の 蓄積	成長企業の可視化 → 地域産業への期待感向上 → 若年層の流出抑制・定着意識の形成

21-1. 海外展開総合支援事業実施業務

(公財) やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託収入 (海外展開総合支援事業)	50,360	46,209
合計	50,360	46,209

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
謝金	9,900	9,882
旅費	3,488	2,603
需用費	4,521	284
役務費	1,442	3,831
賃借料	6,192	9,632
賃金	3,739	1,574
委託料	9,680	9,927
助成金	7,500	4,698
一般管理費	3,896	3,773
合計	50,360	46,209

(2) 令和6年度 委託契約の概要

契約名	海外ビジネスサポートデスク事業
契約期間	令和6年6月12日～令和7年3月31日<基本業務>

	(内) <個別支援業務> <展示会出展支援業務> 令和6年6月12日～令和7年2月28日
業務内容（仕様）	山口県海外ビジネスサポートデスク運営業務 1 基本業務 相談対応 2 個別支援業務 事前準備、販路開拓支援、商談等サポート支援、アフターフォロー支援 3 展示会出展支援業務 事前調整・協議、マッチングの実施、展示会サポート支援、アフターフォロー支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第29条第2項第2号
委託業者名	(株)日本アシスト
業者選定理由	公募型プロポーザル審査会において最優秀提案
予定価格	9,967,276 円（税込）
委託契約金額	9,960,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（額の確定：9,927,500 円（税込））	

(3) 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	海外販路開拓等支援助成金	
目的（趣旨）	海外販路開拓に要する経費の一部を助成することで、海外展開につながる企業の活動を支援し、企業の事業拡大の推進を図る。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	海外販路開拓等支援助成金交付要綱	
創設年度	令和元年度	
交付対象事業	海外販路開拓等支援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
海外販路開拓支援事業	専門家謝金、役職員・専門家旅費、借損料、通訳・翻訳費、マーケティング調査費、資料購入費、通信運搬費、展示会等出展費、広報費、委	1/2（50万円）

	託費、その他海外販路開拓支援事業に必要と認められる経費 ※ただし、備品購入費(設備・PC・机等の購入費)や食糧費等は除く。	

交付先及び交付金額

状況

交付先名	交付金額(円)
(株)サンライン	283,000
(株)ブンシジャパン	470,000
(株)中特ホールディングス	500,000
(株)ミヤハラ	447,000
協和機工(株)	312,000
(株)シーパーツ	500,000
(株)アクシス	271,000
(株)ひびき精機	500,000
(株)井上商店	307,000
(株)高田	457,000
前田海産(株)	0
(株)リライフ	86,000
中国特殊(株)	86,000
(有)ヤマモト工業	81,000
(株)弘津工業	83,000
(株)豊物産	0
水口電装(株)	80,000
日新運輸工業(株)	95,000
パイロットライト(同)	60,000
大洋パッキング(株)	80,000

申請及び交付件数

申請件数：34 件

交付件数：20 件 差異については、不採択 14 件

補助金の効果測定

(効果測定方法) 定期訪問において、商談進捗状況や成約実績などを聴取している。
 (測定結果) 交付年度から商談を数年継続し成約につながる案件や、リピート出荷<輸出>の案件もあり、効果は出ている。

(4) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 歳出科目の適正性について、県の節別支出手順、歳出科目の節（細節）の解説を閲覧し確認した。 ・ 補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか、否かについて確認した。 ・ 補助対象となる経費の適切性について確認した。
有効性	・ 委託の効果（実効性）を最大限に発揮できるような運用方法を取っているか、否かについて確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、実施内容や取組についての有効性を確認した。 ・ 補助金の実績報告書を閲覧し、補助事業の効果及び効果に対する測定方法、分析及び評価結果を確認した。
経済性・効率性	・ プロポーザルによる業者選定が経済的合理性に基づいて実施されたか、否かについて確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、経済性及び効率性を検証した。 ・ 補助対象経費の内容について不適切な費目がないか、計上金額は妥当か、否かについて検証した。

(5) 確認した証憑書類等

委託金精算払請求書、実績報告書、検査結果、委託契約書、支払命令伺・振替伝票、証憑書類、助成金交付要綱、助成金申請書類一式、プロポーザル説明書、請負契約書

(6) 監査の結果

【指摘】助成金対象経費の計算の正確性の確認について（有効性、経済性・効率性）

助成金を計算する際、対象外経費として消費税等を除外するようになっている。この計算において、対象となる7事業者の内、過半数の4事業者が対象経費総額から消費税等相当額として10%を控除するという誤った計算を行っていた。最終的な助成金の交付も事業者が提出したままの計算で決定されており、間違いは正されていなかった。また、監査人による指摘があるまで産業振興財団側はその間違いに気付いていなかった。

この誤謬計算によって、助成金は要綱で定めた額より過小となる。事業者としては自らの責任で助成金申請書を提出しているものであるが、助成金交付業務を実施する者として、計算の正確性の確認は業務遂行上必要不可欠であり、正しい指導をするという観点からも確認の上、適正な計算がなされた申請書を受理することを実施されたい。

更に、今回の事例は結果として申請額が過小となるもので、申請主義の原則に立てば問題が無いように捉えられるが、内部統制としてのチェック機能が働いていなかったことに問題があり、助成金事務手続が適正に運用されるよう体制を整える必要がある。

【指摘】委託業務における計上科目の適切性について（合规性）

セミコン台湾小間装飾業務（1,859 千円・消費税込）を業者に依頼する際に「SEMICON TAIWAN 2024 小間装飾業務に関する請負契約書」をもって業務契約を締結し、歳出科目の節は「役務費」で処理していた。当該業務は、出展ブースの企画設計から設置、維持、管理及び撤収までの一連を依頼したもので、県の歳出科目の節の解説によると、基本的に、人的なサービスの提供に対し支払う費用と定義されている「役務費」には属さず、本委託業務は特殊な技術・設備または高度な専門的知識を必要とするために依頼した業務であり、節は「委託料」となる。

産業振興財団は科目の節を「役務費」としていたため委託業務として認識しておらず、そのため、県への再委託の手続は実施していなかった。科目の節を変えることで本来必要とされている手続が実施されないこととなり、規則の逸脱が発生することとなる。当該事業は「役務費」として計上していたが、プロポーザル審査会を開催し業者を決定しており、手続の逸脱のために科目の節を変更したものではないが、そもそもプロポーザル方式で一定の仕様に基づき装飾業務を求めている時点で「役務費」とは考え難く、科目の節により必要とされる手続も異なるため、業務実態を反映させた適正科目へ計上する必要がある。

【意見】切れ目のないサービス提供のための対策について（有効性）

当該事業について県との委託業務契約は、令和6年4月1日に締結されている。

財団が当該事業を遂行するために「山口県海外ビジネスサポートデスク」の設置・運営業務の委託を実施するためのアクションを起こした日は、令和6年4月25日（物品調達等審査会開催伺起案日）であり、プロポーザル審査会は令和6年5月31日に開催され、契約履行日は令和6年6月12日となっている。サポートデスク自体は、2022年（令和4年）7月からシンガポールに設置されており、プロポーザルで実施業者を選出することは公平性や経済的合理性の観点から必要であるが、絶え間ないサポートを実施するためには、4月1日から事業が実施できる体制を整えることが県民にとって有効と考える。

《産業振興財団からのフィードバック》

上記意見に対して、産業振興財団も同様の問題を認識しており、令和7年度における同契約については、4月1日に締結している。4月1日から契約を締結し、サポートデスクの設置ができる仕組となった背景は、令和7年2月26日に県の担当課が課内会議を実施して方針を決定し、3月7日に産業振興財団と協議し方針についての了解を得た上で、3月27日に産業振興財団が物品調達等

審査会を開催、業者の決定を行い4月1日付で県との委託業務契約書において再委託先も明記することで実施可能となった。

【フィードバックを受けての再意見】

県との契約において当初から再委託を予定している場合の手続については、昨年度(令和6年度)の包括外部監査の報告書で述べたところであるが、競争性のない随意契約をする場合において、県との契約書に再委託先を記載することにより、再委託先の審査の省略はもとより、事業開始時期のタイムラグを無くすことができ、事業の有効性及び効率性を高めることが出来た好事例と考える。

ただし、これまでプロポーザル方式で随意契約を締結していたところ、物品調達等審査会で決定することとなり、品質の確保についてはサービス向上の観点から事業のモニタリングや利用者アンケートを実施利用する等し、公平性や経済的合理性、及び競争力の確保については、その妥当性について引き続き検証を行っていただきたい。

《県からの再フィードバック》

品質確保、公平性、経済的合理性及び競争力の確保については、実績や他県等の事例も考慮しつつ、3～5年での見直しを行い、適正な運用となるよう努める。

21-2. ベトナム南部経済交流促進事業実施業務

〔公財〕やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
県委託費	4,106	4,106
合計	4,106	4,106

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託費	—	3,447
旅費	483	48
需用費	85	—
役務費	1,595	0
賃借料	1,230	—
租税公課	373	303
一般管理費	339	304

合計	4,106	4,106

(2) 令和6年度 委託契約の概要

契約名	ベトナム南部経済交流促進事業
契約期間	(当初) 令和6年9月9日～令和7年2月28日 (変更後) 令和6年9月9日～令和7年2月28日
業務内容(仕様)	(1) ベトナム企業等と県内中小企業とのビジネス交流の企画・運営 (2) 出張の運営・管理 (3) 各種手配(現地移動バス手配、通訳等) (4) 派遣団紹介資料の作成 (5) 渡航前説明会の開催 (6) 報告書の提出
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第29条第2項第2号
委託業者名	㈱JTB 山口支店
業者選定理由	公募型プロポーザル審査会において最優秀提案
予定価格	3,277,460円(税込)
委託契約金額	3,249,996円(税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	委託元(県)の方針変更により、参加者増となったため、対応できる会場に変更となったため。
変更後契約金額	3,447,839円(税込)
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告書	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格(額の確定：3,447,839円(税込))	

(3) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 委託事務の支払について問題無く正確に実行されていることを確認した。
有効性	・ 随意契約について、業者選定の合理性について検証した。 ・ 実績報告書を閲覧し、予定した目的を達成しているか、また県政に貢献しているか等について確認した。

監査要点	実施手続
経済性・ 効率性	・ 委託理由に合理性があるかについて検証した。 ・ 委託業務が経済的合理性に叶ったものとなっているかについて検証した。 ・ 随意契約により、経済性や効率性が阻害されていることはないか、また民間の競争を阻害していなかについて検証した。

(4) 確認した証憑書類等

実績報告書、業務仕様書、委託契約書、見積書、業務委託検査調書、業務報告書、変更契約書、支払命令伺・振替伝票、証憑書類

(5) 監査の結果

記載すべき指摘及び意見は無い。

22. 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業

(1) 事業の概要

事業名	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
実施の背景（必要性）	
本県では、国際的にも高く評価される歴史ある水産関連産業が集積しており、良い魚をより分けセリにかけるシステムや活魚、鮮魚、加工魚をそれぞれ管理する設備・ノウハウを有する。特に、漁船の FRP 化技術や 3D フリーザー技術で高度の品質保持を可能とする冷凍庫メーカー、高度な加工技術を有する加工業の立地・集積がある。 一方でベトナム国キエンザン省では、魚の鮮度管理や加工が重要課題であり、漁獲から流通に至る一連の鮮度管理システムの導入について高いニーズがある。	
目的	
漁獲、加工など一連の水産関連企業の集積がある本県の強みを活かし、漁獲から流通に至る一連の鮮度管理システムの導入に高いニーズがあるベトナム等 ASEAN 地域に対して、パッケージでインフラ輸出を行い、関連企業の業績拡大を通じた県経済の活性化を図る。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
・ ベトナムにおける漁船建造から漁港整備、市場整備など一連のニーズに対応し、関連設備等の受注や技術指導収入を獲得することで、県経済の活性化が図られている。 ・ ベトナムにおける漁獲物の鮮度向上を通じて、安全で安価な水産加工品原材料の輸入ができることで、関連事業者の利益向上や業績拡大に寄与している。	

成果(アウトカム)及び評価 (次期計画を含む)	
●成果目標【やまぐち産業イノベーション戦略（第2次改定版）】 ・水産インフラ輸出に係る成約件数（累計）：0件（令和8年度目標：2件） ●評価 新型コロナの影響により、当初の予定から遅れたものの、令和6年度までにJICA実証設備（レムアイス製氷機等）による鮮度向上の効果が確認されたことから、水産コールドチェーンの上流に当たる漁獲段階については、現地でのビジネス展開のフェーズに移行している。 このため、令和6年度は成果報告会等のプロモーション活動を実施し、現地関係者から高い評価を得たところだが、現状、企業間の輸出成約には至っていない。 本事業の対象である水産インフラの輸出においては、現地関係者の鮮度管理に対する意識を転換させる必要があることや設備投資額の大きい案件であることから、戦略改定時に、初年度は0件、令和7～8年度に各1件の成約を見込んで設定しているため、進捗は計画通りと評価している。 経済効果については、事業実施可能性調査（平成29年度実施）の試算では367億円（日本水準の鮮度管理システムを導入する大規模漁業センター1箇所あたり）の投資が見込まれているため、少しでも多くの県内企業が海外展開できるよう、引き続き支援していく。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標	該当なし
関連する個別計画	やまぐち産業イノベーション戦略
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（平成30年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	10,908	17,610	20,900
補正後予算額	10,718	17,609	19,826
決算額	10,285	17,564	19,385

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地渡航や招へいが困難であったが、令和5年度は実施可能になったことから増加した。JICA実証事業による実証が完了したことから、令和6年度は実証成果のPRに伴う事業費が増加した。

(3) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	18,000	下記（６）参照
旅費	1,020	職員出張旅費
需用費	323	コピー代、用紙代他
使用料及び賃借料	25	会場使用料
報償費	17	記念品
合 計	19,385	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	—	—
その他	—	—
一般（県）	19,385	100.0
合 計	19,385	100.0

（５）委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	10,071	16,200	18,000
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	㈱YMFG ZONE プランニング	㈱YMFG ZONE プランニング	㈱YMFG ZONE プランニング

（６）令和６年度 委託契約の概要

契約名	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業
契約期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日
業務内容（仕様）	構想参画企業のベトナム国キエンザン省での事業展開を図る取組を支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
委託業者名	㈱YMFG ZONE プランニング
業者選定理由	本事業は、ベトナム国への事業展開に向けた働きかけ、企業間の連携調整、国支援メニュー活用等に必須である相手国側の受入調整など水産インフラ輸出構想を具現化するために様々な調整等を要するものであることから、受託者は構想に精通するとともに、水産インフラ輸出構想研究会構成企業、キエンザン省政府、現地企業等の多様な関係者とのネットワークを有することが必要である。

	受託者は、構想のもととなった「魚の維新プロジェクト」策定にも参画していることから、構想に精通している。また、これまでの研究会の事務局運営、キエンザン省政府との交渉の積み重ねによる省政府との信頼関係の構築、グループ会社を通じた現地金融機関との提携等により、研究会構成企業、キエンザン省政府、現地企業等との強力なネットワークを有する。こうしたことから、受託者は契約の履行に必要なノウハウ及び支援を総合的、包括的に提供できる唯一の法人であり、本事業を効率的、効果的に実施できるのは受託者以外にないため。
予定価格	18,000,000 円（税込）
契約金額	18,000,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	TOMISHOW Co., Ltd
再委託金額	8,500,000 円（税込）
検査の概要	
検査対象：業務報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格（額の確定：18,000,000 円）	

（7）監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合规性	・再委託先からの報告書の未徴求について、及び本事業の枠組みについて検証した。
有効性	・県費による長期支援事業における有効性について検証した。
経済性・効率性	・県費による長期支援事業について、県及び県民に対する経済的効果について検証した。

（8）確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、令和 6 年度「水産インフラ輸出構想展開支援事業」業務報告書、平成 29 年度の調査報告書

（9）監査の結果

【指摘】成果報告書における内容の不十分について（合规性）

本事業については再委託がなされているところ、再委託に係る事業に関しては、仕様書において、「再委託先が実施した業務の概要」を成果報告書に記載するように指示している。しかし、成果報

告書には、再委託先が実施した業務について具体的な記載がなく、実際にどのような業務を行ったのかについて判明しない。

当該事業における再委託業務は、特に海外で実施されたものであり、金額も 850 万円と高額な上、委託金額の 47%と半額近くを締めており、実質、委託業務の半分の業務は再委託先が実施したものと考えられる。再委託に係る事業については再委託先も県に対して責任を負うことになる上、県としては再委託に係る事業が適正に執行されているか確認する必要がある、委託先から提出される成果報告書に、仕様書通りに再委託先が実施した業務の概要が詳細に記載されているかを確認する必要がある。

成果報告書の提出をもって受入検査を「合格」とするのではなく、内容についても詳細に確認し、不足があれば適正な指導を行い、再委託先の業務の範囲やその金額の妥当性について明確とするに足る報告書をもって「合格」としなければならない。

【意見】全額県が費用負担をしている本事業の在り方について（有効性、経済性・効率性）

本事業は、県内に集積する水産関連産業の技術やノウハウを活かし、海外における水産インフラ需要を取り込むことで、県内企業の業績拡大および県経済の活性化を図ろうとするものであり、中小企業の海外展開という高リスク分野において県が一定の役割を果たす意義自体は認められる。

一方で、本事業は、かつての殖産興業や企業誘致のように、新たな産業創出や広範な雇用創出を通じて多くの県民が直接的な恩恵を受ける公共性の高い施策とは性格を異にし、特定分野・特定企業の海外販路拡大を主眼とする支援事業である。この点において、本来は民間事業者が自らの経営判断とリスクの下で実施すべき活動を、公共部門が補完・代替している側面を有しており、支援を受ける企業と受けられない企業との間に不公平が生じ得ることには十分な注意が必要である。したがって、公費を投じる理由と県民全体にどのような利益が還元されるのかについて、通常以上に高い説明責任が求められる。

ここで、県が本事業において特定の企業へ援助した額は、過年度分を含め以下の通りである。

（単位：万円）

年 度	決算額	内、一般財源
平成 29	295	295
平成 30	882	482
令和元	751	401
令和 2	1,203	603
令和 3	1,130	595
令和 4	1,028	546
令和 5	1,756	1,756
令和 6	1,938	1,938
合 計	8,985	6,619

県の提示資料によれば、本事業に対する県の支出は、平成 29 年度から令和 6 年度までの累計で約 8,985 万円に上り、そのうち一般財源は約 6,619 万円を占めている。事業の継続に伴い、今後も県負担はさらに増加することが見込まれる。費用負担の実態を見ると、委託費や視察団の渡航・滞在費等の主要な経費は県が負担している一方、民間事業者側の負担は自社人件費及び渡航費にとどまっており、事業に伴うコストとリスクの多くを県、すなわち県民が引き受けている構造となっている。

このような状況下において、事業の成功によって期待される受注拡大や競争力強化といった主たる経済的利益は、特定の民間事業者が享受する可能性が高い一方で、県内雇用の拡大や県税収の増加といった県民全体への波及効果については、現時点で定量的かつ確実な見通しが示されているとは言い難い。結果として、リスク負担とリターン享受の配分が偏っており、県民にとって経済的合理性が十分に担保されているとは評価し難い。

もっとも、中小企業の海外展開は不確実性が高く、企業単独でリスクを負担することが困難な場合も多いことから、県が一定のリスクを取って支援する意義そのものを否定するものではない。重要なのは、県が投じる公費が無駄にならないよう、県民が相応のリターンを享受できる仕組みをあらかじめ制度として構築した上で事業を実施することである。

本事業を持続的かつ経済的合理性のあるものとして継続するためには、将来的に民間主導の事業展開へ円滑に移行していくことを見据え、県と民間の役割分担や費用負担の在り方、事業成功時の成果の配分等について整理をする必要がある。また、名簿上の参加にとどまらず、実務的に関与する企業を精査・把握し、支援対象を明確化することが求められる。加えて、県の支援によって事業が拡大した企業が将来的に他地域へ転出する場合の取扱いについても、規約等により事前に整理しておくことが重要である。そのような仕組みを構築し運用することで、初めて本事業の公共的正当性が明確になるものとする。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業は、人口の社会減に直接対応する施策ではないものの、県内に集積する水産関連産業の高度な技術・ノウハウを海外市場に展開することにより、県内産業の付加価値向上と持続的な雇用創出を目指す基盤的施策として、社会減対策と一定の関係性を有する事業であると評価できる。本県は、漁獲から加工・流通に至るまでの一連の水産関連技術が集積した地域であり、単なる製品輸出にとどまらず、「システム」や「ノウハウ」をパッケージとして輸出できる強みを有している。本事業は、この強みを活かし、鮮度管理に課題を抱えるベトナム等 ASEAN 地域に対して、水産インフラ全体を対象とした輸出構想を展開する点に特徴がある。

社会減対策の観点から見ると、本事業の意義は、短期的な人口動態への直接的な影響ではなく、県内中小企業の事業領域拡大と高付加価値化を通じた雇用基盤の維持・強化にある。水産インフラ輸出は、設備投資額が大きく、技術指導や保守・運用支援等も伴うため、単発的な取引ではなく、

継続的なビジネス関係の構築が期待される。このことは、県内企業の中長期的な収益確保につながり、地域における安定した雇用環境の形成に寄与する可能性を有している。

令和6年度時点では、企業間の成約には至っていないものの、JICA 実証設備による鮮度向上効果の確認や、現地政府・企業との覚書締結など、事業化に向けた基盤形成が着実に進んでいる点は評価できる。特に、水産インフラという高額・長期案件の特性を踏まえ、初年度の成果目標を「0件」と設定し、段階的に成約を目指す計画は、現実的かつ妥当な進捗管理であると考えられる。

一方で、本事業の成果は「将来の経済効果が極めて大きい」反面、短期的には県民や関係者にとって効果が見えにくい側面を有している。今後は、協力覚書や実証成果を踏まえた事業フェーズの移行状況、参画企業の受注見込みや技術提供実績等を丁寧に整理・発信することで、県内産業への波及効果と社会減対策との関係性をより明確に示すことが重要である。

以上から、本事業は、社会減対策に直接的に資する施策ではないが、人口減少下においても地域産業が持続的に成長し、雇用を生み出し続けるための「攻めの基盤づくり」として位置付けることができ、その有効性は中長期的視点から評価されるべき事業である。

◆3KPI のロジック整理 (No.22 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
産業競争力	水産インフラ輸出に係る成約件数	水産インフラの海外展開 → 高付加価値事業の創出 → 県内産業の競争力強化
事業継続性	海外展開に向けた協力覚書・実証件数	継続的取引関係の構築 → 安定的な収益確保 → 企業の持続的経営
雇用基盤	水産関連企業の海外展開参画数	事業領域拡大 → 雇用維持・専門人材確保 → 地域雇用の安定

23. やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業
担当部局課	農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
実施の背景 (必要性)	
人口減少に伴う県内・国内需要の減少が顕著である一方、世界の飲食料市場は拡大する見込みであることから、今後、海外市場への販路開拓は一層重要となる。 農林水産物の輸出の現状は、1次産品に比べ加工品の輸出が多いため、食品加工事業者等を通じた県産農林水産物の輸出拡大を図りつつ、生産者及び生産者団体の輸出力を強化していく必要がある。	

内 容：輸出ユニットの活動報告、グループ交流等

3 輸出ユニットによる実践支援

- 「輸出ユニット」の取組段階に応じた、新規ルート開拓や海外プロモーション等に対する補助を実施

合計：15 件（チャレンジ型：11 件、発展型：4 件）

4 戦略的セールスの実施

○台湾

- ・令和 6 年 11 月 22～24 日：台湾「日本新米祭」での県産米販売
- ・令和 7 年 2 月 20 日～3 月 2 日：台湾「山口県物産展」を開催
- ・令和 7 年 2 月 22 日：台湾「山口県観光・物産情報発信会」を開催

○シンガポール

- ・令和 6 年 10 月 11～13 日：シンガポール「Japan Rail Fair2024」への出展
- ・令和 7 年 1 月 14～15 日：シンガポール「フグ・日本酒講習会」等を開催

○ブラジル

- ・令和 6 年 7 月 12～14 日：サンパウロ「第 1 回ふるさと” いいもの展”」へ出展

5 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

- 輸出先国等の規制・条件（食品衛生・ハラール等）に対応した施設・機械等整備を支援（HACCP 等ハード整備）

（令和 6 年度実績）

事業実施主体：（株）永野商店（下関市）

事業内容：ふぐ加工施設の改修・機器の導入

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- 県産農林水産物等の輸出拡大に向け、輸出関係事業者への支援を目的に、令和 5 年度に「やまぐちの農林水産物等輸出推進会議」（以下「輸出推進会議」という。）を新たに創設
- 推進会議設置にあわせ、同会議内に会員間の交流・連携の促進を目的とした「やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティ」（以下「輸出コミュニティ」という。）を設置し、各種取組を実施

成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）

【成果】

○県産農林水産物等の輸出商品数（累計）

令和 4 年度：312 商品⇒令和 5 年度：396 商品⇒令和 6 年度：474 商品

○県版エクスポーターによる県産農林水産物等の輸出額

令和 4 年度：326,676 千円⇒令和 5 年度：714,521 千円⇒令和 6 年度：723,756 千円

○輸出コミュニティ会員数

令和 5 年度末：102 社⇒令和 7 年 3 月末：154 社

【評価】

新たな輸出支援プラットフォームの構築等により、着実に輸出商品数は増加しており、更なる輸出拡大を目指して一部事業内容を見直し継続する。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 49 県版エクスポーターによる県産農林水産物等の輸出額 令和 3 年度 270,000 千円 ⇒ 令和 8 年度目標 700,000 千円 (単年)
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 5 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	478,000	478,000
補正後予算額	—	53,500	63,777
決算額	—	53,500	63,717

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和 5 年度、令和 6 年度とも食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業が当初想定していたほど要望がなかったことから、当初予算額に対して決算額が大幅に減額となった。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	48,000	下記 (6) 参照
負担金補助及び交付金	15,717	下記 (8) 参照
合 計	63,717	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	15,717	24.7
その他	—	—
一般（県）	48,000	75.3
合 計	63,717	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	46,329	48,000
契約方法	—	随意契約	随意契約

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
委託業者名	—	やまぐちの農林水産物等輸出推進会議	やまぐちの農林水産物等輸出推進会議

(6) 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	やまぐちの農林水産物等輸出推進業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ 輸出推進体制の運営 ・ 輸出ユニット組成に向けた支援 ・ 「輸出ユニット」による実践活動への支援 ・ 戦略的セールスの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	やまぐちの農林水産物等輸出推進会議
業者選定理由	・ 当該業務は、やまぐちの農林水産物等輸出コミュニティの運営や輸出ユニットの取組への支援等により、県産農林水産物等の効率的かつ安定的な輸出の実現を図るものである。 ・ 当該業務の遂行に当たっては、県産農林水産物等の輸出に関わる多様な関係者（生産者、食品製造事業者、流通関係事業者、輸出支援機関等）によるネットワーク組織を設置し、会員間の交流や意見交換を通じた連携を促す必要がある。 ・ 多様な業種の会員間の相互作用からなる連携した取組を促進・支援するためには、事業者との幅広いパイプを有し、かつ輸出に関する専門的な知識やノウハウを有した実施主体である必要がある。 ・ 以上の条件を満たす者は、やまぐちの農林水産物等輸出推進会議の他にないことから、当該者を選定する。
予定価格	48,000,000 円（税込）
契約金額	48,000,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	①(株)ユニサプライズ ②(株)JR 東日本商事 ③(有)五衛府デザイン
再委託金額	① 2,018,000 ② 10,020,810 円

	③ 6,400,488 円 合計 18,439,298 円（税込）
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	—	5,500	15,717
補助金等の名称	—	GFP グローバル産地づくり推進事業	山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金
交付先名	—	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	株永野商店

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金	
目的（趣旨）	食品製造事業者等が行う輸出先国の規制や海外ニーズに対応した施設整備等の輸出への取組を支援し、県内農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	・山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金・交付要綱交付要綱 ・農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（国）	
創設年度	令和 3 年度	
交付対象事業	施設等整備事業費、効果促進事業費	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
（1）施設等整備事業費	輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備に係る経費	1/2（5 億円）
（2）効果促進事業費	輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に係る費用、輸出向け HACCP 等の認定・認証後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費	1/2

	等、(1) の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費 ただし、(1) の補助対象事業費の 20%以内とする。		
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
(株)永野商店		15,717,000 円	
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：千円）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	484,688	729,939	682,362
実績値（B）	474,941	739,018	550,296
達成率（B/A）	98.0%	101.2%	80.6%
達成度の説明：成果目標として、補助事業対象者（交付先）が輸出額目標を設定 ※国が事業目標を設定しており、県では独自に効果測定指標を設定していない			

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法かつ妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していることを確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・委託の効果をどのように分析及び評価しているか質問し検証した。

監査要点	実施手続
	・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検証した。 ・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務及び補助事業の適合性について検証した。
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 ・委託の効果を分析しているか確認した。

(10) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、山口県補助金等交付規則 （やまぐちの農林水産物等輸出推進業務） やまぐちの農林水産物等輸出推進会議規約、執行伺、参考見積書、競争入札等審査会（業務委託契約）記録、業者選定伺、業務委託見積書、契約締結伺、委託契約書、再委託承認申請書、再委託承認伺、支出負担行為票、概算払請求書、支出票、業務報告書、検査調書、概算払精算書 （山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金） 山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱、交付申請書、事業実施計画書、交付決定通知書、実施報告書

(11) 監査の結果

【指摘】再委託の承認手続について（合规性）

本事業では委託契約書第 13 条の規定に基づき 4 件の再委託が行われていたが、そのうち 1 件について、輸出推進会議から再委託承認申請書が提出されていたものの県での承認手続がなされていない業務があった。

再委託において承認が必要とされているのは、再委託先が適正な業務遂行能力を有していること及び業務範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることを確認し再委託の経済的合理性を委託者として検証するためである。

委託先から再委託申請書が提出されたならば、漏れなく適時適切に承認審査を実施する体制を早急に構築されたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業は、人口減少に伴う県内需要の縮小という構造的課題を正面から捉え、海外市場の成長を取り込むことで県内農林水産業および食品産業の持続的発展を図る施策であり、社会減対策との関係性が極めて明確な事業である。

本事業は、単なる輸出促進にとどまらず、「人材育成」「事業者間連携」「フェーズ別の実践支援」を組み合わせたパッケージ型支援を採用している点に大きな特徴がある。輸出推進会議および輸出コミュニティの設置により、県内事業者が孤立せず、段階に応じて輸出に取り組める体制を構築しており、これは人口減少下において事業者の挑戦意欲を下支えする有効な仕組みである。

社会減対策の観点から見ると、本事業は、「生産者の所得向上」→「事業継続性の確保」→「地域雇用の維持」という論理構造を通じて、間接的かつ持続的に人口流出の抑制に寄与する施策と評価できる。特に、加工品輸出を軸としつつ、生産者団体や一次産品の輸出力強化にも取り組んでいる点は、付加価値が地域に還元されやすい構造を形成している。

成果指標を見ても、輸出商品数および輸出額はいずれも着実に増加しており、県版エクスポーターによる輸出額は令和6年度において既に目標水準に近い実績を上げている。加えて、輸出コミュニティ会員数の増加は、輸出に取り組む事業者層の裾野が拡大していることを示しており、一部の先進事業者に依存しない構造が形成されつつある点は高く評価できる。

一方で、食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業については、要望が当初想定を下回る状況が続いており、ハード整備に対する事業者の投資判断の難しさがうかがえる。今後は、既存の輸出実績や成功事例を可視化し、設備投資と輸出拡大の関係性をより具体的に示すことで、利用促進を図る余地があると考えられる。

以上から、本事業は、人口減少社会においても農林水産業を「縮小させない」「次につなぐ」ための実践的かつ成果志向の施策であり、社会減対策との関係性は明確で、その有効性は高いと評価できる。

◆3KPI ロジック表 (No.23 やまぐちの農林水産物等輸出力強化支援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
市場拡大	県産農林水産物等の輸出商品数・輸出額	海外市場獲得 → 付加価値向上 → 生産者・事業者の収益力強化
担い手育成	輸出コミュニティ会員数・輸出ユニット数	事業者の輸出参入促進 → 事業継続性向上 → 地域産業の底上げ
雇用基盤	輸出に取り組む事業者数	所得向上・経営安定 → 雇用維持・創出 → 人口流出抑制

23-1. やまぐちの農林水産物等輸出推進業務

やまぐちの農林水産物等輸出推進会議

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	48,000	48,000
合計	48,000	48,000

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
会議費	4,725	792
支払手数料	253	96
旅費	11,391	7,164
一般需用費	1,185	5,666
委託料	12,445	22,597
補助金	18,000	11,681
合計	48,000	48,000

(2) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	輸出コミュニティ会員交流 Web サイト運用保守管理業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	交流サイトの円滑な運用保守を実施すること
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	株式会社ユニサプライズ
業者選定理由	当該事業者は当該 Web サイトの構築者（令和 5 年度）であり、当該事業者以外では、適切な運用保守管理を行うことが困難であるため。
予定価格	588,000 円（税込）
委託契約金額	588,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	有り
変更後契約金額	2,018,000 円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(2) -2

契約名	令和 6 年度シンガポールにおける山口県農林水産物等の販路開拓業務
契約期間	令和 6 年 10 月 11 日～令和 6 年 10 月 13 日
業務内容（仕様）	・ The Japan Rail Fair 2024(主催者:JR EAST Business Development SEA Pte. Ltd.) 出展に係る業務一式を行うこと。 ・ 開催期間中、試飲試食に関する顧客アンケートを実施すること。 ・ 試飲試食に関する顧客アンケートの結果と現地の消費動向等进行分析し、シンガポールにおける今後の販路拡大に向けた提案を行うこと。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	株式会社 JR 東日本商事
業者選定理由	事業の目的が、シンガポールにおける継続的な販路開拓にあるところ、その達成に必要な以下の条件を持ち合わせているのは、「株式会社 JR 東日本商事」の他にないため。 ・ シンガポールへの輸出ルートを有し、かつ、シンガポール国内での卸売・小売業務の実績があること。 ・ 本県の輸出主力商品は、いわゆる『地産品』であるところ、地産品の取り扱いを主体に現地展開していること ・ 現地法人を有しており、現地対応を機動的に行うことができること。 ・ 現地店舗を有しており、本県の輸出主力商品である日本酒に関して専門的知識を有しているスタッフを常駐させていること。
予定価格	3,671,580 円（税込）
委託契約金額	3,671,580 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	EJRTASIA (SINGAPORE) PTE., LTD. 20 Anson Road, #11-01, TWENTY ANSON SINGAPORE 079912
再委託金額	113,011.79SGD
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(2) -3

契約名	令和 6 年度シンガポールにおけるフグ・日本酒講習会実施業務

契約期間	令和 6 年 12 月 26 日～令和 7 年 2 月 28 日
業務内容（仕様）	フグ・日本酒講習会の開催に係る業務一式
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	株式会社 JR 東日本商事
業者選定理由	本事業の目的の達成に必要な以下の条件を持ち合わせているのは、「株式会社 JR 東日本商事」の他にないため。 ・シンガポールへの輸出ルートを有し、かつシンガポール国内での卸売・小売業務の実績があること。 ・本県の輸出主力商品は、いわゆる『地産品』であるところ、地産品の取り扱いを主体に現地展開していること ・現地法人を有しており、現地対応を機動的に行うことができること。 ・現地店舗を有しており、日本酒に関して専門的知識を有しているスタッフを常駐させていること。
予定価格	6,349,230 円（税込）
委託契約金額	6,349,230 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	EJRTASIA (SINGAPORE) PTE. LTD. 20 Anson Road, #11-01, TWENTY ANSON SINGAPORE 079912
再委託金額	26,453SGD
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書 検査手法：書面検査 検査結果：合格	

(2) -4

契約名	県産農林水産物等ノベルティグッズ制作業務
契約期間	令和 6 年 12 月 25 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	県産農林水産物等を PR するため、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が作成している「ぶちうま!キャラクター」がデザインされたグッズとすること。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	有限会社五衛府デザイン

業者選定理由	「ぶちうま！キャラクター」は、そのデザイン使用にあたり、「デザインマニュアル」において、立体物制作等への汎用によって、色や形に変更が発生する場合は、著作者（（有）五衛府デザイン）への事前確認が必要であることが定められているため。 また、当該ノベルティグッズは、来年度の取組予定を踏まえて、今年度中の納品が必要であり、かつ多種多様なノベルティグッズを製作することから、著作者以外が製作を担当する場合、その製作に当たってデザインに係る著作者への事前確認が多数発生し、時間を要することが見込まれるため。
予定価格	6,400,488 円（税込）
委託契約金額	6,400,488 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

（3）令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金	
目的（趣旨）	県産農林水産物及びその加工品の海外販路開拓に要する経費の一部を補助することで、県産農林水産物等の輸出をすることを目的とする。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金交付要綱	
創設年度	令和 5 年度	
交付対象事業	海外販路開拓に関する事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
海外販路開拓に関する事業	出展費、交通費、宿泊費、需用費、役務費、委託料、印刷製本費、謝金、その他会長が必要と認める経費	1/2 （チャレンジ型 100 万円、発展型 200 万円）
交付先及び交付金額		
交付先 15 件 計 11,681 千円		

申請及び交付件数	申請件数：15 件 交付件数：15 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
(単位：事業者)			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値 (A)	—	99,567 千円	384,510 千円
実績値 (B)	—	10,706 千円	調査中
達成率 (B/A)	—	10.8%	———
事業実績報告書により、事業の達成状況を確認しており、事業終了後、3 年間は輸出額の実績を把握している。			

(4) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 契約方法の選定が適法、かつ妥当であることを質問した。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないかについて検証した。 ・ 委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 補助金交付要綱、交付申請書及び審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること及び交付目的・交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。 ・ 補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・ 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか、否かについて確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 ・ 当該補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(5) 確認した証憑書類等

（やまぐちの農林水産物等輸出推進業務）

やまぐちの農林水産物等輸出推進会議規約、見積書提出伺、契約締結伺、委託契約書、委託料概算払請求伺、完了報告書・概算払精算書提出伺

（上記業務再委託）

再委託承認申請書、再委託承認書、執行伺、仕様書、契約締結伺、委託契約書、概算払請求書、支払請求書、経費支出伺、変更執行伺、変更契約締結伺、変更契約書、業務完了報告書、検査調査書

（やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金）

やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書、R6 年度輸出ユニット取組状況（輸出推進補助金活用実績）、補助金審査表、変更承認申請書

(6) 監査の結果

【指摘】再委託の承認手続について（合规性）

(2)-4「県産農林水産物等ノベルティグッズ制作業務」は、県から受託した「やまぐちの農林水産物等輸出推進業務」の一部を第三者へ委託する再委託に該当することから、委託契約書第 13 条によれば県に再委託承認申請書を提出し、予め書面による承認を得ることと規定されている。輸出推進会議では当該規定に基づいて再委託承認申請書を作成し県に提出していたが、県から書面での承認を得ないまま、契約を締結し再委託を行っていた。

輸出推進会議事務局では、執行伺を起案し委託先を決定した後、契約締結伺による決裁を経て契約を締結していたが、前提となる県からの文書による再委託の承認がない点について、これらの決裁過程で指摘は無かった。

再委託の承認審査は経済的合理性について県が検討する必須のプロセスであり、内容によっては審査において却下される可能性もある。承認申請後、審査結果が提示されない場合は、県へ確認するなど必ず承認を得てから業務に取り掛からなければならない。輸出推進会議の執行伺様式に、当該事業が再委託に該当するか否か、再委託の場合は県から文書による承認を得ているか否かについて確認するチェックボックスを追記する等を行い、委託契約書の規定に基づいた事務の執行ができる体制を整備されたい。

【指摘】補助金実績報告書の記載内容について（有効性）

(3)「やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金」の実績報告書を閲覧したところ、補助金交付要綱様式第 6 号により記載が求められている活動成果の記載について、事業者間による記載分量の差が大きく、中には A4 用紙 1 枚半の事業者もあった。この事業者は商談日時、場所、参加者、対象商

品の記載はあるが、商品のセールスポイント、商品に対する相手方の反応、成果についての数値による説明、今後の方針や課題についての具体的な記載が無かった。

補助金交付要綱では記載分量の規定はないものの「実際に実施したこと、その成果（輸出実績、輸出見込み等）、残された課題等」と記載項目例を示し、これらについて「可能な限り具体的な内容を記載すること」とある。記載分量の少ない事業者は、事業の成果については「商談件数〇〇件」とあるだけで、要綱にある「輸出実績、輸出見込み」については触れていなかった。

海外での展示会や商談という貴重な経験の中には、補助金交付という形で事業者を支援する県や他の事業者にとっても有益な情報が多くある。補助金を活用した事業であることから、事業者にも事業者自身の利益のためだけではなく得られた知見を山口県へ還元するという意識をもってもらい、他の事業者にとって役立つ情報を、失敗談や改善点も含めなるべく多く記載するように指導するべきである。少なくとも「事業の成果」については、要綱にも「輸出実績、輸出見込み」を記載する旨規定があることから、数値による報告を求めるべきである。

【指摘】起案書等における決裁日の記入漏れについて（合规性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続きに則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載がない起案書があり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。

起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず保存文書としては不完全となる。

したがって、責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日は必ず適切に記入する必要がある。

【意見】事業内容の変更申請について（合规性）

(3)「やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金」の変更承認申請書を閲覧したところ、対象国・地域が変更されている事業があった。

当初はエジプト・アラブ首長国連邦・バングラデッシュにおいて商談及びサンプル試食・試飲デモンストレーションを実施する計画であったが、訪問予定国での感染症流行及び事業者間のスケジュール調整ができないため、予定した3ヶ国は訪問せず、ベトナム・台湾へ対象国を変更していた。

申請内容の変更については「やまぐちの農林水産物等輸出推進補助金交付要綱」第9条に、補助事業を変更しようとするときは変更承認申請書を提出し承認をうけることと規定されているが、経費区分ごとに配分された補助対象経費が30%以上変更される場合の他は「変更」について具体的に示されていない。

当補助事業では、各事業者が「何を」「どこに」輸出するかが事業の核であることから、これらを変えることは許容される「変更」の範囲を超えているのではないかと考える。今回のケースでは同じ地国内での地域変更ではなく、国自体も大幅に変更されており、消費者の好みや嗜好も大きく異なると思われる。交付決定の審査においては多様な観点の審査基準で事業計画を評価し、合計得点を算出、満点の7割未満は採択しないという基準をクリアした事業に限り、補助金を交付している。対象国を変更するとこの審査基準による評価にも大きな影響があると考ええる。

については対象国・地域の変更は当初作成した事業計画にも多大な影響を与えることから、要綱における「変更」に該当する事項として規定し、変更承認申請書提出時に変更事業計画を添付、現状は再審査を経ることなく承認・却下を決定しているが、公平性・透明性の観点からも再審査を実施し、合計得点7割未満となれば変更承認申請は却下、事業者が補助金利用を希望する場合は、別の事業として申請するよう指導する必要があると考える。

補助金は公益上必要があると認めた場合に交付するものであり、当補助事業は、事業者が自社の県産農林水産物輸出を事業として成立させるために入念に計画した商談や出展に対し、そのチャレンジを応援するものとして創設された事業である。制度の趣旨に立ち返り、変更で良いのか、一旦中止後再申請が適当か、慎重に判断いただきたく、運用の仕組みについて再構築する必要がある。

【意見】山口県農林水産物の販路拡大について（有効性、経済性・効率性）

令和6年度において、シンガポールでの山口県農林水産物の販路拡大を図るべく現地において県の「地産品」であるフグ・日本酒講習会を開催した。

フグ・日本酒は県の「地産品」の一部であるが、山口県にはまだまだ数多くの「地産品」が存在する。例えば、山口県が育成したやまぐちオリジナルユリ「プチシリーズ」及びやまぐちオリジナルリンドウ「西京シリーズ」等の植物も魅力溢れる「地産品」である。

このような県の「地産品」をシンガポールの人々に知ってもらう機会を増やすことがやまぐちの農林水産物等の輸出力強化につながる。従って更なる山口県農林水産物の販路拡大に努めていただきたいと考える。

◆新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト

本プロジェクトは、関係人口創出から移住、就業、定着へと至る人流形成を担う施策群として、社会減対策に直接的に作用する中核分野である。移住促進や人材還流施策は人口形成機能として成果が認められ、若者回帰や専門人材確保に一定の効果を有している。

一方、移住後のキャリア形成や地域定着支援は横断的整理の余地がある。今後は流入後の定着過程を支援する施策との連動強化が期待される。

24. やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業
担当部局課	総合企画部中山間・地域振興課
実施の背景（必要性）	
テレワークによる場所や時間にとらわれない「働き方の新しいスタイル」の普及や、コロナ禍を契機に高まった地方移住への関心を本県への新たな人の流れの創出・拡大へとつなげていくため、地方創生テレワークとその裾野を広げるワーケーションを一体的に推進する。	
目的	
テレワーク移住及びワーケーションによる人の流れを創出する。	
達成時期	令和8年度
目指すべき将来像	
山口県内における移住・定住の促進	
概要（内容）	
県、市町、関係団体等からなる「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議を主体に、地方創生テレワークとその裾野を広げるワーケーションを一体的に推進する。	
概要図等	
移住の実現に向けた段階ごとの主要な取組 移住の働きかけ・PR - 移住支援サイト「住んでみいね！ぶちええ山口」の運営 - ガイドブック、PRツールの作成・配布等 - 民間企業と連携した移住情報の発信 移住に向けた支援 - YY！ターンセミナーの開催 - 大都市圏での移住イベントへの出展 - YY！ターン支援交通費補助 - オーダーメイドツアーの実施 - 市町による移住体験ツアーの実施 - 県・市町によるお試し暮らし住宅の実施 受入・定着支援 「やまぐち移住倶楽部」を中心とした受入支援 - 地域おこし協力隊の活動紹介等による定住支援 「やまぐちYY！ターンパスポート」による支援 - 地域おこし協力隊の定着に向けた市町のサポート - 市町と連携した住居等に関する情報提供 相談対応 - やまぐち暮らし支援センター・住まいのコンシェルジュ - 市町や移住関係団体の移住相談対応力研修の実施 関係人口の創出・拡大 - 県内地域とのマッチング・受入支援 地方創生テレワークとワーケーションの一体的推進 「YY！SQUARE」「YY！GATEWAY」の運営・利用PR	
主な実施主体	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議、市町
対象者	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議、市町

令和 6 年度の取組

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金、市町への補助金の交付

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

・やまぐち創生テレワークオフィス「YY！SQUARE」の運営

令和 6 年度利用者 7,722 人

・「YY！SQUARE」利用者の交流会実施

令和 6 年度：6 回開催

・WEB セミナーでのテレワークの魅力を伝える情報発信

参加者 63 名

・やまぐちワーケーション総合案内施設「YY！GATEWAY」の運営

令和 6 年度利用者 3,969 人

・山口型ワーケーションのプロモーション活動

都市圏大規模イベント（ツーリズム EXPO ジャパン）への出展や SNS を活用した事業者インタビュー動画の発信

・やまぐち創生テレワーク移住支援金の支給

令和 6 年度交付：16 件(申請者→市町への件数)

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

転入者アンケートによる移住者数の過去 5 年間の推移

(単位：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実績	3,230	3,588	3,655	4,312	4,578

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（累計）

(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	5,000	10,000	15,000
実績値（B）	3,655	7,967	12,545
達成率（B/A）	73.1%	79.7%	83.6%

テレワーク施設（YY！SQUARE）及びワーケーション総合案内施設（YY！GATEWAY）の利用者数も開所以来着実に伸びている中、転入者アンケートによる移住者数も 4,500 人を超え、目標値の達成に向けて順調に推移しているが、東京回帰が進む中、大都市圏をターゲットに地方創生テレワークとワーケーションの再喚起を行う必要がある。

今後も、若者を中心とした本県からの人口流出状況を踏まえ、若い世代や子育て世代をターゲットにした情報発信や山口きらら博記念公園等の自然環境を活かしたワーケーションプログラムの創出を推進することで、テレワーク移住及びワーケーションによる人の流れを創出し、本県への定住につなげていきたい。

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標

No.50 転入者アンケート等による「YY！ターン」実績数（移住者数）
令和 3 年度 3,588 人 ⇒ 令和 8 年度目標 2.5 万人（累計）

関連する個別計画

該当なし

根拠法令（法律・条例）	やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱
事業区分	継続事業（令和３年度～）

(2) 予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
当初予算額	48,000	92,866	92,866
補正後予算額	47,988	88,451	90,430
決算額	47,988	87,201	89,130

(3) 令和６年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	89,130	下記（６）参照
合 計	89,130	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	41,447	46.5
その他	1,705	1.9
一般（県）	45,978	51.6
合 計	89,130	100.0

（その他財源の内容） 活性化・県民活力創出基金

(5) 負担金、補助及び交付金の３期間推移

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
決算額	47,988	87,201	89,130
補助金等の名称	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金	①「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金 ②やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金	①「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金 ②やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金
交付先名	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議	①「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 ②山口市 外６件	①「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 ②山口市 外１３件

(6) -1 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金		
目的（趣旨）	ワーケーションプログラムを提供するとともに、本県に人を呼び込み、関係人口の創出・拡大や移住の裾野の拡大を図るため、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議で実効性のある取組支援を目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議設置要綱		
創設年度	令和３年度		
交付対象事業	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主体となって実施する事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
負担金	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金		－
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議		83,130,000 円	
申請及び交付件数	－		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の３期間推移（累計）			（単位：人）
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
目標値（A）	5,000	10,000	15,000
実績値（B）	3,655	7,967	12,545
達成率（B/A）	73.1%	79.7%	83.6%
達成度の説明：市町の協力もあり、直近３年間での実績値は着実に伸びている。			

(6) -2

補助金等の名称	やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金
目的（趣旨）	国の「テレワーク移住支援事業」の対象外となる東京 23 区外の東京圏等を対象区域とした本県独自のテレワーク移住補助金を交付することにより、本県への移住促進を図ることを目的とする。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱
創設年度	令和 5 年度

交付対象事業		市町が実施する移住支援金事業のうち、テレワークに関する要件を満たしたもの（※国制度分に該当するものは対象外）	
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
補助金	東京圏（東京(23 区外)、埼玉、千葉、神奈川）、中京圏（愛知）、近畿圏（大阪、兵庫、京都）、広島、福岡からのテレワーク移住者		県 1/2、市町 1/2 ○2 人以上の世帯 50 万円 ○単身世帯 30 万円 ○18 歳未満 1 人につき 50 万円加算
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
山口市 5 件		1,700,000 円	
宇部市 4 件		1,650,000 円	
山陽小野田市 2 件		500,000 円	
長門市 2 件		2,000,000 円	
防府市 1 件		150,000 円	
合計		6,000,000 円	
申請及び交付件数		申請件数：14 件 交付件数：14 件	
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（累計）			
やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金 交付決定件数			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績値	－（制度未実施）	12 件（24 人）	14 件（37 人）
達成度の説明：制度周知の効果もあり、直近 2 年間での実績値は着実に伸びている。			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合规性	・ 補助金交付要綱及び申請書等を閲覧し、規定に準拠していることを確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や交付時期の適切性を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切か否かを確認した。
有効性	・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを確認した。

監査要点	実施手続
	・ 事業の目指すべき将来像に対する補助金の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、経済的合理性を検討した。

(8) 確認した証憑書類等

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議運営要領、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議設置要綱、補助金交付要綱、補助金実施要領、補助金申請書類一式

(9) 監査の結果

【意見】やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金に対する返還事由の確認について（合规性）

当該補助金は県が独自に交付しているものであり、移住者が移住申請の日から３年未満に転出した場合には全額、３年以上５年以内に転出した場合には半額を返金するよう定めている。該当者が転出した場合には、市町は速やかに県へ報告することが実施要領に明記されており、返還事由報告書の様式も定められている。しかし、あくまでも市町が転出の有無を把握した上で報告を県へ挙げてきた場合に実行される仕組みとなっており、県が自ら実態調査をする等の運用とはなっていない。

事務手続の効率性を考慮しても、少なくとも３年、５年の節目の年で確認書等の提出を義務づける等の運用の仕組みを新たに構築する必要がある。

【意見】やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金に対する返還事由について（有効性）

当該補助金は大都市圏から本県への移住促進を図ることを目的として、本県独自に設けた交付事業である。

上述したように、移住した市町から転出した場合、補助金の返還義務がある。実施要領に記載された返還の要件は、「移住支援金を受給した市町から転出した場合」とあり、例えば、県内のＡ市からＢ市へ転出移住した場合も返還義務が生じることとなる。

しかし、県内での移住であれば県としては本来の目的は達成していることから返還を求める必要はないと考える。このことについて、補助金交付要綱及び実施要領には明確な記載が無いため、当該補助事業の目的達成のための趣旨を整理し、今後、詳細に明記する必要がある。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、テレワーク移住およびワーケーションを通じて県外からの人の流れを創出し、最終的に移住・定住につなげることを目的とするものであり、社会減対策に直接的に寄与する施策として位置付けることができる。特に、テレワークという働き方の普及や、ワーケーションを契機とした地域との接点創出を一体的に進めている点は、「働く場所」と「暮らす場所」の分離が進む社会環境

の変化を的確に捉えた取組であり、本県の強みである生活環境や自然環境を活かした人の呼び込み施策として評価できる。

実績面においても、テレワーク施設「YY！SQUARE」及びワーケーション総合案内施設「YY！GATEWAY」の利用者数は着実に増加しており、これに伴い、転入者アンケートによる移住者数も直近で4,500人を超えるなど、一定の成果が確認されている。加えて、やまぐち創生テレワーク移住支援金の活用により、具体的な移住行動を後押しする仕組みが構築されている点も、事業の実効性を高めていると考える。

一方で、施設利用やワーケーション参加といった「関係人口段階」から、実際の移住・定住に至るまでのプロセスは中長期的であることから、単年度の成果のみで社会減への影響を評価することには一定の限界がある。このため、施設利用者やワーケーション参加者が、その後どのような関係性の深化や移住行動につながっているのかを段階的に把握する視点を補強することで、社会減対策としての説明力は一層高まると考える。

今後は、若者や子育て世代を主なターゲットとした情報発信やプログラム創出を継続しつつ、関係人口の創出から移住・定住への移行過程を可視化していくことにより、本事業が社会減対策として果たしている役割を、より明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPIのロジック整理（No.24 やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
人の流れ創出	テレワーク施設・ワーケーション施設利用者数	テレワーク・ワーケーション体験 → 地域との接点創出 → 関係人口の拡大 → 移住検討層の形成
移住促進	転入者アンケートによる移住者数（YY！ターン実績）	関係人口の蓄積 → 移住意向の醸成 → 実際の転入 → 社会減の抑制
行動後押し	テレワーク移住支援金交付件数	移住に伴う経済的ハードルの低減 → 移住決断の後押し → 定住人口の増加

24-1. やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議

(1) 収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
負担金	83,666	83,130
合計	83,666	83,130

※県への戻入 536 千円

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
旅費交通費	200	58
委託費	78,500	78,500
事業諸費	4,966	4,395
翌年度繰越費	—	177
合計	83,666	83,130

(2) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	令和 6 年度やまぐち創生テレワークの推進に関する業務委託
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1) やまぐち創生テレワークオフィス「YY! SQUARE」(以下、モデルオフィスという。)の管理 (2) モデルオフィスの運営 (3) 都市部企業・就業者に向けたモデルオフィス等の PR
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(株) パソナ パソナ・山口
業者選定理由	プレゼンテーションの最優秀提案者であるため
予定価格	25,499,999 円（税込）
委託契約金額	25,499,999 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(株)キッズ・コーポレーション (株)パソナ JOBHUB
再委託金額	不明
検査の概要	
検査対象：令和 6 年度やまぐち創生テレワークの推進に関する業務委託実績報告書	
検査手法：実績の確認	
検査結果：合格	

(2) -2

契約名	令和 6 年度山口型ワーケーションの推進に関する業務委託
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1) 「やまぐちワーケーション総合案内施設『YY! GATEWAY』」の運営・管理

	(2) 公式サイトの保守管理・運用・一部改修 (3) 総合案内施設を活用した交流会の開催 (4) 県内事業者による自立的なツアー造成に向けた仕組みづくり (5) 山口きらら博記念公園を活用したワーケーションの実証 (6) 首都圏等に向けたプロモーションに関すること (7) 総合案内施設を活用した付加サービスの提供による収益事業の検証について
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	ANA あきんど(株)
業者選定理由	プレゼンテーションの最優秀提案者であるため
予定価格	53,000,000 円（税込）
委託契約金額	53,000,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	ジョルダン(株) (株)キッズインテグレーション (株)ニューソンアンドカンパニー (株)共同通信デジタル (株)ソトエ (株)アルファネット OMOCHI PICTURES 代表柳原慶 サンデン旅行(株)
再委託金額	不明
検査の概要	
検査対象：令和 6 年度山口型ワーケーションの推進に関する業務委託報告書 検査手法：実績の確認 検査結果：合格	

(3) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 再委託について、所定の事務手続を経ているか、否かについて確認した。
有効性	・ 委託の効果（実効性）を最大限に発揮できるような運用方法を取っているか、否かについて確認した。

監査要点	実施手続
	・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近い状況にないか、否かについて検証した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 ・実績報告書を閲覧し、実施内容や取組についての有効性を確認した。
経済性・効率性	・プロポーザルによる業者選定が経済的合理性に基づいて実施されたか、否かについて確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、経済性及び効率性を検証した。

(4) 確認した証憑書類等

業者選定伺、支出負担行為書、プロポーザル審査に係る書類一式、委託契約書、委託業務仕様書、業務委託検査調書、実績報告書

(5) 監査の結果

【指摘】再委託の申請要件である金額の把握について（合规性、経済性・効率性）

実施した2つの委託事業について、両方とも再委託の申請手続は実施されていたものの、適正化通知において承認の要件として定められている再委託に係る契約金額が記載されておらず、県としては事業終了後も再委託金額は不明のままとなっていた。

再委託については、業務の範囲に見合った適正な水準の金額であるか、不要な中間マージンが発生していないか等、原契約の経済的合理性や効率性を損なうことがないよう慎重に検証する必要がある。その観点を怠っては、たとえ事業が有効に実施されたとしても、経済的かつ効率的に実施されたのか否かについては判断できず、総合的に合理的な事業であったかの評価検証は不可能となり、次期の予算算定の材料としても不十分である。

公金を使つての事業であることを念頭に、再委託の承認審査において金額の把握の必要性及び重要性を再認識し、必ず承認審査において金額を確認する必要がある。

【意見】山口型ワーケーションの推進に関する業務委託の金額の妥当性について（経済性・効率性）

プロポーザル審査基準に価格の妥当性に対する審査項目が無く、1者のみの参加であることから価額については比較検討することも出来ず、従って価格の妥当性については評価することが無いまま委託事業者が決定されていた。

また、今年度は1者のみの参加であったが、複数の参加者があった場合において最高得点者が複数ある場合には、会長の審査結果を採用することとされており、同じ点数をもってしても価格が考

慮されない審査基準となっている。同じ最高得点であれば安価な方が採用されることについては、経済的合理性に叶った判断であり、恣意性の余地はないと考える。

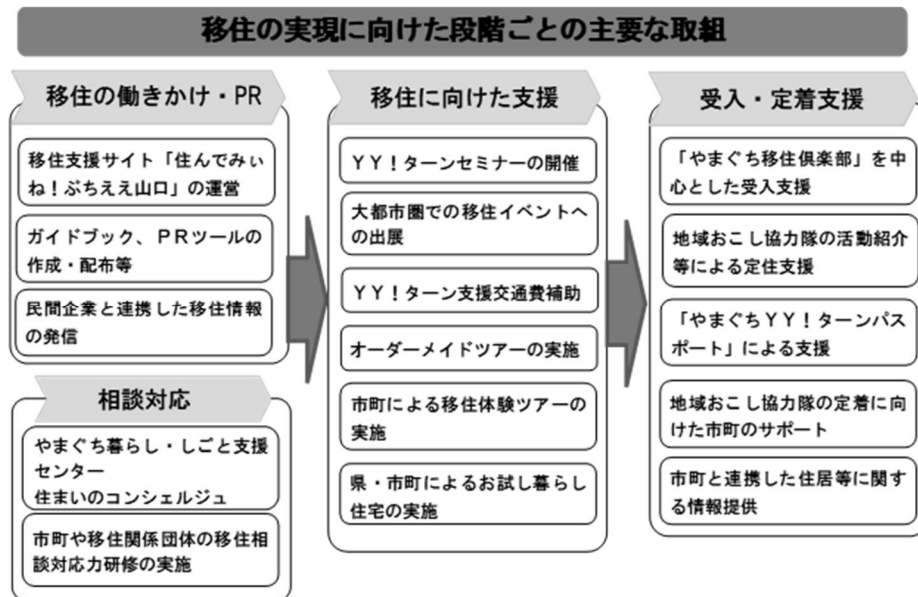
したがって、経済性の観点から価格に対する評価基準も設け、更に同じ点数であって、他に合理的理由のない場合には安価な方と契約する仕組みとなるよう改める必要がある。

25. 「住んでみいね!ぶちええ山口」YY ターン推進事業

(1) 事業の概要

事業名	「住んでみいね!ぶちええ山口」YY ターン推進事業
担当部局課	総合企画部中山間・地域振興課
実施の背景（必要性）	
本県への移住・定住の促進を図るため、デジタル技術を活用し、ターゲットに向けた効果的かつ的確な情報発信を行うとともに、オンライン相談や来県交通費支援など移住希望者のニーズに対応したきめ細やかな対応を図り、本県への移住実現に向けた取組を推進する。	
目的	
移住検討者が山口県に定着するまでの支援を行い、本県への人の流れを創出する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
山口県内における移住・定住の促進	
概要（内容）	
県、市町、関係団体等からなる「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議を主体に、大都市圏等に居住する若者・子育て世代を中心とした移住希望者に対して、本県への移住（YY！ターン）を強力に推進し、人口減少の抑制をはじめ、地域経済の活性化、地域づくり活動への参加を通じた中山間地域の活力の維持・向上等を推進する。	

概要図等



主な実施主体 「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議

対象者 「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議

令和 6 年度の取組

「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議への負担金

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

県への移住の促進や若い世代の県内定着を目的として設立された「住んでみいね！ぶちええ山口」 県民会議において以下の事業等を行った。

- ・山口の暮らしやすさ等についてデジタルマーケティングを活用した SNS やオンラインセミナー等を通して発信。令和 6 年度は移住セミナー等に 632 人参加（うち web 参加 379 人）
- ・お試し暮らし住宅を整備し、令和 6 年 8 月より県内 3 か所で入居募集開始。
令和 6 年度中は各 1 組入居。
- ・令和 6 年 4 月より大阪ふるさと暮らし情報センターへ相談員を配置。月に 2 回窓口を開設。
- ・令和 6 年 4 月より住まいに関する専門相談に対応する「住まいのコンシェルジュ」を配置。令和 6 年度は約 80 件相談対応。
- ・令和 6 年 4 月より移住経験を持つ者を「YY！ターンコンシェルジュ」として配置。令和 6 年度は約 190 件相談対応。
- ・地域おこし協力隊員を対象とした「定住セミナー」を 3 回開催。また、OB・OG ネットワークを令和 7 年 2 月より発足。

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

転入者アンケートによる移住者数の過去 5 年間の推移（単位：人）

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実績	3,230	3,588	3,655	4,312	4,578

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（累計）（単位：人）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	5,000	10,000	15,000
実績値（B）	3,655	7,967	12,545
達成率（B/A）	73.1%	79.7%	83.6%

山口県への移住相談件数及び移住者数は右肩上がりで推移しているが、県内の人口減少は予測より早いペースで進行している。引き続き、転出超過が顕著な大都市圏を中心にデジタルマーケティングを活用し「やまぐち暮らし」の魅力を様々な角度から戦略的に発信するとともに、若者、子育て世代を含む多くの移住潜在者層を掘り起こすため、オンライン移住セミナー等の事業を継続したい。

また、定住については山口県の直近 5 年の任期を終了した地域おこし協力隊員の定住率は全国平均 69%を上回る 73%となっており、定住セミナー等の支援の効果が表れていると思われる。新たに OB・OG ネットワークも発足したことから、地域での若者の新たな居場所となる「やまぐち若者サードプレイス」の展開等、引き続きより定住率に繋がるような支援を継続していきたい。

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 50 転入者アンケート等による「YY！ターン」実績数（移住者数） 令和 3 年度 3,588 人 ⇒ 令和 4～8 年度目標 2.5 万人（累計）
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位: 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	46,000	70,800	71,397
補正後予算額	45,400	66,000	68,870
決算額	45,349	66,000	68,870

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	68,870	下記 (6) 参照
合 計	68,870	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	18,867	27.4
その他	17,770	25.8
一般 (県)	32,233	46.8
合 計	68,870	100.0

(その他財源の内容) 寄付金 (企業版ふるさと納税、ふるさと納税)

(5) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	45,349	66,000	68,870
補助金等の名称	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金
交付先名	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議

(6) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金	
目的（趣旨）	本県への移住・定住を促進していくため、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議で実効性のある取組を支援することを目的とする。	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議設置要綱	
創設年度	平成 27 年度	
交付対象事業	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主体となって実施する事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
負担金	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議への負担金	－

交付先及び交付金額			
状況			
交付先名	交付金額（円）		
「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議	68,870,000 円		
申請及び交付件数	－		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移（単位：人）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	5,000	10,000	15,000
実績値（B）	3,655	7,967	12,545
達成率（B/A）	73.1%	79.7%	83.6%
達成度の説明：市町の協力もあり、直近 3 年間での実績値は着実に伸びている。			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合规性	・ 設置要綱等の規程書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること。 ・ 事業計画、収支予算、実績報告書を閲覧し、負担金の使途や負担金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・ 要綱において要件が適切に定められているか確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか確認した。
経済性・ 効率性	・ 収支予算が適切に積算されているか、否かについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

設置要綱、運営要領、事務局規程、会計処理規程、事業実績、事業計画、収支予算案

(9) 監査の結果

【意見】 剰余金の精算の必要性について（合规性、経済性・効率性）

本事業は、総合企画部中山間・地域振興課から、県への移住の促進や若い世代の県内定着を目的として設立された「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議（以下、「県民会議」という。）に対して負担金を拠出し、県民会議において県内への移住等を目的とした事業を行っている。

県民会議が作成した収支を確認すると、令和 6 年度は以下のようになっている。

（収支決算（案））

1 収入の部（単位：円）

区分	決算額
負担金収入	173,437,000
雑収入	125,305
前年度繰越金	1,368,323
計	174,930,628

2 支出の部（単位：円）

区分	決算額
移住希望者への住まいの相談支援事業費	7,542,737
「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業費	65,959,940
関係人口創出・拡大事業費	12,492,667
やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業費	82,952,634
事務局運営費用等	1,304,750
計	170,252,728

3 収支（単位：円）

収入決算額	174,930,628
支出決算額	170,252,728
差引	4,677,900
翌年度繰越額	4,677,900

上記の通り、収入の部は、前年度の繰越金 1,368,323 円が計上されており、翌年度の繰越金額は 4,677,900 円とされ、繰越額は増加している。

県民会議運営要領によると、「県民会議の経費について、毎会計年度の歳入歳出の決算において剰余金を生じたときは、その剰余金を、負担金相当額の割合に応じて、各構成団体に返還しなければならない。ただし、剰余金が山口県からの負担金のみにかかる場合を除く。」とされており、県民会議は本県からの負担金のみで運営されているため、剰余金を県に返還する必要はない。このため、剰余金が県民会議に留保されること自体は制度に違反していない。

しかし、県民会議が継続的な事業であることを鑑みると、今後繰越金が増加し続ける可能性がある。一方で、県民会議の事務局は、山口県総合企画部中山間・地域振興課に置くとされていることから、県は剰余金について把握できる立場にあるが、後述のとおり県の予算には繰越金が考慮されていない。

このため、予算の透明化や適格な収支の把握のためにも、繰越金については、一定額を留保するとしても、それ以外の部分は山口県に返還するか、もしくは、剰余金も含めて県が収支予算を組むか、いずれかの方法が最適であると考えます。

なお、単年度ではない継続的な事業であるため、年度の最初から資金が必要になることもあると思われるが、この場合は、繰越金額についてルール化するか、県民会議事務局規定に「資金前渡」の制度も設けられているため、必要な資金は前渡しをすることで対応可能と考える。

【意見】予算の不一致について（合规性）

上述のとおり、県民会議については、山口県が収支予算（案）を作成しているが、収入として計上されているのは、負担金収入と雑収入であり、繰越金は計上されていない。一方で、県民会議の報告書によれば、収入の部に前年度からの繰越金が計上され、前年度繰越金を含めて支出の計画が立てられている。このため、山口県の収支予算と県民会議の収支予算に齟齬が生じている。

県民会議の事務局は、山口県総合企画部中山間・地域振興課に置くとされていることから、県は剰余金について把握できる立場にあるが、いずれの収支予算が正しいのか疑義が生じるおそれがある。

そのため、剰余金を返還しないのであれば、県においても剰余金を含めた収支予算編成が求められる。

令和6年度 収支予算（案）

1 収入の部（単位：円）

	県	県民会議	差額
負担金収入	184,873,000	184,873,000	0
雑収入	90,000	90,000	0
前年度繰越金	—	1,368,323	-1,368,323
収入合計	184,963,000	186,331,323	-1,368,323

2 支出の部（単位：円）

	県	県民会議	差額
移住希望者への住まいの相談支援事業費	15,935,000	15,935,000	0
「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業費	69,397,000	71,397,000	-2,000,000
関係人口創出・拡大事業費	13,875,000	13,875,000	0
やまぐち創生テレワーク・ワーケーション推進事業費	83,666,000	83,666,000	0
事務局運営費用等	2,090,000	1,458,323	631,677
支出合計	184,963,000	186,331,323	-1,398,323

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、移住検討段階から定住に至るまでの一連のプロセスを切れ目なく支援することを目的とするものであり、社会減対策として極めて直接性の高い施策と評価できる。特に、デジタルマーケティングを活用した情報発信、オンライン相談体制の整備、来県交通費支援、住まいや仕事に関する専門的な相談対応など、移住希望者が直面しやすい心理的・実務的ハードルを一つずつ低減する支援設計となっている点は、本事業の大きな特長である。単なる情報提供にとどまらず、「相談→体験→移住→定住」という段階ごとに支援を配置していることから、移住実現に向けた実効性の高い仕組みが構築されているといえる。

実績面では、移住セミナー等への参加者数や相談対応件数が多く、移住希望者との接点が着実に拡大していることが確認できる。また、転入者アンケートによる移住者数は右肩上がり推移しており、本事業を含む県全体の移住施策が、一定程度、社会減の抑制に寄与していることがうかがえる。加えて、地域おこし協力隊員を対象とした定住支援や OB・OG ネットワークの形成により、任期終了後の定住率が全国平均を上回っている点は、単なる「移住者数の確保」にとどまらず、「定住の質」を高める取組として評価できる。

一方で、人口減少が想定以上のスピードで進行している中、本事業単独で社会減を反転させることには限界があることから、引き続き大都市圏を主なターゲットとした戦略的な情報発信と、移住後の生活満足度や地域定着状況を把握する視点の強化が求められる。

今後は、移住相談件数やセミナー参加者が、どの程度移住・定住につながっているのかといったプロセスの可視化を進めることで、本事業が社会減対策として果たしている役割を、より明確に説明できるものとする。

◆3KPI ロジック整理（No.25 「住んでみいね！ぶちええ山口」YY ターン推進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
接点創出	移住相談件数・セミナー参加者数	デジタル発信・相談体制 → 移住検討層との接点拡大 → 移住意向の顕在化
移住実現	転入者アンケートによる移住者数（YY！ターン実績）	相談・体験支援 → 移住決断 → 転入増加 → 社会減の抑制
定住定着	地域おこし協力隊の定住率、OB・OG ネットワーク参加	定住支援・居場所づくり → 地域への定着 → 持続的な人口確保

25-1. 「住んでみいね！ぶちええ山口」YY！ターン推進事業

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
負担金	71,397	68,870
合計	71,397	68,870

※県への戻入 2,527 千円

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
旅費交通費	3,000	2,057
委託費	58,200	57,200
交通費補助金	6,029	6,259
事業諸費	4,167	2,971
翌年度繰越費	—	383
合計	71,397	68,870

(2) -1 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	令和 6 年度「YY！ターンコンシェルジュ」業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	移住希望ニーズや検討段階に応じた相談対応、情報提供及び県内コンシェルジュ、やまぐち暮らし支援センター（東京・大阪・山口）、市町、関係機関との連携及び窓口業務等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	山本 香代
業者選定理由	令和 3 年 7 月から令和 6 年 1 月までの間、県庁 1 階に設置したやまぐち創生テレワークオフィス「YY！SQUARE」のコンシェルジュとして勤務し、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議の主催するイベントやセミナーの広報活動に取り組むことで培った、コミュニケーション能力や事務能力により、移住者との交流促進、情報発信等が期待できる者であること。
予定価格	3,307,250 円（税込）
委託契約金額	3,307,250 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務実施状況報告書	

検査手法：実施の確認
検査結果：合格

(2) -2

契約名	令和 6 年度「YY！ターンコンシェルジュ」業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	県内での活動を中心に、移住希望者及び移住者（地域おこし協力隊を含む。）に対する相談対応・情報提供、受入支援等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	平野 洋子
業者選定理由	平成 28 年 11 月から現在に至るまでの 7 年 5 カ月間の業務経験を有する唯一の者であり、既に退任済みの隊員や、現役の隊員との幅広いネットワークを有しており、評価も極めて高く、県内市町や関係機関からの信頼も著しく厚いこと。
予定価格	2,957,647 円（税込）
委託契約金額	2,957,647 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務実施状況報告書	
検査手法：実施の確認	
検査結果：合格	

(2) -3

契約名	令和 6 年度「YY！ターンコンシェルジュ」業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	生活全般にかかる相談対応、やまぐち暮らしアドバイザー、関係機関等の紹介及びマッチング及び移住後のフォローアップ等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	株式会社 FP オフィス縁
業者選定理由	日本ファイナンシャルプランナー協会山口支部（県域組織）に対し、当該業務の趣旨・内容を理解するとともに、人望を有し経験豊富、県内全

	域での活動が可能、公的機関からの委託・委嘱経験のある者について照会した結果、当該事業者が適任である旨の推薦があった者であること。
予定価格	2,221,560 円（税込）
委託契約金額	2,221,560 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務実施状況報告書	
検査手法：実施の確認	
検査結果：合格	

(2) -4

契約名	令和 6 年度移住促進に向けたセミナーの運営・情報発信等に関する業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	大都市圏等での移住促進セミナー「YY！ターンセミナー」の運営、移住者を呼び込むセミナー等の情報発信等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	株式会社コア
業者選定理由	公募型プロポーザルにより、最優秀提案者に決定したため。
予定価格	8,800,000 円（税込）
委託契約金額	8,800,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	他部局と連携し、効率的にセミナー等を実施したため。
変更後契約金額	7,947,500 円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：実績の確認	
検査結果：合格	

(2) -5

契約名	令和 6 年度山口県移住促進デジタルマーケティング等に関する業務委託
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

業務内容（仕様）	地方が抱える課題を理解した上でターゲットを設定し、広告運用計画を作成のうえターゲットに向けた広告の配信、若者や女性、子育て世代等の移住体験談の発信、オンラインセミナーの実施、）YY！ターンセミナーの参加募集、PR 等を行う
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	クラシノ株式会社
業者選定理由	公募型プロポーザルにより、最優秀提案者に決定したため
予定価格	17,936,600 円（税込）
委託契約金額	17,936,600 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：実績の確認	
検査結果：合格	

(2) -6

契約名	令和 6 年度関西圏における移住相談等に関する業務委託
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ NP0 法人ふるさと回帰支援センターの西日本の情報発信拠点として設置される大阪ふるさと暮らし情報センターに相談員を月 2 回程度配置し、移住相談対応を行なうこと。 ・ 移住希望者等を集めた移住セミナーを年 3 回程度実施すること。 ・ 大阪ふるさと暮らし情報センターの自治体情報発信スペース等を活用し、本県への移住に関連した広報・普及啓発活動を実施すること。 ・ 山口県出身の関西地域の大学等進学者のネットワーク化や、県人会、高校同窓会のネットワークの強化を図ること。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	関西－山口ネットワーク推進協議会
業者選定理由	関西圏と山口県とのネットワーク強化を図り、移住・定住施策や観光関連施策などの円滑な実施を図るための実行・推進母体として設置されるネットワーク組織であり、会長に山口県大阪事務所長、会員に県関連企業、県進出企業、県人会組織など関西圏で山口県と繋がりを有する企業、団体等

	で構成されるため、両地域の実情を熟知し、広くネットワークを有していると言えること
予定価格	5,000,000 円（税込）
委託契約金額	5,000,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務実施状況報告書	
検査手法：実施の確認	
検査結果：合格	

(2) -7

契約名	令和 6 年度山口県「YY！ターン支援サイト」維持管理業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1)レンタルサーバーの維持管理（本サーバー及びバックアップサーバー） (2)独自ドメイン管理 (3)その他保守管理（バックアップ、サイトの修正等）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
委託業者名	株式会社リバース
業者選定理由	山口県 YY！ターン支援サイト「住んでみいね！ぶちええ山口」を制作した業者であり、当該サイトに精通している。 本委託業務は、当該サイトに係る外部レンタルサーバーの調達等と併せて、必要に応じてデザインや機能等の修正も実施するものである。 これらのことから、当該サイトの制作業者である（株）リバースに実施させるのが最も効果的かつ効率的であるため、委託先として選定した。
予定価格	577,500 円（税込）
委託契約金額	577,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：実施の確認	
検査結果：合格	

(2) -8

契約名	やまぐち暮らし東京支援センター運営業務
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	移住関連情報の展示及び移住相談業務等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	（特非）100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター
業者選定理由	当該業務の相手方は、移住希望者を集めることができる施設を持ち、移住希望者に対する移住支援のノウハウを豊富に持つ団体である必要があることから、移住希望者の目に触れる機会が増える「ふるさと暮らし情報センター」内に設置し、移住支援のノウハウを豊富に持つ日本最大の移住支援 NPO のふるさと回帰支援センターに運営させることが、最も効果的かつ効率的であるため。
予定価格	14,441,834 円（税込）
委託契約金額	14,441,834 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：履行報告書	
検査手法：実施の確認	
検査結果：合格	

(2) -9

契約名	地域おこし協力隊研修会業務
契約期間	令和6年6月28日～令和6年7月5日
業務内容（仕様）	講義やワークショップ等により以下の内容を遂行すること ・地域おこし協力隊の制度 ・自治体職員及び協力隊員の立場の活動における留意点 ・ミスマッチ防止のための手法 ・地域や自治体職員とのコミュニケーション・連携 等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	（同）たわし
業者選定理由	（同）たわしの代表である藤井裕也氏は、岡山県美作市で地域おこし協力隊として活動した後、岡山県地域おこし協力隊ネットワークを設立

	し、代表理事に就任した。また、総務省地域おこし協力隊サポートデスクの専門相談員の経験もあり、全国の地域おこし協力隊情報に詳しい。また、総務省をはじめ各県での地域おこし協力隊の研修実績も豊富である。このことから、委託するのに最も適していると判断されるため。
予定価格	88,880 円（税込）
委託契約金額	88,880 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象及び検査手法：当研修会が仕様書に基づき実施されたことを確認した。	
検査結果：合格	

(2) -10

契約名	やまぐち暮らし YY ターンガイドブックの作成
契約期間	令和 6 年 5 月 8 日～令和 6 年 7 月 31 日
業務内容（仕様）	やまぐち暮らし YY ターンガイドブックの作成（現行のガイドブックから内容を変更（移住者体験談の追加等）する）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
委託業者名	株式会社リバース
業者選定理由	県民会議では、やまぐち暮らしの魅力を戦略的に情報発信するため、統一的なイメージによる情報発信を行っている。昨年度、移住支援サイトをリニューアルしたこと、ガイドブックにおいてもイメージの統一を図る。移住支援サイトのデザイン、作成した画像やイラストを活用するため、移住支援サイトのリニューアル及び保守運営を行っている（株）リバースに委託することとする。
予定価格	677,600 円（税込）
委託契約金額	677,600 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：委託業務の履行状況	
検査手法：成果物を確認	
検査結果：合格	

(2) -11

契約名	R6 年度地域おこし協力隊 0B0G の活動の場の提供に関する業務
契約期間	令和 6 年 9 月 9 日～令和 7 年 1 月 31 日
業務内容（仕様）	イベント出店者の調整、イベントの広報、イベントの運営
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	Kizuku Project 中岡 佑輔
業者選定理由	今回のイベント会場となる山口きらら博記念公園が位置する山口市南部地域を拠点に、平成 31 年 3 月から令和 4 年 2 月までの 3 年間、山口市地域おこし協力隊として活動した経験を有する者であり現役及び 0B0G の地域おこし協力隊に広くネットワークを有している。現在も同地域を拠点に活動している。 また、山口市産業交流拠点施設「KDDI 維新ホール」で開催するマルシェイベント「パンと珈琲（コーヒー）のフェスティバル」の企画に携わり、40 店以上の飲食店を集め、1 日に 1,000 人以上を集客した実績を有するとともに、「令和 5 年度地域おこし協力隊等の活動の場の提供に関する業務」の受託者でもあり、出店イベントに関する熟練の経験を有していると言えることから選定したもの。
予定価格	940,000 円（税込）
委託契約金額	940,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象及び検査手法：当業務が仕様書に基づき実施されたことを確認した。	
検査結果：合格	

(2) -12

契約名	R6 年度地域おこし協力隊等の活動の場の提供に係る会場設営等業務
契約期間	令和 6 年 11 月 3 日～令和 6 年 12 月 15 日
業務内容（仕様）	(1) 備品の手配 ・テント、テーブル、イス、発電機、消火器、コードリール、ポリタンク、ストーブ等 ・備品の数量については、出店数等に応じて、委託者と調整を図ること。 (2) 備品の搬入・搬出 (3) 会場の設営・撤去

契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
委託業者名	(株)オオバクリエイティブ
業者選定理由	(株)オオバクリエイティブは、令和 6 年 12 月 15 日にきらら博記念公園やまぐち富士商ドーム内で開催される文化芸術交流イベント「ダンス☆オン☆きらら」(主催：県文化振興課)の実施運営業務を受託している業者であり、会場設営等も行う。同日、同会場に隣接して開催する「地域おこし協力隊イベント」の実施にあたっては、「ダンス☆オン☆きらら」との連携体制を確保し効率的に運営、会場設営等を行うことが望ましい。 (株)オオバクリエイティブは、上記目的に対応し得る唯一の業者である。
予定価格	803,825 円(税込)
委託契約金額	803,825 円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象及び検査手法：当会場設営等が仕様書に基づき実施されたことを確認した。	
検査結果：合格	

(2) -13

契約名	地域おこし協力隊 0B0G の PR 動画制作に関する業務
契約期間	令和 6 年 12 月 9 日～令和 7 年 2 月 28 日
業務内容(仕様)	本県の地域おこし協力隊 0B・0G を対象とした動画制作、インタビュー・写真撮影等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	タカシオキカク 高汐 亜依
業者選定理由	公募型プロポーザルにより、最優秀提案者に決定したため。
予定価格	300,000 円(税込)
委託契約金額	300,000 円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：委託業務の履行状況	
検査手法：成果物を確認	
検査結果：合格	

(3) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	YY！ターン支援交通費補助金		
目的（趣旨）	移住希望者の、県内の移住先候補地に対する理解を深め、本県への移住・定住を促進する。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	・ YY！ターン支援交通費補助金交付要綱 ・ YY！ターン支援交通費補助金交付要領		
創設年度	平成 28 年度		
交付対象事業	山口県内への移住を希望、若しくは検討している個人による移住活動		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
・ 移住に関するツアー、セミナー、フェア、その他のイベント ・ 暮らし体験、下見等 ・ 就職面接、就農林漁業面接	①移住活動のための居住地から山口県内への往復交通費(公共交通機関(タクシーを除く)を利用した実費に限る。) ②福岡県及び広島県内在住者に限り、居住地から山口県内への移動に係る往復の高速道路利用料（実費に限る。）		要綱別表第 2 のとおり定める基準額（5 千円～3 万円）を上限とする。
交付先及び交付金額			
交付先及び交付金額の状況			
交付先名			交付金額（円）
個人 A 外 257 件			6,259,126 円
申請及び交付件数	申請件数：258 件 交付件数：258 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
転入者アンケートによる移住者数（単位：人）			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	5,000	10,000	15,000
実績値（B）	3,655	7,967	12,545
達成率（B/A）	73.1%	79.7%	83.6%

YY！ターン支援交通費補助金決定件数			(単位：件)
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績値	198	222	258

達成度の説明： 市町の協力もあり、直近３年間での実績値は着実に伸びている。

(4) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	(補助金) ・ 補助金交付要綱等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。 (委託契約) ・ 委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか、否かについて検証した。 ・ 不適切な再委託がされていないか、否かについて検証した。 ・ 随意契約について、当該契約方法によることが可能であるか、否かについて確認した。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて確認した。 ・ 実施報告書の記載内容が適切であるか、否かについて検証した。
有効性	(補助金) ・ 要綱において要件が適切に定められているか、否かについて確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、否かについて確認した。 (委託契約) ・ 指標・目標が適切に設定されているか、また設定された仕様・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているか、否かについて検証した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	(補助金) ・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について確認した。 ・ 予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。 (委託契約) ・ 予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。

監査要点	実施手続
	・ 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分か、否かについて検証した。 ・ 委託先から提出される収支計算書や請求書等を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて確認した。

(5) 確認した証憑書類等

(補助金) 交付要綱、交付要領、実施報告書、請求書 (委託契約) 業者選定伺、執行伺、契約締結伺、随意契約理由及び業者選定理由書、業務状況報告書、委託仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、見積書、請求書、企画提案書、参加表明書

(6) 監査の結果

【指摘】委託料支払請求書の日付記載漏れについて（合规性）

委託料支払請求書の日付が記載されていない書類があった。請求書の日付については、特に時期の明確化のため必須であり、どの期間に属する請求であるかの確定は財務事務上の重要な統制業務であり、日付は必ず適切に記入する必要がある。

【指摘】コンシェルジュ業務の相談件数の偏りについて（有効性、経済性・効率性）

本事業では、「コンシェルジュ」業務として、下記の三者に対して相談業務を委託している。委託の内容は、以下のとおりである。

	山本香代	平野洋子	(株)FP オフィス縁
業務内容	移住希望ニーズや検討段階に応じた相談対応、情報提供及び県内コンシェルジュ、やまぐち暮らし支援センター、市町、関係機関との連携及び窓口業務等	県内での活動を中心に、移住希望者及び移住者（地域おこし協力隊を含む。）に対する相談対応・情報提供、受入支援等	生活全般にかかる相談対応、やまぐち暮らしアドバイザー、関係機関等の紹介およびマッチング及び移住後のフォローアップ等
契約金額	3,307,250 円	2,957,647 円	2,221,560 円

	山本香代	平野洋子	(株)FP オフィス縁
勤務日数・勤務地	月 15 回の勤務(午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで) 県民会議事務局での勤務を基本とし、相談業務等臨機に対応する。	月 12 回程度の勤務(午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで) 相談対応を行う場合を除き、県民会議事務局における勤務を基本とする。	勤務日数・勤務地の指定なし
注意点	月 1 回程度、県民会議事務局において委託者及びコンサルジュ業務の他の受託者と連絡調整・打合せを行う。	月 1 回程度、県民会議事務局において委託者及びコンサルジュ業務の他の受託者と連絡調整・打合せを行う。	月 1 回程度、県民会議事務局において委託者及びコンサルジュ業務の他の受託者と連絡調整・打合せを行う。

これに対して、令和 6 年度の相談実績は以下のとおりである（参考までに令和 7 年度の 4 月～8 月までの数値も掲載する）。

（令和 6 年度相談件数）

	山本香代	平野洋子	(株)FP オフィス縁
4 月	5	37	4
5 月	2	15	2
6 月	2	22	1
7 月	3	20	0
8 月	11	26	0
9 月	19	31	0
10 月	15	43	0
11 月	18	23	0
12 月	35	13	7
1 月	19	31	0
2 月	33	11	1
3 月	33	3	1
合計	195	275	16

（令和 7 年度相談件数）

	山本香代	平野洋子	(株)FP オフィス縁
4 月	23	14	0

	山本香代	平野洋子	(株)FP オフィス縁
5 月	13	20	1
6 月	16	37	1
7 月	28	13	3
8 月	27	16	1

このように、相談件数に大きな差がある。特に、(株)FP オフィス縁については稼働していない月が複数月もある。三者の業務内容が同じではなく、ニーズに差があることは致し方ないとしても、委託料を月額換算すると(株)FP オフィス縁は 185,130 円（＝2,221,560÷12 月）であるため、相談件数が 0 件であったり、または一桁台であったりすることは委託業務がコストに見合わない。

また、山本香代氏・平野洋子氏は、勤務日数と勤務場所が指定されている。このため、待機時間も含めた業務委託であるため、委託料が定額であることに合理性がある。一方、(株)FP オフィス縁については、勤務日数も勤務場所も指定されておらず、更に当該業務は、コンサルタント的業務で仕事の完成が義務付けられている業務でもない。

勤務日数や勤務場所を指定されない裁量性のある業務遂行の状況を鑑みると、勤務日数や勤務場所を指定せず、仕事の完成が義務付けられていない業務については、定額ではなく相談件数に応じた出来高による契約にすべきである。

《県からのフィードバック》

上記指摘による重要性を認識し、令和 8 年度契約より契約方法の見直しをおこなうこととしたい。

【意見】地域おこし協力隊へ提供する活躍の場の適切性について（有効性）

地域おこし協力隊事業は各市町が主体となって実施する事業であるが、山口県はその定着率を高めることが人口増加及び活性化に繋がると認識し、さまざまな支援を実施している。その結果、平成 31 年度から令和 5 年度の直近 5 年間に任期終了した隊員の定住率は、全国平均 69.0%に対して本県は 73.0%と高い定着率を誇っていることは評価に値する。

地域おこし協力隊の支援の一つとなっている活躍の場の提供について、本年度に提供した場は、若年層をターゲットとして 5,000 人の集客を期待した山口きらら文化芸術体験交流事業（ダンス☆オン☆きらら）という大型イベントへの出店であり、地域おこし協力隊の交流促進及びその活躍を県内外に発信することを目的として実施された。

当該提供の場にかかった直接事業費は、上記（2）-11 及び（2）-12 の合計金額 1,743 千円であり、広報や設営等も当該委託業務で実施されるため、出店参加者の満足度は非常に高い結果となっており、活躍の場の提供としては成功といえる。

一方、もう一つの目的となっている「地域おこし協力隊の活躍を県内外に発信する」については、今回のイベントが若年層をターゲットとしているため、地域づくりやまち興しに興味のある層とは

明らかに異なる。この点については、アンケートにも記載されており、まちづくりや地域おこし活動に興味のある層がターゲットとなる場所での開催を実施しなければ、費用対効果は半減されたものとの評価となる。大型イベントでなくとも、地域に根ざしたイベントやお祭りへ参加する方が少額予算で2つの目的を同時に達成可能となり、より有効な提供の場となると考えられる。

したがって、PDCAを適切に回すという観点から今回の事業を検証し、地域おこし協力隊の県内定着の一助となる事業を継続的に実施していただきたい。

【意見】定着しなかった地域おこし協力隊の原因分析の必要性について（有効性）

上述したように、本県は他県と比較して任期終了した隊員の定住率が高く、様々な施策等が功を奏していると評価できる。実数としては、任期終了者122人に対して定住者は89人であり、33人は定住しなかったこととなる。

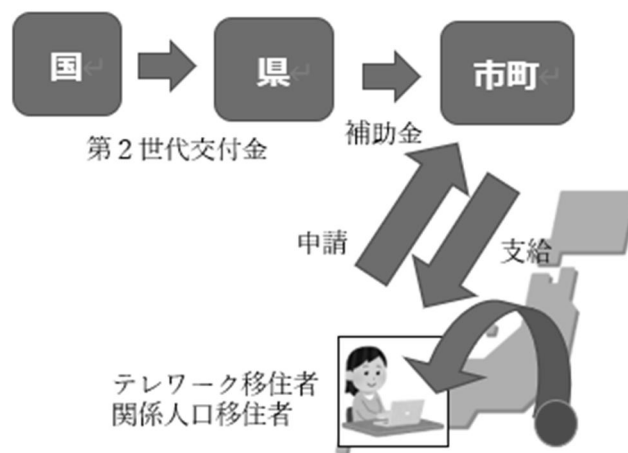
定住者に何故定住したかの理由を尋ねることも有用であるが、定住しなかった33人が何故定住しなかったのかについて分析することは更に有用ではないかと考える。もちろん個人的理由があることも承知であるが、定住しなかったことの理由について個別アンケートを実施し、その結果を分析し、是非、本県の人口増加に役立つ改善策を講じ、実行に移していただきたい。

26. テレワーク移住支援事業

(1) 事業の概要

事業名	テレワーク移住支援事業
担当部局課	総合企画部中山間・地域振興課
実施の背景（必要性）	
国の「地方創生移住支援事業」を活用し、市町との連携の下、首都圏（東京23区内に通勤・在住）のテレワーカーや、県内の地域と強い関わりがある関係人口を対象として、本県へのテレワーク移住を支援し、新たな人の流れの創出・拡大を加速化する。	
目的	
テレワーク移住等を支援し、本県への人の流れを創出する。	
達成時期	令和8年度
目指すべき将来像	
山口県内における移住・定住の促進	
概要（内容）	
移住支援金を支給した市町に対して当該給付金の3/4補助	
【参考】市町から移住者への支援金支給額	
〔支給額〕世帯1,000千円、単身600千円、18歳未満1人につき1,000千円加算	

概要図等



主な実施主体

市町

対象者

東京 23 区在住者又は通勤者（直近 10 年間で通算 5 年以上在住又は通勤）で次のいずれかに該当する者

- ・ 本県に移住し引き続きテレワークで業務を行う者
- ・ 市町が移住前に地域等と関わりがある者（関係人口）と認める者

令和 6 年度取組

市町への補助金の交付

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

13 市町に補助金を支給（34 件・75 名）※件数は市町→申請者への支給件数（うち 2 件 5 名は関係人口要件該当による支給）

成果（アウトカム）及び評価（次期計画を含む）

テレワーク移住者数の過去 4 年間の推移（単年）（単位：人）

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
実績	18	44	48	70

効果測定指標の目標値及び実績値の 4 期間推移（累計）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	30	60	90	120
実績値（B）	18	62	110	180
達成率（B/A）	60%	103%	122%	150%

コロナ禍において、リモートワークが急速に進展し、また、東京都の若年層を中心に移住への関心が高まるなか、新たな地方への人の流れを加速化するため、国のテレワーク移住支援金を活用し、東京圏からの移住者を呼び込む必要があるが、制度周知の充実もあり、過去 4 年間の実績は右肩上がりである。

今後も、制度の広報・周知し本補助金の活用を推進することで、テレワーク移住による人の流れを創出し、本県への定住につなげていきたい。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115の成果指標	No.51 テレワーク移住者数 令和3年度 18人 ⇒ 令和4～8年度目標 150人（累計）
関連する個別計画	該当なし
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（令和3年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	18,360	27,769	32,589
補正後予算額	18,360	28,075	41,157
決算額	14,382	22,568	38,556

（決算額及び予算額の著増減事項等） 移住者数増に伴い、直近3年間での当初予算は増加傾向である。令和6年度の補正予算は、実績見込みの増加によるものである。令和4～6年度の決算額は、補正予算時の実績見込みが減少したことによるものである。

（3）令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	37,944	下記（6）参照
償還金利子及び割引料	612	国への補助金返還（2市分）
合 計	38,556	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	25,296	65.6
その他	459	1.2
一般（県）	12,801	33.2
合 計	38,556	100.0

（その他財源の内容） 諸収入（市からの補助金返還）

（5）負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	14,382	22,568	37,944
補助金等の名称	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金
交付先名	山口市 外 17 件	岩国市 外 24 件	岩国市 外 30 件

(6) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金		
目的（趣旨）	県及び市町が協働で実施する内閣府所管の地域再生計画及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））で位置づけた事業のうち、テレワーカーや関係人口を対象とした市町が行う移住支援事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、東京圏等から本県への移住促進を図ることを目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金交付要綱		
創設年度	令和 3 年度		
交付対象事業	市町が実施する移住支援金のうちテレワークに関する要件と関係人口に関する要件を満たしたもの		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	
補助金	やまぐちテレワーク移住等支援事業実施要領に基づき実施する移住支援金及び支援金の支給に係る事務経費	国 1/2、県 1/4、市町 1/4 ○2 人以上の世帯 100 万円 ○単身世帯 60 万円 ○18 歳未満 1 人につき 100 万円加算 に 4 分の 3 を乗じて得た額及び支援金の補助対象経費の額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額とする	
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
田布施町 1 件		2,295,000 円	
下関市 4 件		3,978,000 円	
防府市 2 件		1,989,000 円	

柳井市 1 件	765,000 円
山口市 5 件	2,601,000 円
宇部市 8 件	8,109,000 円
萩市 2 件	3,060,000 円
周防大島町 2 件	1,989,000 円
周南市 1 件	765,000 円
長門市 1 件	5,355,000 円
山陽小野田市 2 件	3,060,000 円
岩国市 1 件	459,000 円
光市 1 件	3,519,000 円
合計	37,944,000 円

申請及び交付件数

申請件数：31 件

交付件数：31 件

補助金の効果測定

効果測定指標の目標値及び実績値の 4 期間推移（累計）

（単位：人）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	30	60	90	120
実績値（B）	18	62	110	180
達成率（B/A）	60%	103%	122%	150%

達成度の説明：制度周知の充実もあり、直近 4 年間での実績が右肩上がりである。

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 補助金が要綱に従って、適正に交付されているかについて確認した。 ・ 補助金要綱が、事業目的と整合しているか、否かについて検証した。
有効性	・ 本事業の効果について、目標値及び消費支出額との関係で検証した。
経済性・効率性	・ 補助金の額に対して経済効果を算出し、経済性について検証した。

(8) 確認した証憑書類等

やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金交付要綱、やまぐちテレワーク移住等支援事業実施要領、国の要綱、テレワーク移住者に関する実績一覧

(9) 監査の結果

【意見】事業の効果の測定について《措置状況の確認を含む》(有効性)

当該事業では、令和4年度の包括外部監査の意見を踏まえ、令和5年度から、令和3年度のテレワーク移住者数の現状値(18人)を上積みした30人を目標値として設定しており、目標の設定の仕方としては明確かつ合理的と考える。当該事業の開始は令和3年度からであり、仮に過去4年間(令和3年～令和6年)について毎年目標値30人と考えた場合、トータルの目標移住者数は120人となる。それに対して、過去4年間の実績者数の累計は180人であり、移住先から転出したとして支給金の取消決定がなされている者2人(2件)を差し引いても、目標を達成できていることになる。

本事業による経済効果との関係での評価としては、令和6年度におけるテレワーク移住者数は、二人以上の世帯21件59人、単身世帯11件11人となっている。県外の企業に就職している県外居住者が本県に移住した場合には、所得が県外から県内に流入し、それを基に消費活動が行われるという意味での経済効果が発生する。本事業の経済効果を評価する方法として、国民1人当たりの消費額によって算定することが考えられる。総務省統計局が公開している「家計調査報告」の「2024年(令和6年)家計の概要」によると、2人以上の世帯における消費支出は1世帯当たり1か月平均300,243円、単身世帯の消費支出は、1世帯当たり1か月平均169,547円であった。これを基に令和6年度におけるテレワーク移住者の消費支出を計算してみると、二人以上の世帯:21件×300,243円×12か月=75,661,236円、単身世帯:11件×169,547円×12か月=22,380,204円、合計98,041,440円の消費支出額となり、同額の経済効果があると算定できる。この金額は、本事業による補助金支出額を大幅に上回るものであり、かかる観点からも本事業の効果は認められる。

しかし、県の担当者によると、本事業は令和8年度までを予定しており、その後も実施するか、否かについては未定とのことであった。総務省が実施した「令和6年通信利用動向調査」によると、テレワークを導入している企業の割合は、令和元年は20.2%であったものが令和2年に47.5%になっている。これはテレワーク導入の大きなきっかけが新型コロナウイルス感染症対策であったことを示している。ただ、新型コロナウイルス感染症が一段落ついた令和6年においても、テレワークを導入している企業の割合は47.3%であり、令和2年の47.5%と遜色がなく、依然として高い水準にある。

また企業がテレワークを導入する理由について、最も多い理由は「新型コロナウイルス感染症対策」であるものの、そのように回答した企業は、令和5年はテレワーク導入企業の79.1%であったのに対し、令和6年は66.0%まで低下している。他方、「勤務者のワークライフバランスの向上」と回答した企業の比率は、42.7%(令和5年)から51.6%(令和6年)、「業務の効率性(生産性の向上)」と回答した企業の比率も38.8%(令和5年)から46.9%(令和6年)といずれも増加しており、このことはテレワークの導入について新型コロナウイルス感染症対策以外の意義が志向されていることを示している。

令和 5 年及び令和 6 年のいずれについても在宅勤務が 90%を超えていることを考えると、在宅勤務によるテレワークという就業形態は、新型コロナウイルス感染症が一段落した後も定着しつつあると考えられる。このように在宅勤務によるテレワークという就業形態が今後も安定的に定着することが見込まれることや、東京 23 区から本県へのテレワーク移住者がもたらす経済効果が極めて大きいことからすると令和 9 年度以降も継続することが望ましいのではないかと考える。

仮に本事業を継続することになった場合の改善点については、目標値について 30 人を据え置きするのではなく、実数を平均した値にするなど、現状を踏まえた目標値の再設定が必要と考える。実際の移住者の声を基に事業のブラッシュアップを図るため、例えば、「山口県に移住して良かったこと・悪かったこと」等のアンケートを実施し、実際の移住者の声を収集し、詳細に解析することが重要である。その上で、都市部から本県への人口移入の道筋を作るための制度設計や本事業の広報に生かすことが有効と考える。

【意見】テレワーク移住者が移住支援金を受給した市町村から転出した場合の補助金の返還の在り方（合规性）

国の要綱によると、テレワーク移住者が、移住支援金の申請日から 5 年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合、申請日から 3 年未満で転出した場合は全額、申請日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合は半額を返還させる制度を設けるようになっている。しかし本事業の目的は、テレワーク勤務者を対象として本県への人流を創出する点にあり、転出先が山口県内である限り県として享受するメリットは同じであり、そのような場合にまで全額の返還を求めるというのは、本事業の目的との関係でテレワーク移住者に過酷な結果を強いることとなり、趣旨に対する合理性に乏しく、県の負担分については返還を求めないことが望ましいと考える。

また当初の移住先の市町村の負担分についても、転出先の市町村が変わって人流創出におけるメリットを享受することからすると、転出先の市町村に対し返還相当額の負担を請求できるという制度設計にすることもあり得る。国についても、近隣市町村への移住等、県内移住に対しては、「移住支援金の支払いに当たっては、市町村も 1/4 を財政負担していることから、当該市町村から転出した場合に返還対象としている。」、「一方で、都道府県内の移動については、当該都道府県内で複数回の移動の後に最終的に都道府県外に転出した場合の債権回収の方法等について統一のルールを作成し、支給者の居住する都道府県及び市町村の判断で返還対象から除外することは可能である。」

（2024 年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）に関する Q&A）と県外転出した場合の統一ルールを定めた上で、県及び市町の判断で県内移動を返還対象としない取扱いも可能との考えを示している。

以上のことから、市町と当該補助事業の目的達成のための趣旨を整理・調整し、返還についての取扱いを早急に明確にされたい。その上で、補助金交付要綱及び実施要領等に反映し適切に運用する必要がある。

【意見】18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算補助金について（有効性、経済性・効率性）

国の要綱及び「やまぐちテレワーク移住等支援事業実施要領」は、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する扱いとしている。本県の現在の運用は、18歳未満の者について、一人当たり一律100万円を支給している。しかし、18歳未満の者といっても乳幼児から高校生まで様々であり、18歳になるまでの期間が長ければ長いほど、上述した消費支出による経済効果の波及期間は長く、大きくなることから、本県における経済的メリットを考慮すれば、本県に移住するインセンティブとして、例えば、18歳になるまでの期間1年につき10万円加算する等、県独自の補助金対策も検討されることも有効と考える。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、東京圏からのテレワーカーや関係人口を対象に、移住支援金という明確なインセンティブを付与することで、本県への移住を直接的に促進する施策であり、社会減対策として極めて即効性と実効性の高い取組と評価できる。特に、首都圏（東京23区内在住・通勤者）という社会減の主因となっている転出先を明確にターゲット設定した上で、国の制度を最大限活用し、市町と連携して実施している点は、政策設計として合理性が高い。移住支援金は、移住決断時の経済的不安を軽減する効果が大きく、テレワークという働き方と組み合わせることで、就業先を変えずに移住できる現実的な選択肢を提示している。

実績を見ると、テレワーク移住者数は過去4年間で着実に増加しており、令和6年度には目標値を大きく上回る達成率となっている。これは、制度周知の進展に加え、テレワーク移住というライフスタイルが一定程度定着してきたことを示すものであり、本事業が新たな人の流れの創出に具体的な成果を上げていることを裏付けている。また、市町が主体となって移住支援を実施し、県がそれを財政的に支える仕組みは、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とし、県全体としての移住受入体制の底上げにも寄与している。

また、本事業においては、移住支援金の交付後、一定期間（5年間）にわたり転出の有無を把握する仕組みが設けられており、移住後の定着状況を確認しようとする制度設計は評価できる。移住施策において、転出を含めた中期的な追跡を行っている点は、社会減対策として一定の有効性を有している。

今後は、転出に至った要因や、就業環境・生活環境・地域との関わりとの関係性等を分析し、これらのデータを基に、移住後の定着を左右する要因を整理・分析し、施策改善や支援内容の高度化につなげていくことが求められる。

総じて、本事業は、テレワークという社会構造の変化を的確に捉え、人口流入という形で成果を上げている点で、社会減対策に直結する有効な施策であると考えられる。

◆3KPI ロジック整理 (No.26 テレワーク移住支援事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
流入創出	テレワーク移住者数	移住支援金 → 移住決断の後押し → 東京圏からの転入増加
拡大効果	支援金交付件数・対象市町数	市町連携・制度周知 → 利用者拡大 → 人の流れの裾野拡大
定住可能性	支援金交付後の居住継続	経済的不安の軽減 → 移住後の生活安定 → 社会減の持続的抑制

27. 県外キャリア人材確保応援事業

(1) 事業の概要

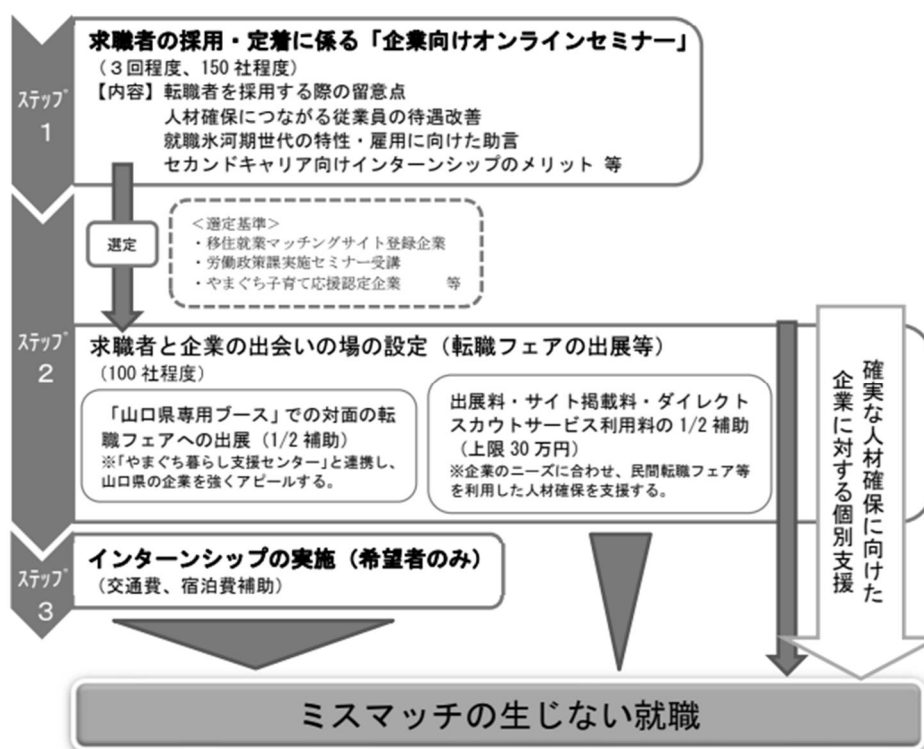
事業名	県外キャリア人材確保応援事業
担当部局課	産業労働部産業人材課
実施の背景 (必要性)	
有効求人倍率が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に戻りつつある中、県内企業の人手不足は深刻化している。 ○ 新規学卒就職者の離職者が全国で3割から4割存在する。 ■ 新規学卒就職者の就職後3年以内離職率 【大学】34.9% 【短大】44.6% 【高校】38.4% ○ 新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機とした、UI ターンの機運は高い状態が続いている。 ■ 2026 年卒学生の就職意識調査(UI ターン・地方での就職)2024 年 11 月版 UI ターンを希望する学生が約 4 割。コロナ初期より 17.5%増加。4 割超が「都市部よりも地方の方が住みやすいから」と回答。 ○ 学生がインターンシップを活用することで就職率は高くなり、離職率は低くなる傾向にある。	
目的	
県内企業の県外からの人材確保を図るため、新卒採用に加えキャリア採用に取り組む企業を支援する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
・企業に対し、転職者を採用する際のノウハウの習得や、定着に有効なインターンシップを社会人にも取り入れるための支援を実施し、ミスマッチの生じない就職を推進する。	

- ・多数の集客が見込まれる民間の転職フェア等を活用し、県外の離職者、 転職希望者と県内企業との出会いの場を創出する。
- ・県外の離職者、転職希望者に対して、オンラインを活用したインターンシップの実施や交通費、宿泊費を一部支援し、県内就職を促進する。

概要（内容）

- ① 転職者の採用・定着に係るセミナーの実施
- ② 転職フェア等への出展支援
- ③ 転職者・離職者を対象としたインターンシップ実施支援

概要図等



主な実施主体

県

対象者

県内事業所、県外の離職者・転職希望者

令和 6 年度の取組

概要（内容）のとおりに

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- ① 転職者の採用・定着に係るセミナーの実施（参加企業：13 社）
- ② 転職フェア出展等への支援
 - ・県外転職フェアにおける山口県専用ブースでの共同出展
 のべ 10 社の県内企業が参加し、令和 6 年 9 月 東京（来席数：104 人）、令和 6 年 10 月 福岡（来席数 63 人）、令和 7 年 2 月 広島（来席数 76 人）に出展した。

・県外転職フェアへの出展料、転職サイトへの掲載料及び（R6 年度より）ダイレクトリクルーティングサービスの利用料補助 額の確定額累計 31,375 千円 175 社採用人数 133 人 ③ インターンシップ参加者への交通費・宿泊費の一部補助(申請者：0 人)	
成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）	
○県外人材（大学生を含む）の県内就職者数（山口しごとセンター登録者）：平成 30 年度～令和 5 年度累計 1,114 人となっており、本事業による転職フェア出展等への支援も寄与したものと考える。 ○セミナーに参加した企業からは、採用手法、面接で押さえておきたいポイントなどについて、新たな学びがあり、自社の課題が明らかになったとの意見がでた。また、前述のキャリア人材の採用手法だけでなく、入社後の教育方法についてもレクチャーがあったことから、人材の確保から定着まで様々な情報を得ることができたとの意見もあり、来期以降も県内企業等のニーズを踏まえ、県内企業と離転職者のミスマッチのない就職の支援を検討している。	
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 52 県外人材（大学生を含む）の県内就職者数（山口しごとセンター登録者） 平成 30～令和 3 年度合計 941 人 ⇒ 令和 4～8 年度合計 1,200 人
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（令和 5 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	46,246	45,087
補正後予算額	—	44,700	44,960
決算額	—	43,597	44,156

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	11,803	下記（6）参照
負担金、補助及び交付金	31,375	下記（8）参照
旅費	798	職員出張旅費
一般需用費	180	コピー代、用紙代他
合 計	44,156	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,213	5.0
その他	—	—
一般（県）	41,943	95.0
合 計	44,156	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	18,326	11,803
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(株)マイナビ	(株)マイナビ

(6) 令和6年度 委託契約の概要

契約名	令和6年度県外キャリア人材確保応援事業実施業務
契約期間	令和6年7月5日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	① 求職者の採用・定着に係る企業向けオンラインセミナーの開催 ② 求職者と企業の出会いの場の設定 ③ 企業に対する個別支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)マイナビ
業者選定理由	プロポーザル審査の結果による
予定価格	11,803,000 円（税込）
契約金額	11,803,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	－	23,867	31,375
補助金等の名称	－	県外キャリア人材確保応援事業補助金	県外キャリア人材確保応援事業補助金
交付先名	－	三和塗装興業(株) 外 143 件	(株)エブリシング 外 174 件

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金	
目的（趣旨）	県内企業の人材不足に対応するため、県内企業の県外からの人材確保を促進する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	県外キャリア人材確保応援事業補助金交付要綱	
創設年度	令和 5 年度	
交付対象事業	県外キャリア人材確保応援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
県外転職フェア出展料等支援事業	県外からの人材を確保するために、事業者が負担した転職フェアへの出展料、就職情報サイトへの掲載料及びダイレクトリクルーティング サービスの利用料を一部補助するもの	1/2（30 万円）
セカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業	セカンドキャリア向けインターンシップに参加するために、県外在住の離転職者が負担した①交通費実費及び②宿泊費実費を一部補助するもの	1/2（①3 万円 ②1.5 万円）
交付先及び交付金額		
状況		
区分	申請状況等	
県外転職フェア出展料等支援事業	額の確定額累計 31,375 千円 177 社 採用人数 133 人	
セカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業	申請者 0 人 交付決定 0 円	
申請及び交付件数	申請件数：176 件 交付件数：175 件	

差異については、交付決定取下げ1件			
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (単位：社)			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (A)	—	80	105
実績値 (B)	—	144	175
達成率 (B/A)	—	180.0%	166.6%
就職実績 (単位：人)	—	170	133
達成度の説明：県外転職フェアへの出展料、転職サイトへの掲載料及び（令和6年度より）ダイレクトリクルーティングサービスの利用料補助の交付を受けて、多くの県内企業が採用に結びついた。			

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合规性	仕様書における「キャリア人材」の定義規定の有無等について検討した。
有効性	委託契約の相手方の選定の在り方、委託事業の設定の在り方、補助金の交付の在り方について検討した。
経済性・効率性	委託事業の設定の在り方について検討した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、見積書、オンラインセミナーチラシ、山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金交付要綱、広告

(11) 監査の結果

【指摘】山口県県外キャリア人材確保応援事業補助事業における「県外転職フェア出展料等支援事業」の補助金の在り方について（合规性、有効性、経済性・効率性）

「県外転職フェア出展料等支援事業」においては、就職情報サイトへの広告掲載料が補助対象経費として位置づけられている。補助金交付要綱の「目的」には、県内企業の人材不足に対応するため、県内企業による県外からの人材確保を促進することが明記されている。したがって、当該補助金の制度趣旨に照らせば、補助対象となる広告掲載料は、県外人材の募集をより強く打ち出した広告に限定されるべきである。

しかし、実際の補助対象広告を確認すると、待遇欄に「UI ターンの方歓迎」という文言が記載されているものの、県外人材の募集を積極的に打ち出した内容とは言い難いものがほとんどである。県外の人材に対していかに効果的にアピールするかが、県外からの人材確保という目的を達成する

上で極めて重要であり、そのための補助である以上、県外人材の確保を強く打ち出した広告でない限り、当該補助対象経費には該当しないと考える。

この指摘に対して、県からは、県内企業の人手不足が深刻であり、県外人材のみならず県内人材の確保も同様に重要であることから、情報サイト掲載料の補助が県内人材確保にも資するものであるため、合規性・有効性を損なうものではないという回答がなされた。確かに、県が人手不足に苦しむ県内企業を支援すること自体は極めて重要であり、その政策的意義を否定するものではない。しかし、仮に県内企業の人材不足全般を解消するための事業を実施する意図があるのであれば、事業趣旨が合致する別個の事業を予算化し、要綱等のルールを明確化した上で執行すべきである。

「県外キャリア人材確保応援事業」と銘打った事業の予算を用いて対象の枠を拡大して補助を行うことは、事業趣旨に反するものであり、補助金の拡大解釈による権限範囲を逸脱した支出であると言わざるを得ない。

県税の使途については、使用範囲を厳格に限定すべきであり、その趣旨を拡大解釈することによって恣意的な運用を許容すべきではなく、県税において予算で定められた使途を意図的に曖昧化し、拡大解釈を可能にすることに合理性は認められない。地方自治体の予算は、法令に基づき厳格な原則に従って運用される必要があり、使途の明確性と議会による民主的統制が極めて重要であることは言うまでもない。とりわけ、予算は「限定性の原則」に従う必要がある。これは、議会が特定の目的に対して承認した予算額は、その目的以外に使用してはならないという財政民主主義の根幹をなす原則である。したがって、使途を曖昧化したり拡大解釈したりすることは、この原則に明確に抵触し、不適切な運用となる。

使途を明確化し、それを県民に対して説明する責任は、県が負うべき本質的な責務である。予算の使途を意図的に曖昧化した上で拡大解釈を可能にする制度設計は、不適切な財政運営であると認識する必要がある。このような運用に合理性は認められず、財政の透明性向上と事業の有効性を高めるためには、使途の明確化が不可欠である。

以上のことから、当該補助事業においては、補助対象となる広告の要件を明確に定義し、事業目的との整合性を担保するため、県外人材確保という本来の目的に資するものに限定して適切な運用に是正する必要がある。

【指摘】「県外キャリア人材確保応援事業実施業務仕様書」の記載について（合規性、有効性、経済性・効率性）

本事業の委託内容は仕様書に詳述されているものの、事業名称の核心をなす「キャリア人材」について、その概念を明確化する定義規定が存在しない。通常、「キャリア人材」という語は、一定の職務経験を有し、即戦力として機能し得る人材を意味すると解される。これに対し、県の説明は、人材確保の実態として、経験者のみならず未経験者や異業種からの転職希望者も対象とする必要があり、「キャリア人材」に厳密な定義を設けないことは意図的な選択であって、柔軟な事業遂行を可

能にする合理的判断であり、むしろ事業の実効性を高めるものである、というものであった。しかし、このような解釈は県税の適正執行という観点から以下の様な問題を有すると考える。

まず、用語解釈の恣意性がもたらす事業の実効性への影響があり、結果、事業の有効性を低減させているという問題である。県も「キャリア人材」という用語に対して「職務経験を有する人材」というイメージを抱いており、かつ一般においても同様の認識が共有されていることについては、異論はないとしている。このような状況下において、当該事業における「キャリア人材」の範囲に「未経験者」も含むのであれば、なおさら明確に記載しなければ、事業成果に重大な支障をきたすこととなる。なぜなら、社会通念上、「キャリア人材」の概念に「未経験者」は包含されないからである。実際、「セカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業」において申請者数が0人に留まった事実は、未経験者も対象となるとは委託事業者及び応募希望者のいずれもが想定していなかったことに起因すると推察される。したがって、この実証的事実は、意図的な定義の曖昧化が、事業の有効性を著しく毀損していることを示していると言える。

さらに、合規性の観点から検証すると、前述の指摘において言及した通り、予算における「限定性の原則」に抵触するものであり、予算の範囲を逸脱する弁明に過ぎず、不適切な運用と言わざるを得ない。予算は「県外キャリア人材確保」という目的で承認されており、「未経験者」を含めることは承認された予算の範囲を超える可能性がある。意図的な曖昧さは、事後的に対象を拡大する余地を残し、恣意的な運用を招く。その結果、県税使途に関する透明性を損ない、県民に対する正確な説明責任の履行も危ういものとなる。

そもそも、各個別事業に対しては、県が掲げる上位目的を達成するために予算が配分され、議会の承認を経て執行されるものである。当該事業においては、県が設定した「人口流出の抑制」及び「人口増加」という政策目標を達成するため、特に「県外キャリア人材」の確保を支援する事業として予算措置がなされている。したがって、当該事業における達成目標を再認識し、付与された役割を遂行するために厳格に予算を執行する義務及び責任を負っており、これを逸脱することは、県全体の事業を統一的な方向性のもとで執行することの有効性のみならず経済性・効率性も阻害するものである。

このように、各事業において独自の解釈を許容すれば、当初の予算執行目的は所期の通りには達成されず、歪みや偏りが生じ、極めて非効率な資源配分となることを認識しなければならない。各事業の成果は、全体として最適化されるよう予算が決定されており、各事業が曖昧な定義の基で執行されれば、県全体の予算配分の合理性が損なわれる。したがって、事業担当部署による恣意的な解釈は、県全体の政策遂行の有効性にとって不利益をもたらすものであり、厳に慎まれるべきである。予算執行における統一的な基準の維持は、県民への説明責任を果たし、効率的かつ効果的な行政運営を実現する上で不可欠な要素である。

したがって、事業における中核概念については明確に定義し、予算の執行がその範囲内となるように適切な運用へ是正する必要がある。

【指摘】委託業務の不履行及び報告書の不提出について（合规性）

本仕様書によれば、県は、本事業に関し、①「求職者の採用・定着に係る企業向けオンラインセミナーの開催」、②「求職者と企業の出会いの場の設定」、③「企業に対する個別支援」の3つの事業を委託しているところ、③については、受託者が報告書を提出していないことが確認された。委託契約書第6条は、受託者は委託業務を完了したときは、遅滞なく本業務の成果に関する報告書を県に提出しなければならないとしており、③に関する仕様書の記載にも「業務実施状況について、業務完了後に報告書を作成し、遅滞なく県に提出すること。」とされている。

県によると、③の業務は実際に履行されており、報告書の形式上、①、②と③を分けて記載していないだけであるとの補充説明がなされた（なお、提出されている①、②に関する報告書を見ても、受託企業が、個別の採用計画へどのような助言をしたのか、個別の企業に、効果的な求人のアドバイスとしてどのような助言をしたのか等については判断出来なかった。）

しかし、この成果報告書の作成・提出は個々の業務とは独立した、委託契約上の義務であることに留意すべきである。仮に、仕様書記載の個々の業務を遂行していたとしても、成果報告書の作成・提出を怠った場合には、委託契約書第6条に違反するという意味での委託業務の不履行となる。

そして、委託者の具体的な委託契約上の義務（提供すべき役務の内容）が仕様書において明確化されていることを踏まえるならば、成果報告書の記載は仕様書に従った形式で作成される必要がある。そのような意味で、本件では③について報告書が不提出であると評価せざるを得ない。

《県からのフィードバック》

令和7年度からは改善している。

なおこのような状況が発生した背景には、見積書の徴求の仕方や委託業務の設定の在り方の問題が影響していると推察することから、後述する。

【指摘】委託事業①オンラインセミナー運営の適切性について（合规性、有効性、経済性・効率性）

セミナー開催に関する事業内容は、仕様書において、セミナー参加企業の募集チラシを作成し、県が指定する箇所等へ郵送すること、セミナーは3回程度開催すること、と記載されている。実際にも、セミナーは令和6年8月27日、令和6年9月26日、令和7年1月28日の3回実施されていた。

しかしセミナーのチラシは、令和6年9月26日と令和7年1月28日の2回分の開催予定しか記載されていなかった。結果、セミナー1回分についてはチラシが作成されていなかったことになる。セミナー参加企業を効率的に増やし、セミナーを事業目的達成のために有効なものとするためにも、セミナー開催日は全てチラシに記載し、漏れなく必要箇所へ郵送されるべきであった。

《県からのフィードバック》

セミナー参加企業を効率的に増やし、セミナーを事業目的達成のために有効なものとするため、令和7年度については、セミナー開催日は全てチラシに記載し、漏れなく必要箇所へ郵送されている。

【指摘】委託事業①オンラインセミナーにおける実績報告書提出日について（合规性）

仕様書には、「業務実施状況について、業務完了後に報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出すること」と明記されている。しかし、上記3回のセミナー全てについて、報告書は実施月の翌月10日までには提出されていなかった。

このことについては、仕様書（契約）違反に該当するが、3回のセミナーが全て月末に開催されていることを鑑みれば、翌月10日までという提出期限が受託事業者にとって酷な面があることは否めない。セミナーが月末に開催される場合も想定し、仕様書における報告書の提出期限を、例えば、「実施後30日以内」等に改める等の改善を求める。

【意見】オンラインセミナー事業の有効性の向上について（有効性）

仕様書において、オンラインセミナー参加企業数は1回50社程度×3回の計150社程度とされていたが、実際の参加企業数は13社であった。県内企業の内、どれだけの企業がキャリア人材の採用を求めているか（ニーズ）が不明確であることから、参加企業数が仕様書設定の10%にも満たなかったことに対する評価をいかようにすべきかについては悩ましいところであるが、オンラインセミナーの参加企業数を増加させるための広報の在り方には改善の余地があると考ええる。

具体的には、チラシについては、県内の商工会議所の一部（7か所）に配布依頼をしているが、県内には商工会議所が14か所あるので、全ての商工会議所にチラシ配布依頼をし、さらに各市町の関連部署などにもチラシを配布することも有効と考える。

また事業の有効性を向上させるために、委託事業①（オンラインセミナー）と委託事業②（転職フェア）の相乗効果発揮という観点から、①の研修成果を生かす形で②の転職フェアの出展をする方が効果的であると考ええる。したがって、なるべく、①のオンラインセミナーを受けてから、②の転職フェアに出展できるようにスケジュールを構成することが望ましい。①と②の両方に参加した事業者の中には、転職フェアに参加した後にセミナーを受講したものもあり、この点は改善が求められる。

さらに転職フェアに出展できる事業者は、オンラインセミナーを受講した事業者の中から県が選定しており、その運用は、所管課内部で一定の基準を設け、所管課から見て「優良な」事業者を選定しているというものである。当該基準の公表はされておらず、事業者間の公平性の観点から、少なくとも、どのような事業者が「優良」と評価されるのかについての目安や指標となるものを事業者に示すべきである。事業者においては、「優良」の基準を示されることにより、「優良」と評価されるには何が必要かを知ることができ、事業者のレベルアップに資することとなる。

《県からのフィードバック》

セミナーに参加しやすくする工夫として、令和7年度は、セミナーを1日開催とするのではなく、短時間のコマで複数回に亘って開催することとしており、有効な改善策となっている。

また令和7年度は、夏までにオンラインセミナーを実施し、その後に転職フェアに参加できるように改善した。

さらに、令和7年度については、チラシを県内全ての商工会議所に配布依頼し、各市町の関連部署などにも配布した。それにより、全5回のセミナーに延べ88社の参加があった。

【意見】委託事業の設定の在り方について（有効性、経済性・効率性）

前述した仕様書記載の委託事業①～③を見ると、①、②は、企業向けのセミナーの開催や企業と人材とのマッチングの場の創設など、企業と人材の橋渡しのサポートを内容とするのに対し、③については、採用計画への助言や効果的な求人のアドバイスなど、個別の企業が、本県の実情を踏まえて具体的な人材を採用する際の直接的なサポートを内容とする点で、事業の趣を異にする。受託企業の活動内容・実績からすると、委託事業①、②については、受託企業はノウハウを有しており、委託先として適切と考えられるものの、委託事業③については、受託企業が山口県の実情をどれだけ知悉しているか不透明である上、本年度については実際に成果報告書という形で実績が示されていないことを踏まえると必ずしもノウハウを十分有しているとは考えられない。

山口県内の個別の企業の人材採用には、企業の業態や山口県という地方都市の実情を踏まえたサポートが必要だと考えられる。受託企業から今後提出されるであろう③についての成果報告書の内容を踏まえつつ、その内容如何によっては、①、②については、大手企業に委託するとしても、③については別に適切な企業に委託するなど、現状①～③をまとめて委託している委託の在り方について検討する必要があると考える。

【意見】委託先選定スケジュールの適切性について（有効性）

本事業の相手方の選定に当たっては公募方式が採用されている。参加表明を行った企業は3社であるが、1社が辞退し、最終的に提案書の審査を受けた企業は2社であった。県の選択肢を増やすという観点から今後、公募に応募する企業が増えることが望ましい。

この点、令和6年5月1日付の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始」と題する案内文及び、「令和6年度県外キャリア人材確保応援事業公募型プロポーザル応募要項」によれば、参加表明書の提出期限が同年5月15日、提案書の提出期限が同年5月29日、同年6月上旬から中旬にプレゼンテーションを実施し、同年6月下旬頃に委託者決定・業務委託開始という予定になっており、スケジュールが極めてタイトであると思われる。公募に当たっては、より多くの事業者が応募しやすい工夫を試みる事が検討されて良いと思われる。一例として、多くの事業者ある程度準備をして応募できるようにもう少し時間的余裕を持ったスケジュールを設定することも検討されたい。

【意見】見積書の徴求の仕方について（合规性）

受託者が県に提出した、令和 6 年 5 月 28 日付の県外キャリア人材確保応援事業実施業務に関する見積書を見ると、委託者の企画内容に対応する形で、それぞれの価格が記載され、最終的な金額 11,803 千円が積算されている。しかしこのような記載では、委託者の企画内容と、仕様書記載の委託業務との対応関係が不明確であるという問題がある。その結果、委託者においても仕様書記載の委託業務を意識しないまま業務を受託することにつながりかねない。

このような事態を放置すると、仕様書自体の存在意義が問われかねないことになる。再発防止策として今後は、仕様書記載の委託業務と可能な限り対応させる形で見積書を徴求することを徹底することが求められる。

《県からのフィードバック》

令和 7 年度からは改善している。

【意見】委託契約に基づく報告書の記載の在り方について（有効性）

委託契約第 6 条に基づき、委託者は成果報告書を提出することになっている。

チラシの作成枚数について、報告書には直接の記載はなく、チラシの配布枚数が記載されているのみである。令和 6 年 8 月 27 日に開催された第 1 回セミナーの報告書（令和 6 年 9 月 19 日付）の〈3〉集客についての欄に 300 部を、令和 6 年 9 月 26 日に開催された第 2 回セミナーの報告書（令和 6 年 10 月 24 日付）の〈3〉集客についての欄に 300 部を、合計 600 部を配布したとの記載がある。

そうであるならば、作成した枚数と配布した枚数が明確に分かる形で記載した成果報告書が提出されるべきであり、今後改善する必要がある。

【意見】委託費の支払いの在り方について（経済性・効率性）

見積書においては、オンラインセミナーのチラシを 500 部作成し、価格として 9 万円が計上され、請求書上も 500 部を作成したものとして 9 万円が請求されている。

しかし、実際には 500 部＋予備 100 部＝計 600 部を作成しており、請求額 9 万円は見積書に基づく 500 部分の作成費用であるとのことであった。そうすると、予備の 100 部分の作成費用については、受託者が請求していないため支払われていないことになる。

この点、受託者側が判断して行った契約範囲を超えた事務についての支払い義務は、県側には発生しないと解するが、契約内容と実施内容が異なる場合等は、事前に受託者と協議する等し、円滑に遂行していただきたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

県外キャリア人材確保応援事業は、社会減の主要因となりやすい「就職期・転職期の県外流出」に対して、県内企業側の採用力を高めつつ、県外人材との接点を増やすことで、県内就職・UJターンを後押しする取組であり、社会減抑制に向けた“雇用の受け皿整備（再就職・転職の選択肢づくり）”として有効性が期待できると考える。とりわけ、転職フェア等で山口県専用ブースを設け、東京・福岡・広島といった大都市圏で継続的に出会いの場を確保している点は、母集団形成に資する実務的な工夫であり、県内企業の人材確保行動を具体的に促している点は評価できる。実績面でも、転職フェア出展等支援は、補助活用企業が拡大し、採用人数が一定数に達していることから、県内企業の採用活動を「新卒中心」から「キャリア採用も含む多層型」へ転換させる呼び水として、一定の成果を示していると考ええる。加えて、採用・定着に係るセミナーにおいて、採用手法のみならず入社後の教育・定着まで扱っている点は、“採って終わり”になりがちな転職支援の弱点を補おうとする設計であり、県の問題意識的的確さがうかがえる。

一方で、社会減対策としての説明力と実効性をさらに高めるには、「県外人材の獲得」に資する支出・支援であることが外形的に分かるよう、要件・定義・運用をもう一段整理することが有効と考える。具体的には、(1) 補助対象としている求人広告について、県外人材向け訴求が弱いものまで対象となっているとの指摘があることから、事業目的（県外からの人材確保）と補助対象の整合を確保する観点で、広告要件をより明確にすることが望ましい。(2) 事業名称の中核概念である「キャリア人材」について、事業実装上の柔軟性を確保しつつも、少なくとも対象範囲（経験者中心か、未経験・異業種転職まで含むか）を仕様書等に明示することで、受託者・企業・求職者の認識差を縮め、ミスマッチの抑制につなげられると考える。(3) セカンドキャリア向けインターンシップ支援が申請0人となっている点は、制度設計や導線（周知、参加条件、受入側の負担感、求職者側の魅力訴求）に改善余地があるサインとも受け取れるため、ターゲットの具体化と参加のハードル低減を図ることで、事業全体の“定着”側の厚みが増し、社会減抑制への寄与がより明確になると考える。

以上より、本事業は、県内企業の人材不足という現場課題に正面から向き合い、県外人材との接点形成を実装している点で評価できる一方、目的と手段の整合を明確化し、特に「県外人材の獲得・定着」に直結する運用へ磨き込むことにより、事業効果の見える化を図り、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。

◆3KPI のロジック整理 (No. 27 県外キャリア人材確保応援事業)

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
流入（県外→県内）	県外からの採用者数（転職フェア・ダイレクトリクルーティング等を通じた採用人数）	県外人材の県内就職増 → 転入・転入超過の押上げ → 社会減の抑制

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
受け皿（採用力）	県外向け訴求を明確化した求人広告の割合（または補助対象広告の要件充足率）	県外向け募集の明確化 → マッチする応募増 → 採用率向上 → 県外人材流入増 → 社会減の抑制
定着（ミスマッチ抑制）	セカンドキャリア向けインターンシップ参加者数／参加後の県内就職率	事前体験の拡大 → ミスマッチ減 → 定着率向上 → 早期離職・再転出の抑制 → 社会減の抑制

28. 県外人材県内就職促進事業

（1）事業の概要

事業名	県外人材県内就職促進事業
担当部局課	産業労働部労働政策課
実施の背景（必要性）	
本県は、人口減少が継続し、とりわけ若者の県外流出に歯止めがかからない状態が続いており、これへの対応が喫緊の課題となっている。本事業では、学生から一般の各層に応じた県内就職を総合的に支援することにより、都市圏から本県への人材還流を促すことで本県の活性化を促す。	
目的	
関係機関や県外の就職支援協定締結校との連携及び移住支援金の支給により、県外からの本県への UJI ターン就職を総合的に支援する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
都市圏から本県への人材還流の促進により、県内産業が活性化される。	
概要（内容）	
○県外大学への訪問支援 ○県外大学の就職担当者・保護者向け魅力発信 ○県外大学での若手社員交流会等の開催 ○山口デーの開催 ○県外就職説明会の開催 ○採用・就職担当者意見交換会の開催 ○近隣県への出張 UJI ターン就職相談会 ○移住支援金の支給	

概要図等

情報発信～マッチング

- ①県外大学との連携
- ②就職担当者・保護者向け魅力発信
- ③就職説明会等の開催(東京・大阪)
- ④出張就職相談会開催(岡山・広島・福岡)

就職支援協定校との連携機能強化
・影響力のある方へのアプローチ
山口しごとセンターの機能活用
・UJIターン相談 等

移住支援

①移住支援金の支給

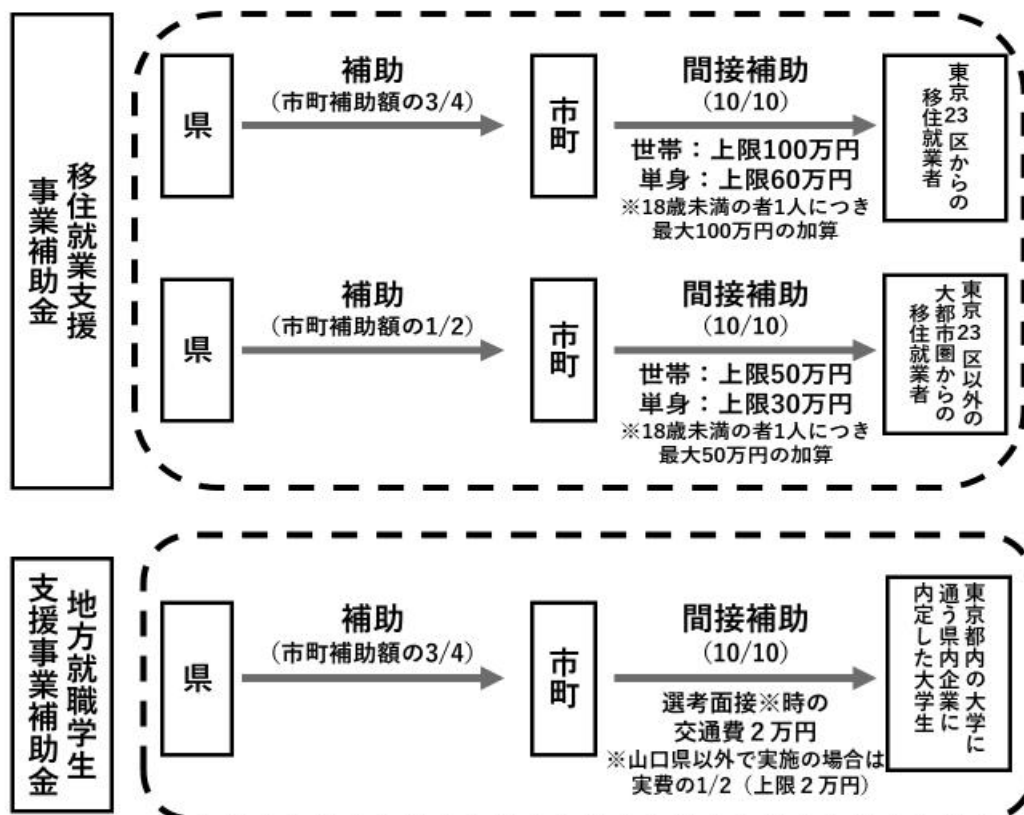
東京圏からの還流促進に向けた支援

企業との連携

- ①山口デーの開催
- ②若手社員交流会

県内企業をより深く知るための 機会創出

若者、シニア、女性等の就職支援、マッチング支援を実施している山口しごとセンターの活用、豊富な県外就職支援協定締結校との連携により、各層に応じたUJIターン就職支援を総合的に推進



主な実施主体	県																																							
対象者	県外学生、求職者、県内企業等																																							
令和 6 年度 of 取組																																								
○県外大学への訪問支援 ○県外大学の就職担当者・保護者向け魅力発信 ・就職支援協定締結校就職支援担当者と県内企業採用担当者の出会いの場の確保 ・保護者向けの就職ガイダンス ○県外大学での若手社員交流会等の開催 ○山口デーの開催 ○県外就職説明会の開催 ○採用・就職担当者意見交換会の開催 ○近隣県への出張 UJI ターン就職相談会 ○県内就職に関する魅力情報の効果的な発信 ・「就職するなら山口県 やまぐちライフデザイン設計書」の更新																																								
実施結果（アウトプット）及び進捗状況																																								
○県外大学への訪問支援回数 104 回 ○就職支援協定締結校と県内企業のオンライン意見交換会の開催 協定校 16 校 18 人、企業 20 社 32 人参加 ○保護者向け就職ガイダンスの開催 保護者 38 人参加 ○県外大学での若手社員交流会の開催 5 回開催 企業延べ 15 社、学生延べ 35 人参加 ○山口デーの開催 7 回開催 企業延べ 18 社、学生延べ 74 人参加 ○県外就職説明会の開催																																								
<table><tr><th rowspan="2">実施日</th><th rowspan="2">場 所</th><th rowspan="2">参加企業 (社)</th><th colspan="3">参加者（人）</th></tr><tr><th>学生</th><th>一般</th><th>計</th></tr><tr><td>8 月 3 日（土）</td><td>オンライン</td><td>73</td><td>9</td><td>3</td><td>12</td></tr><tr><td>9 月 7 日（土）</td><td>オンライン</td><td>74</td><td>7</td><td>10</td><td>17</td></tr><tr><td>2 月 9 日（日）</td><td>A P 大阪駅前</td><td>20</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td></tr><tr><td>2 月 15 日（土）</td><td>A P 東京八重洲</td><td>20</td><td>3</td><td>10</td><td>13</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>187</td><td>24</td><td>30</td><td>54</td></tr></table>		実施日	場 所	参加企業 (社)	参加者（人）			学生	一般	計	8 月 3 日（土）	オンライン	73	9	3	12	9 月 7 日（土）	オンライン	74	7	10	17	2 月 9 日（日）	A P 大阪駅前	20	5	7	12	2 月 15 日（土）	A P 東京八重洲	20	3	10	13	合 計		187	24	30	54
実施日	場 所				参加企業 (社)	参加者（人）																																		
		学生	一般	計																																				
8 月 3 日（土）	オンライン	73	9	3	12																																			
9 月 7 日（土）	オンライン	74	7	10	17																																			
2 月 9 日（日）	A P 大阪駅前	20	5	7	12																																			
2 月 15 日（土）	A P 東京八重洲	20	3	10	13																																			
合 計		187	24	30	54																																			
○採用・就職担当者意見交換会の開催																																								

実施日	場 所	参加企業		大学等	
		社数	人数	校数	人数
10月25日（金）	オンライン	18	22	14	14
12月3日（火）	オンライン	20	30	18	19
合 計		38	52	32	33

○近隣県への出張 UJI ターン就職相談会

14 回実施、相談者数計 23 人

○県内就職に関する効果的な魅力情報の発信

「就職するなら山口県 やまぐちライフデザイン設計書」の更新（令和 6 年 12 月データ納品）

○移住支援金の支給

（8）のとおり

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

県外人材（大学生含む）の県内就職者数（山口しごとセンター登録者）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	計
216 人	167 人	184 人	567 人

目標値 1200 人（令和 4 年度～8 年度の累計）に対して令和 6 年度末時点での累計は 567 人であり、達成率は 47.2%となっている。

令和 8 年度末での目標達成に向けては、特に本県からの転出者数の多い地域にターゲットを絞った取組により、さらなる就職決定者数の増加が必要である。

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標

No. 52 県外人材（大学生を含む）の県内就職者数（山口しごとセンター登録者）
平成 30～令和 3 年度合計 941 人 ⇒ 令和 4～8 年度合計 1,200 人

関連する個別計画

やまぐち産業労働プラン

根拠法令（法律・条例）

該当無し

事業区分

継続事業（平成 31 年度～）

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	69,437	29,589	35,823
補正後予算額	23,190	29,569	35,711
決算額	21,040	25,942	33,600

（決算額及び予算額の著増減事項等） 令和 5 年度当初予算額については、前年度の補助金支給実績に基づき予算額を精査したため減少した。令和 6 年度当初予算額については、補助金の支給対象地域を拡大したことにより増加した。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	16,220	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	16,520	下記(8)参照
旅費	859	職員出張旅費
合 計	33,599	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	18,788	55.9
その他	—	—
一般(県)	14,812	44.0
合 計	33,600	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	13,522	13,460	16,220
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)日本マンパワー	(株)日本マンパワー	(株)日本マンパワー

(6) 令和 6 年度 委託契約の概要

契約名	令和 6 年度県外人材県内就職促進事業実施業務
契約期間	令和 6 年 4 月 8 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容(仕様)	○県外大学への訪問支援 ○県外大学の就職担当者・保護者向け魅力発信 ・就職支援協定締結校就職支援担当者と県内企業採用担当者の出会いの場の確保 ・保護者向けの就職ガイダンス ○県外大学での若手社員交流会等の開催 ○山口デーの開催 ○県外就職説明会の開催 ○採用・就職担当者意見交換会の開催 ○近隣県への出張 UJI ターン就職相談会 ○県内就職に関する魅力情報の効果的な発信 ・「就職するなら山口県 やまぐちライフデザイン設計書」の更新

契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	山口しごとセンターとの一体的な事業実施が必要であり、当該センターの指定管理者でなければ契約の目的を達せられないため
予定価格	16,220,336 円（税込）
契約金額	16,220,336 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果報告書	
検査手法：書類検査のほか、若手社員交流会、県外就職説明会等に同行し、適正に業務を遂行していることを確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	4,513	11,628	16,520
補助金等の名称	東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業費補助金	東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業費補助金	やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金
交付先名	宇部市 外 3 件	山陽小野田市 外 8 件	山口市 外 14 件

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金
目的（趣旨）	市町が行う移住就業支援事業及び地方就職学生支援事業に対して補助金を交付することにより、大都市圏から本県への移住促進を図る
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金交付要綱
創設年度	平成 31 年度
交付対象事業	市町が行う移住就業支援事業及び地方就職学生支援事業

補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
① 移住就業支援金 （東京 23 区の在住者及び東京圏から東京 23 区への通勤者）	世帯での移住者 100 万円 単身での移住者 60 万円 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 18 歳未満の世帯員 1 人につき 100 万円を加算	3/4
② 移住就業支援金 （東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県在住者（①に該当するものを除く））	世帯での移住者 50 万円 単身での移住者 30 万円 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 18 歳未満の世帯員 1 人につき 50 万円を加算	1/2
③ 地方就職支援金	2 万円 ただし、山口県内の企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の 2 分の 1 にあたる額と、2 万円のいずれか低い額	3/4
④ 事務費	①及び③の支給に係る事務経費	支援金の額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
山口市 2 件		4,060,000 円
防府市 4 件		3,960,000 円
萩市		1,530,000 円
宇部市 2 件		1,680,000 円
下松市		765,000 円
柳井市		150,000 円
下関市		3,825,000 円
光市		150,000 円
長門市		150,000 円
平生町		250,000 円

申請及び交付件数

申請件数：15 件
交付件数：15 件

補助金の効果測定

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移

【本移住支援事業に基づく移住者数（令和 6 年度）】
【本移住支援事業に基づく移住就業者数（令和 5 年度及び令和 4 年度）】

(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値 (A)	100	100	150
実績値 (B)	28	41	103
達成率 (B/A)	28.0%	41.0%	68.6%

達成度の説明

デジタル田園都市国家構想交付金（令和 4 年度は地方創生交付金）事業計画 KPI

※交付金計画の KPI にはテレワーク等、他事業の実績を含む

○やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金

(平成 31 年度～令和 5 年度東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業費補助金)

・当補助金は国の交付金を活用して平成 31 年度から開始し、令和 4 年度からは 18 歳未満への加算を開始、令和 5 年度からは加算額が 100 万円に増額。

・令和 6 年度からは県の独自制度として東京 23 区以外の東京圏、愛知県、関西圏、広島県、福岡県に対象地域を拡大した。

・事業計画上の KPI は達成できていないものの、上記の理由により、令和 5 年度以降当補助金の支給件数及び移住者数は着実に増加している（ただし、上記実績値 (B) には県独自制度分の数字は含んでいない）。

・特に子育て世帯の移住者数が増加しており、東京圏をはじめとした都市部からの本県への人口の還流に一定の効果があったと評価できる。

【支給件数等】

年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
単身	1 件	5 件	1 件	4 件	3 件	5 件
世帯	0 件	4 件	1 件	0 件	6 件	10 件
18 歳未満加算	－	－	－	0 件	13 件	16 件
移住者数	1 人	16 人	4 人	4 人	28 人	40 人

※令和 6 年度については、国制度分（区分①）に加えて、県独自制度（区分②）として支給対象地域を拡大したため件数が増加した。

【内訳】 区分①：単身 0 件、世帯 7 件、18 歳未満加算 11 件、移住者数 24 人
区分②：単身 5 件、世帯 3 件、18 歳未満加算 5 件、移住者数 16 人

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法かつ妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧し、問題無いことを確認した。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向が無いのか、否かについて検証した。 ・ 委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 補助金交付要綱、交付申請書及び審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること及び交付目的・交付対象事業の適切性や公益性について確認した。 ・ 交付決定通知書、実績報告書及び交付確定通知書を閲覧し、交付額の確定や交付時期の適切性、事業完了が適切に報告されているか、否かについて確認した。
有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した。 ・ 委託の効果をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。 ・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務及び補助事業の適合性について検証した。
経済性・ 効率性	・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 ・ 委託の効果を分析しているか、否かについて確認した。 ・ 当該補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(10) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、山口県補助金等交付規則、やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領 （県外人材県内就職促進事業実施業務） 執行伺、仕様書、競争入札等審査会（業務委託）記録、業者選定伺、参考見積書、契約締結伺、見積書、委託契約書、支出負担行為票、請求書、支出票、検査職員任命伺、検査調書、検査報告書、実績報告書、就職支援協定締結校一覧 （やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金） やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金交付要綱、交付申請書、補助金等の交付事務に係るチェックシート、交付決定通知書、支出負担行為票、実績報告書、審査チェックリスト（額の確定）、交付確定通知書、交付請求書、支出票、移住就業支援金実績一覧、やまぐち移住就業マッチングサイト登録件数

(11) 監査の結果

【指摘】補助金の履行確認について（合规性）

やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金は、市町が移住就業者や学生に対し各市町の制度で補助金を交付した後、県がその一部を負担するものである。各市町から提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、市町から移住者への補助金支払が完了していないにも関わらず、実績報告書が提出され、市町から移住者への補助金支払日前に交付確定通知書が発行されているものがあった。

具体的には、山口市からの実績報告書は令和 6 年 4 月 23 日付けであるが、実績報告書添付の「支出及び事業の完了を証する書類」は、山口市から移住者への支払が令和 6 年 4 月 26 日予定であることが確認できる山口市の支出命令書であり、実績報告書日時点では山口市から移住者への補助金支払は完了していなかった。しかし、この実績報告書には令和 6 年 4 月 23 日付の県労働政策課文書收受印が押印され、県では同日補助金の額の確定に係る起案がなされ、翌日決裁されていた。その後起案された支出票に記載された履行確認日は令和 6 年 4 月 24 日であり山口市から移住者への支払予定日令和 6 年 4 月 26 日より前の日付となっていた。

本来であれば山口市から移住者への補助金支払が完了した令和 6 年 4 月 26 日以降に実績報告書が提出されるべきであり、まず実績報告書收受時に日付の不整合を指摘できたはずである。またその後の補助金額確定のプロセスにおいても日付の不整合を指摘する機会があったが発見されず、したがって是正されることはなかった。

補助金交付要綱第 7 条及び第 8 条によると、市町は「事業が完了したとき」に実績報告書を提出、県は「その内容を審査の上、実績報告が適正であると認めたとき」は補助金の額の確定を通知すると規定されている。交付要綱に則った適正な事務の執行がなされる体制を整備されたい。

なお実績報告書の添付書類は別記第 4 号様式において「支出及び事業の完了を証する書類」とされているが、山口市の支出命令書では支払予定日は確認できるものの、実際の支払日は確認することができなかった。他の市町の添付書類を確認した結果、支払済印欄に金融機関日付印が押印され支払日が確認できる支出命令書もあった。支払済印が押印された支出命令書を添付する場合、支払日以降でなければ実績報告書が提出できず、今回のような日付不整合は発生しない。金融機関の日付印等、客観的に支払日が確認出来る資料を添付書類として指定することが、今回の事案の再発防止策として有効と考える。

《県からのフィードバック》

新たにチェックリストを作成し、事業完了（支払完了）後に実績報告がなされていることを含め、適正に事務が執行されていることを確認できる体制を整えた。

また、各市町に対し文書にて、適正な実績報告の徹底及び事業完了が客観的に確認できる書類（金融機関支払済印が押された書類等）を添付するよう通知した。

【意見】委託業務成果報告書の記載内容について（有効性）

県外人材県内就職促進事業は、県外在住の学生や一般求職者に対し県内就職を総合的に支援するため、就職説明会の開催等を委託により実施するものであり、委託契約書第9条にて成果報告書の提出を求めている。令和6年度事業の成果報告書を閲覧したところ、各種アンケート集計結果を除く本編はA4用紙で7枚、うち3枚は「事業仕様」として仕様書の内容を転記、3枚は各種イベントの実施日、実施場所、参加者、参加者数を表にまとめて記載したものであり、受託事業者としてのコメントは「総括」として1枚だけであった。

山口デーの開催では、参加者が20名を超える学校もあれば、2、3名の学校もあり、その理由について担当者へ確認したところ、20名超の学校では学校の就職イベントに県が参加した形となり、参加者が増加しているとのことであった。また参加学生が1名のみの県外大学での若手社員交流会について、参加者が少ない理由を確認すると、開催時期や周知方法の工夫が必要ではないかという課題を委託先担当者と共有しているとのことであった。いずれも成果報告書には開催場所と参加人数の記載があるのみだが、委託先担当者とは要因や課題について情報が共有されていた。

次年度以降の事業実施の参考となる情報、例えば各イベントの良かった点や改善すべき点、参加者の声やそれらを受けた受託事業者としての分析や県に対する提言等、山口しごとセンターは指定管理者でもある受託業者として、当事業に対して様々な視点でのコメントが可能であると考え。実施したイベントについて、担当者間の連絡のみで終わらせては持続可能性に劣る。成果報告書に詳細な記載、一步踏み込んだ意見を記載することを求め、当事業から得られた知見を委託先と県担当部署とで共有し、当事業及び関連の事業においても活用できる形として残し、今後の事業に役立てることが、事業の質の有効性を向上させる。したがって、成果報告書への必須記載事項等を整理し、様式を改善するなどの対応が必要と考える。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、若者を中心とした県外流出が続く本県において、県外在住の学生及び求職者を対象に、県内就職を促進することを通じて、社会減の抑制を図ることを目的とする事業であり、「やまぐち未来維新プラン」における人口減少対策の中核を担う施策の一つとして位置付けられている。特に、県外大学への継続的な訪問、就職支援協定校との連携、保護者向けガイダンス、若手社員交流会、山口デーの開催等、就職決定に至る前段階での接点づくりや関係構築を重視した多層的な取組を展開している点は、短期的な成果が表れにくい人口政策において不可欠なアプローチであり、社会減対策としての方向性は妥当と考える。また、移住就業支援金の支給を組み合わせることで、「県内就職」から「定住」への導線を制度的に担保している点も評価でき、単なる就職支援事業にとどまらず、人の流れの創出・定着を意識した設計となっている。

一方で、本事業の成果指標として設定されている「県外人材（大学生含む）の県内就職者数（山口しごとセンター登録者）」については、令和4年度から令和6年度までの累計実績が567人と

どまり、令和8年度目標である1,200人に対する達成率は47.2%となっている。この数値のみをもって評価すれば、目標未達の状況にあると言わざるを得ない。

しかし、本事業の性質上、就職決定というアウトカムは、複数年にわたる情報接触、意識形成、比較検討等のプロセスを経て初めて顕在化するものであり、単年度の成果指標のみで有効性を評価することには限界がある。実際、大学訪問回数104回、各種イベント・交流会の実施状況等からは、潜在的な移住・就職候補者層への接触機会は着実に拡大していることが確認できる。この点、本事業における課題は、社会減対策としての実効性が不足していることそのものよりも、成果の測定・可視化の仕組みがアウトカム偏重となっており、プロセス段階での効果が十分に評価されていない点にあると考える。例えば、①大学訪問後の県内企業認知度の変化、②イベント参加者の応募・面接・内定への移行率、③移住就業支援金活用者の定着状況等を段階的に把握するKPIを設定することで、本事業が社会減対策として果たしている役割を、よりの確に評価することが可能となると考える。

以上のことから、本事業は、社会減対策としての方向性及び施策構成自体は合理性を有しており、人口流出の抑制に向けた基盤的取組として一定の有効性が認められる。今後は、成果指標の再整理とプロセス評価の導入を通じて、事業の有効性をより明確に示すことが望まれる。

◆3KPI ロジック表 (No.28 県外人材県内就職促進事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
接点創出	県外大学訪問回数、就職説明会・交流会等の開催回数・参加者数	県外大学・学生・保護者等との接点拡大 → 県内企業・県内就職に関する認知向上 → UJI ターン就職の潜在層形成
行動喚起	就職相談件数、就職説明会参加者数、移住就業支援金申請件数	就職・移住に関する具体的情報提供 → 応募・面接等の行動促進 → 県外人材の県内就職実現
成果 (定着)	県外人材 (大学生含む) の県内就職者数	県内就職 → 県内居住開始 → 若年層を中心とした社会減の抑制

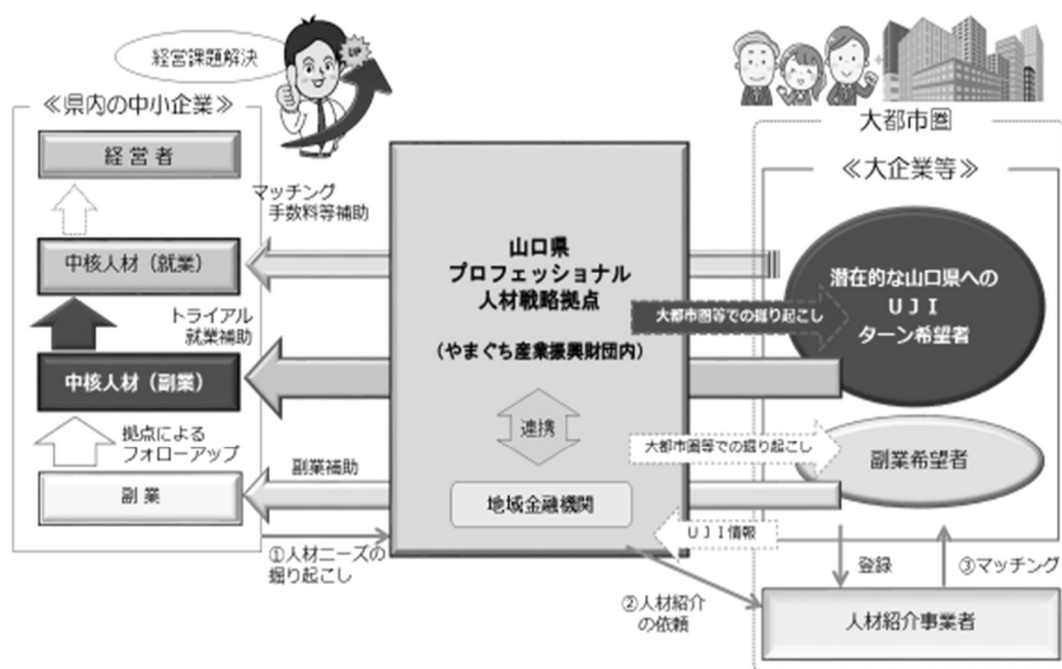
29. 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業

(1) 事業の概要

事業名	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業
担当部局課	産業労働部産業人材課

実施の背景（必要性）	
本県の中小企業の中には、潜在的成長力を有しながらも新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」の体制やノウハウがないため、成長発展につながっていない者も存在する。 また、若者を中心に大都市への人口移動が一貫し、人口が減少しており、雇用者数が減少することにより地域経済の縮小が懸念される。この流れを食い止めるため、地域を支える企業、成長企業においてその成長を担う中核人材の確保が急務となっているが、現状では、首都圏等の大手企業への人材の一極集中に歯止めがかからず、地域企業での人材確保は困難な状況である。	
目的	
県内企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起するとともに、販路拡大等に豊富な経験を有する首都圏等プロフェッショナル人材の本県への還流を図り、これらの人材を活用し本県産業力の強化を図る。	
達成時期	令和 9 年度
目指すべき将来像	
質の高い雇用を確保するためには、地域経済を支える中小企業に対し、新規事業の創出、既存事業の拡大・生産性の向上などをリードする「プロフェッショナル人材」が必要。 中小企業の事業規模によっては、雇用が難しい現状もあることから、副業・兼業を含めた「プロフェッショナル人材」の確保が必要。	
概要（内容）	
①地域金融機関のノウハウを活用したプロフェッショナル人材戦略拠点による求人ニーズの掘り起し ②県内中小企業等のプロフェッショナル人材の採用力向上支援 ③移住就業や副業人材活用のインセンティブとなる補助制度の実施 ④専門人材に係る移住支援金の支給	

概要図等



主な実施主体

県

対象者

県民、事業者

令和6年度の取組

- 県内中小企業等における求人ニーズの把握、掘り起こし
- プロフェッショナル人材の採用ニーズまたは副業等による活用ニーズ情報の取り次ぎ
- プロフェッショナル人材の定着に向けたフォローアップ
- 山口県プロフェッショナル人材戦略協議会の開催
- プロフェッショナル人材戦略全国事務局との連携
- 県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援の実施
- 県拠点ポータルサイトの運営
- 相談窓口やセミナー等の広報
- 首都圏等の潜在的UJIターン希望者の掘り起こし
- 補助金の支給

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

- 企業訪問件数 680件
- 企業からの人材に係る相談件数 219件
- 人材紹介事業者への取次件数 219件

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

成果として、プロフェッショナル人材戦略拠点の活動により、県内中小企業とプロフェッショナル人材の間でのマッチングの成約件数は、108 件を達成した。

過去の成約実績

年度	令和 5 年度	令和 6 年度
成約件数	103	108

また、成約した企業が人材紹介事業者に支払う手数料等に対する補助金については、合計で 40 件の申請があり（就業マッチング補助金：10 件、副業等人材活用補助金：30 件）、東京圏はじめとする大都市圏からのプロフェッショナル人材の還流には一定の効果を発揮しているものと考えている。

一方で、プロフェッショナル人材が本県に移住就業した場合に交付する移住支援金については、申請件数が低調であることから、さらなる周知を図っていく。

関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	該当無し
関連する個別計画	第 3 期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 27～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	77,340	79,888	71,167
補正後予算額	62,370	61,321	49,962
決算額	58,223	60,088	46,502

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
旅費	170	職員出張費
委託料	45,847	下記(6) 参照
負担金補助及び交付金	459	下記(8) 参照
合 計	46,502	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	24,968	53.7
その他	—	—
一般（県）	21,534	46.3
合 計	46,502	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	57,979	57,274	45,847
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(公財)やまぐち産業 振興財団	(公財)やまぐち産業 振興財団	(公財)やまぐち産業 振興財団

(6) 令和6年度 委託契約の概要

契約名	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業実施業務
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
業務内容（仕様）	地域経済の成長力を高めるため、県内中小企業等の「攻め経営」や経営改善への意欲を喚起し、首都圏等に在住するプロフェッショナル人材の活用による経営革新や企業のデジタル化の実施を促すとともに、副業・兼業を含めた多様な形態でのプロフェッショナル人材の県内への還流を促進する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財団
業者選定理由	(公財)やまぐち産業振興財団には、生産性向上・産業人材創造拠点が設置されており、中核人材の確保・育成の機能を有するなど、中小企業支援に関するノウハウを有していることに加え、産業振興に関する中核的支援機関として、地域金融機関や民間企業、商工会議所等との協働の実績があり、事業効果の早期発現が期待できるため。
予定価格	59,126,854 円（税込）
契約金額	59,117,200 円（税込）
再委託の有無	有
再委託先	①(株)BeWin、②(株)Kirara Marketing
再委託金額	①10,977,285 円（税込）、②150,700 円（税込）

検査の概要
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。
検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか否かについて確認した。
検査結果：合格 確定額：45,846,875 円（税込）

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	3,137	2,754	459
補助金等の名称	やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金	やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金	やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金
交付先名	山口市他 1 団体	周南市他 1 団体	田布施町

※令和 4 年度は、労働政策課からの配当替により実施

(8) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金	
目的（趣旨）	県及び市町が協働で実施する内閣府所管の地域再生計画及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））で位置づけた事業のうち、市町が行う移住就業支援（専門人材）事業に対して、補助金を交付することにより、大都市圏から本県への移住促進を図る。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金交付要綱 やまぐち移住就業支援（専門人材）事業実施要領	
創設年度	令和 3 年度	
交付対象事業	市町が行う移住就業支援（専門人材）事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率 （限度額）
東京 23 区の在住者及び東京圏から東京 23 区への通勤者	・世帯での移住者 100 万円 ・単身での移住者 60 万円 ・18 歳未満の世帯員が帯同して移住する場合 18 歳の世帯員 1 人につき 100 万円を加算 ・支給に係る事務経費	3/4 補助対象経費の 1.5/100

上記に該当するものを除いた 東京圏、愛知県、京都府、大阪 府、兵庫県、広島県及び福岡県 の在住者	・世帯での移住者 50 万円 ・単身での移住者 30 万円 ・18 歳未満の世帯員が帯同して移住する場 合 18 歳の世帯員 1 人につき 50 万円を 加算	1/2

交付先及び交付金額

状況

交付先名	交付金額（円）
田布施町	459,000

申請及び交付件数

申請件数：1 件

交付件数：1 件

補助金の効果測定

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移

（単位：件）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	14	14	12
実績値（B）	4	2	1
達成率（B/A）	28.5%	14.2%	8.3%

達成度の説明

当該移住支援金事業は首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業の細事業として位置づけられ、企業の経営課題を解決するプロフェッショナル人材の還流を目的としているところである。

これまで、当該補助金の周知については、転職フェア等で移住希望者に周知を行ってはいるものの、主にプロフェッショナル人材の就業先となり得る企業や支援機関を通じて行ってきたところである。今後は、当該補助金が対象とするプロフェッショナル人材で移住希望者へも周知を図るよう SNS 等を活用していくこととしている。

(9) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適正に実施されているか、否かについて検証した。 ・不適切な再委託がされていないか、否かについて検証した。 ・業務仕様書に基づき、適正に業務が行われているか、否かについて検証した。 ・委託契約書に基づき、委託料が適正に精算されているか、否かについて検証した。 ・補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか、否かについて検証した。

監査要点	実施手続
	・ 補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	・ 指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているか、否かについてについて検証した。 ・ 活動内容や取組内容について検証した。
経済性・ 効率性	・ 予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。 ・ 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうか、否かについて検証した。 ・ 補助対象経費の内容について不適切な項目がないか、計上金額は妥当か、否かについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、業務仕様書、競争入札等審査会書類、業務委託検査調書等、業務完了報告書、概算見積書、請求書、再委託承認書類 補助金交付要綱、補助金交付申請書、事業実績報告書、補助金チェックシート、通常総会資料

(11) 監査の結果

【指摘】検査報告の正確性に関する確認について（経済性・効率性）

本包括外部監査対象事業 No.3 の指摘事項と同様、本事業の検査は令和 7 年 3 月 31 日に実施され、評価として「業務成果報告書等の書類確認をしたところ、仕様書どおりの内容を履行しており、特に問題はない。」と記載されており、検査結果は合格となっている。

業務委託検査調書等では、具体的な検査内容については不明である。また確認の証跡やチェック項目等の資料は残っていない。

業務の履行が問題無く行われているかの検査は当然ながら、本事業では、精算規程も入っており、経費の計上についてより深度のある確認が必要である。例えば、謝金対象のコーディネータの勤務実績、旅費の日付と旅行先の一致確認や対象職員給与については給与明細や源泉徴収票との一致や他事業との按分計算の正確性、経費に他事業分が入っていないことの確認や重複がないことの確認等である。そして、実施した検査の確認内容を詳細に検査調書に記載すべきである。

また精算金額の表示額が一部誤って記載されているが、特に修正を求めている。単純に縦横を計算すれば、見つかるものであるが、内容をよく確認して検査をする必要がある。精算規程がある場合の検査は、より厳密に実施する必要がある。

【指摘】仕様書の人件費について（合规性）

本事業の仕様書によれば

(3) 人員配置

略

① 事業統括 1 名

略

(勤務形態)

- ・非常勤勤務（無給とし、人件費支弁は行わない。略）

とある。

本事業の事業統括は、受託者である産業振興財団の副理事長が担っている。業務内容も山口県協議会やブロック協議会の開催、全国協議会への参加から様々な実務対応と多岐にわたり、無給でできる業務とは考え難い。仮に本事業を別の事業者へ委託するとした場合、経済的合理性に鑑みれば、事業統括の人件費が無給である事業を受託する事業者は存在しないであろう。振興財団への随意契約ありきの事業となっており、県から産業振興財団へは、本事業の他、数々の事業が委託されている。本事業で無給とされている事業統括の人件費は、他の事業の委託費等で賄われていることとなる。

委託事業は契約ごとに実施内容が完結するよう予算策定されなければならない、一部の人件費が無給とされる仕様書は、委託業務が実施できる体制になっていないこととなる。随意契約を前提として単独では成立し得ない委託事業は大いに問題があり、事業設計を見直す必要がある。

【意見】一般管理費の取扱いについて（経済性・効率性）

本事業は、一般管理費として事業経費合計額の 10%を上乗せ計上した金額を委託費の確定額としている。事業経費に一般管理費として経費を計上すること自体は否定されるべきものではないが、同じ課内での事業 No.3 は随意契約により同委託先と契約され、事業内容もほぼ同形態とみられるが、事業 No.3 では一般管理費の計上は行われていない。

事業 No.3 で指摘した契約形態と同様に、一方では一般管理費の計上があり、一方では無いというような状態はその経済的合理性について説明できない限り、合理的な価格での契約であるか否かが判断できない。このことについて担当課に質問したところ、本事業については、振興財団内に「山口県プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置が義務付けられており、その業務に係る管理費との説明を受けた。

10%とした根拠については、特に説明が無く、一般的な経済活動において逸脱した割合とは考え難いものの、国や他県、及び他事業等とも比較検討し、県として一般管理費の基準の妥当性についての見解を一度整理されたい。

【意見】協議会の開催について（有効性）

山口県プロフェッショナル人材戦略協議会の 2 回目は書面開催された。仕様書では年 2 回程度開催と記載されている。担当者によれば、報告事項のみなので書面開催で差し支えないとのことであ

るが、2 回目の協議会は今年度の事業の実施内容の報告とともに次年度に向けて改善すべき内容を議論する機会であるべきと考える。

開催時期が年度末にあたり、委員の方々も大変お忙しい中での開催となるが、有意義な議論とするためにも対面での開催が望ましい。また、WEB での開催も有効と考える。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、首都圏等に集中している高度な専門性や実務経験を有するプロフェッショナル人材を県内企業に還流させることにより、県内企業の成長力強化と質の高い雇用創出を図る取組であり、社会減対策の中でも「雇用の質」を通じた中長期的な人口定着に資する施策として位置付けられる。具体的には、県内中小企業における「攻めの経営」や経営改善を担う中核人材を確保することで、企業の成長・事業拡大が促され、結果として安定的かつ魅力ある雇用の創出 → 若年層・現役世代の県内定着 → 社会減の抑制という好循環につながることを期待される点に、本事業の意義があると考え。実績を見ると、プロフェッショナル人材戦略拠点の活動により、企業訪問件数 680 件、相談件数 219 件、成約件数 108 件と、マッチングそのものは着実に成果を上げている。この点は、県内企業側の潜在的ニーズの掘り起こしや、副業・兼業を含めた多様な関与形態を認める柔軟な制度設計が奏功しているものと評価できる。

一方で、社会減対策との直接的な関係性が最も明確に現れる「移住就業」に関しては、移住支援金の申請・交付件数が極めて低調であり、成約件数の多くが「移住を伴わない副業・兼業等」ととどまっている可能性がうかがえる。このことは、本事業が短期的には企業の経営力強化に寄与している一方で、人口移動という観点では効果が限定的にとどまっていることを示していると考えられる。もっとも、プロフェッショナル人材の関与が、当初は副業・兼業等の形態であったとしても、企業や地域との関係性が深化する中で、将来的な移住や二地域居住へと発展する可能性を内包している点は見逃せない。したがって、本事業は「即効性のある社会減対策」ではなく、「将来の移住・定着につながる種まき型施策」として評価することが適当であると考え。

今後は、成約件数という量的成果に加え、①副業・兼業人材が移住に至った割合、②一定期間後の県内定着状況等を把握することにより、社会減対策としての実効性をより明確に示すことが可能になると考える。また、移住支援金については、対象者への直接的な周知や、企業側からの制度説明を組み合わせるなど、「マッチング後の移住誘導」を意識した運用改善を行うことで、社会減対策としての効果が一層高まると考える。

◆3KPI ロジック表（No.29 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業）

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
基盤整備・接点創出	企業訪問件数、相談件数	県内企業の経営課題・人材ニーズ把握 → プロフェッショナル人材活用意欲の喚起 → 成長企業の裾野拡大

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
マッチング促進	人材紹介事業者への取次件数、成約件数	企業ニーズと専門人材のマッチング → 経営改善・事業拡大 → 質の高い雇用環境の形成
成果・波及	移住就業件数（専門人材）	プロフェッショナル人材の県内就業・移住 → 高付加価値雇用の定着 → 現役世代の社会減抑制

29-1. 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業実施業務

（公財）やまぐち産業振興財団

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託料収入	59,117	45,846
合計	59,117	45,846

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託費	11,055	10,581
人件費	23,629	17,980
旅費	3,301	1,466
需用費	240	1,292
賃借料	2,637	2,164
役務費	151	416
一般管理費	4,101	3,390
補助金	14,000	8,555
合計	59,117	45,846

（2）令和6年度 委託契約の概要

契約名	県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援業務
契約期間	令和6年6月13日～令和7年2月28日
業務内容（仕様）	県内中小企業を対象にプロフェッショナル人材の採用力向上支援として「企業情報シート」の作成補助を100社程度実施する。うち20社を採用活動の自走化、自立化モデルとしてハンズオン支援する。
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	財務規定第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	(株)Bewin
業者選定理由	プロフェッショナル人材を求める県内企業の採用力向上を図る支援を実施するためのノウハウを有している人材紹介会社を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、1 者（参加表明 2 者、辞退 1 者）の提案があり、審査基準に基づいた評価項目の配点基準を満たした(株)Bewin を選定。
予定価格	10,977,285 円（税込）
委託契約金額	10,977,285 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（確定額：10,430,723 円）	

契約名	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業ポータルサイトシステム運用・保守管理業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	本事業に関する補助金や各人材紹介会社等の情報、マッチング事例の紹介など、様々な情報を発信するポータルサイトを適切に保守管理し、本事業を県内中小企業等に浸透させる。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規定第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	(株)Kirara Marketing
業者選定理由	本事業に関する補助金など、様々な情報を発信するポータルサイトを過去、株式会社 Kirara Marketing が構築した。当ポータルサイトの稼働において、各種障害が生じた際にも、円滑に復旧するなど、適切な状態を維持するために、同社を選定。
予定価格	150,700 円（税込）
委託契約金額	150,700 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	

検査結果：合格（確定額：150,700 円）

(3) 令和 6 年度 補助金等の概要

補助金等の名称	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金	
目的（趣旨）	県内中小企業が登録人材紹介事業者の職業紹介機能等を利用して、プロフェッショナル人材を採用又は副業等により活用した場合に要する経費の一部を補助する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付要綱	
創設年度	令和 2 年度	
交付対象事業	首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
就業マッチング補助金	登録人材紹介事業者に対する紹介手数料	1/2 (200 万円)
副業等人材活用促進補助金	登録人材紹介事業者に対する紹介手数料、旅費 (交通費・宿泊費)	1/2 (手数料 10 万円) (旅費 10 万円)
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
40 件		8,555,177
(就業マッチング補助金 10 件)		(7,491,861)
(副業等人材活用促進補助金 30 件)		(1,063,316)
申請及び交付件数	申請件数：40 件 交付件数：40 件	
補助金の効果測定		
（効果測定方法）補助金の交付決定を行った企業から提出される実績報告書において、プロフェッショナル人材を活用して行った事業実施による成果（プロジェクトの内容等）について記載を求めている。		
（測定結果）中小企業が抱えている様々な経営課題について、本補助金を活用し、外部人材を就業または副業・兼業で受け入れることにより、解決を図っている。		

(4) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・業務仕様書に基づき、適正に業務が行われているか、否かについて検証した。 ・不適切な再委託がされていないかについて、否かについて検証した。 ・委託契約書に基づき、委託料が適正に精算されているか検証した。 ・補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか、否かについて検証した。 ・補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	・活動内容や取組内容について、事業目的を達成できているか検証した。
経済性・ 効率性	・見積内容が適切に積算されているか、否かについて検証した。 ・業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。 ・補助対象経費の内容について不適切な項目がないか、計上金額は妥当か検証した。

(5) 確認した証憑書類等

委託契約書、業務仕様書、競争入札等審査会書類、業務委託検査調書等、業務完了報告書、概算見積書、再委託承認書類、補助金交付要綱、補助金交付申請書、事業実績報告書

(6) 監査の結果

【意見】仕様書の人件費について（合規性）

事業 No. 29 の指摘事項の再掲となるが、本事業の仕様書によれば、

(3) 人員配置 略 ② 事業統括 1 名 略 (勤務形態) ・非常勤勤務（無給とし、人件費支弁は行わない。略）

とある。

本事業の事業統括は、副理事長が担っている。業務内容も山口県協議会やブロック協議会の開催、全国協議会への参加等の様々な実務対応と多岐にわたり、無給でできる業務とは考え難い。

県からは、本事業の他、数々の事業が委託されている。本事業で無給とされている事業統括の人件費は、他の事業の委託費等やその他の給付金で賄うことができるとの判断で請け負っていると推察するが、委託事業は契約ごとに実施内容が完結するように予算策定されなければならない、一部の人件費が無給とされる仕様は、委託業務が実施できる体制になっていないこととなる。

すなわち、受託者側は人件費が無給とされる仕様を受け入れるべきではない。

【生活維新】

◆人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト

プロジェクトは、生活機能維持、交流機能創出、地域の魅力向上を通じ、定住環境を支える基盤施策として位置付けられる。人口を呼び込む施策ではないが、住み続けられる地域形成を通じ社会減抑制を下支えしている点は評価できる。生活圏維持やにぎわい創出の取組は、地域持続性確保に資する。

一方、効果の定量把握は難しく、成果可視化手法の整理が今後の課題となる。

30. やまぐち元気生活圏活力創出事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち元気生活圏活力創出事業
担当部局課	総合企画部中山間・地域振興課
実施の背景（必要性）	
人口減少・高齢化が進む中山間地域において、地域の活力を維持・創出し続ける地域をつくるため、基幹的集落を中心として複数の集落が広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進する。	
目的	
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域において、市町や地域団体等による複合的な課題の解決を支援し、地域の活力を創出する。	
達成時期	令和 8 年度
目指すべき将来像	
人口減少化にあっても活力を維持・創出し続ける中山間地域の実現	
概要（内容）	
市町や地域団体が行う元気生活圏づくりに必要な取組に対しての補助	
○ソフト支援 （地域団体等実施分） [補助対象] 生活機能確保、生活交通確保、地域産業振興 など複数の課題解決につながる地域活動 [補 助 率] 10/10 [補助上限] 100 万円（ICT を利活用しない場合は 50 万円） （市町実施分） [補助対象] デジタル技術を活用した地域課題の解決手法 検討、システム等の社会実装へ向けた支援	

〔補助率〕 1/2 以内

〔補助上限〕 300 万円（2 か年度合計）

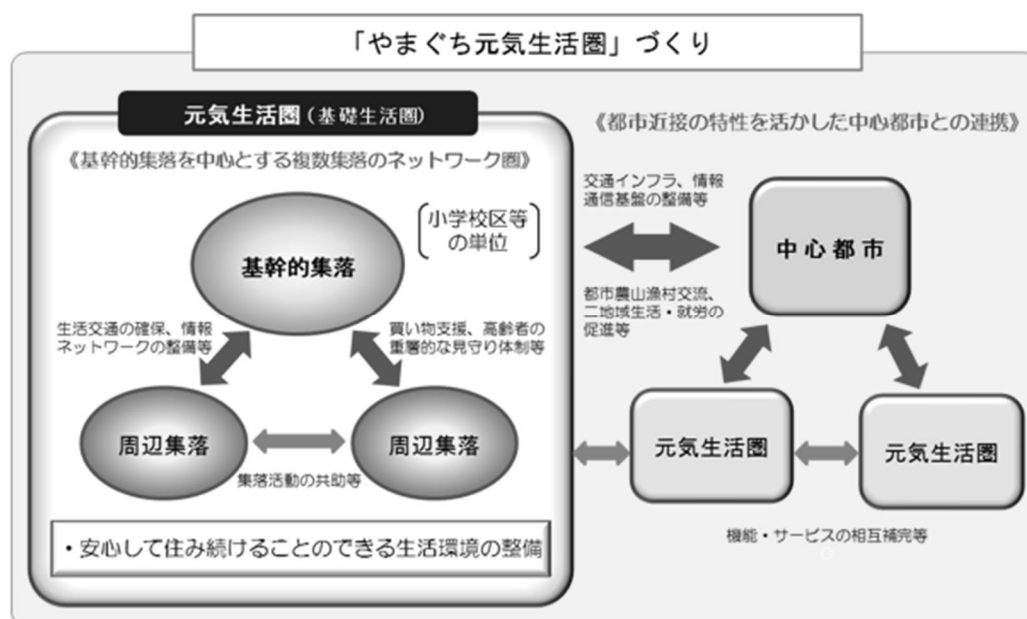
○ハード支援

〔補助対象〕 生活機能確保、生活交通確保、地域産業振興
などに要する施設等の整備

〔補助率〕 市町 1/2 以内、地域団体等 1/3 以内

〔補助上限〕 市町 2,000 万円、地域団体等 1,500 万円

概要図等



主な実施主体 市町及び地域団体

対象者 市町及び地域団体

令和 6 年度の取組

市町及び地域団体への補助金の交付

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

5 市町 19 団体に補助金を交付

＜交付件数の内訳＞

ソフト支援：19 件

ハード支援：6 件

成果(アウトカム)及び評価 (次期計画を含む)																													
<過去 5 年間の実績及び目標値に対する進捗> 元気生活圏 (元気生活圏づくり推進方針を策定している地域) (単位: 地域数) <table> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr> <td>実績 (地域数・累計)</td><td>62</td><td>70</td><td>71</td><td>74</td><td>81</td></tr> <tr> <td>達成率 (%)</td><td>62.0</td><td>70.0</td><td>71.0</td><td>74.0</td><td>81.0</td></tr> </table> 本事業の推進を通じて、コロナ禍により停滞していた地域づくり活動が徐々に活発化し、地域住民等による主体的な取組の拡大が見られるようになった。 今後も、中山間地域における多様かつ複合的な課題の解決を支援することにより、地域の持続的な活力の維持・創出に結びつけていきたい。						年度	R2	R3	R4	R5	R6	目標	100	100	100	100	100	実績 (地域数・累計)	62	70	71	74	81	達成率 (%)	62.0	70.0	71.0	74.0	81.0
年度	R2	R3	R4	R5	R6																								
目標	100	100	100	100	100																								
実績 (地域数・累計)	62	70	71	74	81																								
達成率 (%)	62.0	70.0	71.0	74.0	81.0																								
関連する「やまぐち未来維新プラン」115 の成果指標	No. 113 やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数 令和 3 年度 70 地域 ⇒ 令和 8 年度目標 100 地域 (累計)																												
関連する個別計画	該当なし																												
根拠法令 (法律・条例)	該当なし																												
事業区分	継続事業 (平成 30 年度～)																												

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位: 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	148,430	74,800	68,650
補正後予算額	93,149	26,951	42,194
決算額	55,878	24,349	40,314

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和 4～6 年度の補正予算は、実績見込みの減少によるものである。令和 4～6 年度の決算額は、補正予算時の実績見込みが減少したことによるものである。

(3) 令和 6 年度決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	40,314	下記 (6) 参照
合 計	40,314	

(4) 財源の内訳

(単位: 千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	6,342	15.7
その他	4,180	10.4
一般（県）	29,792	73.9
合 計	40,314	100.0

（その他財源の内容）寄付金（ふるさと納税）

（5）負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	55,878	24,349	40,314
補助金等の名称	やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金	やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金	やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金
交付先名	岩国市 外 31 件	岩国市 外 24 件	岩国市 外 24 件

（6）令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金	
目的（趣旨）	中山間地域の活力を創出するため、市町や地域団体が行う実効性のある元気生活圏づくりを支援する。	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	やまぐち元気生活圏活力創出事業実施要領 やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金交付要綱	
創設年度	平成 30 年度	
交付対象事業	市町や地域団体が行う元気生活圏づくりに必要な取組に対して要件を満たしたもの	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
補助金	やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金交付要綱に基づき「元気生活圏づくり推進方針」を作成した地域において、元気生活圏づくりに必要な取組に対しての補助	○ソフト事業 地域団体 10/10（100 万円） ※ICT を利用しない場合は 50 万円 市町 1/2 以内（300 万円〔2 か年度合計〕） ○ハード事業 地域団体 1/3 以内（1,500 万円） 市町 1/2 以内（2,000 万円）

交付先及び交付金額		
状況		
	交付先名	交付金額
	光市	3,683,000 円
	平生町	5,379,000 円
	萩市	9,381,000 円
	下関市	1,883,000 円
	岩国市 2 件	7,303,000 円
	なかくら里山再生プロジェクト	1,000,000 円
	島づくり推進協議会	500,000 円
	伊陸地区コミュニティ協議会	1,000,000 円
	まりふうみねこ団	500,000 円
	大潮の里をまもる会	448,000 円
	小野地区コミュニティ推進協議会	500,000 円
	岩戸神楽舞保存顕彰会	500,000 円
	川上地区自治連合会	437,000 円
	(一社) たきびれっじ	1,000,000 円
	(特非) ほっとにしき	500,000 円
	平郡東島おこし推進協議会	1,000,000 円
	船木地区コミュニティ推進協議会	800,000 円
	(一社) ドリームレッド	500,000 円
	新庄地区コミュニティ協議会	1,000,000 円
	平郡西地区コミュニティ協議会	1,000,000 円
	(特非) 阿鼓の郷	500,000 円
	秋掛地区ふるさとづくり推進協議会	500,000 円
	長谷みどりの会	500,000 円
	(特非) ほほえみの郷トイトイ	500,000 円
申請及び交付件数		申請件数：25 件 交付件数：25 件

補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移			(単位：地域数)
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値(A)	100	100	100
実績値(B)	71	74	81
達成率(B/A)	71.0%	74.0%	81.0%
達成度の説明：市町と連携し、直近3年間での実績値は着実に伸びている。			

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。

(8) 確認した証憑書類等

起案書、やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金交付要綱、事業実施要領、交付申請書、審査書類、実績（結果）報告書、交付決定書、確定通知書、補助金チェックシート、請求書、工事請負契約書、委託契約書

(9) 監査の結果

【意見】委託契約書等の作成に対する指導について（合規性）

補助金交付先における当該補助金の使途として「マーケティング支援コンサルティング料」が計上されていた。コンサルティングはその性質上、成果が不明確なことが多く、契約内容の認識のズレからトラブルに発展しやすい可能性が有るため、後日のトラブル回避のためにも「コンサルティング料」もしくはそれに似た性質の契約名称がある場合には、委託契約書及び委託内容を記載した仕様書等の作成を推奨するように指導していただきたい。

【意見】元気生活圏づくりの更なる発展について（有効性）

本県は日本の中でも特に中山間地域が多く、人口減少・高齢化が進んでいる県の一つである。人口減少・高齢化に対して国や地方公共団体が何も対策をしないと人口減少・高齢化がより加速するのは明白である。そこで県は当該中山間地域において人口減少下においても活力を維持・創出し続ける中山間地域の実現を目指すべく基幹的集落を中心として複数の集落が広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進し、地域の活力創出のための補助金を県内の市町及び地域団体等に交付している。

令和 8 年度終了までに「やまぐち元気生活圏」を 100 地域にすることが目標のところ令和 6 年度終了までに 81 地域達成している。補助金を有効活用し目標達成後も「やまぐち元気生活圏」の範囲を定期的に見直し、中山間地域以外の都市的地域は言うまでもなく、中山間地域においても活力みなぎる「元気なやまぐち」を実現していただきたい。

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、人口減少・高齢化が進行する中山間地域において、単一集落の維持を前提とする従来型の地域政策から転換し、基幹的集落を核として複数集落が機能を補完し合う「生活圏」という単位で地域を再構成しようとするものである。この考え方は、人口減少を不可逆的な前提条件として受け止めた上で、地域の持続可能性を再設計しようとするものであり、社会減対策の根幹に関わる極めて重要な施策であると評価できる。

社会減は、雇用機会の不足のみならず、医療・買物・交通・地域活動といった日常生活機能の低下が複合的に重なり合うことで加速する傾向がある。本事業は、これらの生活機能を個別に補修するのではなく、生活圏として再編・再構築することにより、「住み続けることができる条件」を面的に整えようとする点に特徴がある。このアプローチは、社会減の要因に対する対症療法ではなく、構造的対応である点において高く評価できる。

実績面においても、元気生活圏づくり推進方針を策定している地域数は、令和 2 年度の 62 地域から令和 6 年度には 81 地域へと着実に増加しており、コロナ禍で停滞していた地域活動が再び動き始めていることが確認できる。市町や地域団体による主体的な取組が拡大している点は、本事業が一定の呼び水として機能していることを示している。しかし、本事業を社会減対策としてさらに実効性の高いものとするためには、いくつかの重要な課題が存在すると考える。

第一に、成果指標が「元気生活圏に取り組む地域数」という形成段階の指標にとどまっている点である。生活圏の数が増加していること自体は評価できるものの、それぞれの生活圏において、実際に生活利便性がどの程度維持・向上しているのか、あるいは転出抑制や定住意向の維持につながっているのかについては、必ずしも可視化されていない。社会減対策としての有効性を説明するためには、生活交通の確保状況、買物・医療等へのアクセスの変化、地域活動への参加状況など、「暮らしの質」に関する中間アウトカム指標を段階的に設定・把握していくことが求められる。

第二に、支援内容が多様である一方で、生活圏としての完成度や成熟度に応じた段階的支援の視点が必ずしも明確でない点が挙げられる。現状では、推進方針を策定した地域に対して広く支援が行われているが、今後は、形成初期段階、機能統合の進捗段階、定着・自走段階といったフェーズを意識し、支援内容や重点を整理することが、限られた財源を有効に活用する上でも重要と考える。

第三に、本事業は「人を呼び込む施策」ではなく、「人が離れにくくなる構造をつくる施策」であるがゆえに、その政策的意義が人口増加施策と比較して誤解されやすいという課題も内包している。短期的な人口増減のみをもって評価するのではなく、「人口減少下でも生活が成立する地域構造をどこまで構築できているか」という視点を明確に位置付け、県全体の人口戦略の中で本事業の役割を整理する必要がある。

以上を踏まえると、本事業は、短期的に社会減を反転させる施策ではないものの、社会減を加速させないための前提条件を整える基盤的施策として極めて重要な位置を占めているといえる。今後は、取組地域数の拡大に加え、生活圏ごとの質的变化を丁寧に把握・分析し、その成果を見える形で示していくことにより、社会減対策としての実効性と説得力を一層高めていくことが期待される。

◆3KPI ロジック整理 (No. 30 やまぐち元気生活圏活力創出事業)

観点	KPI	ロジック (社会減との関係)
生活基盤	元気生活圏づくりに取り組む地域数	生活圏の形成 → 医療・買物・交通等の生活機能を広域で確保 → 日常生活の不便さによる転出動機の低下 → 社会減の抑制
地域主体性	市町・地域団体による取組件数(ソフト・ハード支援)	地域主体の課題解決 → 住民の関与・愛着の向上 → 「住み続けたい」という意識の醸成 → 定住意向の維持
持続性	元気生活圏の累計形成数(進捗率)	複数集落の機能再編 → 単独集落崩壊リスクの低減 → 生活圏としての持続性確保 → 中長期的な人口流出の抑制

31. まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業

(1) 事業の概要

事業名	まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業
担当部局課	産業労働部経営金融課
実施の背景（必要性）	
人口減少に伴う需要の縮小やコロナ禍による地域イベントの中止等により来訪者数が減少し、各地域の商業エリアが低迷する中、住民・来訪者ニーズを把握し、その役割・機能を高めて、消費行動や人的交流の活性化に繋げる自発的な取組を促進することが必要であることから、本事業により、データマーケティングによる来訪者ニーズを捉えた新たな取組を支援することで、商業エリアにおける来訪・回遊の増加を促すもの。	
目的	
商業エリアにおける消費行動や人的交流を活性化するため、大胆な変革に取り組む商業エリアを対象に、データマーケティングの実施やマーケティング結果に基づく新たなにぎわい創出の取組を支援する。	
達成時期	令和9年度
目指すべき将来像	
県内の商業エリアにおいて、3年間で30%の人流増加を実現	
概要（内容）	
1. データマーケティング実施事業 商業エリアにおいて、人流情報、属性、消費動向等の来訪者の心理や行動の手がかりとなるデータを収集・分析するデータマーケティングの手法により商業エリアの活性化方策に係る調査・分析・企画立案に係る経費を補助する。 2. データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業 商業エリアにおいて、データマーケティングに基づき企画・立案した商業エリアの活性化方策により、来訪者のニーズやトレンドを的確に捉えたイベント開催等の来訪・回遊増加につながる新たな取組に係る経費を補助する。	

概要図等

1. データマーケティング実施事業

■ 補助対象

■ 補助率

■ 補助上限

商店街・まちづくり会社等
【新規】3/4 【継続】1/2
【新規】9,000千円
【継続】6,000千円

県

→

商店街等

2. データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業

■ 補助対象

■ 補助率

■ 補助上限

市町（⇒商店街等）
（市町補助額の）1/2（⇒2/3）
1,000千円（⇒2,000千円）

県

→

市町

⇒

商店街等

主な実施主体	県
対象者	山口県内に拠点を有する商店街等組織又はまちづくり会社、市町

令和 6 年度の取組

・山口県商店街振興組合連合会（以下、県振連という。）と連携し、活用が見込める商業エリアへの訪問と事業説明

・県内商業エリアのデータマーケティング実装拡大を後押しするため、優良事例を取組事例集としてとりまとめ、HP に掲載

・補助対象者（商店街組織等）の進捗状況管理及びフォローアップ

実施結果（アウトプット）及び進捗状況

1. データマーケティング実施事業

徳山駅前商業地区等 9 商業エリアにおいてデータマーケティングを実施しており、一部商業エリアは令和 7 年度も継続して事業実施予定。

2. データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業

実績はないものの、伴走者や県振連の支援を受けながら令和 7 年度の実施にむけて準備を進めている商業エリアもある。

成果(アウトカム)及び評価（次期計画を含む）

各商業エリアの人流増加率（前年度比）は以下のとおり。

商店街等組織 まちづくり会社	人流増加率 （令和 5 年→ 令和 6 年）	特記事項 （大幅増減の理由）
株式会社まちあい徳山	13%	
シーモールテナント会	1%	
協同組合唐戸商店会	9%	
長門湯本温泉まち株式会社	7%	
株式会社リージョナルマネジメント	△2%	

特定非営利活動法人ほっとにしき	38%	大幅増は集客イベント復活によるもの
大島観光協会	△8%	
小野田駅前商店連盟	△60%	大幅減は令和5年のみ有名人招致したことによるもの
周防大島町商工会	18%	
増加率の相加平均	2%	

KPI については、事業開始から3年間で人流増加率30%を目標としており、令和6年度全体の人
 流増加率は2%となった。KPI が伸び悩んだ要因の一つに、1つの商業エリアの人流が6割減にな
 ったことが考えられるが、他商業エリアの多くはマーケティング結果を活かした取組を実施し、
 堅実に人流を増加させている。

関連する「やまぐち未来維新プ ラン」115の成果指標	No.113 やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数 令和3年度 70地域 ⇒ 令和8年度目標 100地域（累計）	
関連する個別計画	該当無し	
根拠法令（法律・条例）	該当無し	
事業区分	継続事業（令和5年度～）	

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	80,500	80,500
補正後予算額	—	53,973	42,701
決算額	—	52,626	41,548

（決算額及び予算額の著増減事項等）決算額の減少については、継続事業者の補助率・補助上限減
 による実績額の減及び商業エリア内での合意形成の難しさから新規事業者参入の見込み減による。

（3）令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	41,514	下記（5）参照
旅費	34	職員出張旅費
合 計	41,548	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	20,757	50.0
その他	20,791	50.0
一般（県）	—	—
合 計	41,548	100.0

(その他財源の内容) デジタル実装基金

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	52,610	41,514
補助金等の名称	—	データマーケティング実施補助金	データマーケティング実施補助金
交付先名	—	(株)まちあい徳山 外8件	(株)まちあい徳山 外8件

(6) -1 令和6年度 補助金等の概要

補助金等の名称	データマーケティング実施補助金	
目的（趣旨）	県内に拠点を有する商店街組織又はまちづくり会社が行うデータマーケティング事業を支援することにより、商業エリアにおける消費行動や人的交流の活性化を図る。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	山口県補助金等交付規則 データマーケティング実施補助金交付要綱	
創設年度	令和 5 年度	
交付対象事業	令和 5 年度～令和 7 年度	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
新規事業者	データマーケティングに必要な経費であって、人件費、報酬、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、通信運搬費、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、委託費、その他事業に必要と認められる経費	3/4（900 万円）
継続事業者	同上	1/2（600 万円）
交付先及び交付金額		
状況		
	交付先名	交付金額（円）
	(株)まちあい徳山	5,995,500 円
	協同組合唐戸商店会	2,145,000 円
	特定非営利活動法人ほっとにしき	2,408,485 円

長門湯本温泉まち(株)	2,727,273 円
(株)3in	9,000,000 円
中小企業連携協同組合 Shingari	9,000,000 円
星プラザテナント会、下松商業開発(株)	8,175,741 円
周防大島町商工会	562,132 円
(株)リージョナルマネジメント	1,500,000 円

申請及び交付件数	申請件数：9 件
	交付件数：9 件

補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移 (単位：%)			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値 (A)	－	－	－
実績値 (B)	－	0	2.0
達成率 (B/A)	－	0.0	0.0

達成度の説明
データマーケティングにおいて、地方商業エリアは、首都圏と比較し、ニーズを可視化するためのデータ蓄積に時間がかかること、また商業エリアにデータマーケティングのノウハウがなく、トライ&エラーを繰り返しながらにぎわい創出を実現していく観点から、事業達成を事業開始から 3 年後に設定している。
また今まで来訪者数を測定していない商業エリアが多く、事業開始年度の数値を基準値としている。令和 6 年度は前年度比 2.0%の増加となっており、物価高等により消費行動が抑制されている中でも各商業エリアでデータに基づいた活性化取組を行い、堅実に人流は増加している。

(6) -2

補助金等の名称	データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業補助金
目的（趣旨）	県内に拠点を有する商店街等組織又はまちづくり会社が行うデータマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業を支援する市町の主体的な取組に対し、補助金を交付することにより、商業エリアにおける消費行動や人的交流の活性化を図る。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業補助金交付要綱
創設年度	令和 5 年度
交付対象事業	令和 5 年度～令和 7 年度

補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
市町	データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業を行う間接補助事業者に対し、200 万円を上限度とする補助事業者が交付する補助金	1/2（100 万円）
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
該当無し		—
申請及び交付件数		申請件数：0 件 交付件数：0 件
補助金の効果測定		
達成度の説明：データマーケティングのデータ蓄積や分析に時間がかかり、魅力向上支援事業のフェーズまでたどり着いていないエリアが多いことから実績なし。		

(7) 監査要点と実施した手続の概要

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定書を確認し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・要綱において要件が適切に定められているか確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか確認した。 ・補助事業計画書及び事業実績報告書を閲覧し、本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について確認した。
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

交付要綱、交付申請書、審査書類、交付決定通知書、実績報告書、収支決算書、概算払精算書、支出表、請求書、領収書

(9) 監査の結果

【指摘】データマーケティング実施事業の目的の達成を確認するための実施効果報告の報告回数について（有効性）

本事業は、商業エリアにおいて、人流情報、属性、消費動向等（以下、「人流情報等」という。）のデータを収集・分析するデータマーケティングにより、商業エリアの活性化方策に係る調査・分析・企画立案に係る経費を補助するものである。具体的には、商業エリアにおいて AI カメラを設置することによるデータの取得、モバイルデータの分析、イベント会場でのアンケートの実施等に対して補助が行われている。本事業の KPI は、事業開始から 3 年間で人流増加率 30%が目標とされており、事業の実施効果の報告は、交付決定を受けた日の属する会計年度及び当該年度終了後 2 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に行わなければならないとされている（データマーケティング実施補助金交付要綱第 14 条第 1 項）。

本事業は令和 5 年から開始され、令和 5 年度は新規事業者が 9 事業者、令和 6 年度は継続事業者が 6 事業者と新規事業者が 3 事業者の合計 9 事業者が補助金の交付を受けているが、いずれの事業体も交付を受けることによって初めてデータの収集に取り組むことになるため、新規に交付を受けた年度に初めて人流情報等のデータを得ることになる。つまり、新規に交付を受けた年度については、比較対象となる前年までのデータが存在しないため、新規に交付を受けた年度の人流増加率を把握することができない。KPI は事業開始から 3 年間で人流増加率 30%が目標とされ、制度上は 3 回の報告が求められるが、実際には、2 年分の人流増加率しか把握できない。実質的に 3 年間の人流増加率を把握するためには、4 回の報告が必要になる。補助金の制度設計として、4 回の報告を求めることは不可能ではないし、事業者に対して過度な負担を課すものでもない。

補助金の効果を的確に把握し、目標達成の如何を分析し次の事業に活かすためにも、効果測定の方法も実質的に有効なものとするべきである。

【指摘】データマーケティング実施事業に関する人流増加率の設定方法について（有効性、経済性・効率性）

本事業の KPI は、事業開始から 3 年間で人流増加率 30%が目標とされているが、どのようなデータを基準として人流増加率を把握するかといった具体的な比較方法については、交付要綱等で指定されていない。このため、人流増加率のベースとなる数値は各事業者が自由に設定することができる。実際にも、1 年間といった幅のある期間の人流データをベースにしている事業者もある一方、特定のイベント（特定の日時）の人流データをベースにしている事業者もある。

交付要綱では、「データマーケティング事業」について、商業エリアにおいて来訪者の人流等のデータを収集し、データマーケティングの手法により商業エリアの来訪、回遊を増加させるための商業エリアの活性化方策を企画立案する事業をいう、とされている。このため、商業エリアの来訪・回遊を増加させるための事業であれば、特定のイベント（1年に1回開催されるようなもの）も補助対象となりうる。

しかし、特定のイベントが補助対象となりうるのは、交付要綱上は問題ないとしても、例えば令和6年度では長門市（長門市駅周辺及び仙崎エリア）において、予定していたイベントが天候不良にて開催できなくなるなど、データの収集・解析の当初の目的を達成できなかった事案も発生している。

そもそも、各地域の商業エリアの低迷を背景にデータマーケティングを行うとすれば、一時的なイベントによる集客数を把握するよりも、ある程度の期間（例えば1年間）の人流等データによって現状を把握した上で、恒常的な人流の増加・回復を目指すべきである。このため、本事業のデータマーケティングとしては、単発のイベントを対象とするのではなく、ある程度の期間の幅のあるデータ収集・データ分析に対して補助する方が有効と考える。

なお、まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業では、データマーケティング実施事業の他に、「データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援事業」も設けられており、こちらの事業では、データマーケティングに基づき企画・立案した商業エリアの活性化方策により、来訪者のニーズやトレンドを的確に捉えたイベント開催等の来訪・回遊増加につながる新たな取組に係る経費を補助することとされている。すなわち、特定のイベントに対する補助を目的とする制度は他に用意されているため、データマーケティング事業が、ある程度の期間の恒常的な人流等のデータ収集・分析に限定されたとしても支障は無い。

したがって、補助事業の有効性を的確に判断できるよう、人流増加率のベースとなる数値について基準を設け、商業エリアの来訪者数を増加させるための対策に真に資する運用をする必要がある。

【意見】本事業の人流増加率の評価方法について（有効性、経済性・効率性）

本事業のKPIは、事業開始から3年間で人流増加率が30%を目標とされているが、令和5年度から令和6年度の間の人流増加率は、相加平均で1.78%にとどまっている。県は、KPIの伸び悩んだ原因の一つとして、1つの商業エリアの人流が6割減となったことが考えられるが、他商業エリアの多くはマーケティング結果を活かした取組を実施し、堅実に人流を増加させていると評価している。

しかし異常値（大幅増と大幅減）の商業エリアを除いた7エリアの相加平均は5.43%に留まる。このペースでは、事業開始から3年間で人流増加率を30%のKPIは到底達成できない。

このことから、上述のとおり、イベント時の人流データを単純に比較基準とするのは、データのブレが大きく、適切ではないと考える。

(人流増加率)

商店街等組織	人流増加率	人流増加率 (大幅増・大幅減を除外)	特記事項 (大幅増減の理由)
(株)まちあい徳山	13%	13%	
シーモールテナント会	1%	1%	
協同組合唐戸商店会	9%	9%	
長門湯本温泉まち株式会社	7%	7%	
(株)リージョナルマネジメント	-2%	-2%	
特定非営利活動法人ほっとにしき	38%	—	大幅増は集客イベント復活によるもの
大島観光協会	-8%	-8%	
小野田駅前商店連盟	-60%	—	大幅減は令和5年のみ、有名人を招致したことによるもの
周防大島町商工会	18%	18%	
増加率の相加平均	1.78%	5.43%	

【意見】社会減対策との関係性に関する評価整理（有効性）

本事業は、人口減少に伴う需要縮小や商業エリアの空洞化という構造的課題に対し、単発的なイベント支援ではなく、来訪者の行動や心理をデータとして可視化し、地域自らが持続的ににぎわいを創出できる基盤を構築しようとする点において、社会減対策としての方向性は妥当である。商業エリアは、日常的な消費行動の場であると同時に、住民同士や来訪者との交流が生まれる「生活の接点」であり、その活力の低下は、地域への愛着の希薄化や居住満足度の低下を通じて、社会減を加速させる要因となる。本事業は、こうした商業エリアの役割を再定義し、「訪れる理由」「回遊する動線」「滞在する価値」をデータに基づいて再構築しようとするものであり、社会減を抑制する環境整備型施策として一定の意義を有する。

一方で、現時点では、データマーケティングの実施段階にとどまる事業者が多く、データ分析結果を踏まえた具体的なにぎわい創出施策の実装には至っていない商業エリアも見受けられる。その結果、人流増加率という成果指標においては、全体として緩やかな増加にとどまっており、社会減対策としての効果が短期間で顕在化しにくい段階にあると評価できるが、商業エリアにおける人流や消費行動は、天候やイベント、社会経済状況の影響を受けやすく、短期的な増減のみをもって事業の有効性を判断することは適切ではない。むしろ、本事業の本質的な価値は、

- ・商業エリアにおけるデータ活用の定着
- ・主体的に課題を把握し改善を図る体制の構築

・継続的な人流創出につながる意思決定力の醸成

にあり、これらが定着することで、将来的に居住環境の魅力向上や定住意欲の維持につながる事が期待される。

したがって、本事業は、社会減を直接的に抑制する即効性のある施策というよりも、地域の日常的な活力を底上げすることを通じて、社会減の進行を緩やかにする中長期的施策として位置づけることが相当と考える。

◆3KPI ロジック整理 (No. 31 まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業)

観点	KPI	ロジック（社会減との関係）
活動量（アウトプット）	データマーケティング実施商業エリア数	商業エリアにおいて人流・属性・消費動向等のデータを収集・分析する → 来訪者の実態や課題が可視化される → 経験則に依存しないにぎわい創出施策の検討が可能となる
成果（アウトカム）	商業エリアにおける人流増加率	データ分析結果に基づく施策が実装される → 来訪・回遊が促進される → 日常的な消費行動や人的交流が回復・拡大する
最終効果（インパクト）	商業エリアの持続的なにぎわいの形成	日常的に人が集い交流する場が維持・強化される → 生活利便性・居住満足度が向上する → 地域への愛着が高まり「住み続けたい」と感じる環境が形成される → 社会減の抑制に寄与する

以上